

年鑑

核軍縮と非核自治体・2002

●特別記事

米国「核態勢見直し」 梅林宏道
2002NPT準備会議 ダグラス・ロウチ
テロと核兵器 前田哲男

●核軍縮キーワード(01.1~02.5)

●特別資料

米「核態勢見直し」暴露部分・全訳
モンゴル非核法・全訳

監修●梅林宏道／前田哲男

発行●NPO法人 ピースデポ

発刊にあたって

「核軍縮と非核自治体●2002」は、予想を超えた激動を伝える版となりました。1998年に始まった本年鑑の第5冊目になります。

例年の通り、今版も、おおむね2001年1月から2002年5月までの期間をカバーいたしました。この期間には、2001年9月11日の米国中樞への同時多発テロ事件を挟みながら、ブッシュ政権の「ミサイル防衛計画」とABM条約からの脱退宣言、そして「核態勢見直し」、米口の「新戦略的枠組み」へと、核兵器の将来に大きく影響する重要事件が相継ぎました。2005年のNPT再検討会議に向かう第一回の準備委員会も開催されました。

本書は、これらを含む世界の核軍縮の歩みや核兵器に関する新しい動向を、分かりやすく、キーワードを中心に解説しています。さらに今年からは、「ファクトシート」という新しいコーナーを設けました。この期間に重要な進展はなかったけれども、まとめておくと便利な項目について事実解説を行う趣旨のセクションです。

また、特別記事として、「核兵器とテロリズム」「米国の核態勢見直し」「NPT再検討準備委員会」を特集し、詳しく論じました。とくに、最後のテーマについては、おそらくこのテーマについてのもっともふさわしい書き手であるカナダのダグラス・ロウチ上院議員（元カナダ軍縮大使、現在はNGO「中堅国家構想(MPI)」議長）の報告文を掲載することができました。

本書は、市民活動や非核自治体の活動に役立つことを念頭に置きながら編集しています。本書の背景には、毎月2回(1日と15日)というハイペースで発行されている『核兵器・核実験モニター』があります。そこで蓄積されている膨大なデータが、本書の基礎資料として役立っています。

「核軍縮と非核自治体●2002」は、多くの方々の執筆協力を得て作成されました。ここで一々の内容を挙げませんが、皆さんに心からお礼を申し上げます。皆さんの協力なしには、本書は実現できませんでした。巻末に、執筆者の名前を掲げました。

本書への感想や意見、改善のための提案など、ぜひともお寄せ下さい。来年版への参考にさせていただきます。本書が、少しでも多くの読者に役立つことを願っています。

2002年6月 「核軍縮と非核自治体●2002」編集委員会
代表 梅林宏道

ごあいさつ

このたび、「核軍縮と非核自治体●2002」が発行されますことを、日本非核宣言自治体協議会を代表してお祝い申し上げますとともに、貴団体の非核・平和のための日頃からのご努力に心から敬意を表します。

新たな世紀を迎えましたが、核兵器廃絶を求める私たちの願いは未だかなえられず、特に昨年9月11日の米国での同時多発テロ以来、緊迫した国際情勢が続いております。昨年12月には、ミサイル防衛を推進するために米国はロシアとの弾道弾迎撃ミサイル(ABM)制限条約を一方向的に破棄し、本年3月には「核体制見直し」において新たな小型核兵器の開発と非核保有国に対する使用さえ明らかになりました。その一方、新たに戦略攻撃兵器削減条約を結び、戦略核兵器の大幅削減を表明しましたが、その多くは再配備が可能であるなど、とても誠実とは言えない超大国米国の核政策であります。

また、イスラエルとパレスチナ間の紛争、インドとパキスタンの激しいミサイル開発競争など、世界は混沌として混迷の度を増していると言わざるをえません。

核兵器は、無差別の殺戮をもたらし、放射能の後遺症により長期間にわたり人々を苦しめるばかりでなく、地球環境そのものにも大きな影響を与える非人道的な兵器であり、人類の文明と共存できるものではありません。

日本非核宣言自治体協議会は、戦争の最大の犠牲者は市民であるという観点から、市民の生命と生活を守るために核兵器廃絶と世界恒久平和を訴える「非核・平和都市宣言」の普及を訴えて参りました。現在、全国の自治体の4分の3にあたる2,598自治体が非核・平和自治体宣言(決議)を行なっています。

これらの非核・平和運動に熱心に取り組んでおられる自治体と住民の活動の貴重な資料としてこの「核軍縮と非核自治体●2002」が大いに活用されることを期待いたします。

私たち、日本非核宣言自治体協議会もネットワークの拡大につとめ、市民の皆さまとともに核兵器廃絶と世界恒久平和の一日も早い実現を願って運動を続けてまいります。

最後に、非核・平和運動に取り組んでおられる皆さまのますますのご活躍、ご発展を祈念いたします。

2002年5月

日本非核宣言自治体協議会
会長 長崎市長 伊藤 一長



略語集

ABM	対弾道ミサイルシステム	NIF	国立点火施設
ASEAN	東南アジア諸国連合	NLP	夜間離着陸訓練
ARF	アセアン地域フォーラム	NMD	国土ミサイル防衛
BMD	弾道ミサイル防衛	NNSA	国家核安全保障管理局
BMDO	弾道ミサイル防衛局	NPR	核態勢見直し
BWC	生物兵器禁止条約	NPT	核不拡散条約
CD	ジュネーブ軍縮会議	NSA	消極的安全の保証
CIA	米中央情報局	NSG	原子力供給国グループ
CTBT	包括的核実験禁止条約	NTWD	海軍戦域防衛、または海上配備型上層システム
CTBTO	包括的核実験禁止条約機関(準備委員会)	NWC	核兵器禁止条約
CSBM	信頼・安全保障醸成措置	NWFZ	非核地帯
CWC	化学兵器禁止条約	NWS	核兵器国
DOD	米国防省	NYT	ニューヨークタイムズ
DOE	米エネルギー省	ODA	政府開発援助
DPRK	朝鮮民主主義人民共和国	OPANAL	ラテン・アメリカ核兵器禁止機構
EU	欧州連合	OPCW	化学兵器禁止条約機関
FMCT	兵器用核分裂物質生産禁止条約、またはカットオフ条約	OSCE	全欧安保協力機構
HDBT	強化され地中深く埋設された標的	PAROS	大気圏外における軍備競争の防止
IAEA	国際原子力機関	QDR	(米)四年期国防見直し
ICC	国際刑事裁判所	SCO	上海協力機構
ICJ	国際司法裁判所	SDI	戦略防衛構想
ICBM	大陸間弾道ミサイル	SDR	戦略国防見直し
IMO	国際海事機関	SIOP	単一統合作戦計画
IMS	国際監視制度	SLBM	潜水艦発射弾道ミサイル
IRBM	中距離弾道ミサイル	SLCM	海洋発射核巡航ミサイル
ISAF	国際治安維持部隊	SORT	戦略的攻撃力削減条約
KEDO	朝鮮半島エネルギー開発機構	SOW	戦略的攻撃兵器
LMJ	レーザー・メガジュール	SRF	(ロシア)戦略ロケット軍
MAD	相互確証破壊	SSBN	弾道ミサイル原子力潜水艦(戦略原潜)
MD	ミサイル防衛	SSGN	誘導ミサイル原子力潜水艦
MDA	ミサイル防衛庁	SSMP	備蓄兵器管理計画
MIRV	多弾頭個別誘導再突入体、いわゆる多弾頭ミサイル	SSOD	国連軍縮特別総会(SSDとも呼ぶ)
MOX	ウラン・プルトニウム混合酸化物	START	戦略兵器削減交渉、または戦略兵器削減条約
MPI	中堅国家構想	THAAD	戦域高高度地域防衛
MTCR	ミサイル関連技術管理体制	TLAM	トマホーク対地攻撃ミサイル
NA	新アジェンダ諸国、または新アジェンダ・グループ。NAC(新アジェンダ連合)とも呼ぶ	TMD	戦域ミサイル防衛
NAM	非同盟運動(諸国)	UNEP	国連環境計画
NATO	北大西洋条約機構	WHO	世界保健機関
NCND	肯定も否定もしない(政策)	WILPF	平和と自由のための国際婦人連盟
NGO	非政府組織	WP	ワシントン・ポスト
		WT	ワシントン・タイムズ

目次

発刊にあたって 編集委員会代表 梅林宏道	1
ごあいさつ 日本非核宣言自治体協議会会長 伊藤一長	2
略語集	3
第1章 核軍縮:2001の概観	9
1. 核軍縮概観 2001年1月~2002年5月 10	
2. 核軍縮年表 2001年1月~2002年5月 17	
第2章 特別記事	27
1. 米国の核態勢見直し(NPR) 梅林宏道 28	
2. 核不拡散条約(NPT)の危機と挑戦—準備委員会の報告と評価 ダグラス・ロウチ 42	
3. テロリズムと核兵器 前田哲男 64	
第3章 核軍縮:2001年のキーワード	71
A. 外交交渉における課題	
A1. 米国のミサイル防衛とABM条約脱退通告 72	
A2. 米ロ「新しい戦略的枠組み」 73	
A3. 米ロ戦略的攻撃力削減条約 74	
A4. NPT準備委員会、2005年に向けスタート 75	
A5. 新アジェンダのリーダーシップ継続 76	
A6. 第2回CTBT発効促進会議、米はボイコット 77	
A7. 新情勢の中の国連第一委員会 78	
A8. ジュネーブ軍縮会議(CD)、作業プログラムめぐる攻防 79	
A9. NATO核兵器政策:米に引きずられる 80	
A10. 生物兵器禁止条約・再検討会議、米がブロック 81	
A11. 国際刑事裁判所(ICC)条約発効と核 82	
A12. 国連軍縮教育専門家グループ 83	
B. 各国の核兵器政策	
B1. 各国の核兵器の現状 84	
B2. 米国の一国行動主義と核政策 86	
B3. ジレンマの中で模索するロシア 87	
B4. 米のミサイル防衛に抵抗する中国 88	
B5. 未臨界核実験は続く 89	
B6. 英、未臨界核実験参加が明らかに 90	
B7. 緊張する印パの核兵器とミサイル 91	
B8. カナダ、NPT報告で提案 92	
B9. モンゴル、非核地位による安全の保証追求 93	
C. 日本政府の核兵器政策	

- C1. 2001日本決議、米は反対投票 94
- C2. 「非核三原則見直し」発言 95
- C3. ブッシュ政権下のミサイル防衛と日本 96
- C4. 欠陥を露呈したCTBT外交 97
- C5. 印パへの経済制裁解除 98
- C6. 米の「核使用」示唆に政府対応なし 99
- C7. 核持ちこみ密約：新証言と文書不存在 100
- C8. CDの行き詰まり打開へ意欲 101
- C9. ロシア非核化支援、暗礁に乗り上げ 102
- C10. 国連軍縮石川・金沢会議 103
- C11. 弱い日本政府の被爆展示支援 104

D. 非核自治体とNGO(非政府組織)

- D1. 「核軍縮：日本の成績表」、国連に登場 105
- D2. 各国NGOによるNPT13項目評価 106
- D3. NPT準備委員会NGOセッション 107
- D4. 国連を取り巻いたNGO活動 108
- D5. 国際的批判呼ぶHOYAのNIF協力 109
- D6. 非戦求めるパークレー市議会 110
- D7. 日本非核宣言自治体協議会 111
- D8. 平和市長会議 112
- D9. 2003年に向かう地球市民会議ナガサキ 113
- D10. 米議会に訴えた広島、長崎訪米使節団 114
- D11. 非核港湾、2001-2年の動き 115
- D12. CTBT、2003年期限を求める世論 116

第4章 ファクトシート 117

- 1. ICJ勧告的意見 118
- 2. ブッシュ政権のミサイル防衛 118
- 3. 日本の核の基本政策 119
- 4. 非核地帯 119
- 5. 消極的安全の保証(NSA) 120
- 6. 非戦略核の削減 121
- 7. NPTと核物質輸送問題 121

第5章 提案——市民と自治体のために 123

特別資料1:米国の「核態勢見直し(NPR)」暴露部分(全訳) 130

特別資料2:モンゴル非核法(全訳) 148

資料 151

- 1. 国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見・抜粋(96年7月8日) 152
- 2. 新アジェンダ声明(98年6月9日) 153
- 3. 2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(00年5月19日) 155
- 4. 第56回国連総会における日本決議(01年11月29日) 157

- 5. 第56回国連総会におけるICJフォローアップ決議(マレーシア決議)(01年11月29日) 160
- 6. 第56回国連総会における新アジェンダ外相声明(01年10月8日) 162
- 7. テロと核軍縮に関するアナン国連事務総長の演説(01年9月~10月) 164
- 8. ミサイル防衛に関するブッシュ大統領演説(01年5月1日) 165
- 9. 弾道ミサイルに関するケイディッシュ証言(01年7月12日) 167
- 10. ワシントン/クロフォード首脳会談(01年11月13-14日) 169
- 11. ABM条約脱退通告(01年12月13日) 170
- 12. ABM条約脱退通告を発表するブッシュ大統領の声明(01年12月13日) 171
- 13. ABM条約脱退通告を受けたプーチン大統領の声明(01年12月13日) 172
- 14. 新しい戦略的関係に関する米ロ共同宣言(02年5月24日) 173
- 15. 戦略的攻撃力削減条約(02年5月24日) 176
- 16. 新アジェンダ・ポジションペーパー(02年4月5日) 177
- 17. NPT準備委員会への日本の作業文書(02年4月) 182
- 18. NPT準備委員会、「定期報告」に関するカナダの作業文書(02年4月10日) 186
- 19. NPT準備委員会・議長の事実概要(抄)(02年4月18日) 188
- 20. CTBT発効に必要な44カ国と批准状況(02年5月31日) 190
- 21. NATO理事会外相会議・最終コミュニケ(01年5月29日) 191
- 22. シannon報告(95年3月24日) 193
- 23. 「悪の枢軸」：一般教書演説(2002年1月29日) 194
- 24. 英国未臨界核実験に関する政府答弁(02年2月12日) 195
- 25. パークレー市議会決議(01年10月16日) 196
- 26. 苫小牧市非核平和都市条例(02年3月12日) 197
- 27. CTBT2003年期限を求める広島・長崎市長の手紙(01年9月6日) 198
- 28. 広島市・長崎市の2001平和宣言(01年8月6日、9日) 199
- 29. 11か国意識調査(02年2月~3月) 201
- 30. 軍事費でこんなことができる(01年) 204
- 31. 核軍縮：日本の成績表(02年3月27日) 206
- 32. 核兵器・核軍縮関連年表(45年~01年) 208
- 33. 2002年版に掲載されていない旧版の資料一覧 209

第1章

核軍縮:2001の概観

- 1 概観
- 2 年表

1. 核軍縮概観 2001.1～2002.5

ブッシュ政策の大波

ジョージ・W・ブッシュ氏が米国の大統領に就任したのが2001年1月20日であり、ブッシュ政権の核兵器政策の枠組みである「米口の新しい戦略的枠組み」が合意されたのが2002年5月24日である。したがって、本年鑑がカバーする期間とは、まさにブッシュ政策の大波によって洗われた期間であった。

核軍縮の観点から見たとき、ブッシュ政策は「ポスト冷戦後」を刻印する激しい逆流であると言えるであろう。1990年代、決して力強いものであったとは言えないが、「冷戦後」を特徴づけた核軍縮への着実な流れがあった。それが、ブッシュ政策によって頓挫を余儀なくされようとしている。その意味では、「ポスト冷戦後」という新しい時代が始まったと言えるであろう。

「冷戦後」の肯定的な動きを素描すると、1995年NPT再検討・延長会議に向かうNGOによる核兵器禁止条約への動き、それを受けた国際ネットワーク「アボリション2000」の誕生(1995年)、国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見(1996年)、キャンベラ委員会報告(1996年)、包括的核実験禁止条約(CTBT)の締結(1996年)、新アジェンダ連合の発足(1998年)、2000年核不拡散条約(NPT)再検討会議における「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」の合意、などがあつた。その流れは、核兵器廃絶への着実な前進を示唆していた。

しかし一方で、インド・パキスタンの核実験(1998年)、米国の備蓄兵器管理計画(SSMP)への巨額投資、米国のミサイル防衛計画と米口START過程の行き詰まりなど、核兵器廃絶への負の要素も確実に併存していた。しかも、核兵器の中核と周辺の両方において、危機的な暗雲が同時に広がる兆候を見せていた。つまり、米国という核保有国の中核において核兵器を放棄する意志がまったく見られないこと、それと呼応するように核兵器保有を目指す新しい国家の誕生の可能性が現実のものとして見えてきたこと、である。

ブッシュ戦略における核政策は、2002年1月早々に発表された「核態勢見直し(NPR)」に集約されている。その詳しい内容については特別記事*を参照していただきたい。ここでは、動向として把握しておくべき特徴を列記しておく。

1. 核兵器とミサイル防衛が、戦略上相互補完的なセット概念で位置づけられた。「核兵器もミサイル防衛も」という考えであり、核兵器廃絶への論理はない。
2. 核兵器と精密通常兵器が、攻撃兵器の中で相互補完的に位置づけられた。それぞれの攻撃兵器の適切な役割分担が強調される。核兵器と通常兵器との間にある政治的、外交的、人道的観点からの線引きが希薄になった。そのため、核兵器使用の「しきい」が低くなった。

*28ページ

3. 少なくとも2050年まで有効な新型核兵器の開発を構想している。また、核実験の再開に要する準備期間の短縮など、核兵器長期保有と現代化への体制作りが目指されている。

4. 2012年までに作戦配備の戦略兵器を1700～2200弾頭に削減することを唱っているが、同時に「迅速対応戦力」という新しい範疇の核兵器を設け、削減する弾頭の多くを「迅速対応戦力」として保存する方針を打ち出した。

5. 「ならず者国家」「テロ組織」を念頭においた核兵器の開発と運用を目指している。一方で、従来通りロシアを全滅させるに足る核戦力の確保を目指している。

ミサイル防衛と「新しい戦略的枠組み」

2001年5月1日、ブッシュ新大統領は、国防大学においてミサイル防衛の基本方針を訴える演説を行った*。予想されていたように、大統領はミサイル防衛を積極的に推進するとともに、その構想はクリントン大統領時代のミサイル防衛計画とまったく異なることを強調した。「合衆国、その派遣部隊、そして私たちの友邦・同盟国を防衛できるような」ミサイル防衛を「手元にあるあらゆる配備様式を検討する」、「すべての選択肢についてさらなる探求をする」と述べたのである。明らかにABM条約(対弾道ミサイルシステム制限条約)に違反する構想であり、「30年前のABM条約の制約を超えなければならない」と述べて、ブッシュ大統領は新しい枠組みを目指す方針を言明した。その上で、ロシアとの交渉について「すでに下された一方的な決定を示す」のではなく、「本当の協議」を追求する姿勢を述べ、ロシアの合意を取り付けながら構想を実現させる方向を示したのである。

振り返って見ると、ブッシュ大統領のこの方針は、おおむね成功したと言える。もちろん、ロシアはABM条約破棄に最後まで反対した。しかし、5月1日演説以後、米ロ首脳会談はリュブリャナ(スロベニア、2001年6月16日)、ジェノバ(イタリア、01年7月22日)、上海(中、01年10月21日)、ワシントン・クロフォード(米、01年11月13～15日)、モスクワ(ロ、02年5月24日)と回を重ね、新しい戦略的枠組みについての米ロ間の合意が積み重ねられる場となった。この間、01年12月13日に、米国は形の上では一方的にABM条約からの脱退を通告する*が、少なくともプーチン政権からの強い反発は生まれなかった。この背後には、その後の北大西洋条約機構(NATO)・ロシア理事会の設立(02年5月28日)、G7サミットへのロシアの正式加盟決定(02年6月)へとつながる政治の流れが敷かれていたからである。

新しい「戦略的枠組み」へと向かう国際政治において、米国は、2001年9月11日に発生した米国中核への同時多発テロ攻撃事件を最大限に利用した。被害国への国際的な同情に便乗し、国際テロに反対するという大義名分を掲げて、米国は「ポスト冷戦後」の外交を行った。テロの「敵か味方か」という単純な図式の踏み絵を踏ませながら、9.11以前から構想していた新しい枠組み作りに乗じたのである。米国は

*資料8(165ページ)

*キーワードA1「米国のミサイル防衛とABM条約脱退通告」(72ページ)参照。

ミサイル防衛計画が、9.11のような攻撃に無力であるにもかかわらず、事件を「あらゆる事態に備える」という論理を強化するために利用した。国家による核兵器の保有の継続は、核兵器のテロ組織への拡散の危険を増大し、核兵器廃絶への速度を加速させる必要性が増した状況であるにもかかわらず、米国は、「ならずもの国家」や「テロ組織」を標的とした核使用の必要性と、ロシアの核兵器・核物質の管理の強化という方向に議論を押し進めた。

2002年5月24日、米ロ交渉の到達点である「戦略的攻撃力削減条約（モスクワ条約、SORT）」が結ばれるとともに、新しい戦略的な枠組みを宣言する「米ロ共同宣言」が発せられた^{*}。この到達点は、核兵器については、不可逆性の保証のない、米国の求める「柔軟性」が最大限に保証されたものになった。また、共同宣言においては、ABM条約の失効が事実上容認され、ミサイル防衛について透明性を増大させるという方向で合意をした。

しかし、ロシアは、「宇宙兵器の禁止」という側面から米国のミサイル防衛に制約を加えようとしていると考えられる。中国と協力しながら、この分野での攻勢を強めている^{*}。

NATO諸国は、米国のミサイル防衛計画に懸念を表明し、ABM条約の維持を望んでいた。しかし、米国による説得の努力と、ロシアや中国の比較的冷静な反応のなかで、NATOは米ロの「新しい戦略的枠組み」を受け入れ、それを前提としてヨーロッパ地域の新しい枠組みを追求し始めた。NATO・ロシア理事会の設置はその具体的な現れの一つである^{*}。

NPTの危機と新アジェンダ

2000年NPT再検討会議において、「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」を含む13項目の実際的措置の合意を勝ち取るのにリーダーシップを発揮した新アジェンダ諸国は、2002年4月8日～19日に開催された2005年NPT再検討会議に向けた第1回準備委員会においても、積極的な役割を演じた。

この会議は、上述のようなブッシュ政策の大波を受けて、深刻な打撃を受けた。米国は、少なくとも二つの条約について13項目の合意を覆した。つまり、CTBTの早期発効とABM条約の維持・強化について「もはや支持しない」と表明した。また、NPRで暴露された方針は、13項目のなかで合意した不可逆性に明らかに違反している。何よりも、「合衆国の新しいアプローチは、核および非核の攻撃システムと能動的および受動的な防衛と再活性化された防衛インフラストラクチャーによって構成されるであろう」と、新三本柱^{*}を説明した米代表の発言は、核兵器の「完全廃棄を達成するという明確な約束」に違反する。

しかし、米国は自国の安全保障にとってNPT体制が有益であるという基本的態度を示し、会議以前に示していた「一国主義的行動」^{*}をそれ以上エスカレートさせな

※キーワードA2「米ロ新しい戦略的枠組み」(73ページ)およびキーワードA3「米ロ戦略的攻撃力削減条約」(74ページ)参照。

※キーワードB4「米のミサイル防衛に抵抗する中国」(88ページ)参照。

※キーワードA9「NATO核兵器政策：米に引きずられる」(80ページ)。

※33ページ

※キーワードB2「米国の一國行動主義と核政策」(86ページ)参照。

かった。米国代表は、2000年会議の結果に「一般的に合意している」と述べ、個々の措置を点検するのではなく、全般的な目標に向かって前進しているかどうかを重要であると強弁し、米国自身は「前進している」と述べたのである。

エジプトを当番の幹事国とした新アジェンダ諸国は、核兵器国が合意を反古にしようとしていることを的確に批判した。新アジェンダは、当然ではあるが、あくまでも13項目の実際的措置を基準として核兵器国の履行を要求する立場を貫いた。そして、米国のNPRに現れた動きに対して「核兵器の将来の役割に対する新しいアプローチが現れつつある」と懸念表明し、完全廃棄の明確な約束の履行に必要な核兵器国5か国すべてが参加する軍縮努力の兆候がないこと、新世代核兵器の開発の兆候があること、などを批判した。また、新アジェンダは13項目の措置の中で合意された「報告義務」^{*}の履行にとりわけ焦点を当てた。つまり、各回の準備委員会に、13項目すべてにわたる具体的で完全な情報を含む報告書の提出を求めたのである。

報告書のあり方を巡る議論は、第1回準備委員会における議論のハイライトの一つであった。しかし、報告書の形式やカバーすべき内容について合意に達することができず、議長の実事概要は異なった意見を並記するにとどまった。準備委員会の議長は、スウェーデンのヘンリック・サランダー大使であった。新アジェンダの一員が議長であったという巡り合わせは、核軍縮のために幸いであった。議長は、個人文書である「議長の事実概要」^{*}に、核軍縮に対して表明された懸念材料を的確に記録に留め、次回準備委員会に送った。

NPT体制は、核兵器国の不誠実さに起因する危機的な状況を内包したまま、第2回準備委員会(2003.4.28～5.9、ジュネーブ)に問題が引き継がれることになった。第1回準備委員会の詳しい報告と評価については、国際的NGOである中堅国家構想(MPI)議長ダグラス・ロウチ上院議員(カナダ)による特別記事^{*}を参照していただきたい。

日本政府の後退

ブッシュ政策の大波の中で、日本政府の核軍縮政策は大きな打撃を受け、明かな後退を示した。もともと揺らいだのは、CTBTに関する政策であった。また、米国のNPRに対する日本政府の懸念表明がまったくなかったことは、日本の核兵器廃絶への熱意の無さを浮き彫りにした。

2000年NPT再検討会議で、過去6年間国連総会に提案してきた日本決議の「核兵器の究極的廃絶」という考え方が批判され、「完全廃棄を達成するという明確な約束」という新アジェンダの主張が採択された。その事態を受けて、日本政府は新しい政策へと一歩前進せざるをえなくなった。つまり、「核兵器完全廃棄への道程」(以下「道程決議」と呼ぶ)という意欲的なタイトルをもった新しい決議を、2000年国連ミレニアム総会(第55回)に提出したのである。その内容のハイライトの一つは、CTBT発効

※13項目の第12項。資料3(155ページ)参照。

※資料19(188ページ)

※42ページ参照。

に2003年の期限をつけ、NPT合意よりもさらに進んだ内容を盛り込んだことになった。2000年11月20日、決議は圧倒的多数の賛成を得て採択された。

ところがブッシュ政権が、CTBTを否定する姿勢を明確に打ち出したことによって、日本政府の出方が注目された。日本政府の政策は、つねに米国の政策の範囲内で動くという定評があったからである。予想された通り、2001年秋の国連総会に提出された「道程決議」は、大きく後退したものとなった。最初の案では、2003年期限どころか、「早期発効を求める」という文言さえも引っ込めて米国の支持を得ようとした。しかし、それでも米国の支持が得られないことが判明したところで、「早期発効」を復活させる修正案を出して、かろうじて面目を保った*。2003年期限は復活しなかった。

2001年の「道程決議」案は、「明確な約束」の位置づけにおいても、またABM条約への言及を放棄した点においても、後退した姿勢を示した。このような結果、米国が反対投票を行っただけでなく、新アジェンダ諸国が棄権投票をするという中途半端な結果を招くことになった。

前述したように、2002年に入って、米国のNPR報告が出され、やがて米口の新しい戦略核兵器の削減条約が結ばれ、米口の「新しい戦略的枠組み」が明らかになった。この歴史的な重要局面にあつて、日本政府からほとんど積極的な対応が見られなかったことは、「顕著な不在」として注目すべきことであつた。逆に、安倍晋三内閣官房副長官、福田康夫内閣官房長官など政府要人によって日本の非核政策の根幹を揺るがすような発言が相継いだ*。

とくに、NPRに関しては、『ワシントン・ポスト』紙や『ニューヨーク・タイムズ』紙が、その内容を暴露するとともに、重要部分の抜粋がNGOのウェブ・サイトで公表されるなど世界的な関心を集めていた*。しかし、日本政府は最低限の懸念のコメントすら発しなかった。一連の局面に対する日本政府の態度は、戦略兵器が三分の一に削減されるという点のみを強調して、「新しい戦略的枠組み」に期待感を表明することに終始している。

各国NGO、「NPT成績表」と反ミサイル防衛

2001年、核兵器廃絶をめざすNGOは、2000年NPT再検討会議の合意をいかに加盟国、とくに核兵器国に履行させるかに焦点を絞ったさまざまな活動に取り組んだ。

そのような意味で、2001年4月29日～5月1日にニューヨークの国連本部で開催された戦略協議「NPT2005年に向けて：13項目措置へのアクションプラン」(主催：MPI)が、出発となる重要な行事となった。その会議では、モンレー研究所のタリク・ラウフ氏が事前に基礎討議文書を作成して、13項目の一つひとつについて政策提言を行った。また、より草の根活動の視点から「平和自由国際婦人連盟」(WILPF)のプロジェクト「リーチング・クリティカル・ウィル」(核廃絶の政治意志が臨界に達するという意味で、核反応の臨界現象に因んで名づけられている)も、同様な取り組みを紹介

した。

一年後、2002年4月のNPT準備委員会に各国から集まったいくつかのNGOが、それぞれが作成した成績表を公表した。所属する国の成績表、国際的な視点で作成した成績表、13項目を対象としたもの、最終文書全体を対象としたもの、など内容も方法も多様であったが*、2000年最終文書の履行を市民社会が監視するという一致した意図が、政府代表を取り巻いたことは大きな意義があつた。

発表された成績表のなかでも、日本からの「核軍縮：日本の成績表・2002—NPT(13+2)項目に関する評価」(「核軍縮：日本の成績表」評価委員会)は、際立っていた。各項目について、政府が取り組むべき課題の設定を市民の立場から行い、その履行状況について詳細な検討を加えたものである*。これは、単にNPT合意の履行を迫る世論形成に役立つのみならず、日本において反核世論と政府の政策との間に横たわる深い溝について、海外の読者が理解を深めるための貴重な材料になると思われる。

核軍縮に取り組むNGOの、この時期における活動のもう一つの特徴は、ミサイル防衛問題や宇宙の兵器化問題と結合した活動であつた。「拡散に反対する科学技術者国際ネットワーク(INESAP)」や核時代平和財団(NAPF)が取り組む研究プロジェクト「ミサイル防衛を超える」や、「宇宙における兵器と原子力に反対する地球ネットワーク」の草の根活動が顕著であつた。

記録すべきNGOの努力のもう一つの例として、「核軍縮議員ネットワーク(PNND)」が、MPIのプロジェクトとして2001年にスタートしたことを紹介しておく。核軍縮のために活動する各国の国会議員のネットワークであるが、NGOがそれを支える。日本においても、支部結成の準備が進行している。

注目すべき11か国世論調査

最後に、今後の核兵器廃絶運動において活用されるべき、11か国世論調査について触れておく必要があるだろう。調査はカナダのブリティッシュ・コロンビア大学リュー世界問題研究センター「世論と民主主義センター」が朝日新聞とサイモンズ財団の協力で、行ったものである。2002年2月20日～3月20日に、11か国の6036人を対象に調査された。11か国とは、ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、インド、日本、ロシア、南アフリカ、韓国、英国、米国である。質問は、核兵器問題、ミサイル防衛問題など多岐にわたる。調査結果は、2002年5月17日「朝日新聞」大阪本社版に詳しく報道された。その一部を資料として本年鑑にも再録した*。

分かりやすい結果の例として、核兵器禁止条約の締結について、米国76%、英国84%、フランス90%、ロシア91%、インド78%が賛成であり、核兵器保有国や事実上の保有国においても、極めて高い比率で核兵器の廃棄が支持されていることに注目したい。また、米国の推進するミサイル防衛については、過半数の回答者が「より安

*キーワードC4「欠陥を露呈したCTBT外交」(97ページ)参照。

*キーワードC2「非核三原則見直し」発言」(95ページ)参照。

*28ページにURL。

*キーワードD3「各国NGOによるNPT13項目評価」(107ページ)参照。

*キーワードD1「核軍縮：日本の成績表」、国連に登場」(105ページ)および資料31(206ページ)参照。

*資料29(201ページ)。

全になる」と答えたのは米国だけであり、米国とインド以外のすべての国で、「より危険になる」が「より安全になる」を上回っている。いずれも、政策と市民の考えが大きく食い違っていることを示している。(梅林宏道)

2. 核軍縮年表 2001年1月～2002年5月

核:軍備と軍縮	その他の事項 (国内を含む)
2001年	
1月5日 香港紙・星島日報、中国が対衛星新型兵器「寄生星」を研究中と報じる。 5日 シャリカシュビュリ米大統領特別顧問(前統合参謀本部議長)、CTBT批准の必要性を訴える報告書を大統領に提出。	2001年 1月20日 米大統領に共和党ブッシュ氏が就任。
6日付 米CNNテレビ創業者テッド・ターナー氏、核の脅威削減のための民間活動団体設立へ。年間5千万ドルを5年間提供。	
10日 米国防長官、「核・生物・化学兵器拡散の脅威と対応」と題する報告書発表。北朝鮮と中国の兵器開発・輸出を名指して「脅威」と批判。	29日 NLP騒音対策会議、三沢、福生、大和、綾瀬、岩国市出席。硫黄島での全面実施を米軍や国に要求。
11日 米議会の諮問委員会(委員長はラムズフェルド次期国防長官)、次期政権に宇宙防衛体制整備に取り組むよう勧告。	
11日 UNEP、昨年11月のコンボの劣化ウランに関する調査団が11の調査地点中8地点で通常より高い放射線を検出したと明らかに。	2月5日 タイ国軍最高司令部、米タイ合同軍事演習「コブラゴールド」に今年から中国、ベトナム両軍のオブザーバー参加を検討中。 9日 ハワイ沖合で、えひめ丸米原潜グリーンビルと衝突沈没。9人行方不明。
12日 IAEA、バルカン半島で使用された劣化ウラン弾による健康被害の懸念に対し、調査の必要性を訴える声明発表。	
13日 英国防省、英海軍は劣化ウラン弾使用・配備を停止し、代わりに2003年までに新型タングステン弾を配備する方針決定を発表。	
16日 NATO、バルカン半島で使用した劣化ウラン弾と帰還兵の白血病などの因果関係は認められないとする軍医総監会議の結論発表。	
17日 印、中距離ICBM、アグニ2型の発射実験実施。ミサイルの射程距離は約2000キロ。弾頭運搬能力は1トンまで。	
17日 韓政府、独自のミサイル開発・生産・保有について射程を300キロに延ばすほか、最大積載重量を増やすこと等盛り込んだ新方針発表。	
23日 CD、2001年第一会期の最初の本会議開催。討議テーマとして、核軍縮など8項目を決定。(会期は3月31日まで)	
29日 シラク大統領は仏伊首脳会談後の記者会見で、ブッシュ新政権が積極推進しようとしているNMDに懸念表明。	
31日 米国家安全保障についての諮問委員会、大量破壊兵器拡散で米本土でのテロ脅威を重視した報告書発表。	
2月1日 ロ、イワノフ外相、CDで演説。米のNMDに改めて反対し、TMDを国際協力のもと推進する提案。	
2日付 99年11月英トライデント原潜の一部を壊そうとして起訴されていた女性二人に対し、裁判所陪審団は無罪評決を言い渡した。	
3日 印首相、日本人記者団と会見し、核実験の自主的凍結と核兵器の先制不使用を確認。一方で、CTBTは当面不参加と示唆。	
3日 ラムズフェルド米国防長官、ブッシュ政権発足後初めて欧州訪問。ミュンヘンでの国際会議で、NMDを推進する姿勢を強調。	
3日 シュレーダー独首相、ミュンヘンで講演。ブッシュ政権が推進を打ち出したNMDに警告。米政権にNMD問題の協議を要請。	
5日付 独週刊誌・シュピーゲルは、独連邦軍配備の核兵器搭載可能型トーンード戦闘爆撃機が近く退役し、同軍は核兵器と決別すると報道。	
7日 パウエル米務長官、李韓国外相と会談。太陽政策と北朝鮮とのミサイル交渉継続の考え明らかに。	
9日 ブッシュ米大統領、核削減の準備として、必要な戦略弾頭数、標的リスト、警戒態勢などの見直しをDODに命じることを決定。	

核:軍備と軍縮	その他の事項 (国内を含む)
10日付 第2次世界大戦後、オーストラリアが英の協力で核兵器を開発しようとしていた、との書籍発売。	16日 米英両軍機がイラクの首都バグダッド近郊のレーダー施設等を爆撃。
20日 NATO事務総長、プーチン大統領や国防省と会談。口側は、NMDの代案とする欧州TMDの詳細説明。	20日 DOD、イラクが17、18両日、米英両軍機に攻撃をしたと語り、必要なら空爆再開の構え。
20日 米、カートマン朝鮮半島和平担当特使、李・韓国外交通商相などと会談。KEDOの米側理事として訪韓。KEDOの積極的推進を確認。	26日 韓国外交筋、ロシアが韓国に負う債務の一部を武器の供与で返済することを盛り込んだ協定を韓口両政府が締結したことを明かに。
27日 プーチン大統領と金大中大統領が共同声明を発表。声明では、ABM制限条約の重要性を確認。	
3月1日 プーチン大統領とベトナム大統領、両国のTMDのアジア太平洋地域への配備に反対する共同宣言に調印。	
2日 韓国の李外交通商相、記者会見で、NMDに関連し、「世界の安保状況に対する新たな変化が必要だ」と述べ、肯定的な考えを示した。	
3日 朝鮮中央通信、北朝鮮外務省が、米朝枠組み合意に関し、軽水炉提供の遅れによる北朝鮮の電力損失問題の代案を米国に要求。	
7日 ブッシュ大統領、金大中韓国大統領と初会談。韓国の太陽政策への支持を盛り込んだ共同声明を発表。	
8日 パウエル米国防長官、北朝鮮に対する政策の見直しは核開発を凍結した94年の「米朝枠組み合意」も対象に入ることを明かに。	
8日 金韓大統領、先の韓口首脳会談声明にABM制限条約の重要性の「文言を入れなければ良かった」と述べた。	
12日 米国防省、クリントン前政権時代に増え続けた「特使」ポストの約4割を廃止する方針を明らかに。CTBT担当特使も。	
15日 パ外相、核兵器の先制使用、核実験を他国に先行して実施することもあり得ないと断言。CTBT署名に努力する考えも示した。	
15日 北朝鮮半壊放送は、「わが人民軍隊は遠くのどこにいる敵も攻撃できる手段を全て備えている」と伝え、ICBMの保有能力を示唆。	
15日 ブッシュ米政権、ロシアの核物質管理や「核閉鎖都市」への援助予算を大幅に減らす方針発表。	
21日 韓国外交通商省、同国がMTCRに加盟と発表。26日のMTCR会合で正式認可。	
4月4日 ノルウェー民間テレビ局、昨年8月バレンツ海で沈没したロシア原潜クルスクに核兵器搭載と報じる。ロシア政府はこれを否定。	3月19日 森首相、ブッシュ大統領と会談。日米同盟関係強化などを盛り込んだ共同声明を発表。
6日 印国防相、米大統領と会談。軍事協力、国防相協議開催で合意。先に米外相に要求した核実験後の禁輸措置早期解除は実現せず。	4月1日 米海軍偵察機EP3が中国軍戦闘機「瀋陽F8」と接触。中国機は墜落、米機は海南島に緊急着陸。
21日 3月31日に非公開報告されたDOD諮問委員会がミサイル防衛の拡大勧告をしたことが明らかに。迎撃システムの宇宙展開も。	20日 台湾陸海空軍、中国軍、台湾上陸を想定した過去最大規模の軍事演習実施。
23日 米大統領、台湾へのイージス艦売却を当面見送る決定。キッド級駆逐艦4隻の売却は容認。	
24日 米国防総省、台湾当局に駆逐艦や潜水艦を含む武器売却リストを正式通知。中国にミサイル配備縮小を呼びかけ。	

核:軍備と軍縮	その他の事項 (国内を含む)
25日 米大統領、台湾防衛のため米軍投入の可能性明言。米大統領として初。	26日 小泉内閣発足。
29日 米紙WTなど、米核戦力の見直しで核弾頭大幅削減と共に核標的の一部の口から中への移動検討を報じる。核弾頭数は2500発へ。	
30日 米大統領、英、独、仏、加4カ国首脳、NATO事務総長と電話会談。1日に発表する核戦略見直し計画の概要を説明し、理解を求める。	
5月1日 ブッシュ米大統領国防大学で演説。大掛かりなミサイル防衛網構築の方針を表明。ABM制限条約の修正も視野。	
2日 福田官房長官、米のミサイル防衛方針について軍拡につながる懸念表明。ロシアは協議の用意。欧州は協議の姿勢を歓迎。	
2日 イタル・タス通信、ロシア戦略ミサイル軍がカザフスタンの基地から最新の迎撃ミサイルの発射実験を伝える。ミサイルの種類は不明。	
3日 北朝鮮総書記、EU首脳代表団に対して長距離ミサイル発射実験の凍結を03年まで継続する方針を表明。	
5日 パキスタン参謀長官、ASEANの対話国となることを希望、ARFへの参加も望むと語る。	
8日 米国防長官、宇宙の軍事利用を担う軍機関を統廃合し空軍に一本化する方針発表。宇宙兵器、宇宙戦略への姿勢を内外に示す。	5月8日 NZ、戦闘航空部隊廃止などを中核とする新国防計画発表。
8日 アーミテージ米国防副長官、小泉首相など訪問、ミサイル防衛構想に理解求める。	8日 米軍、米中軍用機接触事件以来停止中の中国沿海での偵察活動再開。
9日 米国防副長官、韓大統領らと会談。北朝鮮政策見直しが数週間内に終了、対話再開を表明。米のミサイル防衛含む新安保戦略も説明。	11日 韓国外交通商省、17日からのARF協議に北朝鮮が大使級高官を団長とする代表3名を派遣する予定であることを明らかに。
10日 米国防副長官ら、韓国統一相らと会談しミサイル防衛計画を説明。韓側は一定の理解、しかし朝鮮半島の緊張助長に懸念表明。	
11日 米国防副長官ら、訪口でミサイル防衛計画説明。	
11日付 米紙WT、中国が新疆ウイグル自治区の地下核実験場で近日中に核実験を行う準備が進行中と報じる。→15日、中国側が否定。	
13日 米国防副長官が先の訪日で、日本の集団的自衛権について憲法の解釈変更を期待すると述べたことが明らかに。	
13日 防衛庁、空中給油機の機種選定のため、航空自衛隊調査チームを米に派遣。	15日 米「ランド研究所」、DODの委託でアジア戦略報告書。中国の軍事的台頭が最大の懸案とし、沖縄の米海兵隊削減も提示。
15日 米国防次官補、中国外務次官らと協議。中国側はミサイル防衛反対を強調。	
16日 英、国際戦略研究所、世界情勢分析「戦略概観2000～2001年」を公表。	
16日 朝鮮中央通信(北朝鮮)、軽水炉建設の遅れに対し、電力損失への米の補償がなければ黒鉛炉復活もあると米をけん制。	
17日 口大統領、EU首脳と会談。北朝鮮のミサイル発射実験凍結の支持と南北朝鮮和解プロセスの支持を盛り込んだ共同声明発表。	
17日 ARF高級事務レベル協議始まる。北朝鮮外務省参事が米の北朝鮮政策に懸念表明。米国防次官補は米朝協議再開の方針を示す。	
19日 米ミサイル防衛構想を巡る米口首脳会談開催。	
20日 中国人民解放軍北海艦隊の誘導ミサイル駆逐艦「ハルビン」と補給艦の艦隊がパキスタンに友好訪問。	
21日 生物兵器禁止条約の議定書草案に関する米政府内の検討グループが大統領側に対し、草案拒否を勧告したことを明らかに。	
21日 米口、INF全廃条約の査察完了を示す文書に署名。	
26日 ハワイでの日米韓調整グループ会合で、米がIAEAの対北朝鮮核査察	

核:軍備と軍縮	その他の事項 (国内を含む)
を前倒しし、早期実施を目指す方針を示す。	
26日 ロが印に供与の新鋭ミサイルフリゲート艦3隻に、最新鋭多目的対艦巡航ミサイルが搭載されていることが明らかに。	
28日 米紙NYT等、ミサイル防衛計画へのロシアの譲歩を狙い米がロ製地对空ミサイル購入を申出ていると報道。ロ国防相は報道を否定。	
28日 NATO外相会議始まる。→29日・ミサイル拡散等の脅威に対する協議の継続など盛り込んだ声明発表。	
29日 米の前駐韓大使、北朝鮮が94年の米朝枠組み合意以来「プルトニウムなど核分裂物質を抽出してないことは確実だ」と語る。	
30日 米國務長官、ロ外相と会談。ABM条約改正問題など協議。「ミサイル脅威」などを協議するロ提案・専門家作業グループも足ぶみ。	
31日 ロ化学兵器廃棄国家委員長、2009年までと定めた国内残存化学兵器の廃棄期限を2012年に先送りと発表。費用捻出が困難なため。	
31日 イラン国営放送、同軍が純国産で新型地对地誘導ミサイル「ファテフ(勝利者)110」の試射に成功したと発表。	
6月1日 ロ外相、INF廃棄条約の履行状況を確認する相互査察が完了と声明。	
15日 上海協力機構(SCO=中ロ・中央アジア4カ国からなる)国防相会議、TMDの展開に反対する共同コミュニケに署名。	
16日 米ロ首脳会談。スロベニア・リュブリャナにて。	
18日 ロ大統領、米が一方向的にミサイル防衛を推進・配備した場合、核ミサイルの多弾頭化などの核戦力で対応する考えを示す。	
18日 日米外相会議で、田中外交相、ミサイル防衛について欧と違う立場であり、米の立場を理解と述べる。	
22日 日米国防相会談。中谷長官、ミサイル防衛が配備されるなら主体的な運用を行うとの方針を表明。	
23日 プーチン・ロ大統領、ABM条約について「条約破棄ならSTART I、IIも失効」と述べ、核ミサイルの多弾頭化などで対抗する方針を示す。	
27日 ロシア戦略ミサイル軍、大陸間弾道ミサイルSS19の発射実験実施。	
27日 米国防長官、2002会計年度国防予算を総額3289億ドルへ増額修正案。ミサイル防衛関連を大幅増額、戦略爆撃機や核戦力を削減。	
7月5日 米大統領、KEDOへ2千万ドルの追加拠出決定。米朝枠組み合意維持の意図を示す。	
9日 米大統領報道官、CTBT条約自体に致命的欠陥があるとし、積極的な批准を今後も求めないことを示唆。	
13日 米朝、協議再開に向けた折衝会議。北朝鮮は米が先に示した対話再開の条件に説明要求したが提案への具体的回答無し。	
14日 米、4度目のミサイル迎撃実験に成功。ミニットマン2改良型発射。→18日、米紙LT、地上レーダーが正常機能せずと報じる。DOD、不調認め「重要な問題でない」とコメント。	
16日 北朝鮮、IAEAの検証・査察を拒否する意向を強調。	
17日 DOD弾道ミサイル防衛局局長補、宇宙配備の衛星搭載レーザー兵器による迎撃実験を05～06年にも行うことを検討中と表明。	
18日 ジェノバ・サミット前の外相会合で合意文書作成。CTBT早期発効は「発効までは実験のモラトリアムを継続」との表現に大きく後退。	

その他の事項 (国内を含む)	核:軍備と軍縮
6月1日 大阪地裁、健康管理手当などの支給継続を訴えた在韓被爆者郭貴勲さんの主張を認める判決。15日、国と大阪府、大阪高裁に控訴手続き。	
15日 国と大阪府、1日に敗訴の在外被爆者訴訟で、大阪高裁に控訴手続き。	
29日 沖縄県北谷町で米嘉手納基地所属軍曹が女性を強姦。2日、日本政府が身柄引き渡しを要求。6日、米政府が合意。翌年3月28日、懲役2年8ヶ月の実刑判決。	

核:軍備と軍縮	その他の事項 (国内を含む)
19日 ロ大統領補佐官、米がMD強行の場合、ICBMの複数核弾頭化で対抗と表明。	
19日 DOD弾道ミサイル防衛局長、TMD用の海上配備型上層システムを進展させ宇宙空間での迎撃を目指す開発計画を明らかに。	
22日 米ロ首脳会談、イタリア・ジェノバにおいて、核弾頭削減で歩調を合わせること、核とミサイル防衛をセットで交渉することで合意。	
24日 米國務次官、TMDとNMDの一体化を踏まえて日本に対する開発参加を要請。憲法解釈の変更には踏み込まず。	
25日 生物兵器禁止条約締結国会議で米が検証制度を定めた議定書の議長草案を全面拒否する考えを正式に表明。→30日、議長が条約作成の事実上の断念を表明。	
26日 米國務省朝鮮半島特使、軽水炉建設で北朝鮮のNPT上義務完全実施を新工事着工の条件とし、対応次第で建設停止も示唆。	
26日 米大統領補佐官、ロ大統領と会談。ロ側は双方の戦略核を1500発に削減と再提案。	
30日付 米紙WT、ロが2週間ほど前に飛行最終段階で軌道を変化させる新型ICBM発射実験と報じる。ロシア軍関係者は否定。	
30日付 香港紙太陽報、中国軍が27日に他国の軍事活動に対する警戒管制強化に衛星「先鋒7号」、偵察衛星「世紀1号」を打上げたと報道。	
8月4日 北朝鮮・ロシア共同宣言。北朝鮮のミサイル開発は平和目的との主張に、ロは理解示す。ABM条約は「戦略的安定の基礎」と位置付ける。	
13日 米ロ国防相会議。米側はABM条約からの脱却と新安保の枠組みづくりを提案。ロ側は米に対し具体的な軍縮プランの明示を求める。	
21-22日 MD構想やABM条約の見直しをめぐる米ロ外務次官級協議。	
23日 大量破壊兵器の不拡散問題に関する米中実務レベル協議開催。	
24日 米空軍、ノース・ダコタ州グランフォーク空軍基地にある戦略核ミサイル「ミニットマン」発射地下サイロを爆破。START Iに基づく。	
27日 香港紙、中国軍、演習でSLBM「巨浪21A」試射、5,000キロ先の目標命中と報道。射程1,000キロの巡航ミサイル「紅鳥2型」も初試射。	
27日 米、印の核実験以来発動していた制裁解除へ。	
29日 防衛庁、2002年度予算として、MDに2001年度の倍以上の83億円。	
9月1日 米國務省、中国がパキスタンにミサイル部品・関連技術を輸出しているとする問題で中国企業に制裁措置発動と発表。	
5日 DOD、台湾に対空地ミサイル・マーベリック40基、発射装置など総額18,000万ドル相当の武器売却方針を議会に通知。	
7日 CIA、大量破壊兵器技術の拡散について昨年7～12月の報告書一部を公表。中国のパキスタンやイランへの支援疑惑を指摘。	
8日 米上院軍事委員会、MD開発予算を削減し、米ロ間のABM条約に違反する実験の実施を事実上不可能にする修正案を可決。	
21日 IAEA年次総会、核物質や核関連施設の管理強化の重要性盛り込んだ決議を採択し閉幕。	
21日 米上院、ブッシュ政権提案のMD開発予算を満額で認める修正案、全会一致で承認。	

その他の事項 (国内を含む)	核:軍備と軍縮
7月20日 イタリア・ジェノバサミット開幕。→22日、貧困削減、地球温暖化防止など盛り込んだ首脳宣言を採択。	
24日 ARF開幕。→25日、予防外交や南北朝鮮対話を促す議長声明発表で閉幕。	
9月11日 米国においてハイジャック航空機による同時多発テロ事件発生。	
12日 国連総会、安保理でテロ非難決議を採択。	
14日 米連邦議会、緊急支出400億ドルと、武力容認決議を採択。大統領、非常事態を宣言。	

核:軍備と軍縮	その他の事項 (国内を含む)
22日 米政府、98年の核実験に伴う対印パ制裁を解除。	15日 アーミテージ 国務副長官、「日本の旗を見せて欲しい」発言。
26日 DOD、14回目の未臨界実験「オーボエ7」を実施。	
29日 米国防長官、ロ外務次官と会談。アフガン情勢への米ロ協力とABM制限条約の改廃問題を協議。	
30日 米国防長官、「四年期国防見直し」(QDR) 報告。	
10月2日 米上院、MD開発費83億ドルを含む総額3,430億ドルの02年会計年度国防予算案を全会一致で承認。テロ対策費に60億ドル。	10月7日 米英、カブールなどに空爆開始。大統領、攻撃開始宣言。
6日 北朝鮮機関紙、民主朝鮮、IAEAの核査察受け入れを改めて拒否する姿勢を表明。	14日 米厚生長官、一連の炭疽菌事件を「バイオテロ」と認定。
7日 ロシア北方艦隊報道官、昨年8月に沈没した原潜クルスクの回収準備が完了と発表。浮上作業開始へ。	20日 APEC首脳会合、上海で開幕。→21日、反テロ声明採択などで閉幕。
21日 米ロ首脳会談。上海にて。共同声明で核削減とMDを軸にした「新戦略枠組」についても一定の進歩を強調。	29日 参院本会議で、テロ対策特措法など関連3法が可決、成立。
26日 政府、98年の核実験を理由にインド・パキスタンに対して課していた経済制裁措置の解除を正式決定。	
11月1日 米国防長官、ロ外相と「新戦略枠組み」について協議。	11月9日 海自護衛艦「くらま」、補給艦「はまな」、佐世保基地を出港、インド洋へ。
3日 米国防長官、ロ大統領らと会談。ABM制限条約改廃などを含む新戦略枠組について意見交換。ロ側は、交渉の進展に満足とコメント。	13日 北部同盟、カブール侵攻、陥落。
5日 国連総会第一委員会、日本提案の「核兵器完全廃棄への道程」決議案を採択。新アジェンダ諸国は棄権、米は反対。	25日 テロ特措法に基づき、補給艦「とわだ」、掃海母艦「うらが」、護衛艦「さわざり」がインド洋に出港。
13日 11日に始まったCTBT発効促進会議、最終宣言を採択して閉幕。	27日 アフガン代表者会議、ボンで開幕。→12月5日、合意文書に調印し閉幕。暫定行政機構議長はカルザイ氏。
13-14日 米ロ首脳会談(13日、ワシントンD.C.、14日、テキサス州クロフォード)で、戦略核を現在の1/3以下に削減する方針を示す。米は10年以内と明示。核物質の流出防止でも一致。	12月8日 米上院、ICCへの「協力禁止」法案可決。米兵拘束の場合、軍事力行使も。
13日 ロ大統領、ウクライナに配備の旧ソ連の核弾頭の撤去完了と発表。	9日 タリバン、ザブル州を明け渡し。「アフガンでのタリバン支配は完全に幕を閉じた」とAIP。
22日 韓国軍、ミサイル発射実験を実施。射程300キロの新地对地ミサイル。	11-13日 アフガン復興NGO東京会議開催。
12月3日 MDのICBM迎撃実験。DODは成功と発表。実験は5回目。ブッシュ政権で2回目。	14日 米、国連安保理で、中東の暴力停止と「監視メカニズム」設置決議案に拒否権発動。
5日 ロと米、保有戦略兵器をSTART Iの要求レベルにまで削減したことを明らかに。	16日 インド警察、13日のニューデリー国会襲
7日 PKO法改正案、参院本会議で成立。	
7日 11月19日に始まったBWC再検討会議、最終宣言に合意できず閉幕。	
8日 日・EU定期首脳協議。CTBT早期発効含む行動計画を採択。	
10日 中谷防衛庁長官、米国防長官と会談。MDは「中距離ミサイルを念頭に」と中谷長官。	
10日 厚労省検討会、在外被爆者問題で「援護の差は不合理」との報告書。	
13日 ブッシュ大統領、ABM条約からの一方的脱退をロなどに通告。パウエル 国務長官、米ロ新戦略「法的文書」めざす方針。ロ大統領、脱退を「誤りだ」と思う。	
13日 DOE、未臨界実験「オーボエ7」実施。通算15回目。	
17日 ロ大統領、MIRV化「当面行わず」。	

核:軍備と軍縮	その他の事項 (国内を含む)
26日 長崎地裁、李康寧さんへの未払いの被爆者援護手当100万円支給を国に命じる判決。	
2002年	
1月3日 中国、「東風(DF)31」ミサイルの多弾頭(MIRV)化の為の飛行実験を行ったが失敗。4日、WTが報道。	
4日 米国防省、弾道ミサイル防衛局(BMDO)を格上げして、ミサイル防衛庁(MDA)を設置と発表。	
9日 米政府、8年ぶりの核態勢見直し(NPR)の概要を公表。	
9日 NIC報告書、中国がICBMを2、3年以内に多弾頭化し、2015年までに75~100基に増やすと予測。10日、中外交渉「根拠ない」。	
16日 ロ下院、米のABM条約脱退を非難する決議を圧倒的多数で採択。	
17日 WHO理事会、米ロの天然痘ウイルス保有期限延長を承認。	
21日 CD第1会期開幕。	
21日 国連安保理、アルカイダが地对地ミサイルと、サリン、VXを備蓄とする報告書発表。	
23日 ブッシュ大統領、03会計年度の国防予算案が前年比15%増、総額3790億ドルと発表。25日、本土防衛予算は倍増で377億ドルと発表。	
25日 日米韓三国調整グループ会合、ソウルで開催。	
25日 印、中距離弾道ミサイル「アグニ」の発射実験。射程は700キロ以下、「予定されていた通常の実験」とラオ報道官。パは対抗せず。	
25日 米、イージス艦利用のMD海上発射迎撃実験を初めて実施。	
27日 原子力潜水艦グリーンビルがアラビア海上で米海軍艦と衝突。28日、DO Dが公表。	
29日 ブッシュ大統領、一般教書演説。北朝鮮、イラン、イラク、を「悪の枢軸」と名指し非難。	
31日 米国防長官、ロ首相と会談。ロは戦略核削減で法的拘束力を米に要求。	
2月5日 米ロ大統領電話会談。米大統領の訪ロに向けて戦略核削減合意目指す方針を確認。	
6日 ロ外務省高官、5日の米ロ首脳電話会談で、戦略核大幅削減の法的拘束力のある文書をかかわす方針で合意したと明らかに。	
12日 米国防長官、「イラン・北朝鮮とは対話を望むが、イラクには体制転覆に向けあらゆる選択肢」。	
13日 小泉首相、「悪の枢軸」3カ国と日本政府の関係について対話を閉ざさないと述べる。	
13日 米国防長官、核査察を受け入れない場合、KEDO計画を中止するとの警告。	

核:軍備と軍縮	その他の事項 (国内を含む)
	撃事件にバが関与との見解。バ側猛反発。
	20日 国連安保理、カブールにISAF派遣の決議案を全会一致で採択。
	22日 奄美大島沖に国籍不明の不審船。海保巡視船「いなさ」などが威嚇射撃、銃撃戦、不審船沈没。
	22日 アフガン暫定行政機構発足。
	27日 普天満代替施設協議会、建設位置はリーフ上で基本合意。
	2002年
	1月10日 プリチャード米朝鮮半島和平協議担当特使と北朝鮮国連大使、NYで会談。
	15日 米比合同演習「バリカタン02-1」、ミンダナオ島で始まる。
	20日 東京でアフガン復興支援NGO会議。外務省が一部NGOの出席を拒否。
	18日 防衛庁、「防衛力のあり方検討会議」を4カ月ぶりに再開。防衛大綱見直しへ。
	21日 第154通常国会召集。
	21日 アフガニスタン復興支援会議、東京で開催。→22日、支援総額45億ドルの議長文書。
	23-25日 国連小型武器会議東京フォローアップ会合開幕。
	29日 小泉首相、アフガン復興支援会議NGO参加拒否問題で、田中外交と野上外務事務次官の更迭を決定。
	2月8日 日米防衛審議官級協議の初会合。
	18日 東京にて日米首脳会談。米側は同時テロ発生後の日本の支

核:軍備と軍縮	その他の事項 (国内を含む)
14日 CDで、登軍縮大使演説。FMCT、PAROS、核軍縮の3テーマで作業開始を訴え。	援に感謝し、今後の協力を期待。朝鮮半島については日米韓連携で一致。
14日 米・英両国、初めての共同未臨界実験「ビト」実施。	
16日 米軍、パトリオット・ミサイル「PAC3」で巡航ミサイルを迎撃する実験に失敗。	
20日 米韓首脳会談。米側は北朝鮮に対する軍事行動は検討していないことを明言。	
21日 米中首脳会談。米側は北朝鮮との対話の用意あることを中国側に伝えるよう要請。	
22日 中国外務省、同国がミサイル技術の輸出規制の法制化を進めていることを明らかに。	
27日 「核の時計」2分進められ、残り7分に。	
28日 米厚生福祉省、「核実験の灰による被害で1951年以降1万5千人が死亡」との報告書。	
3月1日 ベルギー、閣議で25年までの原発全廃方針を決定。	
6日 中国02年度予算案を全人大に提出。国防費、前年比17.7%増の2兆6千億円。	
9日付 LT、機密文書NPRの内容暴露の報道。7カ国対象の核攻撃シナリオ策定、限定核攻撃用の小型戦術核開発の検討を命じる。	
10日 韓国与野党、「韓半島だけでなくいずれの国への核使用にも反対」と声明。	
10-12日 米台防衛サミット、米で初開催。12日まで。武器売却問題等。	3月11日 よど号ハイジャックメンバー元妻、83年に有本恵子さんの拉致に関与と供述。
11日 チェイニー米副大統領、「7カ国へ先制核攻撃準備とは言い過ぎ。いかなる国も通常は核攻撃の対象としない」。	
11日 孫・中外務省報道局長、NPR米紙報道に「不安と心配」。	
12日 朝鮮中央通信、米NPR報道に「傍観せず強力な対抗措置講ずる」と牽制。	
12日 イワノフ・ロ国防相、米大統領らと会談。核使用計画報道について「詳細に話し合った」。13日、5月の戦略核削減調印へ前進を確認。	
13日 ブッシュ米大統領、核政策について「すべての選択肢を持たなければならない」。	
14日 小泉首相、ムシャラフ・パ大統領と会談。首相はCTBT早期署名を要請、大統領は「個人的には問題ないが国内合意が必要」と述べる。	
15日 DOD、MDのICBM迎撃実験「成功」と発表。前回より難易度上げたとの位置づけ。ブッシュ政権下で3回目。	
18日 東京で日中安保対話。日本側は国防費の透明性求め、核・ミサイル開発に懸念。	
20日 フーン英国防相、イラクなど「問題国家」については、「我々が核兵器を使用するつもりであるという正当な状態においてこそ、確信が持てる」と抑止効果に疑問を提示、核兵器使用の可能性を示唆。	
20日 フライシャー米報道官、北朝鮮が「今年は核開発を凍結しているとの認定はできない」。IAEAの査察受け入れを要求。	
21-22日 米ロ戦略核削減次官級協議。「たいへん生産的で前進」とボルトン米国防務次官。	
22日付 米は削減後も2400発の核弾頭保存、削減レベルも上限の2200を確保、と	

核:軍備と軍縮	その他の事項 (国内を含む)
ロイター。	
27日 UNEP、旧ユーゴ空爆でNATOが使用した劣化ウラン弾の環境報告書発表。当面は環境・健康への影響なしとの内容。	
27日付 ロ、千島のシムシル島で凍結されていた核廃棄物の最終処分場計画を再開する動き強まったとイズベスチヤ。	
31日付 日ロ両政府が99年に合意した口原潜解体がまったく進んでいないことが明らかになったと朝日。日本拠出の155億円は手つかず。	
4月2日 国連と中国外務省、北京で国際軍縮会議を共催(〜4日)。	
2日 IAEAと文部科学省、核燃料再処理工場監視のための新システム導入で合意。	4月6日 米大統領、イスラエルのシャロン首相に「遅滞なき撤退」を要請。
3日 自民党外務省改革少委、日、ロ、ウクライナ、カザフスタン間の「核兵器廃棄協力委」と、ベラルーシとの「核不拡散協力委」廃止の方向。	
4日 川口外相、猪口邦子教授(上智大)をCD代表部大使に起用決定。	6日 韓国と北朝鮮、共同報道文を同時発表。対話再開に向け動き出す。
6日 小沢自由党党首、福岡市内の講演で、「(日本が)核兵器を作るのは簡単だ。」と、中国を牽制するメッセージ。	11日 ICCの設置に必要な60カ国による批准を迎え、ICC条約発効が決定。
7日付 パ、ムシャラフ大統領、カシミール問題で、「最後の手段」として核兵器使用も辞さないとの姿勢を示したと独誌が報道。	16日 政府、有事法制関連3法案を閣議決定。17日、国会へ提出。
8日 第1回NPT再検討会議準備委員会、NY国連本部で開催。→19日、議長名の討議内容の事実概要を発表して閉幕。	19日 安保理、イスラエル軍の大量「虐殺」疑惑のある、パレスチナ自治区ジェニンに、現地調査団を派遣する決議を全会一致で採択。イスラエル側の抵抗で、5月2日、アナン事務総長、調査団を正式解散。
9日 川口外相、「我が国の軍縮外交」(軍縮白書)の出版予定発表。5月に発行。	
9日 日、米、韓の局長級が、北朝鮮問題で「三国調整グループ会合」開催。	
11日 米国防長官とロ外相、戦略核削減問題を協議。	
13日 核燃機構、ロ研究機関、核兵器解体で出る余剰プルトニウムを原子炉で燃やす実験に成功と発表。	
17日 MDAケイアイシユ局長、上院軍事小委員会で、ミサイル防衛構想に絡み「核弾頭で迎撃する計画はまったくない」。	
23日 戦略核の大幅削減問題を協議する米ロの外務次官級協議会、モスクワで開始。	
30日 米大統領報道官、北朝鮮国連代表部が米との対話再開に応じると通告したと発表。	
5月3日 イラク核査察再開問題を巡る同国と国連の第2回協議。具体的な進展なし。	5月4日 米国、EU、ロシア、国連による中東情勢4者協議開催。
6日 米国防務省、国連事務総長に対しICC設立条約署名の撤回を正式に通告。	
7日 米ロ首脳、電話で協議。戦略核削減問題で進展。	6日 ミャンマーの軍事政権、アウン・サン・スー・チー自宅軟禁を約1年7ヶ月ぶりに解除。
10日 台湾軍、南部の屏東県九鵬吉で、地对空ミサイル「天弓2」の試射を行ないメディアに初公開。	7日 ブッシュ大統領、シャロン・イスラエル首相と会談。
14日 中国の軍事誌「艦船知識」、中国が巡航ミサイルの迎撃演習を行なったと報じる。	20日 東ティモール民主共和国、ダスマン氏大統領就任し、独立。
23日 アシユラフ・パ鉄道相、「国家存亡の時には核兵器使用もありうる」。タイムズ・オブ・インディア報じる。	
24日 米ロ首脳会談。モスクワにて。戦略攻撃力削減条約を調印し、共同宣言を発表。	

核:軍備と軍縮

その他の事項 (国内を含む)

- 24日 中国外務省、米ロ戦略攻撃力削減条約を歓迎しつつも、MDの進展に懸念表明。
- 25日 バ、中距離弾道ミサイル「ガウリ2」の発射実験に成功。
- 25日 印原子力委、核第一不使用政策を慎重に見直すことが必要と、首相秘書官へ進言。
- 26日 バ、新型の地対地短距離弾道ミサイル「ガズナビ」の発射実験に成功。
- 26日 シyamハニ・イラン国防軍需相、中距離弾道ミサイル「シャハブ3」の発射実験に数日前に成功していたことを明らかに。
- 27日 DOD、印バ核戦争なら1200万人死亡と推計、NYT報じる。
- 27日 ムシャラフ・パ大統領「戦争の危険は残っているが、先制攻撃はしない」とTV演説。
- 28日 バ、短距離弾道ミサイル「アブダリ」の発射実験に成功。一連のミサイル実験は終了。
- 28日 シン・印外相、核兵器第一不使用政策は堅持、と会見。
- 28日 NATO、「NATOロシア理事会」新設とTMD協力含む「ローマ宣言」に調印。ロシアはNATOで準加盟国的な地位を獲得。
- 29日 衆院外務委で宮本外務省審議官、旧ソ連との四つの核兵器廃棄委員会の廃止を検討していると答弁。165億円が未執行。
- 30日付 軍事専門誌を発行するジェーンズ・グループ、インドが50~150発、パキスタンは25~50発の核弾頭保有との推計を明らかに。
- 31日 DOE、プルトニウムを用いた起爆装置の製造を再開する方針を発表。
- 31日 福田官房副長官、非核三原則の見直しの可能性に言及、国内外に波紋、6月5日釈明。

28日付 防衛庁による情報公開請求者の身元調査リスト作成が発覚。

31日 日韓共催サッカーW杯開幕。

第2章 特別記事

1. 米国の核態勢見直し(NPR) 梅林宏道
2. 核不拡散条約(NPT) ダグラス・ロウチ
3. テロリズムと核兵器 前田哲男

米国の核態勢見直し(NPR)

梅林宏道(ピースデポ)

■はじめに

米国防省が作成した米国の新しい「核態勢見直し」(NPR、ニュークリア・ポスチャー・レビュー)は、「2001年12月31日、議会に提出」と記している。ある報道は、2002年1月8日に議会に提出されたと書いている。国防省は、2002年1月9日にその内容を公表し、記者に対する説明を行った。しかしそのとき、原文を公表したのは「序文」のみであり、他の部分は機密とし、公表しなかった。

その後、『ロサンゼルス・タイムズ』紙が2002年3月9日に、NPRの非公開部分を暴露する記事を書いたのをきっかけに、各紙がそれに続き、NPRの隠された部分が明らかになった。あるNGOが、そのNPR抜粋を入手、ウェブサイト「<http://www.globalsecurity.org>」に掲載した。この動きに対して、国防省は素早く対応し、暴露された部分についてコメントをしないし、議論しないと公式に声明した(3月9日)。正式に公開された「序文」と暴露された「本文(抜粋)」の全訳がピースデポによって行われ、本書に初めて特別資料として収録されている*。

*130ページ。

■議会の要請

2000年秋の米大統領選挙においては、ミサイル防衛問題、核兵器問題など安全保障問題が重要な争点であった。共和党のブッシュ陣営も民主党のゴア陣営も核兵器政策の見直しを公約した。両候補は、2000年9月のあるアンケートにおいて、保持すべき戦略核弾頭数に関する質問に答えて、次のように回答した*。

*「アームズ・コントロール・トゥデイ」誌(2000年9月)。

- ブッシュ 冷戦時代の標的設定は、もはや保有核兵器を決める前提にはならない。大統領として私は、核戦力態勢の評価を行い、安全保障の必要性に応える最善の方法を決定するよう国防長官に求めるつもりである。核兵器の正確な数についてはそのような評価を待たなければならないが、私は国家安全保障に必要最低限の水準を追求する。
- ゴア ロシアが経済的事情で、あの(ヘルシンキ合意)レベル以下に一方的に下げたいのであれば、そうしてよいし、そうすべきである。しかし、米国がそうするためには、現在まで軍部の計画を律してきた正式の核ドクトリンを徹底的に再吟味しなければならない。大統領として、私はこのような見直しを主導し、その過程に深く関与したい。

*2001会計年度は、2000年10月1日～2001年9月30日。

*2001会計年度国防認可法第1041節。年鑑2001年版の資料21に全訳。

大統領選挙の争点の一つとなるなかで、10月30日に米議会は、2001会計年度*国防認可法において、国防長官に「改訂・核態勢見直し(RNPR)」の実行と2001年12月中の報告書の提出を命じた(第1041節)*。これで大統領が誰になろうと、新たに核態勢見直しをやらざるをえないことになった。ここで改訂NPRと言われるのは、1994年9月に行われたクリントン政権によるNPRを改訂するという意味である。

核軍縮の観点から見れば、94年NPRは冷戦終結というチャンスを活かせなかった失敗作であった。しかし、改訂NPRにおいても、同じ過ちを繰り返さない条件が整っているとは思われなかった。国防認可法が国防省に要請した内容に関して、軍縮にとってよい結果が得られるためには、強いリーダーシップが必要であり、新大統領にそのリーダーシップがあるかどうか、極めて疑問視されたからである。

なかでも重要なNPRの課題は、核兵器の標的設定にかかわる問題であった。国防認可法第1041節第3項は「合衆国の核抑止政策、標的戦略、軍備管理上の目標のあいだの相互関係」を検討課題に掲げた。これは核態勢の本質に関わる問題である。核兵器の種類や数が軍備管理の外交交渉の対象となるが、現在の標的政策(核戦争計画のなかで、どこの国のどの施設を核攻撃の標的として設定し、それへの攻撃体制を維持するかの基準を与える政策)が再吟味されない限り、核弾頭の種類と数を減らす交渉が限界に来ているからである。この再吟味は、核抑止論そのものについての議論にかかわる。したがって、「核抑止論、標的、軍備管理の三者の関係」を課題にのせたことは、それ自身では正鵠を射ていた。

しかし、問題は、根本的な核態勢の再見直しによって核軍縮の新段階を作り出すという気運が、米議会にほとんど存在しなかった。同じ国防認可法は、他の部分で「合衆国は、戦略核運搬手段の強固で均衡のとれた三本柱を維持することが国益である」という議会の認識を述べている。三本柱とは、爆撃機、大陸間弾道ミサイル、戦略原子力潜水艦の三つである。このような結論は、見直すべきNPRによって導かれるものであって、議会があらかじめ予断することは自己矛盾であった。

■94年の見直しの失敗

1994年の核態勢見直し(NPR)において、当時のアスピ国防長官とカーター国防次官補が着手したときには、核官僚体制に対して「すべてを白紙にもどした点検」を指示し、新風を吹き込む意欲で臨んだと言われる。しかし、彼らは、官僚体制の錆び付いた「正統主義」を突き動かすことに失敗した。核の聖域は延命した。官僚体制の大きな惰性に打ち勝つのに必要な、大統領の強力なリーダーシップが存在しなかったことが、致命的な理由であったと言われている。

常識の目で点検したとき、米国の核戦争計画がいかに杜撰で、不統一で、危険なものであるか、数多くのエピソードがある。

1991～94年に米戦略空軍、続いて統合された戦略軍の総司令官を務めたリー・バトラー将軍は、91年に調査したときの衝撃をこう語っている。

「(米国の核戦争計画は)私の人生で調査した文書のなかで、もっとも馬鹿げた、もっとも理屈に合わない、もっとも無責任な唯一の文書であった。」

SIOP(単一統合作戦計画)と呼ばれる核戦争計画に定められていたソ連崩壊時

の約12500個の標的を、当時のチェイニー国防長官とパウエル統合参謀会議議長が点検した。ワシントン・ポスト紙によると、チェイニー国防長官は「SIOPは核戦争計画などではなく、ごちゃ混ぜの処理データのように見える」と断じた。

新型兵器を入手するごとに、戦略軍はその兵器のための標的を見つけ、SIOPの方程式のつじつまを合わせることを繰り返していた。種類の違う標的を扱うプログラマーは互いに他のプログラマーの仕事が知らなかった。その結果、隣接する工場に、別の核兵器がそれぞれ複数個撃ち込まれる計画があったり、3マイルの破壊力のある多弾頭ミサイルを1マイル離れた地域の標的に別々に設定したり、都市市民を標的にするなど訓令を受けながら、キエフ攻撃用に約40発の核兵器が割り当てられていたりした。

そこには、机上の核戦争計画者と現実世界にいる作戦担当者との、決定的な分離があった。

SIOPを実際に作成するのは、大尉や少佐の階級の中堅将校である。強力な政治的指導力が貫徹しない場合、かれらは巨大化した組織を構成する諸勢力の利害バランスから、すでに一致している見解の範囲内で、事実を収集し、前もって期待される結論を導くだけの、形式行為を行うことになる。

その結果、94年NPRは、「敵対的ロシアの復活」という敵を発明して、今日「ヘッジ」(防壁)と分類される予備核弾頭を保持することに道を開いた。また、核兵器を「第三世界の大量破壊兵器」に対抗させる兵器として、SIOPの延命と拡大を図った。

改訂・核態勢見直しにおいて危惧されたのは、まさにこの種のことの繰り返しが起こることであった。

このような観点から今回のNPRを見たとき、結果はある種の整理が行われたという意味で前進があったと言えるかもしれない。つまり、ロシアを戦略パートナーとして、対ロシアの考え方を明示的に改善した。しかし、適応性計画(アダプティブ・プランニング)の概念をより強調し、短時間で標的設定を変更する方向に舵をきった。同時に、「ヘッジ」の概念をより一般化して、不可逆性の原則を真っ向から否定し、強力な対口核戦力を迅速に復活しうるインフラストラクチャーの強化を打ち出した。そのような結果として、新NPRは、核抑止への依存体質を装いを新たに温存し、核兵器の永続化の危険を増大させている。

その意味する具体的な内容は、後の節で明らかになるであろう。

■サンディア核兵器研究所長の見方

新しいNPRが議論されていた過程で、ロバート・ロビンソン・サンディア米国立研究所所長が、重要な講演を行った。2001年3月22日、ニューメキシコ州アルバカーキで開催された「核問題政策決定者フォーラム」でのことである。サンディア国立研究

所は、ロスアラモス国立研究所、リバモア国立研究所と並ぶ米国の三つの核兵器研究所の一つである。ロバート・ロビンソン所長は、三つの研究所の所長のなかでも際立って影響力の大きい人物であり、米国上院が99年にCTBT(包括的核実験禁止条約)批准を拒否するのに貢献した。数世代にわたって、米国戦略軍総司令官の戦略顧問グループ(SAG)政策小委員会の議長を務めた。

そこで、議論された考え方は、振り返ってみると、NPRの多くの重要なポイントを述べており、NPRを理解するうえで助けになるので、紹介をしておきたい。

ロビンソンは、米口関係についてNPRと同じ立場を述べた。つまり、米口は、いまや「戦略的パートナー」となって、互いに戦うことはないと思っている、と言う。しかし、ロビンソンは核兵器の廃絶は、あり得ないと断言する。そして、核兵器の役割の再確認の必要性を強く主張している。

「核兵器が米国や世界の安全保障に果たしているユニークな役割を再確認するような役人の公的発言がほとんどないために、(軍隊内部も含めて)余りにも多くの人たちが、もはや核兵器に価値はないと信じ始めていることに、私は最近、心配し始めている。誰かが前に出て、一般市民のためにこの問題の別の側面を明確にすべきときであると、私には思われる。つまり、第一に、核兵器が(今も近い将来も)米国、同盟国、友邦の安全保障にとって死活的な重要性を持ち続けていること、第二に、考えられる未来においても、核兵器は平和を維持し、戦争を防止することに永続的な役割を持つであろうということ、である。」

NPRは、まさにこの再確認を行ない、核兵器の永続化に貢献した。

核兵器の永続化を狙うロビンソン講演の眼目は、核抑止の目的を「能力1」と「能力2」に大別するところにあった。「能力1」というのは、従来通り、ロシアに対する戦略的兵器としての役割である。

「ロシアは、今日において米国の存亡を脅かす能力を持っていると考えられる唯一の国である。この能力が残っている限り、ロシアに対するわが国の抑止戦力の弱体化を放置することは極めて愚かなことである。」

「大きな破壊的戦力が存在する以上、抑止政策と冷戦時代に作られた部隊構成をすべて放棄することはできないと、私は確信する。」

これに対して、ロシア以外の対象に対して想定する核戦力を「能力2」とロビンソンは位置づけた。

「核兵器は、今日、ロシア関連以外の役割や目的をしっかりと持っている、私は確信する。誰が米国の敵か、あるいは敵になりうるか、に関する時期尚早な論争に火をつけるよりも、私は二つ目の戦力を、単に「対ロシア以外の戦力」あるいは「能力2」と呼ぶことにする。」

ロビンソンは、中国を名指しで特別扱いにすることには反対であった。この点、NPRは少しニュアンスの違う扱いをしている。しかし、NPRは名指しした7か国を、大別すれば、ロシアとそれ以外の国に分けており、中国はそれ以外の国、つまり「能力2」の対象国としている点では、ロビンソンの考えが踏襲されていると言えるであろう。

ロビンソンは、「誰に対して核兵器の使用を考えているのか」と問題を出し、次のように答えた。この回答は、クリントン政権と変わらぬものである。

「直接の回答は、『もし他に抑止の手段がなければ、核兵器(あるいは、他の大量破壊兵器)を米国やわが部隊や同盟国に対して使用しかねない如何なる国家や国家以下の集団』と言えるかも知れない。」「前政権は他の大量破壊兵器で武装した国に対して、いわゆる<消極的安全保証>が適用されるか否かについて、吟味された曖昧政策を維持した。」

どのような種類の核兵器が、「能力2」に求められているかについて、ロビンソンは踏み込んだ議論をした。つまり、非ロシアの国に核兵器を用いるとき、他の主権国家上空を通過しないミサイルの飛行コースを選ぶことが困難であり、大陸間弾道弾の価値は下がる。また、中国のいくつかの標的を別にすれば、多弾頭ミサイルの効用も少ない。したがって「能力2」の核兵器について、「爆撃機や潜水艦から発射する巡航ミサイルが、『能力2』における最重要兵器となる」と述べている。

また、NPRで焦点化されている「強化され地中深く埋設された標的(HDBT)」を破壊する核兵器については、低キロトン爆弾が適していると次のように述べている。

「強化された地下標的や地中深く埋められた標的をどう破壊するかという今も厄介な問題を別にすれば、明白な形で、非ロシア世界の抑止においては、高度に正確な運搬システムを持った低威力核兵器が第一義的に望まれていると私は信じる。埋設されたり隠された標的の破壊を考えるために、擁護している人もいるが、私はここでサブ・キロトン兵器(つまり、『ミニ・ニューク』)のことを言っているのではない。そうではなくて、付随的被害を最小限にする必要を念頭においては、低キロトン体制の装置を言っているのである。」

暴露されたNPRでは、HDBTに対する兵器を、サブ・キロトンか低キロトンかという形では論じていないが、高度の正確性など、ロビンソンの主張と矛盾しない内容になっている。

ロビンソンは、「能力1」と「能力2」を明確に区分することによって、今後「能力2」を縛るような軍備管理にどう対応すべきか明確になる、と極めて重要な議論をした。これは、NPRとその後の対口「新戦略的枠組み」を考えると重要なポイントを言い当てているからである。米国は、「能力2」を縛らないように、モスクワ条約*において、核兵器の中味についての柔軟性を最大限に確保した。ロビンソンは言った。

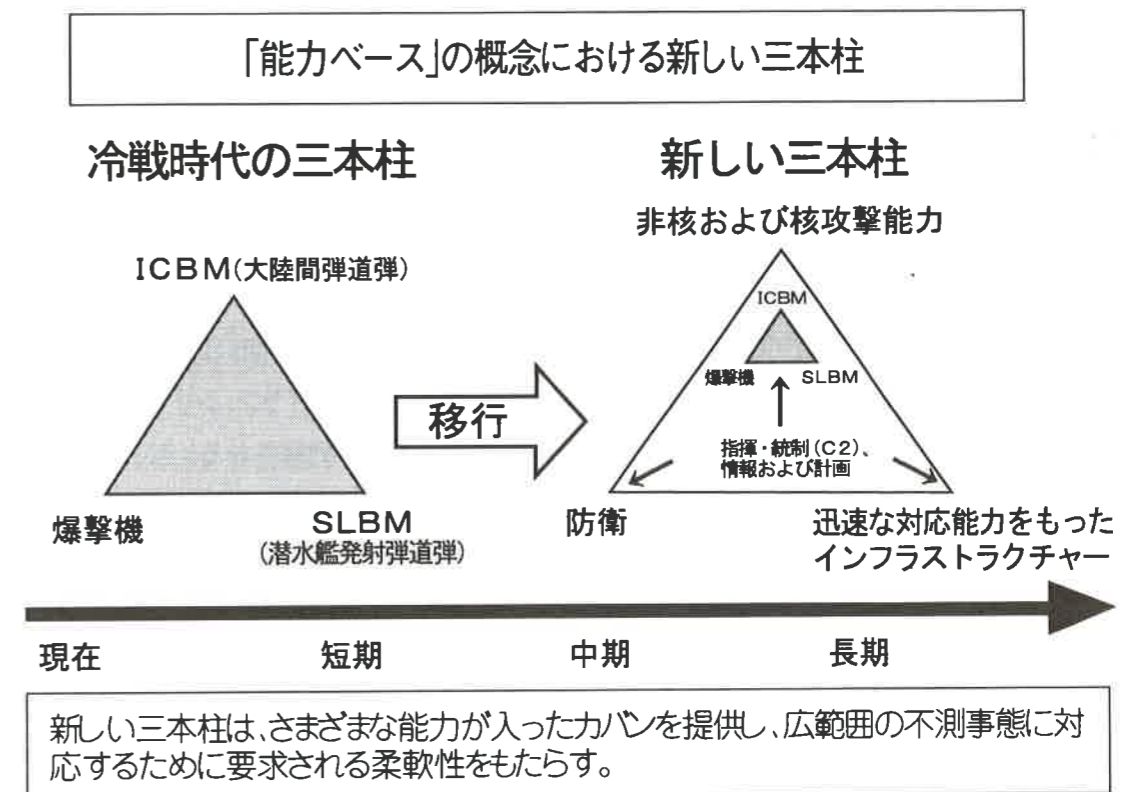
「我々が、『広範囲の脅威の抑止』(「能力2」の別称)に核兵器部隊の能力の一部を割きながら、現在の『中心的抑止』(「能力1」の別称)の戦力に対する制限を続けようとするとき、同様な問題(後者が前者を阻害する可能性)が生じることが容易に予想される。」それは「ならずもの国家における核兵器や他の破壊兵器の拡散が継続する傾向である。」「『能力2』を制限する協定ができるとしても、このような脅威の可能性全体を勘案して評価しなければならない。」「戦略世界やそれに対応する部隊能力を二つの明確な部分、つまり『能力1』と『能力2』に分割することが、多くの思考の筋道を解放する。そして、来るべき『核態勢の見直し(NPR)』にとり組むときに、我々はこれらの『新領域』を十分に探求すべきである。」

その意味では、NPRは「新領域」として、以下に述べるような「新しい三本柱、もしくは新三本柱(ニュー・トライアド)」という概念を作り出したと言えるであろう。新三本柱では、「能力2」に近接する通常精密兵器も同じ範疇に取り込み、「能力1」「能力2」「通常精密兵器」を合わせて「攻撃能力」という柱にすえた、と考えることができる。

■新しい三本柱

NPRは序文のなかで、NPRの骨格とも言える新三本柱の概念を提起した。冷戦時代の戦略兵器の三本柱は、よく知られているように、ICBM(大陸間弾道弾)、SLBM(潜水艦発射弾道弾)、爆撃機であった。それに対して、NPRは、非核および核攻撃

能力、防衛、迅速対応能力をもった防衛基盤(インフラストラクチャー)の三つを「新三本柱」と名づけたのである。米国防省は、記者説明のときに下のようなスライドによって、新三本柱を図示した。



このような構想に至る考え方の基礎として、NPRは、「能力ベース」の概念という2001年9月の「四年期国防見直し(QDR)」で採用されたアプローチを用いている。これは、脅威の分析を「誰が脅威か」ではなく、「どのような脅威か」というアプローチで行うものである。そして、予測のつかない時期に、非対称な手段で、大量破壊兵器(生物兵器、化学兵器、核兵器、放射能兵器、特殊通常兵器)を含む攻撃を受ける可能性があるのが、将来の戦略環境であると想定した。

「新三本柱」の一つは、最新の通常兵器と削減された形の戦略核兵器を合わせたものを攻撃兵器としている。核兵器に関しては冷戦時代の三本柱が今後も存続する。ここで注意を喚起したいことは、精密兵器と核兵器の選択肢が、攻撃の有効性という軍事的選択のなかで同列に扱われていることである。核兵器には、通常兵器と比較できない固有の道徳的、政治的、外交的意味があることが無視されているのである。核使用の「しきい」が、著しく低くなったと言わざるをえない。

攻撃能力だけでは不十分であり、防衛能力を二本目の柱とした。ここで強調されているのが、ミサイル防衛である。プッシュ戦略の中心であるミサイル防衛が、「ミサイル防衛も核兵器も」という新しい抑止論として考えられていることが、「新三本柱」

*キーワードA3「米口戦略的攻撃力削減条約」(74ページ)参照。

に明記されている。

さらに、これだけでは不十分であり、予想を超えた戦略関係の変化が起きたときに即応できる基盤(インフラストラクチャー)を意識的に維持する、というのが三本目の柱となる。前述したロビンソンのようなロシアに対する考え方が、ここに反映している。核兵器に限ってその例を考えると、後述する弾頭の保存(迅速対応核戦力)、CTBT(包括的核実験禁止条約)に参加せず、核爆発実験を再開するための準備期間を短縮する方針などが、この柱に相当する。

■誰に対して核を使うか

NPRは、核兵器を誰に対して持つのか、という問いに対して、7つの国の固有名詞を掲げている。ロシア、中国、北朝鮮、イラク、イラン、シリア、及びリビアである。

また、これらの国が核攻撃の対象として列挙されるときに想定される不測の事態を、その蓋然性において三つの事態に分類している。

①喫緊の事態

「喫緊の事態とは、よく知られている現在の危機に関するものである。喫緊の事態の現在の例として、イラクのイスラエルや近隣諸国の攻撃、北朝鮮の韓国攻撃、あるいは台湾の地位をめぐる軍事衝突が挙げられる。」

②潜在的な不測事態

「潜在的な不測事態とは、予測することが妥当であるが、喫緊の危険ではないものである。たとえば、米国や同盟国に敵対的な新たな軍事同盟が出現し、その中に大量破壊兵器や運搬手段を有する国が一つあるいは複数あれば、そのような事態は、核戦力計画を含む米国の防衛計画に重大な影響を及ぼし得る潜在的な不測事態である。」

③予期せぬ不測事態

「予期せぬ不測事態とは、キューバ・ミサイル危機のように予期せずして突然出現する安全保障への挑戦である。現代の例としては、突然の政治体制の変化があって、既存の核兵器が敵対的な新指導部の手中に落ちる場合や、敵対国が大量破壊兵器能力をもっていることを、突然に表明するような場合が考えられる。」

このように分類したうえで、ロシアで考えられるのは③の場合のみであり、中国では①、②の不測の事態が考えられ、その他の5か国については、①、②、③のいずれの形においても不測の事態が考えられると説明している。最後の説明部分を引用すると次のようになる。

「北朝鮮、イラク、イラン、シリア、及びリビアなどが、喫緊、潜在的、あるいは予期せぬ不測事態に関係する可能性のある国々に含まれる。それらの国は、全て米国及び米国の安全保障上のパートナーと長いあいだ敵対関係にあり、とくに北朝鮮とイラクは慢性的な軍事的な懸念材料であった。また、これらの国は全てテロリストを支援したり、かくまっており、大量破壊兵器及びミサイル計画を活発に進めている。」

■戦略核兵器の削減

NPRは、すでに米口間で合意していた「作戦配備の戦略核弾頭数を10年間に17

※資料15(176ページ)

00~2200弾頭に削減する」という内容を再確認した。ワシントン(2001年11月13日)とクロフォード(テキサス州、同年11月14、15日)でのブッシュ・プーチン両大統領の首脳会談で合意され、後にモスクワ条約(2002年5月24日)※に盛り込まれた内容である。NPRは次のように書いている。

「安全保障環境が流動化している状況においては、将来の核戦力の正確なレベルを確実に予測することはできない。次の10年間で、米国の作戦配備の戦略核戦力を1,700~2,200発の弾頭数まで削減するという目標は、米国の核兵器の必要性に影響を及ぼすであろう安全保障環境の変化に対応できる、一定程度の柔軟性を与えるものである。」

ここで弾頭の数え方が、従来と異なることに注意する必要がある。オーバーホール中の原潜の弾頭は数えないのである。そのため、弾頭数は250弾頭ほど従来より少なく数えられる。NPRは次のように言う。

「オーバーホール中のSSBN(戦略原潜)のSLBM(潜水艦発射弾道ミサイル)弾頭は、警戒態勢をとることができないため、作戦配備弾頭数には数えない。」

したがって、削減された戦略核兵器レベルは、97年3月に行われたクリントン・エリツイン首脳会談で、第3次戦略兵器削減交渉(START III)によって戦略核を2000~2500弾頭に削減することに合意していた数とぴったりと同じであり、何の新味もない。それどころか、当時は「2007年までに削減」という合意であったから、今回の10年後(2012年)という合意は、5年間削減を遅らせたことを意味する。

■迅速対応戦力・非戦略核・活性・不活性

作戦配備の核戦力の他に、不測の事態に核戦力を復活させるための基盤の一部として、「迅速対応核戦力(レスポンス・フォース)」を保持することを決定した。このため、削減された核弾頭の相当部分が、再使用のために保存されることになる。

94年のNPRにおいて初めて、削減した戦略核弾頭の一部を解体しないで、保存する方針が採択された。その弾頭は「ヘッジ(防護)」と呼ばれた。ロシアが敵対国として復活する可能性を懸念して導入されたものである。今回の迅速対応戦力も同趣旨と考えてよいが、新三本柱の一つに含まれたという意味において、より本質的な位置づけをもっている。NPRは次のように言う。

「迅速対応戦力は、潜在的な不測事態に備え作戦配備戦力を強化する能力を与えることを意図している。迅速対応戦力によって、指導部は進行中の危機の重大さに比例して作戦配備戦力の数を増加させる選択肢を保持できる。迅速対応戦力は、数日以内に利用可能である必要はないが、数週間以内、数ヶ月以内、さらには数年以内であっても、利用可能である必要がある。例えば、追加的な爆弾を、配備されていない貯蔵兵器から取り出すのは、数日あるいは数週間でも可能であろう。それと対照的に、航空団の中の航空中隊に、大陸間弾道弾(ICBM)戦力に追加的な兵器を追加するには一年もかかるであろう。迅速対応戦力は、信頼性に問題が出ている作戦配備兵器の交換用の予備ともなる。」

また、NPRは迅速対応戦力とも関連して、核兵器の保存状態に関する活性(アクティブ)、不活性(イナクティブ)の区別を明らかにした。弾頭のそのままの形を保った集合体であって、トリチウムやその他の半減期の短い物質が充填されたままで、即使

用可能状態のものを活性状態と呼んでいる。ちなみに、トリチウムは水素の不安定な同位元素であり、半減期12.3年、毎年5.5%の割合で減少する。それに対して、トリチウムなど半減期の短い物質を充填していない状態の核弾頭集合体を不活性状態と呼んでいる。

NPRは、活性状態の核兵器に、「迅速対応能力」という新しい枠を作り、再使用できる状態を確保しながら、作戦配備とは別の貯蔵状態に置いたのである。NPRの核兵器削減が、「見かけの削減」「まやかしの削減」「削減の振りをする」などと厳しく批判されるゆえんである。

NPRは、非戦略核の削減はまったく行っていない。ただ、NATO配備の核・非核両用航空機用の核爆弾について、再検討を示唆しているだけである*。

*資料特別1(144ページ)。

*著者は「ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスト」誌に、「核兵器ノートブック」を連載している。

これらの情報をもとに、ロバート・S・ノリスらNRDC(天然資源保護評議会)のメンバー*が、02年2月13日に「核抑制の振りをする:米国の核戦力を強化するためのブッシュ政権の秘密計画」と題する報告書を発表した。この報告書から、現在の米国の保有核兵器と、NPRから推定される10年後(2012年)の保有核兵器を比較した表を作成して、次ページに掲載した。この表について、注目点を説明する。

NPRにおいて、2012年までに「作戦配備された戦略核弾頭」を1700~2200に削減するとされているが、実際の米国の目標数は、この幅の中で上限の2200発であると考られている。表において、活性状態の弾頭数の列の一番左の作戦配備の列の戦略核合計の行を見ると、2002年の6144発から2012年の2200発に削減される。これが3分の1に削減されると宣伝されている数字である。

実際には、表にあるように、これ以外に次の6種類の核弾頭が保有される。

- ① 2隻のトライデントが常時オーバーホール中であり、それらの240発の弾頭。
- ② 迅速対応能力として保存される戦略ミサイルや爆撃機用の弾頭、1350発。
- ③ 米国とNATOに作戦配備されている核・非核両用戦闘機のための非戦略核爆弾(B61)、800個。
- ④ 迅速対応能力に属する320発の巡航ミサイル・トマホーク用核弾頭(W80)。
- ⑤ 戦略・非戦略の予備弾頭160発。
- ⑥ 約4900発が手つかずのまま不活性状態(イナクティブ)弾頭として保存される。

これらを合計すると、約7800弾頭となる。公式発表の2200を加えると約1万個(表では9980個)の弾頭が、実際に米国が保有する核弾頭と推測される。

同じ計算をしたときの、現在の保有核弾頭数は10,656弾頭であるから、10年間に6%減るに過ぎない。これは、ミニットマンⅢの弾頭W62が減るだけで、その他は本質的に変わらないことを意味している。

さらに、この他にも、約5000対のプルトニウム・ピット(一次爆発用)と高濃縮ウラン集合体(二次爆発用)が別々に保管されており、兵器として再組立てが可能な状態

型式	発射台当りの弾頭数	発射台		活性状態(アクティブ)弾頭数					不活性状態(イナクティブ)弾頭数	合計		
		作戦配備	オーバーホール	作戦配備	オーバーホール	迅速対応能力	予備	小計				
大陸間弾道弾	W62 (ミニットマン)	2002	1 or 3	200	0	300	0	0	15	315	300	615
		2012	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	W78 (ミニットマン)	2002	3	300	0	900	0	0	20	920	0	920
		2012	1	300	0	300	0	300	15	615	300	915
	W87*	2002	10	50	0	500	0	0	50	550	0	550
		2012	1	200	0	200	0	0	20	220	300	520
小計	2002		550	0	1700	0	0	85	1785	300	2085	
	2012		500	0	500	0	300	35	835	600	1435	
潜水艦発射弾道弾	W76	2002	6 or 8	336	48	2404	336	0	140	2880	336	3216
		2012	5	212	48	1060	240	400	40	1740	1460	3200
	W88	2002	6 or 8	48	0	380	0	0	20	400	0	400
		2012	5	76	0	380	0	0	20	400	0	400
	小計	2002		384	48	2784	336	0	160	3280	336	3616
		2012		288	48	1440	240	400	60	2140	1460	3600
核爆弾・巡航ミサイル	B61-7	2002	爆撃機 B-52H B-2 ともに 16個の爆弾を搭載	B-52 作戦配備		350	0	0	20	370	100	470
		2012		2002年 56機		60	0	100	5	165	300	465
	B61-11	2002		2012年 56機		50	0	0	5	55	0	55
		2012		B-52 オーバーホール		50	0	0	5	55	0	55
	B83-0	2002		2002年 41機		0	0	0	0	0	200	200
		2012		2012年 20機		0	0	0	0	0	200	200
	B83-1	2002		B-2 作戦配備		400	0	0	20	420	0	420
		2012		2002年 16機		60	0	150	5	215	200	415
	B80-1**	2002		B-2 オーバーホール		860	0	0	40	900	900	1800
		2012		2002年 5機		90	0	400	10	500	1300	1800
小計	2002		72	46	1660	0	0	85	1745	1200	2945	
	2012		72	25	260	0	650	85	935	2000	2935	
戦略核合計	2002				6144	336	0	330	6810	1836	8646	
	2012				2200	240	1350	120	3910	4060	7970	
非戦略核戦力	B-61-3,4,10	2002	戦闘機F-16 CDおよびF-15に搭載	800		0	0	40	840	450	1290	
		2012		800		0	0	40	840	450	1290	
	W80-0#	2002		攻撃型原子力潜水艦に搭載		0	0	320	0	320	0	320
		2012				0	0	320	0	320	0	320
	W84##	2002				0	0	0	0	0	400	400
		2012				0	0	0	0	0	400	400
非戦略核合計	2002			800	0	320	40	1160	850	2010		
	2012			800	0	320	40	1160	850	2010		
合計	2002			6944	336	320	370	7970	2686	10656		
	2012			3000	240	1670	160	5070	4910	9980		

にある。これは、「戦略的予備」と呼ばれるが、弾頭そのままの形ではないので、弾頭としては数えられない。したがって、10年後にも、米国は実質的には約15000弾頭を持ちうる状態を保っている結果となる。

■核兵器よ永遠に

NPRは、前述したロビンソンが主張したように、核兵器のもつ安全保障上の「ユニークな役割」を明確に再確認した。次のように述べている。

「核兵器は、米国、同盟国、及び友好国の防衛能力において決定的な役割を演じる。核兵器は、大量破壊兵器及び大規模な通常兵器軍事力を含む広範囲の脅威を抑制するための信頼性のある軍事的選択肢を与える。これらの核能力がもつユニークな特性は、戦略的、政治的目的を達成するために重要なあらゆる種類の敵の標的を危険状態にさらす選択肢を米国に与えることである。」

このような観点から、NPRは、少なくとも今後50年以上の長期にわたって核兵器の有効性を維持するための提案を行っている。それには、現有核兵器の維持と近代化のみならず、2020年の作戦配備を目指して新型ICBM、2030年を目指して新型SLBMとSSBN、2040年を目指して新型重爆撃機、そして、それらに搭載する新型核弾頭、の研究を開始しようとしている。まさに、「核兵器よ永遠に」である。関連するNPRの一部を引用しよう。

① ICBMについて

「より長い射程、弾道の変更、戦略的な移動可能標的、強化された地中深くに埋設されている標的など、次世代ICBMが対処する課題がある。『陸上配備の戦略核抑止任務の必要性に関する声明(MNS)』は、2020年以降のICBMへの要求を記述するに当たって、BMR研究*で行われた分析を基礎にしている。空軍宇宙部隊(AFSPC)は、MNSを基礎に論を展開し、今後のICBMの選択肢を示すために、2018年までに初期作戦能力を獲得する目標を立てて、2004及び05会計年に代替選択肢を分析する計画である。この作業によって、将来のICBM戦力にとっての要求事項を作成する過程と購入過程が、確かな軌道に乗るであろう。」

② SSBNについて

「国防省は、海上配備戦略核戦力が継続して必要であると考えている。したがって、次世代SSBNが配備される必要がある時期は、現役に留まる予定のトライデントSSBNが最初に退役する2029年頃である。海軍は、現在、将来のSSBNのあり方について2つの選択肢を検討している。一つは、バージニア級攻撃型原子力潜水艦の変形で、もう一つは、専用のSSBN(新たな設計もしくはトライデント型SSBNの派生型)である。…もし専用のSSBNを開発する決定がなされれば、新しいプラットフォームが2029年に利用可能になることを確保するためには、2016年に計画を開始する必要があるだろう。」

③ 戦略爆撃機について

「空軍は、最近、現在の巡航ミサイル戦力は2030年まで持続できると決定した。」
「新しい爆撃機は、2040年頃までに作戦可能になる必要がある。しかし、追加的又は改良型爆撃機能力への必要性によっては、『必要時期』がより現在に近づくこともあり得る。…空軍は、最近、選択肢をさらに探求すべく、長距離攻撃航空宇宙プラットフォーム-Xのための科学技術努力に財政支出を行った。」

■ミサイル防衛

*空軍宇宙部隊(AFSPC)が1998~2000年に行った「弾道ミサイルに関する要求項目(BMR)研究」のこと。特別資料1(142ページ)。

NPRの新三本柱の一つに防衛、とりわけミサイル防衛を据えたことは、ブッシュ政権の重要公約を実行した意味がある。ブッシュ大統領が明らかにした内容を繰り返しながら、NPRは、ミサイル防衛を次のように性格づけている。それは、包括的、多層的ミサイル防衛と呼ばれるものである。

「大統領は、ミサイル防衛の任務は、全50州、配備部隊、友好国・同盟国を弾道ミサイル攻撃から防護することである、と述べた。国防省は、弾道ミサイル防衛計画を再編した。同計画は、以下の方針を基にミサイル防衛を追求している。

- ミサイル防衛は、多層にすることによってもっとも効果的になる。すなわち、いかなる射程の弾道ミサイルをも、飛行の全ての段階において迎撃できることが必要である。
- 米国は、少数の長距離ミサイル攻撃、及びより数の多い短・中距離ミサイル攻撃に対して効果的な防衛を追求している。
- ミサイル防衛システムは、他の軍事システムと同様に、100%効果的とはいかないが、それでも抑止能力を高め、抑止が失敗した場合に多くの人を救うことで安全保障に大きく貢献することができる。」

ミサイル防衛についての近い将来の見通しについて、NPRは次のように述べている。

「2006-2008年位から、米国は以下を含む作戦能力を配備できるであろう。」

- 空中配備レーザー搭載航空機2-3機
- 追加的な地上配備中間飛行段階迎撃基地
- 4隻の海上配備中間飛行段階迎撃の艦船
- より短い距離の脅威に対す最終飛行段階迎撃システム。2001年に配備が開始されたPAC-3、2008年までに利用できる可能性があるTHAAD(戦域高高度地域防衛)。」

現在行われている日米共同技術研究は、上記3番目の「海上配備中間飛行段階迎撃」に深く関係しているが、2008年までの段階で共同研究の成果がどう関係しているかを議論するのは困難である。

また、ここで述べられている空中配備レーザーは、宇宙配備レーザーへの進化が予測される兵器として注目されるが、暴露されているNPRの範囲では、宇宙配備レーザーへの言及はない。宇宙配備レーザーは、将来の宇宙配備兵器の禁止問題に絡んで極めて敏感な国際問題である。

■新型核兵器:地中標的、移動標的など

NPRは、米国の現在の保有核兵器には限界があると指摘している。それは、冷戦型のシナリオで開発されたものであり、現在の多様な安全保障環境に必ずしも合致していないという理由からである。NPRはそのような例として、4種類の課題を掲げている。

- ①強化され地中深く埋められた標的(HDBT)をうち砕く能力
- ②移動式または移動中の標的をたたく能力(主として情報・通信能力)
- ③化学及び生物剤を破壊する能力。「エージェント破壊兵器(ADW)」
- ④付随的被害を軽減するための高度の正確性

この内容に関する、NPRの正確な記述は次のようなものである。

「強化され、地中深く埋設された標的(HDBT)など新たに浮上している脅威を撃破したり、移動式及び移動可能な標的を発見、攻撃したり、化学あるいは生物剤を撃破したり、正確さを改善し付随的被害を限定したりするために、新たな能力が開発されなければならない。これらの挑戦に対処する新システムを幅広く研究し、タイムリーに配備することなど、これらの能力の開発は、新三本柱を実現するために不可欠なものである。」

これらの能力は、必ずしも核兵器のみによって達成しようとしているのではないが、核兵器能力としても追求されていることは確かである。HDBTの問題は、最近のアフガン攻撃でも関心の的であったので、NPRでの説明の要点部分を引用しておこう。

「米国の地中貫通能力は、現在、B61-11自由落下爆弾という唯一の地中貫通核兵器を有するのみで、非常に限定されている。この単一爆発で非精密な兵器では、強化された地下施設が置かれている多様な地形に奥深くまで貫通することはできない。これらの限界のため、多くの強化された地下施設への標的設定は地表目標物に対する攻撃に限定され、これらの重要標的を撃破する確率は高くはない。」

「より効果的な地中貫通兵器があれば、多くの地中埋設標的は、地表爆発兵器に必要な威力よりもはるかに低い威力の兵器を使って攻撃することができるだろう。こうしたより低い威力でも、はるかに大威力の地表爆発と同じ被害を与えながらも、より少ない(10~20分の1の)降下物を発生させるだけだろう。非常に深い、又は大きな地下施設を撃破するためには、施設を崩壊させるような大きな威力の地中貫通兵器が必要となるだろう。」

■核爆発実験

NPRは、包括的核実験禁止条約(CTBT)への加入を拒否し、その死文化を狙っているブッシュ政権が、核実験再開についてどのような考えを持っているかを知るうえでも注目された。NPRは、核実験のモラトリアムを継続するとしながらも、核実験再開の必要性が生じる可能性を明記している。そして、核実験再開に要する準備時間を、現在の数年から相当程度短縮する計画に着手することを勧告した。NPRの関連箇所を引用する。

「指示があれば、新たな国家の要求に対応するために新弾頭を設計、開発、生産、認証したり、必要ときに地下核実験を再開する準備態勢を維持したりすることができるような、核兵器複合体を復活させる必要があることは明白である。」

「核実験準備態勢は、ネバダ実験場の地下で実行されている備蓄兵器管理実験*の現在進行中の計画に核実験計画用人員が参加することによって、主として維持されている。現在の核実験準備態勢の計画には、二つの懸念がある。」

「第一に、…現行の2~3年という準備期間の実験準備態勢は、経験のある実験人員が次々と引退している現状では、持続可能なものではないであろう。核診断装置、封じ込め、垂直トンネルにおける診断機器の設計や設置、穴の埋めもどし、及び放射化学分析など、地下核実験を実施するのに必要な技術や過程が、すべてネバダ実験場で実施されている未臨界核実験において用いられている訳ではない。経験ある人員が退職するにしたいが、これらの技術を新人に訓練することはより困難になり、実験準備態勢をさらに悪化させることになるだろう。したがって、地下核実験を実施するために必要な鍵となる能力をすべて特定し、それらの能力をさまざまな核実験関連技術を利用するプロジェクトにおいて演習するというアプローチが求められる。」

「第二に、2~3年という態勢は、将来発見され得る深刻な欠陥に対処するためには長すぎる可能性がある。」

「こうした懸念に対処するために、…国家核安全保障管理局(NNSA)は、以下の方法によって、今後3年間にわたって実験準備態勢を向上するための提案をする。つまり、鍵となる人員を強化し、彼らの業務能力を高めること、次世代の実験人員への指導を開始すること、追加的な未臨界実験など追加的な実地実験や適切な忠実度をもった核実験関連の演習を実施すること、地下

※この場合、具体的には未臨界実験をさす。

核実験独特の鍵となる構成部品(例えば、野外実験中性子発生装置)を交換すること、いくつかの実験診断能力を最新化すること、規則や安全基準に合致していることを示すのに必要な時間を短縮すること。国防省やNNSAは、新三本柱を支えるのに最適の実験準備期間を決定し、実施し、維持するために、実験シナリオを洗練させ、費用対効果を評価する予定である。」

「米国は、1992年以来、核実験を実施しておらず、実験モラトリアムの継続的な遵守を支持する。米国は、これ以上の核実験をしないで貯蔵兵器を維持するため、あらゆる努力をしているが、これは無期限の将来まで可能ではないかも知れない。経時変化や製作時の欠陥によって、貯蔵兵器に若干の問題が発生していることが、すでに確認されている。実験なしの環境において、能力に関する客観的判断をすることが、ますますより困難になってくるであろう。毎年、国防省とエネルギー省は、核実験再開の必要性につき再評価し、大統領に勧告を行うであろう。核保有国は、自国の核兵器の安全性と信頼性を確保する責任を負っている。」

米国の『ナイト・リッダー』紙(01年6月28日)の報道によると、核実験の再開を決定してから実行するまでの期間を短縮するときの課題は、現在1~3年かかるところを3~4ヶ月に短縮できるかどうかであるという。

■むすび—冷戦思考は続く

2001年5月1日のミサイル防衛計画に関する演説*のときも、12月13日のABM条約脱退通告*のときも、ブッシュ演説のもっとも明快なメッセージは、「冷戦は終わった。我々は違った世界に住んでいる」であった。たしかに相互確証破壊(MAD)の放棄は宣言された。そして、ロビンソンも言うように、また、NPR序文でラムズフェルド国防長官が「NPRは、戦略戦力の立案に関連した冷戦時代の慣行を過去のものにしていく」と述べたように、NPRは新しい米口関係に基づいて作成されているはずである。

しかし、NPRを吟味すると、読者はもっとも素朴な疑問を捨て去ることができないであろう。ロシア以外の小国を相手に、なぜこの巨大な核爆発力を温存する必要があるのだろうか、と。

そして、それに対する回答として、冷戦思考の核心である「相手国を完全破壊する能力を持つことによって安心を得る」という呪縛から、米国はまだ解放されていないことに気が付くのである。

しばしば指摘されるように、NPRにおいて「ならずもの国家」「テロ」が核兵器使用の新しい対象として明確に描かれ、それが核兵器の永久化を狙う重大な危険信号であることは間違いない。しかし、それと同時に、冷戦思考が土台のところで生き続けていることを忘れてはならないであろう。敵国の完全破壊という考えこそ、核兵器が生み出した戦略思想である。米国は、NPRにおいても、ロシアの完全破壊の能力を確保することを捨てていない。冷戦が終結したにもかかわらず、人類はまだ、この考え方に終止符を打てないでいるのである。

※資料8(165ページ)。

※資料11(170ページ)。

NPT (核不拡散条約) の危機と挑戦

—NPT準備委員会(2002. 4. 8~19、ニューヨーク)の報告と評価

ダグラス・ロウチ

中堅国家構想(MPI)議長

カナダ上院議員

訳: 田辺俊明

概要

2005年のNPT再検討会議のための最初の準備委員会という葛藤に満ちた試みは、2000年の再検討会議で掲げられた、核軍縮への真剣な前進という希望を打ち砕くものであった。核兵器国(NWS)が、保有核兵器を完全に廃棄するための交渉を行うという「明確な約束」から後退しただけでなく、準備委員会は、どのように履行報告書が作成されるかについてすら合意できなかった。準備委員会の議事日程をめぐる広い範囲にわたる紛糾は、核兵器の未来に関して、国際社会に根強く存在する深い亀裂を象徴するものである。合衆国が、新しいアプローチは核と非核の攻撃システムによって構成されるということを公然と認め、2000年に合意された13項目の実際的措置のいくつか(たとえばABM条約とCTBT)については「もはや支持しない」と述べることで、NPTは深刻な打撃を受けたのである。

non nuclear 2/10

新アジェンダ諸国は力強い役割を果たし、2000年以来、13項目措置についてはほとんど進展がないことに抗議し、2国間、多国間での削減にもかかわらず、配備され、貯蔵されている核兵器の数は依然として数千にのぼると警告し、継続的な勢いで2000年合意の完全かつ効果的な履行を追求すると約束した。

核テロリズム、イラクと北朝鮮によるNPTへの誓約の遵守、インド、パキスタン、イスラエルが引き続きNPT加盟を拒否していることについては、特別の注意が払われた。IAEAは、核物質、その他の放射性物質を含むテロ行為からの防護改善のため、自発的な資金供与で賄われる1,200万ドルの8点の行動計画を示した。

準備委員会は第6条と1995年の中東決議の履行報告という課題を取り上げたが、そうした報告の範囲、頻度や形式については合意できなかった。

非政府組織が準備委員会に行った14の陳述の内容と洞察力は、いくつかの代表団に賞賛された。

準備委員会は準備委員会の報告書に添付された、7ページにわたる「議長の事実概

要」で終了した。事実概要は、会合で指摘された点を反映しており、そこには、現存する保有核兵器、核兵器の将来の役割に対する新しいアプローチと新世代核兵器の開発についての懸念、合衆国によるABM条約からの脱退とミサイル防衛システムの開発が新たな軍拡競争に結びつくのではないかと懸念が含まれている。この文書は第2回準備委員会(2003年ジュネーブ)に送付されるのだが、その位置付けについては即座に挑戦を受けた。報告書は投票なしに採択されたのだが、合衆国、英国とフランスは、事実概要は議長の「個人的な」意見にすぎないことを強調する指摘を行った。

1. 背景

1.1 1995年のNPT無期限延長に伴い、その後の5年毎の再検討のため年に1回の準備委員会が設置された。2000年の再検討会議は、ひとつの準備委員会から次の準備委員会への継続性を持たせることで再検討過程を強化したのである。準備委員会は、第1回と第2回においては、議論の事実概要を作成し、それを(後の委員会に)送る任務を帯びている。準備委員会は、第3回(および、開催される場合は第4回)において、全会一致の報告書の作成を試み、そこに2005年の再検討会議へ向けての勧告が含まれることとなる。

1.2 各回の準備委員会は、条約の普遍性および完全履行を促進するための原則、目標および手段について考察する任務を帯びている。とくに1995年に合意された「核軍縮のための原則と目標」(以下の中心的な節を含む)を参考にしつつ、各準備委員会はこの目的の実現に向けて実質にかかわる特定の事項を考察するべきなのである。

「核兵器国は、核兵器の廃絶を究極的な目標として、世界的に核兵器を削減するため体系的かつ前進的な努力を断固として追求し、また、すべての国が、厳格かつ効果的な国際管理の下における全面かつ完全な軍縮を断固として追求すること。」

1.3 準備委員会はまた、1995年のNPT再検討・延長会議において採択された中東決議を考慮に入れる任務を帯びている。イスラエルを意図したこの決議は、中東のすべての国に向けられていて、まだNPTに加盟していない中東のすべての国に対して、例外なくできるだけ早期に加盟すること、また、核施設を国際原子力機関(IAEA)の全面的な保障措置の下に置くよう要求するものである。

1.4 準備委員会はさらに再検討会議の結果と、そこに含まれる条約の運用と目的に影響を及ぼすような事態の進展を考察する任務を帯びている。2000年の再検討会議では大幅な前進があり、核兵器国から「核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」を確保したのである。この誓約は、NPT第6条履行のための体系的かつ前進的な努力を明らかにするためにすべての締約国が合意した13項目の実際的措置のプログラムに

具現化されている。

1.5 第1回準備委員会は、スウェーデンのヘンリック・サランダー大使を議長とし、2002年4月8～19日、ニューヨーク国連本部において催され、187の締約国のうち、137カ国が参加した。第2回は2003年4月28日～5月9日にかけて、ジュネーブで開催される(議長はハンガリーのラスズロ・モルナー大使の予定)。第3回は2004年4月26日～5月7日、ニューヨークにて開催され、第7回再検討会議は2005年5月2～27日、ニューヨークで開催される。

2. ダナパラ事務次長:「かげ」

2.1 軍縮担当の国連事務次長ジャヤンタ・ダナパラは、2001年9月11日のテロ攻撃の後、大量破壊兵器が拡散し、テロリストの手に渡る危険を除去するための効果的な手法が肝要である旨を強調して、会議を開始した。彼は事務総長コフィ・アナンの言葉を想起した。

「私たちは今こそ大量破壊兵器の使用と拡散に反対する世界的な規範を強化しなければなりません。なかでもこれは、大量破壊兵器に関連する中心的な条約の普遍性、検証可能性と完全なる履行を確実にするための努力を倍化させるということを意味します」

ダナパラ次長は、このような呼びかけにもかかわらず、前進の見とおしに「かげ」が落とされたと言う。これが、過去55年にわたる核の危険のバロメーターである『ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスト』の「終末時計」を午前0時の7分前にまで進め、核戦争を象徴する真夜中に2分も近づけたのである。

2.2 開会の辞の1週間後、NPT準備委員会が使ったのと同じ会議室で、「世界的安全保障研究所(Global Security Institute)」によって開催された正午の会議に臨んだ際、ダナパラ次長は警告を一段と高めた。事務次長は初の「アラン・クランストン平和賞」を受賞して、重要な演説を行った。

冷戦が終結して10年以上経った後でも、3万以上の核兵器がまだ存在しているのであり、その多くが警告即発射の警戒態勢にある、と彼は言う。障害にぶつかっているCTBTの過程だけでなく、世界は以下に直面しているのである。

- 対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)が崩壊するという見通し
- 将来、核実験が行われるかもしれないという恐れ
- 非核兵器国に対してさえ計画されている核兵器の使用の計画
- 改良核兵器の開発

彼は核兵器の維持を激しく非難した。個人的見解では、それは「全く正当性に欠け、道徳に反するものである。」

「誰も一晩で完全な軍縮や一方的な軍縮がなされると本気で期待したりしないだろう。検証を伴った段階的な核軍縮の前進は国の安全のため現実的に必要とされているのである。しかし、NPT、CTBT前文、2000年NPT再検討会議最終文書そしてミレニアム宣言で行われた核軍縮の誓約は、真摯に履行されてはこなかった。軍縮コミュニティはしたがって、核軍縮のための一般市民キャンペーンを再び活性化させねばならない。」

3. 新アジェンダ対核兵器国

3.1 準備委員会は全体としては低調であったが、新アジェンダ諸国(ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン)と核兵器国(合衆国、ロシア、英国、フランス、中国)の間の緊張は早い時期に表面化した。今回はエジプトが幹事国であった新アジェンダ連合は、13項目の実際の措置の履行における進行状況の検討に焦点を絞った議事日程を強硬に主張した。とくに合衆国は、そのように焦点を絞ったアプローチに抵抗した。実際の「報告書」が協議されるか否かをめぐって展開されていた議論は、1995年の中東決議にまで及んだ。中東決議は、それ自身、2000年最終文書でさらに強化されており、(イラクや北朝鮮とともに)イスラエルを名指ししている。エジプトは中東問題について集中した議論をしたかったのだ。準備委員会はいかに、とくにどこに焦点をあてるでもなく、これらすべての話題について議論をする議事日程について合意した。サランダー議長は次の一文を準備委員会の報告書に挿入し、2000年からの後退がないように確実に期した。「私たちが先ほど参照した議事日程説明の中のいかなる点も、2000年NPT会議の最終文書の地位を変えるものではない」。しかしながら、最終文書の地位については何ら疑問がないとしても、核兵器国がそれに引き続き内容に合意しているかどうかは大いに疑問なのである。

3.2 一般討論においてなされた66の声明のうち、最も際立った対立を見せたのは新アジェンダと合衆国の間においてであった。

3.3 エジプト外務副大臣のマフムード・ムバラク大使が行った新アジェンダ連合の演説は、13項目措置の履行について進展が見られないことへの失望を表明するものであった。

「進展がないということは、核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国の明確な約束と一致しない。さらに、新たな安全保障戦略の一部として、核兵器の将来の役割に対する新しいアプローチが現れつつあると懸念している。

加えて、核兵器の完全廃棄へと導く過程へと核兵器国5カ国すべてをくみ込むようないかなる努力の兆候も見当たらない。反対に、新世代核兵器開発の憂慮すべき兆候が見られる。

核兵器国が核兵器を無期限に保有するのは当然だとするあらゆる前提は、核不拡散体制の一貫性、持続性とは両立しないものであり、国際平和と安全の維持というより広い目標とも両立しないことを、再度ここに確認する。」

3.4 第6条の履行に関して、新アジェンダは報告を求め、そこに焦点をあてた。

「これらの報告書は、各回の準備委員会に提出されるべきである。第6条に基づいた報告書は13項目措置がとり扱う課題や原則にわたらねばならず、これらの措置のそれぞれについて具体的で完全な情報を含まねばならない(すなわち、作戦配備の弾頭や運搬手段の数や仕様、削減されたものの数や仕様、警戒態勢解除の措置、核分裂性物質の現在の保有量、同物質の削減、管理、不可逆性、透明性、検証可能性の分野における進展)。報告書はこれらの分野における経過だけでなく、現在の政策や意図についてもとり扱わねばならない。」

3.5 新アジェンダは、「今後の道」のためのいくつかの分野を指摘する詳細な作業文書を提出した。

【略。資料16(177ページ)参照。】

4. 合衆国:「核攻撃システム」

4.1 合衆国は、準備委員会への合衆国筆頭代表であるノーマン・ウルフ大使と、軍縮会議(CD)合衆国代表のエリック・M・ジェービッツ大使の何回かの発言や、第6条に関する情報文書を通じて、自国が核軍縮の道を進んでいると準備委員会を安心させようと試みた。合衆国は、1988年以来、13,000以上の核兵器を解体したことや、次の10年で作戦配備されている核弾頭の数に1,700から2,200までの間のレベルにまで削減することを指摘した。

「ブッシュ大統領は核兵器やその他の大量破壊兵器の脅威を削減するため、ロシアや他の旧ソ連の国家と協力している。合衆国は1992年以来、旧ソ連諸国に対する不拡散および脅威削減のための援助として65億ドルを配分し、2003財政年度には約10億ドルを予算要求している。こうしたプログラムはウクライナ、ベラルーシ、カザフスタンから核兵器を除去する助けとなった。さらには、戦略的攻撃運搬手段の除去、核物質と核兵器の安全および保安を向上させる助けになったのである。」

合衆国は、新たな核兵器の開発はしていない。ブッシュ大統領は国防省やエネルギー省に、そのような行為を指示していない。合衆国はここ10年新たな核弾頭を生産していない。ブッシュ政権には包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准を求める計画はないが、核爆発実験の一時停止を引き続き遵守しているし、核爆発実験を再開する計画もない。パウエル国務長官とエーブラハム・エネルギー省長官は、議会の証言でこれらの政策を確認している。私たちは他の国々もこの一時停止を尊重するよう奨励する。合衆国の備蓄兵器管理プログラムは、核爆発実験を行わずに安全性、保安性および信頼性を確保するための道具を提供するよう計画されている。私たちはさらに、核爆発実験を探知する国際監視制度の確立に関する活動に参加し、資金も拠出している。」

4.2 ウルフ大使の言葉によると、合衆国は2000年NPT会議の「結果」に「一般的に合意している」。ジェービッツ大使はこの点について詳述し、「私たちの判断では、諸措置の技術的または法的な解釈を個別的あるいは集団的に行っても何ら益するところはない」と主張した。彼は、適切な問いかけとは、ある措置が遵守されたか否かではなく、核兵器国が全般的な目標に向けて前進しているかどうかであると言う。「合衆国にとって(その問いへの)回答は力強いイエスである」。

4.3 合衆国は13項目措置のうち、2つの措置を「もはや支持しない」と引き続き彼は述べた。それは、ABM条約とCTBTのことである。ABM条約について大使は次のように言っている。

「ABM条約は、合衆国とソビエト連邦との戦略的な関係を異なる前提が導いていた時代からのものである。こんにち、ブッシュ大統領とブーチン大統領は新たな関係に乗り出したのである。加えて私たちは、核兵器への依存を部分的に減らす結果となるミサイル防衛の開発について、核軍縮に最も大きな関心を寄せると公言している人々が合衆国を批判するのは、常軌を逸していると考える。」

4.4 CTBTに関して、大使は次のように言っている。

「私たちは引き続き核実験の一時停止を維持する。先月何人かの政府高官が、合衆国としてはこの一時停止を誓約し続けることを明らかにした。備蓄兵器管理プログラムは合衆国の核兵器が引き続き安全でしかも信頼に値するよう計画されている。合衆国には核実験を再開する計画はない」

4.5 13項目措置のうち2つからの撤退は、核軍縮の道程における氷山の一角に過ぎない。氷山は、合衆国の核態勢見直しに端を発するジェービッツ大使のコメントに表れている。それは、核兵器が引き続き重要であることをくり返し述べているのである。核態勢見直しの正確な政治的地位がどうであれ、ジェービッツ大使は次のように合衆国の政策を説明した。

「合衆国の新しいアプローチは核および非核の攻撃システムと能動的および受動的な防衛と再活性化された防衛インフラストラクチャーによって構成されるであろう。これらの要素は相互に関連しているが、共通の糸がある。それは、核兵器への依存の低減である。」

4.6 核兵器への依存の低減は、攻撃的な目的のために核兵器を使用するという威嚇と手を取り合って前進している。ジェービッツ大使が言うには、「第6条の究極的な履行や、そうした目標の到達までに含まれる段階別の達成については、いかなるタイムテーブルも定めることができないのは明らかである。」

4.7 そこで問題が浮き彫りになる。果たして合衆国は、自国が核兵器を完全廃棄する「明確な約束」を行ったと考えているのだろうか。合衆国は第6条の要請を「誠実に」履行しているのだろうか。

5. その他の核兵器国:「削減と批判」

5.1 以下は第6条に関する他の核兵器国の演説からの引用である。

(a) ロシア

「現状下では、この先10年でロシアと合衆国が再突入体を1,700から2,200までの間の新たなレベルへと削減するだけでなく、戦略的攻撃兵器(SOW)のより一層の削減に関する新たな法的拘束力のある条約を締結することが必要であると私たちは確信している。ここで、ロシアは再突入弾頭をさらに1,500のレベルにまで削減するのに合意する用意があることを

想起していただきたい。またそこでは、戦略的攻撃兵器と防衛兵器との間の関係を強調することも必要だろう。私たちはそうした削減が本物であり、かつ信頼に足る形で監視されることが重要であると考えている。現在、ロシアと合衆国は、両国の新しい戦略的な関係についての宣言だけでなく、その旨の条約を練り上げてゆくため集中的な交渉を行っている。

合衆国のABM条約から脱退するという一方的な決定が誤った措置であるとロシアが見なしているという事実は、皆によく知られている通りである。他の何よりも、それは2000年NPT再検討会議の最終文書における勧告に一致しないし、ABM条約を保持しそれを遵守する旨の決議が過去3年間に国連総会で連続的に採択されたことに反映されている世界の意見とも一致しないものである。私たちはまた、ABM条約からの撤退が宇宙空間の「兵器化」という危険事態の進展をもたらすことについて懸念している。」

(b) 中国(胡小笛大使)

「2000年NPT再検討会議の最終文書の条項が完全には実現せず、NPT再検討過程に影響を及ぼし、しかも国際的安全保障環境に害を及ぼすような新しい否定的な事態の進展があったことについては、遺憾の念なくしては注目できない。国際社会によって戦略的安定の礎石としてみなされているABM条約は、過去のものとなりつつある。7年間交渉されてきた生物兵器禁止条約(BWC)議定書は拒否されてしまった。CTBTは、否定的な態度によって発効の見通しがますます暗くなっている。中東における虐殺は続いている。さらに最近では核の分野でいっそう煩わしい進展が観察された。これらはすべて国際安全保障環境に不確実で不安定な要素を付け加えるものである。NPT再検討と履行過程への悪影響は無視されるべきではない。(略)

中国は核兵器国として、これまで核軍縮の責任を一度も避けたことはなかった。中国は、自らの行為をもって、国際的核軍縮に独自の貢献をしてきたのである。これまで核兵器の全面禁止と完全破壊を一貫して唱導してきた。核兵器を所有するようになって以来、核兵器の第一使用者とならないこと、非核兵器国や非核地帯に対して核兵器を使用したり威嚇を与えたりしないことを無条件に約束してきた。核軍拡競争に参加したことはないし、中国国外に核兵器を配備したこともない。中国は核爆発実験を包括的に禁止することが、核兵器の全面禁止と完全破壊へ向けた過程の重要な段階であると固く信じている。中国は包括的核実験禁止条約の早期発効を支持し、その早期批准を誓約しているし、具体的な行動でCTBTの準備作業を支持し、それに参加してきたのである。中国は、軍縮会議(CD)が、すべての当事国が合意する作業プログラムに到達して、『シャノン報告』の委託任務にしたがって、核兵器用の核分裂性物質の生産を禁止する、多国間の、差別的でない、国際的かつ効果的に検証可能な条約の交渉を始めるように支持する。」

(c) 英国(ピーター・ジェンキンス大使)

「英国は、国の安全保障と両立可能な最低限必要なレベルにまで核兵器への依存を低減するための措置を率先してとってきた。過去2年間、私たちは次のようなことを行った。」

- 作戦使用が可能な貯蔵核兵器を200弾頭以下にまで一方的に削減した。これは冷戦終結以後の我が国の抑止力の潜在的爆発力の70%以上の削減にあたる。
- 核戦力の準備態勢を緩和した。今や48の弾頭を搭載したトライデント潜水艦1隻のみが抑止のためのパトロールにあたっている。パトロール中の潜水艦は通常「発射通告」から発射まで数日間を要するのであり、そのミサイルは照準を外されている。
- 英国は、自由落下核爆弾からは撤退し、トライデントを唯一の核システムとして残している。

英国の最後のシェバリン弾頭が今月末に解体されるのを今日報告できることに満足している。これは、核兵器削減における不可逆性の原則への英国の誓約の一部である。

私たちはCTBTを批准し、1991年以来、核爆発を行っていない。

1995年、英国は、核兵器とその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を停止したと告知した。まだそうしていない国には私たちの先例に従うように要求する。私たちは核兵器を

たったひとつのシステムにまで削減したが、それは英国の国家安全保障にとって最低限必要なレベルであり、我が国の国家安全保障を損なうことのない、これ以上の一方的な削減措置は限られている。私たちは相互的で均整のとれた、検証可能な、核兵器の数の世界規模での削減を引き続き奨励する。我が国の安全保障を危険にさらすことなく、英国の核兵器を多国間交渉の対象に含めることができるほどの十分な進歩があったと私たちが見做すことができるときには、私たちはそのようにする。」

(d) フランス(ハーバート・ラ・フォルテ大使)

「第6条の下、フランスは核軍縮措置について誠実な交渉を追求することに合意した。安全保障の分野において、今やますます増大する不確実性に特徴づけられている国際的戦略の文脈にもかかわらず、とりわけ、核抑止政策を厳格な十分性の原則に基礎付けるとともに、模範的なやり方で核兵器を削減することによって、フランスは約束したことは現実に行ったし、また行い続けるだろう。(略)

究極的には全面的な廃棄を目標としながら、体系的かつ前進的に動いて、核兵器のレベルを世界的に削減するための貢献をする旨の決意を、フランスは明らかにしてきた。フランスは、勢いを持続させるためには、能動的な姿勢をとることが重要であると自覚している。2000年再検討会議の最終文書に含まれる『実際の措置』は私たちが進むべき方向性を示唆している。単一の道があるというのではないが、これら具体的な措置が指し示す全般的な方向性があるということ意識しなければならない。

フランスはその誓約に誠実であるべく、第6条と1995年の決定2の条項を断固として履行してきた。とくに模範的な一方的措置を通じて誓約を実行してきたのである……

深甚な効果を持たせるためには、能動的姿勢は現実性の原則に基礎づけられねばならない。今の場合、全面かつ完全な軍縮という目標がこの原則のよい例である。それはNPTや1995年の決定「原則と目標」に体现されている。全面かつ完全な軍縮は、2000年の最終文書にある具体的な措置のうちの一項目であって、最終文書を明確にするのに役立っている。実際、それを核軍縮から切り離すことはできないだろう。全面かつ完全な軍縮を展望することは、核兵器のない世界を実現するための障害であるどころか、核軍縮過程の土台を固め、すべてにとって安全保障が減じないという原則を遵守しながら核軍縮が実行されることを保証するのである。

過去10年間にフランスが採用してきた措置は、2000年の最終文書にしたがった効果的かつ完全なる核軍縮の過程における里程標となるものである。フランスはこれまでなされたことが元に戻らないことを保証するため、体系的かつ前進的な過程を要求する。」

6. 欧州連合:より多くの東欧諸国

欧州連合(EU)は、もともとは西ヨーロッパの国々によって構成されていたのであるが、国際会合ではますますより多くの国を代表して発言するようになっていく。スペインが行った準備委員会での演説は、EUと提携する中央、東ヨーロッパの国々をも代表しており、そこには、ブルガリア、チェコ共和国、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニアのほか、新たな提携国であるキプロス、マルタ、トルコを含んでいる。また、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーは欧州経済地域の加盟国であるが、声明に自発的に提携した。

第6条上の課題について、EUは以下のように述べた。

「私たちは、ロシア連邦と合衆国間で進行中の戦略核削減に関する2国間交渉を歓迎している。こうした交渉は非常に重要な一歩となるのであり、合意された軍縮措置は、速やかに不可逆性、検証可能性と透明性を確保する規定の含まれた法的拘束力のある条約に具体化されるべきである。

NPT過程において初めて、非戦略核兵器の課題が最終文書に含まれることとなった。私たちはそれを核軍備削減と軍縮過程の重要な一部と見做しており、第6回再検討会議において関係諸国が行った誓約が果たされることを期待している。非戦略核兵器の劇的な削減のための、効果的に検証可能な合意へ向けた交渉を速やかに始めるよう奨励する。

EUは、核軍縮、核あるいはその他関連した軍備管理、削減措置において不可逆性の原則を採用することが国際の平和、安全、安定に貢献すると確信している。

EUはさらに、2000年NPTの最終文書の要請、すなわち、核兵器国は核兵器能力と、第6条にしたがった合意の履行について、軍縮のさらなる進展を支えるための自発的な信頼醸成措置として、透明性を向上させねばならないという要請を支持する。強化された再検討過程の枠組みにおいて、すべての締約国が定期的に報告を行うことで、国際的な安定はさらに促進されるだろう。

EUはABM条約から脱退するという合衆国の決定に注目し、その後続く、新しい戦略的な枠組みを創出するためのロシア連邦との2国間交渉を歓迎する。また、上記の交渉が国際的な安定をより一層促進することを期待する。」

7. 非同盟運動:「国際会議」

7.1 インドネシアは、115の非同盟運動諸国(NAM)を代表して発言し、NAMの核兵器の完全廃棄という長きにわたる主張を強調した。

7.2 NAMは、以下について懸念を表明した。

- 「核兵器国が頑なな姿勢を続け、唯一の多国間軍縮交渉機関である軍縮会議(CD)に核軍縮特別委員会を設立するのを妨げ続けていること。私たちは、決められた時間枠のある、核兵器の完全廃棄のための段階的プログラム(核兵器禁止条約を含む)を交渉する必要があると引き続き信じており、これに関連して、できるだけ早期かつ、最優先での核軍縮特別委員会の設置要求を繰り返し行いたい。この文脈において、厳格かつ効果的な国際管理の下、あらゆる側面における核軍縮につながるような交渉を誠実に追求し、それを完結させる義務があるとした国際司法裁判所の全員一致の結論を繰り返し強調したい。5年経過したにもかかわらず、その義務の履行については何の進展もないことを残念に思う。
- 核軍縮と核不拡散という両方の目的を考慮に入れた、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でない、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な条約の交渉を、軍縮会議(CD)が引き続き再開できないでいること。
- 核兵器が使用されうるといふ危険を最小限におさえ、核兵器完全廃棄の過程を促進するための、安全保障政策における核兵器の役割の縮小において、進展がないこと。

私たちは、第4回国連軍縮特別総会を開催するよう支持する旨を繰り返す。私たちは、全国連加盟国が参加する第4回特別総会の開催へとつながるさらなる措置を要求するとともに、第1回特別総会(SSOD-I)の原則と優先順位を再確認しつつも、第4回特別総会(SSOD-IV)がそれらの履行状況を検討、評価する必要があることを訴える。

さらに、大量破壊兵器、とりわけ核兵器を廃棄するために努力し、その目的を達成するためには、核の危険を除去するための方法と手段を見定めるための国際会議を開催することも含めて、あらゆる選択肢を開いておく旨、国家および政府の元首たちが決議した国連ミレニアム宣言の実現に向けて、何も進展が見られないことを懸念している。決められた時間枠ですべての核兵器を完全に廃棄し、開発、製造、取得、実験、貯蔵、転移、使用の威嚇を禁止し、それらの破壊について規定する段階的核兵器完全廃棄プログラムについての合意に達することを目的とした国際会議をできるだけ早期に開催するよう再度要求する。私たちはまた、多国間主義が加速的に崩れつつあることを深く懸念しており、国際の平和と安全に向けて前進し、それを維持するための集団的国際努力の重要性を強調する。」

8. IAEAと保障措置:テロリズムとの闘い

8.1 国際原子力機関(IAEA)は、核物質やその他放射性物質を含むテロ行為からの防護を改善するための計画について述べた。以下8つの分野である。

- (1) 核物質と核施設の物理的防護
- (2) 核物質およびその他の放射性物質に関する悪意の行為(不法取引など)の探知
- (3) 核物質に関する計量事務と管理のための国家システムの強化
- (4) 放射線源の保安
- (5) 核施設の脆弱性に関連する安全および保安の評価
- (6) 悪意の行為とその脅迫への対応
- (7) 国際合意とガイドラインの遵守
- (8) 核の安全にかかわるプログラム調整と情報管理の向上

8.2 こうした措置には年1,200万ドルの費用がかかり、資金供与は自発的な方法で行われる。IAEAは現在70か国において900以上の施設の保障措置を行っており、予算は年8,000万ドルである。「IAEAが信頼性のある検証を保証し、その保障措置システムを強化し続けるためには、検証の任務と必要とされる財源が見合わねばならないのは明白である。」

8.3 IAEAは2つの議論のある地域について報告した。

「朝鮮民主主義人民共和国

IAEAとのNPT保障措置合意による保障措置にしたがって、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)が行った核物質についての最初の申告が正確でかつ完全なものであるかどうかを検証することは、引き続きできないままである。しかし、国連安全保障理事会の要請により、1994年11月以来、IAEAは、合衆国とDPRK間の「合意枠組み」にしたがったDPRKの黒鉛炉および関連施設の「凍結」を監視してきた。また、寧辺にあるサイトには継続的に査察官を配置してきた。DPRKとIAEAとの保障措置合意には依然として拘束力があり有効なのだが、DPRKは依然としてこの検証を、合衆国とDPRK間での「合意枠組み」に規定されている軽水炉プロジェクト実施の展開と結びつけて考えている。先にも言及したように、DPRK国内において保障措置の対象となるすべての核物質が申告されたかどうか、そして保障措置に下に置かれたかどうかを検証するには、DPRKの全面的な協力を得たとしても3-4年はかかる。

イラク

IAEAが、安全保障理事会によって命じられたイラクにおける検証活動をすぐにも再開できるように準備していることを、IAEA事務総長長官はくり返し説明してきた。イラクに戻った場

合のIAEAの目的は明白である。それは、IAEAの検証措置が停止した1998年12月以来、イラクにおける核活動に変化がないことを検証措置を通じて保証することである。そして、以前の状態を再確立できるのであれば、IAEAの将来の監視と検証計画の実行へと移って行くことができるであろう。」

8.4 IAEAは、51カ国がまだ包括的保障措置合意を結んでいないこと、(追加議定書として知られる)強化された保障措置システムが依然として完全な支持を得ていないこと、すなわち、24カ国がまだ署名していないことを指摘した。

9. 包括的核実験禁止条約(CTBT):行き詰まり

9.1 包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)準備委員会は、CTBTが165カ国によって署名され、そのうち90カ国が批准したと報告した。しかし、(原子炉を保有しているため)批准を要求される44カ国のうち、13カ国はまだ批准していない。核兵器国5カ国のうちでは合衆国と中国が批准していない。合衆国がCTBTへの支持を撤回したため、現在のところ発効への見通しはたっていない。

9.2 国際監視制度の321の観測所のうち、270についてはサイトの調査が終了している。122の観測所はすでに検証システムにくみ込まれ、104は建設中である。

9.3 準備委員会は、条約の重要性についての理解を深めるとともに、科学目的や民生目的において検証技術の応用が便益をもたらす可能性を探るために、世界中で一連のワークショップを行っている。

10. 「道徳的不承認」

10.1 NPT締約国であるバチカン市国は、13項目措置の履行見通しが落胆すべき状況であるのは「警戒すべきことである」と述べた。「進展のなさよりもっと深刻なのは、いくつかの核兵器国が軍事ドクトリンにおいて核兵器の中心的な役割を維持すると公然と決意していることである。」

10.2 代表団の副長であるフランシス・チュリカット卿によって行われた演説で、バチカン市国は、核兵器使用を検討している新たな戦略に対しては「断固として抵抗しなければならない」と述べた。演説は、法の支配が、「核兵器を不可欠とするドクトリンの継続を黙認するはずがない」と警告した。

「核兵器の恒久性を体現するような軍事ドクトリンを道徳的に承認することはできない。それこそが、教皇ヨハネ・パウロ2世が『実際に機能するような交渉または裁定のシステム』により、すべての核兵器を追放するよう求めた理由である。それゆえ、交渉を拒否する核兵器国は交

渉のテーブルにつくよう強く求められる。

実際、時代遅れとなった核抑止論にしがみついた核兵器国は、世界でもっとも高い法的權威の意見を否定しているだけでなく、人類のもっとも熱烈な希望をも否定しているのである。これに関連して、私たち代表団はよく知られた立場を再度確認したい。核兵器は私たちが21世紀に求める平和とは両立しない。核兵器は正当化できない。核兵器は死と破壊の道具である。NPTの保持のためには、核兵器の廃棄に向けたきっぱりとした行為が要求される。そのような高貴な目標が達成されたときにだけ国際社会は国々が「誠実」に行動していると確信できるのである。(略)

あらゆる文明がその上に成り立っている自然の構造を危険にさらすことのできる兵器システムの開発を続けることは、現在と将来世代にわたって平和の文化を築こうとしている国々の家族という純粋な理想を台無しにするものである。」

11. 戦術核兵器:ドイツのアプローチ

11.1 2000年の13項目の実際的措置には戦術核兵器についての件も含まれていた。すべてにとっての安全保障を減じないという原則に基づいた措置の範疇には次のものがある。

「一方的な発議に基づいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。」

ロシアによる備蓄に加えて、戦術核兵器はヨーロッパの6つの非核兵器国において貯蔵されている。

11.2 この措置を履行するための明らかな行動が何らとられていない中で、ドイツは(EUにおける団結から離れて)作業文書を提出した。その一部分は次のように述べている。

「戦術的運搬手段用の核弾頭のほうが、戦略的なものよりも断然多い。正確な数字は分からない。冷戦中には何万という弾頭と核地雷が生産され、今日でも依然として何千という数が残っているとみなければならない。諸国の保有数そのものが懸念を生み出すのである。非戦略核兵器は他の理由でも特別な危険を提起すると考えられている。多くの弾頭は古くなっていると推定され、もともとの寿命を超えているかもしれない。戦術核の使用を妨げる防壁は、戦略的システムのものに比べて低いとの見方がある。寸法が小さいだけでなく、貯蔵や配備パターン、また輸送にもなって加わる危険性のために、拡散の危険性とテロリストが接近する危険性が拡大するとの懸念が強まるのである…それらの廃棄を一度に行うことは不可能であると考えれば、段階的なアプローチが推奨されるのであり、そこには次の要素が含まれるだろう。

- ロシアと合衆国による、1991/1992年の大統領核イニシアティブの履行についての報告。
- 大統領核イニシアティブの公式化。遵守の確証を与える適切な検証措置についての合意を含む。
- 2000年12月のNATOによる「信頼・安全保障醸成措置、検証、不拡散、軍備管理、軍縮に関する選択肢についての報告書」の線に沿った、準備態勢、安全条項とその内容についての情報の相互交換合意、合衆国とロシアの戦略以下の核戦力についてのデータ交換。NATOとロシアの関係の文脈において議論の課題となっている4つのCSBM(訳注:信頼・安全保障醸成措置)の適用が奨励されるべきである。
- 戦略的攻撃兵器に関する現行の2国間交渉を成功裏に妥結した後、ロシアと合衆国は、核軍縮過程における穴を埋めるため、非戦略核兵器についての交渉を始めるよう奨励さ

れるべきである。

- (e) NPT再検討会議とその準備委員会は非戦略核兵器の課題における進展について定期的に情報提供を受けるべきである。
- (f) 核の危険を低減させるという要求にしたがって、非戦略の保有核兵器に特別な安全予防措置(すなわち、輸送と貯蔵のための物理的防護措置)をまだとっていない核兵器国は、そのような措置をとらなければならない。NPT再検討会議と準備委員会はこれについて十分に情報提供を受けるべきである。」

11.3 ドイツは上記の文書を別の作業文書「核兵器のない世界の達成」によって支持した。作業文書では、下記の事項が「現時点において鍵となる重要事項」と特定している。

- (a) NPTの完全なる遵守と普遍的な加盟
- (b) CTBTの早期発効と履行
- (c) FMCTについての交渉の開始と早期妥結
- (d) 合衆国とロシア間における、検証可能で不可逆的な戦略的攻撃兵器削減のための拘束力のある合意の達成
- (e) 非戦略核兵器に関する交渉の開始

11.4 各国代表団には国連軍縮研究所(UNIDIR)によって作成された「戦術核兵器を管理すべきとき」という報告書が手元にあった。報告書は、現在の状況は戦術核兵器に関する法的に拘束力のある制度の交渉に適していないように見受けられるが、透明性向上と、信頼醸成措置はとることができると指摘している。報告書はまた、1997年のヘルシンキ合意で計画されている削減に戦術核兵器を含めるように要求している。

11.5 この報告書を作成したセミナーに貢献したアクロニム研究所のレベッカ・ジョンソン所長は、本議論に共通する3つの中心的論点についてまとめた。

- 「1. 戦術、戦略以下、非戦略、戦略核兵器の区別がますます曖昧になってきている。冷戦中は、威力(イールド)や射程によって区分がなされたが、そのような区分はもはや有効ではなく、私たちは定義や機能の問題についてももう一度考えねばならない。
2. 1991-92の宣言を履行するよう唱える一方で、とくに合衆国が新たな核兵器、とくに戦術核兵器(TNW)の研究開発を行ったりすれば、あるいは単にその将来的な発展可能性を論じるだけでも、ロシアの既存のTNWの安全と廃棄を課題としてとり上げることすら困難になるといふ点について、明らかにしておく必要がある。
3. CTBTとNPTの運命は、初めから複雑に絡み合っている。合衆国が今のようにCTBTを弄ぶならば、条約の崩壊と核実験の再開へとつながって行くだろう。それはさらにNPTの信頼性の崩壊へと結びつき、合衆国と国際的安全保障に否定的な結果をもたらすだろう。」

12. 報告義務:カナダの努力

12.1 13項目の実際的措置のうち、第12項目は次の通りである。

「強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条と1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所の勧告的意見を想起しつつ、定期報告を行うこと。」

12.2 2000年最終文書はまた、「1995年中東決議の目標と目的の実現を促進するた

めに採用した措置について」の報告を、各国に要求している。

12.3 この報告は2000年に合意されたのだが、報告の範囲、頻度、形式についてはまだ決められていない。そこで、準備委員会には異なる見解が寄せられた。

12.4 新アジェンダ諸国は、第6条の履行について、具体的で詳細な報告を求めた(上記3.4参照)。合衆国に率いられた西側の核兵器国は、もっとも一般的な「提出」だけを主張して譲らなかった。

※ピースデポ注:日本も報告書を提出している。

12.5 報告書を提出した数少ない国*のうち、カナダ、アイルランド、スウェーデン、ポーランド、インドネシア、ニュージーランドとドイツは、すべて違う形式を使っていた。ほとんどの、(報告義務のそもそもの理由である)第6条を条約の他の要素の中に位置付けている。

12.6 カナダは、何らかの標準化をしようとする試みの中で先導的な役割を果たした。まず、作業文書を提出し、各国が毎年準備委員会で条約全体の履行について報告書を提出するよう提案した。カナダはこれにしたがい、条約についての報告書を条文ごと提出した。第6条の下において、カナダは、合衆国とロシア間の戦略兵器削減を成文化するのに加えて、戦術核兵器にも焦点が当てられるべきだと述べた。「カナダはNATOの加盟国として、同盟が、段階的な措置によって軍縮目的を推し進める役割を果たすように引き続き唱導してゆく。」

12.7 妥協の方式を探る試みにおいて、カナダは、2003年の準備委員会の前に非公式で自由な協議をジュネーブで開催するよう提案した。西側のいくつかの国はこの提案を支持したが、スイスはNPTの履行システムが脆弱なため、そのように重要な協議を行うためであっても、十分な資金やサービスが利用できないと述べた。南アフリカは、カナダの提案している協議は、NPT再検討過程の外部に出ようとするものであり、これもまた、強化された再検討過程とは程遠い過程である、とコメントした。英国とフランスはそのような試みには懐疑的であり、合衆国は「報告書の形式やタイミングを指揮しようとする国の、あらゆる試みは必ず失敗する」と述べた。

12.8 リーディング・クリティカル・ウィルは「核軍縮に関するNGOシャドウ・レポート:説明責任は民主主義であり、透明性は安全保障である」と題された113ページに及ぶNGOの文書を準備し、技術的詳細にわたり、37カ国の遵守について分析を行った。兵器、政策と履行についてはどの政府の報告書よりも詳細なものである。しかし、各国代表団のほとんどは、このような詳細な報告書を無視していた。

13. NGOの意見表明:14の発言

13.1 準備委員会は、第1週の水曜午前のすべてを、14のNGOの意見表明の聴取にあてた。これは、平和と自由のための国際婦人連盟のプロジェクトである「リーチング・クリティカル・ウィル」、国連事務局、NGO軍縮委員会によって開催された。以下は、59頁にわたる演説 <www.reachingcriticalwill.org> からの短い引用である。【以下、タイトルと発言者のみ。引用部分を省略。】

13.2 ①政治状況概観 発言者:エミリー・シュローダー(WILPF)

13.3 ②法の支配、NPT、世界的安全保障 発言者:ニコル・デラー(核政策法律家委員会)

13.4 ③宗教者代表意見表明 発言者:アルン・エルハンス(世界宗教者平和会議(WCRP))

13.5 ④先住民の視点 発言者:リチャード・サルバドール(太平洋諸島NGO協会(P IANO))

13.6 ⑤包括的核実験禁止条約(CTBT) 発言者:ドミニク・ララン(ストップ・核実験/核兵器廃絶)

13.7 ⑥保有核兵器、ミサイル、ミサイル防衛と宇宙空間の兵器化 発言者:レギナ・ハーゲン(拡散に反対する科学技術者国際ネットワーク(INESAP))

13.8 ⑦中東における核兵器拡散と核兵器配備の結果 発言者:バヒーフ・ナサル(アラブNGO調整委員会)

13.9 ⑧南アジアにおける核軍縮の挑戦と好機 発言者:L.ラムダス提督(元インド海軍参謀長)

13.10 ⑨東北アジアにおける核拡散問題と危険 発言者:ランダール・キャロライン・フォースバーグ(防衛・軍縮研究所)

13.11 ⑩NPT締約国による報告 発言者:キャロル・ノートン(核軍縮運動(CND))

13.12 ⑪不可逆性と検証 発言者:ジャクリン・カバツ(西部諸州法律財団)

13.13 ⑫戦術核:新旧 発言者:アレステア・ミラー(第4自由フォーラム)

13.14 ⑬核分裂性物質、健康と環境:軍事・民生核プログラムの隠れた代償 発言者:ビブラフ・ヤダフ(社会的責任のための医師の会(PSR))

13.15 ⑭2002年NPT準備委員会に対するNGOの勧告 発言者:メラフ・ダータン(核戦争防止国際的医師会議(IPPNW)、社会的責任のための医師の会(PSR))

13.16 上記の声明はいくつかの政府代表団に賞賛されたものの、準備委員会の過程に参加するNGOの役割はまだ、他の国連会議の場と比べて小さい。「持続可能な開発

委員会」やさまざまな人権会議に出席するNGOは、進行中の過程にアクセスできるのだが、準備委員会におけるNGOは本会議のみの出席に制限されて、詳細な議論には出席できない。2000年再検討会議の結果、NGOが発言を行う時間がプログラムの中に規則化されたものの、認証された62の組織が代表団に話かけたり、あるいは特定の点について話を聞いたりすることさえ厳しく制限されたのである。

13.17 そこで、カナダは「今のとり決めに上乘せ」してゆくべきだと要求した。シモンズ財団代表のジュニア・シモンズ博士は、公式の声明で、カナダの代表団にNGOの代表として参加しているアーニー・レガーとともに、NGOがもっとアクセスできるように要請した。彼女は、NGOが諸課題についてもっと広範な関りができるように、NGOとの「自然発生的な意見交換」を求めた。多くの国がその提案を支持したが、合衆国とフランスはそれに冷や水をかけ、「今のとり決めで十分満足している」と述べた。

14. 核の危険を低減する:優先事項

14.1 多くの政府代表団が、国連軍縮諮問委員会によって発行された「核の危険を低減する」と題された先般の報告書 <<http://www.un.org/documents/ga/docs/56/a5600.pdf>> に言及した。ドイツは、報告書の見解の概要が「2005年再検討会議につながって行く再検討過程における実質的な議論の課題になるだろう」と示唆した。

14.2 諮問委員会の概要は、「核の危険を低減させるために、以下の措置が強調されるべきである」と述べている。

- (a) 協調的安全保障についての広範囲な国際的対話の促進
- (b) 核の危険を除去するための方法を見定めるための大規模な国際会議をタイムリーに開催する可能性を準備するための、予備的な政治的および技術的諸措置。
- (c) 核兵器の警戒態勢解除
- (d) 核ドクトリンの再検討
- (e) 核兵器削減と軍縮過程の重要な一部分としての戦術核兵器のいっそうの削減
- (f) 全核兵器プログラムの透明性の向上を促進することによる、地球的、地域的レベルでの安全保障の強化
- (g) 核軍縮措置を履行するための環境の創出。核兵器の危険についての教育と訓練プログラムは、核兵器を廃棄しようとする政治的意志に肯定的な影響を与えることができるような世界世論を育成するだろう。

以下に特定された措置と広範なアプローチが委員会からのさまざまな支持を受けた。

- (a) 核兵器のさらなる拡散を防止する。
- (b) 核兵器の使用を禁止する。
- (c) 軍事ドクトリンを核兵器の第一不使用(先制不使用)へと変える。
- (d) 海外に配備されている核兵器を自らの領域に撤退させる。
- (e) きわめてわずかの備蓄以外は全弾頭を廃棄する。
- (f) 地域の関係諸国が自由に達するとり決めに基づいて、非核地帯をさらに設置する。
- (g) 全非核兵器国に対して無条件の消極的安全保証を与える。

- (h) 核共有、核の傘の政策や実施を廃止する。
- (i) 多弾頭個別誘導再突入体(MIRV)を廃棄することを含め、核兵器システムの数を削減する。
- (j) とくに核施設、核態勢について世界的、地域的レベルでの核の透明性を高める。
- (k) 核弾道ミサイルを近距離から扁平軌道にのせて発射することがより困難になるような形態に、原子力潜水艦の配備を保つ。
- (l) 照準を外す。
- (m) 即時攻撃を困難に、あるいは不可能にするように、日常的な通信形態を形成する。
- (n) 核戦力を低い警戒態勢に置く。
- (o) 発射台から核弾頭を分離する。
- (p) 発射台や核弾頭から主要な部品をとり外す(例えば、バッテリー、燃料、連結ケーブル、コンピューターなど)。
- (q) 領土紛争中の近隣諸国間での信頼醸成措置を促進する。戦力の引き離し、境界線のどちらかの側への中立的な(平和維持)戦力の配置、係争中の領土での武装した非国家主体に援助を行わないこと]

15. 議長の実事概要

15.1 準備委員会の任務は次の通りである。「各回の準備委員会における課題の検討を…実事概要としてまとめ、その結果を報告書として、次回準備委員会でのさらなる議論のために送られなければならない」。実事概要に合意が必要かどうか、あるいは合意にどのように達するのかについては何の言及もない。サランダー議長は、何らかの意味のある概要に合意を得るのは事実上不可能であると考え、彼の概要の草稿は交渉に開かれてもいないし、修正されることもない旨を準備委員会に知らせた。彼は単純にそれを準備委員会報告書に添付し、報告書は採択されたのである。

15.2 【実事概要の引用。略。資料19(188ページ)参照。】

16. 合衆国の実事概要への反論

16.1 準備委員会報告書が採択された後で発言を行った国のうち、核兵器国5カ国はすべて留保を差し挟んだ。合衆国のノーマン・ウルフ大使は最も鋭い批判を行った。彼のコメントの文面は以下の通りである。

16.2 ノーマン・ウルフ大使:「議長、ありがとうございます。まず初めに、あなたがこの第1回準備委員会の議長として、私たちの作業に寄与した多くの貢献に対して、我が代表団からの感謝の意を表明したいと思います。この作業にあなたが注ぎ込んだエネルギー、我慢強さとユーモアのセンスの良さを賞賛したいと思います。」

私は、次年度の会合の前に、すべての国が今回の準備委員会での経験について省察するに違いないと思います。私たちは、前の再検討会議までの準備過程とは異なった、新たなアプローチを試みたのでした。私たちは、成功する機会には十分にあると考えています。私たちは、第1回と第2回の準備委員会は、全会一致の勧告を議論するより以上に、もっと有益な目的に資することができると思っています。私たちはまた、実事概要の内容とそれを作成する過程は、より調和的でより論争の少ないものであるべき2回の準備委員会にふさわしいものである

べきだと考えています。私たちは今回の準備委員会においてとられたアプローチがこのような関心に応えているかどうか確信を持ってませんし、また、第2回準備委員会の組織方法に関してここ二日間に出された提案がこの目的に果たして寄与するかどうかについても、確信がないのです。

議長、手続的な事項につきましては、私たちにはまだ第2回、第3回目の会期、そして今や再検討会議それ自体に向けた時間と場所があります。私たちはモルナー大使(ハンガリーの大使で、第2回準備委員会の議長となる)にお祝いを述べ、完全なる協力を約束します。また、第3会期と再検討会議それ自体の指導者は非同盟運動諸国から選出されるであろうと理解しています。

さらに、全範囲にわたる実質的な課題について議論が尽くされ、見解が交換されました。会合への出席は十分で、各国代表団はNPTの履行とその普遍性に関連する事項についてのさまざまな視点を傾聴しました。IAEAはその保障措置についての有益で詳細な説明を行いましたし、多くの締約国が中東に関する報告書を議長に提出し、第6条を含む条約のすべての側面についての情報を共有しました。

議長、あなたがこれら一連の成り行きを事実概要としてとりまとめ、これがあなたの概要であって、参加者間の交渉の産物ではないことを明らかにしていただいたことに私たちは感謝しています。あなたは、ここで起こったことを事実概要としてまとめようと純粋な努力をされました。他の代表団と同じく、私たちが満足していないいくつかの分野があるのは理解できるでしょう。この文書は多くの締約国の多様な見解をまとめようとした、あなたの個人的な努力なのです。から、これは当然予期すべきことです。時間の経過と注意深い熟考だけが、私たちにあなたの事実概要を完全に評価できるようにしてくれるでしょう。議長、そこで私たちは以下に予備的なコメントをします。これらのコメントは例示的であり、すべてにわたるものではないことを強調しておきます。

第1に、あなたの事実概要が、9月11日の事件が私たちの作業にとって重要であると多くの代表団が考えていると認知しているのに満足しています。第2に、条約の普遍的な支持と遵守、IAEAの保障措置への支持、追加議定書、核輸出管理、核分裂性物質カットオフ条約、核物質防護条約、平和的核協力のテーマが事実概要において認知されています。私たちは、軍縮・不拡散教育よりもほんの少ししか力点が置かれていない、IAEAの保障措置一般について、もっと注意を向けて欲しいと思います。教育の重要性も認めますが、IAEAと対等の役割を果たすとは考えていないのです。さらに、第4条で強調されている平和的核協力についても、私たちの見解では全く不十分な注意しか向けられていません。

私たちはまた不拡散と軍縮の間のバランスについてはもっと公平な扱いを欲しいと思います。両者は相互に補強し合うのです。私たちの見解では、核軍縮は条約の運用を評価するための中心的な基準ではありません。

私たちは、フランスの仲間と同じく、いくつかの段落で「締約国」という言葉が使用されていることにとまどっています。明らかに、それは「すべての締約国」とは読めないのです。例えば、今回の準備委員会で、全ての締約国が2000年NPT最終文書の結論の履行を支持しているとする事実概要におけるあらゆる推定は誤りなのです。各国代表団には、一般討論と第6条向けの特別時間に私たちが行った声明を参考にさせていただきたいと思っています。

1995年の無期限延長決定に関してですが、この決定の法的な効果が中東の安全保証への政治的な誓約と関連づけられたものだと示唆するのは誤りです。

私たちは、ABM条約についてなされた言及の性質に失望しています。私たちは、今や多くの代表団が、合衆国の同条約からの脱退が何らの不安定をもたらすことなく、より一層の核削減への勢いは持続していると認識していると思います。ブッシュ大統領はロシアと私たちの関係を転換し、相互検証破壊を相互協力で置きかえる決意をしたのです。ミサイル防衛の成功は、他の措置と同様、核兵器への依存を実際に低減することにつながるのです。

明らかに、第6条に関する合衆国の政策のいくつかは、2000年最終文書の結論とは異なる

ものです。例えば、我が政権にはCTBTの批准を求める計画はありませんが、核爆発実験の一時停止は引き続き遵守します。合衆国の政策とメディアの報告を混同されないようお願いいたします。会議の第一週に、私たちは第6条に関する詳細な情報文書を提供しました。もう一度その文書に注意を向けるよう、全ての代表団にお願いしたいと思います。

【報告】の問題については、私は先のコメントを補強することができます。合衆国は再検討過程のすべてにわたり、情報を提供してきたという確固たる実績をもっています。しかし、どの情報を提供するか、そしてそれをどのように、いつ提供するかは各締約国が自分で決定すべきです。透明性の向上は、強化された再検討過程を改善しますが、それは自発的なアプローチによるものであり、チェック・リストやチェック表によるものではありません。

2003年の準備委員会へとつながって行く協議の提案についてですが、NPTの再検討過程を準備委員会を超えて、会期間の活動にまで拡大することに対して、私たちが強く反対していることについては、何年もの間明らかにしてきました。再検討を強化しようとする1995年の決定は再検討会議の下部機関の設立についてだけ考えているのであって、準備会議間の作業についてではないと考えています。私たちのこの立場は、とり扱われる話題が【報告】問題であるか、安全の保証であるか、IAEAの保障措置であるかにかかわらず同じです。

地域的課題につきましては、事実概要において具体的国名を特定する必要はないと考えます。合衆国はその声明において国を名指しましたが、議長の実事概要は可能な限り論争を招くべきではないと考えています。私たちは中東の文脈においてイスラエルを名指しすることが有益であるとすべての国が考えているとは考えておりません。準備委員会に先立つ協議において、私たちはどの国も名指すべきではないと一貫して主張してきました。私たちはとくに、イラクがNPTの義務を遵守していると断言したことが事実概要に含まれているのを残念に思います。というのも、国連安全保障理事会決議により要求されたIAEAの査察を許可するという義務に、イラクは露骨に違反しているからです。

私たちはまた、NPT再検討過程を、他の場所で議論されるべき課題の交渉の場として利用することに強く反対する我々の立場を、繰り返し表明します。また、中東決議の節で言及されているような新しいメカニズムの設立に対しても、強く反対します。

最後に、議長、安全の保証について、私は、法的に拘束力のある世界的な保証条約の交渉については、それが別個の条約としてであれ、NPTの議定書としてであれ、反対する旨を再確認したいと思います。

このような声明の後では、あなたは考えにくいかもしれませんが、私はこの会議中のあなたの努力に再度感謝したいと思います。あなたは、素晴らしい能力と、献身、そしてフェア・プレーのセンスで仕事をを行ったのであり、私たちはそれに大いに感謝せねばなりません。議長、ありがとうございました。」

17. 評価: 挑戦すべきとき

17.1 NPTが危機にあるというのは、控えめな言いかたである。

条約が発効してから32年の後、まだ3万1千もの核兵器が存在している。作戦配備されていた戦略兵器の削減は、他の形では依然として何千もの核兵器が残っているという事実を覆い隠している。核兵器は、核兵器国の軍事ドクトリンの中心にあり続けている。合衆国の核態勢見直しは、核兵器に戦争遂行の役割を予期しているのである。

1995年のNPT無期限延長でなされた核兵器国の約束(「体系的かつ前進的な努

力)は放棄された。核兵器を廃棄する交渉の完結を要求する国際司法裁判所の勧告的意見は無視された。2000年NPT再検討会議において核兵器国がした完全廃棄へ向けた「明確な約束」は押しのけられた。

包括的核実験禁止条約の発効は、NPTの礎石であったが、行き詰まっている。ABM条約も破棄されようとしている。国土ミサイル防衛システム(NMD)の開発が進んでいる。宇宙空間での兵器が現れつつある。合衆国宇宙軍(スペース・コマンド)は次のような21世紀のビジョンを提示した。「合衆国の利益と投資を保護するため、宇宙次元の軍事作戦を制圧する。紛争のあらゆる側面における戦争遂行能力に宇宙部隊を組み入れる。」

合衆国の計画は以下のように明白に述べている。

「ミサイルや大量破壊兵器の拡散は、NMDを要求している。NMDは地上と宇宙におけるセンサーと武器の組み合わせへと進化するだろう。

現存する陸、海、空の任務は宇宙システムによって強化されるだろう。現在の海、陸の戦略的攻撃任務は宇宙部隊を利用するシステムの配備により補強されることになる。同様に、地表と空中における監視システム(例えば、AWACSやJSTARSなど)は、宇宙配備の監視システムにより補強されることになる。」

宇宙空間における核兵器の配備を禁止する宇宙条約への直接的な挑戦があった訳ではないが、核および非核の攻撃的システムを統合する軍事システムで宇宙空間を兵器化しようとする意図は、NPTへの悪い兆候である。核兵器は合衆国の全分野にわたる優位の一部として宣言された要素なのである。核態勢見直しは、次のように述べている。

「核兵器は、米国、同盟国、及び友好国の防衛能力において決定的な役割を演じる。核兵器は、大量破壊兵器や大規模な通常兵器軍事力を含む広範囲の脅威を抑止するための信頼性のある軍事的選択肢を与える。これらの核能力がもつユニークな特性は、戦略的、政治的目的を達成するために重要なあらゆる種類の敵の標的を危険状態にさらす選択肢を米国に与えることである。」*

※特別資料1(132ページ)。

第6条によって要求される「誠実な」交渉とは逆に、合衆国がNPT再検討過程を「不誠実に」進んでいることについては、今やあふれんばかりの証拠がある。こうした事態の道徳性、合法性、実用性については世界の注目を要する。しかし、ほとんど何も言われようとしていない。合衆国は、近年、核軍縮への最も強い声となった新アジェンダ諸国の要求を拒否することすらできている。NATO諸国とその提携国(オーストラリア、日本など)は、過去30年間に注意深く積み上げられてきた軍備管理・軍縮に関する合意が破壊されていることについて、実質的に沈黙しているのである。

不断に近代化されている合衆国の保有核兵器と、ミサイル防衛をそのほんの一部とする新たなハイテクシステムに直面して、現存する核兵器国は、彼らの貯蔵核兵器を保有し続けることであろう。さらに、核兵器は権力の通貨であると考え多くの国が、インド、

パキスタン、イスラエルに続いて、核兵器の取得をしようとするかもしれない。核による破滅の危機は増大する。

2001年9月11日のテロ攻撃は、当時考えられていたよりもっと多くの変化をもたらせた。結果として行われた「テロに対する戦争」は、あらゆる場所で軍事機械を活性化させた。政治的な勢いが、戦争準備と戦争への参加を拡大している。9月11日の直後、コフィ・アナン国連事務総長は、核とその他の大量破壊兵器の拡散を停止させるために、関連する条約を完全に履行するための努力を「倍加せねばならない」と言った。NPTの場合、私たちが目撃しているのは、努力のかけ算ではなく、引き算である。

どのようにすれば、NPTをさらなる侵蝕と最終的な崩壊から助け出すことができるのだろうか。ダナパラ国連事務次長は明確に回答している。「軍縮コミュニティは、核軍縮のための一般市民キャンペーンを再活性化しなければならない」と。

本報告書で引用されたNGOの発言が明らかに示しているように、市民社会のうちの進んだ部分は事情に通じているし、強い意志を持っている。彼らによる発言は、政府の演説に恥をかかせたのである。けれども、「再活性化」への障害は大きなものである。一般のメディアはこの課題を無視し、一般市民は何も事情を知らされておらず、過去数年にわたり核軍縮のための作業に資金を供与してきた財団もこの分野における興味を失い、資金を減らしてきている。他の分野の市民社会運動(例えば、開発、環境、人権など)も、核の危険(と自分達の仕事への影響)には気がついていないように見受けられる。そのため、核兵器国に劇的な影響を及ぼすように、市民社会全体の力を融合させることはほとんどないのである。

政府の「戦争文化」的な精神は、もちろん、「平和文化」のために勇敢に戦う人々を麻痺させたりはしない。戦争と拡大し続ける軍事予算への抵抗は表面化しはじめており、もし合衆国やその同盟国に対するこれ以上のテロ攻撃がなければ、抵抗はだんだんと強くなっていくだろう。

核兵器国が誓約を果たすように圧力をかけるよう、中堅国家の政府を強化するというもとの理由づけは、今まで以上に明白である。合衆国を含む核兵器国は、大切な諸政府の意見に無関心ではない。これら中堅国家の政府はその選挙民からの熱気を感じてはいないにしても、不拡散体制に何が起きているのかは理解しているし、いくつかの政府は深く憂慮しているのである。新アジェンダの意見表明はこのことを示した。中堅国家の政府はこの挑戦すべきときにおいて、NPTを救うための具体的な行動へ向けた力強い議論を推し進めることのできる、事情に通じた市民社会の指導者の声を聞くべき

である。とくに重要なのは、こうした市民社会の諸グループは、同じ志をもった政府の努力を奨励し、支えることができるということである。

そのような市民社会の行動は、(あれば役に立つものの)大量の資金やメディアの見出しや、街頭行進を必要としたりはしない。しかし、それには強大な意志の力と戦略的計画が要求されるのである。

前田哲男

人類と兵器の長い歴史に注目すると、そこから、いくつかの“一般的法則”を抽出できる。第一は、「保有される兵器とは使用される兵器である」という同義性であり、第二に「勝利を得る(または敗北を免れる)ためには、あらゆる兵器が動員される」暴力の無限行使の習性、そして第三に「一度使われると抑制が効かなくなってしまう」エスカレーションへの衝動である。戦争の規模・強度・期間に比例しつつ、第二次世界大戦の広島、長崎に至るまでの間この命題は貫徹され、こうして戦争は残虐かつ無差別なものとなっていった。したがって、戦争とは本質的に“恐怖による支配”の強要という意味でテロルの遂行であり、核兵器はその究極的破壊力と無差別大量殺戮性の発現において、政治的暴力の一つの極——極大化現象だといえる。

存在する兵器は使われる

核兵器は“抑止のための道具”と称される。ならば核兵器の場合だけ、一般法則から外れた“不使用性”という例外条件が存在しうるのだろうか？

事実として、冷戦期において核兵器は“タテの拡散”“ヨコの拡散”両面にわたる異常な増殖をとげながら、しかし半世紀以上も使用される事態が起きなかったことが認められる。それを根拠に核兵器国の指導者は、核によって核を制する核抑止戦略——“使用性”より“保有性”を重視し、不使用政策による目的追求が可能であり有効だと主張してきた。核兵器使用のもたらす大量殺戮への人道的顧慮と、敵国からの報復攻撃に対する恐怖心が保有国指導者に先制第一撃実行をためらわせ、使用の決定を理性的判断と合理的選択の枠内、すなわち“ゲームの理論”の下で制御しうるとする認識である。

とはいえ一方で核抑止論は、その根底に敵国人口と工業力の壊滅的破壊(マクナマラによれば人口の3分の1、工業力の3分の2)を置いているかぎり、実行されないまでも潜在的な人質脅迫ないし“無言のテロリズム”である本質に変わりなく、洗練された“恐怖による支配”としての裏面を拭い去ることはできない。そうであれば、いつの日か核の暴力に対するテロリズムの暴力が、核大国の支配のあり方と相似形をとって立ち現れる事態も予期しておかなくてはならないだろう。

冷戦構造の崩壊と9.11事件のあと、核抑止戦略が約束する予定調和的な世界は破綻した。もともと(核兵器でなく)核抑止論のほうが、米ソという同格・同能力の二国間にのみ成立し得た兵器法則の“例外的状況”だったのである。また抑止状態を安定的(自国優位)に維持するには、絶えざる技術革新、新兵器開発に要する巨額の支出が求められる結果、経済的側面から見ても持続性を欠く“一時的な”二国間モデル“でしかなかった。軍拡競争の末、国家崩壊にいたったソ連の末路がそれを証し

ている。冷戦終結と9.11事件は、核兵器の使用条件を一般法則のもとに引き戻し、歴史に示された戦争と兵器の基本関係に還元した。21世紀の世界に出現したのは、三つの現象——

- ①アメリカによる核先制使用戦略への回帰がもたらす脅威。
- ②二国間抑止モデルが成立困難な印・パでの地域核戦争の可能性*。
- ③核爆弾(“汚い爆弾”も含め)によるテロ・グループのアメリカないしイスラエル攻撃の差し迫った現実性。

といった新たな形態である。以下、①をざっと見たあと、③についてのべる。本稿の意図は、これら急激に生じつつある核状況を回避するため、90年代に同種の大量破壊兵器、化学・生物兵器に対しなされた抜本的で断固とした措置——製造・貯蔵・配備・使用全面にわたる禁止条約と同じく国際条約下での査察・検証手段がすみやかに講じられない場合、“戦史の法則”は世界を種の絶滅に導くかもしれない、との視点を示すことにある*。

核使用に傾斜するアメリカ

“国際テロリズム阻止”を口実にして、アメリカの核政策が“抑止と封じ込め”から先制攻撃へと転換しつつあるさまは、ブッシュ政権の政策立案者によるさまざまな発言で示唆されている。

- スミス国防相顧問(01年10月)——「9.11テロの発生は(核兵器を含めた)すべてのオプションを検討すべきことを如実にしめした」。
- ボルトン軍備管理担当国務次官(02年2月)——「(核不使用政策は)抑止理論がすべてに対し有効という考え方に立つが、その考え方は9.11テロによって論破された。米国民を守るために必要なあらゆる手段をとる」。
- ラムズフェルド国防長官(3月)、NPR(核態勢見直し)に関し——「抑止戦略における攻撃用核戦力の役割を転換させる」。
- ブッシュ大統領(6月)——「ひそかに大量破壊兵器を入手できるようなテロ組織に対しては、冷戦期の国防ドクトリンだった抑止や封じ込めを適用することはできない。われわれは敵に戦いを仕掛け、最悪の脅威があらわになる前に取り組まなければならない」。

加えて『ロサンゼルス・タイムズ』が報じたNPRの機密部分のスクープがある(3月)。

- 次の場合に備えて、核兵器を使用する計画を策定すること。
 - ①非核攻撃では破壊できない攻撃目標に対して。
 - ②生物・化学兵器による攻撃への報復として。

*キーワードB7「緊張する印パの核兵器とミサイル」(91ページ)参照。

*9.11後に大量破壊兵器の禁止条約強化を訴えたアナン国連事務総長の言葉は資料7(164ページ)参照。

③予測を超えた軍事上の展開に対して。

北朝鮮の韓国に対する攻撃、イラクのイスラエルおよび周辺国への攻撃もまた想定する。小さい攻撃目標に対して使用可能な、地中貫徹核弾頭や、局所攻撃用の“付帯被害を減らすことのできる”兵器を開発する。

上記文書には、核兵器使用対象国としてロシア、中国、イラク、北朝鮮、イラン、リビア、シリアの7カ国が挙げられているが、ロ、中以外は非核兵器国である。核兵器を保有したとみなされる証拠も存在しない。にもかかわらず進行するアメリカの核戦略見直しは、抑止から“先制”、保有から“使用”への転換、核兵器を通常兵器体系と同列に位置づける意図と受け止められ、テロ組織とテロ支援国家への使用決意を宣言するものといえる。

通常兵器攻撃では効果が表れない場合(山岳地帯の洞穴や地下要塞攻撃であろう)や不測の軍事展開(奇襲を受けたり、不利な戦勢に陥った場合が考えられる)、核使用に“最後の手段”をたくそうとする考えは、核兵器を大型通常兵器とみなす1950年代の“大量報復戦略”、“瀬戸際政策”への立ち返りを思わせる。当時ダレス国務長官は「われわれが選択する手段、時、場所において、即時に報復できる大きな能力を保持する」とのべつつ、「より少ない費用による、より大きな防衛」とそれを表現した(54年1月)ものだが、NPR見直しは、テロ阻止や“悪の枢軸国家”に向けてかつてと同じひびきを発することになった。

それは同時に、アメリカの核政策を核実験再開、新型核兵器開発、そして戦術核兵器の前線部隊配備に逆戻りさせることにつながざるをえない。朝鮮半島が新たな核戦場の一つに指定されている以上、沖縄はじめ在日米軍基地への核持ち込みの可能性が高まることも考えられる。北朝鮮政府は直ちに非難談話を発表し(4日後)、つよい反発をしめした。

「われわれはこの8年間、朝米関係の改善をめざした基本合意分による義務を誠実に履行してきた。われわれに対する米国の核攻撃計画が事実として確認された場合、やむを得ず、いかなる朝米合意にも拘束されず、それに対応する実質的措置を講じざるをえない」。

“対応する実質的措置”が、北朝鮮の公然たる核開発決意を意味するなら、テロリズムとの対決を名分にかかげるアメリカの新核戦略は、日本周辺にもこれまでとは異質の核状況を持ち込むことになる。

核とテロリズムの合体

核兵器が“恐怖による支配”の強要であり、核大国が行う抑止という名の威嚇政策が“マクロテロリズム”であるとするれば、対抗する側が隠密裏に同種のカウンター・テロで立ち向かおうとすることも当然に予測される。新兵器と対抗兵器、それぞれ兵器

進化の歴史において通常に起こった現象である。しかも驚くべき兵器の使用例は、しばしば弱者の側から提起された(毒ガスや無制限潜水艦戦、カミカゼだけでは不十分だろうか)。

核時代においても、核に向かうカウンター・テロの流れはやまない。たとえば、米・ソによる“核軍拡ゲーム”が最高潮に達していた60年代から80年代にかけてさえ、以下のような地下水脈が流れていた事実を記憶しておくべきだろう。

- イタリアへ向かうウラン運搬船がシージャックされ、濃縮ウラン200トンが奪われる。イスラエルの仕業?(68年)。
- 米オクラホマ州カーマギー核燃料会社でプルトニウム27キロが紛失、告発者カレン・シルクウッドが不可解な事故死(74年)。
- スペインでバスク分離派が建設中の原発を爆破、日本大使館に融資中止の脅迫状(79年)。
- イスラエル空軍機がイラクの原発を爆撃、原爆製造阻止の先制攻撃(81年)。
- フランスで建設中の高速増殖炉スーパーフェニックスにロケット弾が打ち込まれる(82年)。
- 南ア黒人組織が建設中の原発を攻撃、「アパルトヘイトの終わりの始まり」と声明(82年)。
- ニューヨーク市の貯水池にプルトニウムが混入される。市長宛てに匿名の脅迫状(85年)。

これらはほんの一例に過ぎない。予兆は核大国の絶頂期すでに足元で起こっていたのである。動機は核兵器密造ないし密造阻止のため、あるいは原発反対とさまざまに分かれる。また国家による計画、テロリスト・グループの企図と目される行動など形態も一様でない。とはいえ冷戦期においてさえ、核にまつわる多くの破壊工作が試みられていた事実は、核とテロリズムの合体が21世紀に現実の恐怖として持ち越された事を教える。

ここで1960年代と70年代に“核とテロリズムの合体”を予告したカールシュミットとガストン・ブトゥールの指摘を見ておこう。いずれも核大国の極大政治暴力に立ち向かう“マイクロテロリズム”の出現を見通している。

「けっきょくすべては、技術工業的展開という作用領域に帰着するのである。パルチザンは、自己が機械化される程度に応じて自己の土地を失い、そして自己の闘争のために必要な技術工業的手段への依存を増大する。現代のパルチザンは、自動小銃、手榴弾、プラスチック爆弾を使って、おそらくやがては戦術核兵器を使って戦うのである。現代のパルチザン自身も、かれを平定しようとするものも、現代的技術およびその種の科学の急速な発展

と、歩調を合わせている」(『バルチザンの理論』1963年)。

「テロリズムが独立した行為であったことはめったにない。テロ行為はテロリズム——反テロリズム、あるいは弾圧——といった連鎖のなかで発生する。今日テロリズムの最も重要な性格はその世界化ということにある。きわめて危険なもの。それは核テロリズムであり、二つの重要な形態をとりうる。すなわち挑発のテロリズム(1914年のサラエボ事件のように世界核戦争を引き起こすことがありうる)と絶滅のテロリズム(政治的不正義の犠牲になっていると考える人間が、スケープゴートの心境によって、地球を一挙に破壊すること)である」(『戦争の社会学』1976年)。

このように“マクロテロリズム”に対する“マイクロテロリズム”の対抗と拮抗状態はつとに予言されていたのである。それは兵器進化の一般的な流れに沿うものでもあった。

核物質と技術の拡散

核爆弾製造に関する機密も、70年代以降、公知の情報となっている。アメリカで航空機会社に務めるチャールズ・ハンセンが、百科事典と政府刊行物に公表された資料を使って水爆の設計図を作成、月刊誌『プログレッシブ』がそれを掲載したのは79年3月のことだった。53年、ローゼンバーグ夫妻はソ連に核機密を流した“クラウド・フックス事件”に連座して死刑になったが、79年の米政府は、出版差し止めを争う対抗策しかとれず、それにも敗訴した。以後、水爆製造法はインターネットのホームページで入手可能な情報となっている。この時期はまだ、核物質の確保が困難だったので現実の脅威とはならなかったものの、今日状況は大きく変わった。ソ連崩壊と原発の拡散が原料入手を容易にしたのだ。

97年、ロシア安全保障会議のレベジ前書記は米議員団に対し、スーツケース大の携帯型核爆弾132発のうち48発しか所在が確認できなかった事実を明らかにした。また旧ソ連1000箇所への核物質貯蔵施設の管理はきわめてずさんで、中央アジア～黒海～中東に至る密輸ネットワークが形成されているともいわれる。米国防大学が96年に行った机上演習“ワイルド・アトム(野放しの核)”では、中東の武装テロ組織がプルトニウム20kgをロシアマフィアから購入、貨物船に積んでアメリカに運び込む想定で行われたが、結果は「テロリストを阻止するのは難しい」という判定に終わった。さらに冷戦時代、閉鎖都市に隔離されていた核科学者が外国に雇われる“頭脳流出”もひろく知られている。

それほどまで手をかけなくとも、容器に詰めた放射性物質と高性能火薬を組み合わせた“汚い爆弾(ダーティ・ボム)”であれば、原発の使用済み燃料や医療用放射性物質で製造できる。アッシュクロフト米司法長官は02年6月、アルカイダ・メンバーを汚い爆弾によるテロを計画していた疑いで逮捕したと発表した。3月の上院公聴

会でのエネルギー省証言によれば、9.11事件以降だけでも、核を使うと脅迫した事件の情報が13件、核物質密輸の情報が24件探知されたという。文字どおり“ワイルド・アトム”現象としなければならない。それはアメリカだけでなく、いつ、どこにでも起こり得る現実なのである。

そのような中でプッシュ政権の向かいつつある核戦略転換——“保有する兵器”を“使用する兵器”への道が、核使用の引火点を一挙に高める作用をもたらすことは疑いを容れない。“政治的不正義の犠牲になっていると考える人間”にとって、抑止が意味をなさないのは自明だが、核を使用したところで“スケープゴートの心境”に発するマイクロテロリズムを根絶させることはできない。核のブーメランはアメリカのみならず全世界に黙示録的光景を描き出すことになるだろう。“核(疑惑)には核(使用)を”の安易な思考に対するノーモア・広島・長崎の思想の対置と発信が、いま緊急に求められている。

第3章

核軍縮:2001年のキーワード

A. 外交交渉における課題

A1. 米国のミサイル防衛とABM条約脱退通告

2001年12月13日、ブッシュ米大統領は、1972年に米国とソ連が結んだ対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)からの一方的な脱退を表明し、同条約の締約国であるロシアなど旧ソ連4カ国に文書通告した*。通告文書は、脱退の理由について、「多くの国家および非国家の主体による大量破壊兵器やその運搬手段として弾道ミサイルの開発が、米国への直接的な脅威であり、米国の至高の利益を危うくしている」と説明している。その結果として、弾道ミサイル迎撃システムの「開発、実験および配備」が必要であり、これを制限しているABM条約*からは脱退する、ということである。これによって、相互確証破壊(MAD)*と呼ばれる戦略バランス論の上に成り立ったABM条約体制は、30年の幕を閉じようとしている。また、2001年1月に発足したブッシュ政権が、選挙公約以来一貫して推進してきたミサイル防衛計画に対する法的な歯止めはなくなった*。

2001年5月1日の国防大学演説*でブッシュ大統領は、新たな弾道ミサイルの脅威に対抗するための新たな抑止論が必要であるとして、「合衆国と前線・同盟を防衛する効果的なミサイル防衛について、あらゆる技術や様式を検討すること」を明確に宣言した。これは、米本土を防衛する国土ミサイル防衛(NMD)と、前線の米軍や同盟国を防衛する戦域ミサイル防衛(TMD)という従来の区別を超えた、包括的かつ多層的なシステムとしてのミサイル防衛の断行を打ち出したものであった*。そして、そのためには「ABM条約の制約を捨て去るべきだ」と、同条約の改正または廃棄の方針を打ち出した。

ロシアは、条約の改廃に反対であった。これに対して米国は、ロシアの同意なしには勝手にことを進めないと述べる一方、米国の固い意志を示し続けることによって、ロシアと合意の上でABM条約を終了し、それに代わる「新しい戦略的枠組み」を作る、という態度で交渉を進めた*。しかし、ABM条約改廃に関する米ロ合意は生まれぬまま、12月13日の米国による一方的脱退通告に至った。これに対してロシアは、「驚きではないが、これはまちがいだ」と答えた*。

2002年5月24日、モスクワで、ブッシュ・プーチン両大統領は、「戦略的攻撃力削減条約」*に調印し、「新しい戦略的関係に関する共同宣言」*を発表した。共同宣言の中で両国は、「共同演習の拡大や共同技術研究プログラムの探求など、ミサイル防衛に関して協力が可能な分野を検討することに合意」した。また、「NATOロシア理事会」の枠組みの中で、「欧州のミサイル防衛に関する実際的な協力を強める機会を探求」することも合意された*。米国のミサイル防衛に対するロシアの抵抗は、政権レベルでは終止符が打たれた。

*ロシア、ベラルーシ、カザフスタンおよびウクライナの4カ国。資料11に全文(170ページ)。脱退の効力発生は、6カ月後の2002年6月13日。

*ABM条約の下では、1976年の議定書により、迎撃システムの配備は米ソ各1カ所に制限されていた。
*双方ともが相手からの攻撃に対して部分的に無防備であることによって、双方とも相手からの攻撃をおそれて攻撃をしかけない、という抑止論。
*ただし、米国の法学者の間には、大統領のABM条約脱退決定には上院の承認が必要であるという議論があり、その後議会や裁判所で争われることになった。
*資料8(165ページ)に抜粋。

*ファクトシート2「ブッシュ政権のミサイル防衛」(118ページ)を参照。

*キーワードA2「米ロ「新しい戦略的枠組み」」(73ページ)参照。

*2001年12月13日のブッシュ大統領の声明。資料13(172ページ)に全文。

*資料15(176ページ)に全訳。
*資料14(173ページ)に抜粋。

*ロシアは、国土ミサイル防衛(NMD)に一貫して反対する一方で、対案としてヨーロッパにおける共同の戦域ミサイル防衛(TMD)を提案していた。例えば、2001年2月20日のセルゲイ・エフ国防相とロバートソンNATO事務総長との会談。ただし、具体的な提案内容は不明瞭なままであった。

A2. 米ロ「新しい戦略的枠組み」

ミサイル防衛の推進のために対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)の廃棄をめざすブッシュ米政権は、同条約改廃に否定的なロシアとの間で二国間協議を重ねてきた。2001年7月22日のジェノバでのブッシュ・プーチン会談においては、戦略核削減とミサイル防衛の「セット交渉」に合意した*。11月13日のワシントンでの米ロ首脳会談では、ブッシュ大統領は、「今後10年で、作戦配備の戦略核弾頭数を1,700~2,200の水準に削減する」と発表した。あわせて、「米国とロシアの新しい関係」と題する共同声明が出された*。

12月13日に米国は、ABM条約からの一方的脱退を通告した*。これによって、戦略兵器削減条約(START)過程には事実上の終止符が打たれた*。ロシアのみならず、STARTを評価してきたヨーロッパ諸国や日本など米同盟国も、「国際安全保障環境向上に資する」ような新しい枠組みを求めた*。

引き続き協議の後、2002年5月24日、米ロ両国は「戦略的攻撃力削減条約」(モスクワ条約)に調印した。条約調印と同時に、米ロ両大統領は、「新しい戦略的関係に関する共同宣言」を発表した。これによってABM・START体制に代わる新たな枠組みが作られたことになる*。

共同宣言は、米ロが、「お互いを敵または戦略的脅威とみなしていた時代は終わった」と宣言し、パートナーとして、「国際テロリズム、大量破壊兵器とその運搬手段の拡散の脅威など、21世紀の新たな地球規模の挑戦」に対して「共同でより一層努力する」としている。「NATOロシア理事会」の発足を歓迎し、大量破壊兵器の不拡散、とりわけテロリストへの流出の防止、兵器に利用可能な核分裂性物質の「増加を絶つ」措置を含む「協調的脅威削減プログラム」、核不拡散条約(NPT)や生物・化学両兵器の禁止条約(BWC、CWC)の履行と強化、ミサイル防衛における協力などを掲げている。外相および国防相以下の協議グループの設置や、諜報機関を含む「接触の拡大と定例化の追求」が合意されている。

モスクワ条約は、協議の焦点であった不可逆性や検証可能性を伴わない内容で妥結した。戦略核弾頭を2012年までに1,700~2,200発に削減するとしたものの、米国側は削減後の多くを弾頭を廃棄せず、不測の事態に備えて備蓄する方針を明らかにしている。相互確証破壊(MAD)という冷戦時代の抑止論は、確かに否定された。しかし、共同宣言が米ロはパートナーと述べているのとは裏腹に、1,700~2,200発もの戦略核兵器配備を継続する背景には、相手を完全破壊すべき対象と考える冷戦思考が厳然と生き残っていることを示している。

*2000年6月4日のクリントン・プーチン共同声明でも「戦略攻撃兵器と戦略防衛兵器の相互関係」が確認されている。

*資料10(169ページ)に全文。米ロ首脳会談は、2001年6月16日のリュブリャナ(スロベニア)、7月22日のジェノバ(イタリア)、10月21日の上海(中国)、11月13~15日のワシントン、クロフォード(米国)と続いた。

*キーワードA1「米国のミサイル防衛とABM条約脱退通告」(72ページ)参照。

*2000年4月にロシア議会はSTART II批准決議を承認したが、同時に議会は、97年9月に米ロ間で調印されたABM条約関連協定が米国で承認されなければ、START IIの批准書を交換してはならないと定めた。

*例えば日本は、「さらに新たな戦略的枠組みの構築が、軍備管理、軍縮、不拡散努力を含む国際安全保障環境の向上に資するという形で進められて、世界の平和と安全が確保されることを期待しております。」「(2001年12月14日、福田官房長官)

*資料14(173ページ)、資料15(176ページ)。

A3. 米ロ戦略的攻撃力削減条約

2002年5月24日に米ロ間で調印された「戦略的攻撃力削減条約」(モスクワ条約あるいはSORT)は、全5条からなる短い条約である*。「核弾頭が3分の1に削減」という表現で形容されることが多いが、実際には核軍縮という観点からはきわめて不十分な内容である。

削減の内容について、米ロ両国は「2012年までに戦略核弾頭の総数を、1,700から2,200を超えないようにする」と定めている(第1条)。実際には、米国は上限の2,200を目標にしていると見られる*。START IIIでは2007年末までに2,000~2,500への削減が予定されていたことを考えると、2012年末までに2,200というのは、数字としては新味がなく、削減速度としては遅くなっている。さらに、非戦略核や戦略的予備ピットは、まったく手つかずである。

また、条約には、核弾頭数の数え方が規定されていない。START Iは、ミサイルや爆撃機が運搬可能な弾頭の最大数を基に総数を算出する勘定方法を規定していた。しかし、米国側は「作戦配備された」核弾頭の削減という解釈をとり、オーバーホール中の原子力潜水艦のミサイル用弾頭、運搬手段からとり外されて保管された弾頭や、運搬手段に搭載された弾頭でも検査・修理中のものは総数に入れない方針を明らかにしている。ただ、これにロシア側は同意しておらず、より厳格な勘定方法の交渉を米国側に求めている。

さらに、弾頭や運搬手段の廃棄が義務づけられていない。START IとIIは、弾頭の廃棄を義務づけてはいないものの、運搬手段の廃棄を義務づけており、とくに後者は多弾頭ICBM(大陸間弾道ミサイル)の禁止条項が盛り込まれていた。ブッシュ政権は将来の不測の事態に備えるとして、とり外された弾頭の一部を備蓄する意向を言明している*。他方ロシアは、自国の戦略核軍備の柱である多弾頭ICBMをひき続き保持できることになった。

これらの削減を検証する制度については、具体的な定めがない。単に年2回(以上)の二国間履行委員会の開催が規定されている(第3条)だけである。米ロ双方は当面、第2条でひき続き有効と認めたSTART I(削減じたいは2001年12月に完了している)の検証制度に基づいて行動していくものと見られるが、それは2009年末に失効する予定である。

また、各締約国は「国家主権の行使として3カ月前通知により脱退できる」と定められている(第4条3項)。START I、IIの定めよりもはるかに緩い脱退規定となっている*。米国の主張する「柔軟性」がここにも反映されている。

この条約は、米ロ両議会が批准し、批准書が交換された日から発効する(第4条1項)ので、まずは両国議会の動向が注目される。

*資料15(176ページ)に全文。

*特別記事「米国の核態勢見直し」(36ページ)参照。

*2000年の核不拡散条約(NPT)再検討会議最終文書に盛り込まれた、核軍縮の「不可逆性の原則」合意に違反している、と批判されるゆえんである。

*START I、IIやABM条約(対弾道ミサイルシステム制限条約)では、脱退規定は「国家至高の利益を危うくする異常な事態があるときに6カ月前通知により脱退できる」との表現であった。

A4. NPT準備委員会、2005年に向けスタート

2005年に開催される第7回核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けた最初の準備委員会が、2002年4月8~19日、ニューヨーク国連本部で開催された*。

会議は冒頭、議事日程をめぐる紛糾した。核軍縮と中東に関する「報告」のあり方をめぐって、南ア・エジプトと米・仏が鋭く対立し、会議は暗礁に乗り上げかけたが、サランダー議長(スウェーデン)のリーダーシップで正常化された。

米国のABM条約脱退通告(2001年12月)や核態勢見直し(NPR、2001年1月)を受けて、各国が米国の核政策に対する懸念や反発を表明した。サランダー議長は、合意形成する任務のない会期である*ことから、核兵器国への強い要求を含む各国の主張を並記した「事実概要」を作成し、2003年の準備委員会に送ることを当初からの目標と位置づけた*。そして、会議の手續きの報告書に、あくまでも「議長の文責」による「事実概要」が添付された*。

「事実概要」の内容としては、(1)「第6条(核軍縮)が履行されなければNPTはその真の価値を失う」とする基本的認識、(2)米国の政策を念頭に、「多国間主義の強調」、「ABM条約からの脱退、ミサイル防衛の開発が宇宙の軍備競争につながる」との懸念、(3)米国のNPRを念頭においた核兵器への新しいアプローチへの懸念、(4)「9・11テロ」を受けて、「核物質と核技術がテロ目的で使用されることの防止」、(5)CTBT未批准国、「とりわけ残りの2つの核兵器国」(米、中)の遅滞なき批准の要求、(6)非戦略核のさらなる削減、(7)定期報告の形式に関する標準形式提案、(8)米政策など「最近の状況の進展」が、消極的安全の保証のコミットメントを壊す懸念、(9)核物質の海上輸送の安全性、などが、「このような意見が多く表明された」という形で盛り込まれた。

サランダー議長の「事実概要」とりまとめ努力には多くの政府代表が賞賛の声を送ったが、米国などは辛辣な批判を含む留保を行った。

会議での日本の徹底的に「対米配慮」した姿勢は、非同盟諸国や新アジェンダ諸国と比較してはもちろん、中堅の米同盟国としても弱すぎる姿勢であった。(1)CTBTの「未批准国の批准」を一般的な表現で「求め」た。ノルウェー*は、米国と中国を名指しして批准を求めている。(2)米ロ核削減交渉については、「真に意味のある削減になるよう希望」するにとどまった。米国自身が「法的拘束力のある合意に成文化する」と述べており(4月8日)、不可逆性の担保が国際的な関心事であった中であっては、きわめて抽象的な「希望」であった。(3)核テロ問題では、IAEA追加議定書による不拡散の強化を強調するのみであった。ダナバラ国連事務次長が「核兵器の存在自体が(テロ)問題の深い根源の一つである」として、廃絶に向けた軍縮を強く促したのは対照的であった。

*187締約国のうち137カ国と、IAEA、CTBTO等が参加。準備委員会は、2002年から毎年実質10日間、計3回開催される。必要があれば第4回も開催される。特別記事2「核不拡散条約の危機と挑戦」(42ページ)に詳細な報告。

*2000年NPT再検討会議の最終文書では、準備委員会のうち、02年と03年は、条約の運用状況の点検を行い、04年には05年会議に向けた勧告をまとめる作業にあたる、とされている。
*会議開会前日のNGOとの会合における議長の説明。
*資料19(188ページ)に要約と抜粋。

*ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダと並んで、核軍縮に熱心な「NATOファイブ」と呼ばれている。4月8日、ヨハンセン大使の一般演説。

A5. 新アジェンダのリーダーシップ継続

2000年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議で「核兵器完全廃棄への明確な約束」を含む13項目合意に主要な役割を果たした新アジェンダ諸国[※]は、2005年再検討会議を見通しながら、核兵器国に核軍縮を迫る主要な役割を継続している。

2001年秋の第56回国連総会では、新アジェンダは共同外相コミュニケを発表した[※]。コミュニケは、「2000年NPTの核軍縮の約束はすでに与えられた。これらを履行することが、今や必須事項である」との認識のもと、核兵器国は核軍縮の進展について「説明する責任を負って」おり、説明の場としての2002年NPT準備委員会に「期待を寄せ」た。そして、「説明責任は、(NPT)締約国が提出すると合意した報告書に沿って評価される」として、第6条履行報告を重視する姿勢を打ち出した。加えて、「国際的な安全保障は、集団的な関与を必要とする集団的な関心事である」として米国の一国行動主義[※]を暗に批判するとともに、ABM条約廃止への反対を明確に表明した。国連総会決議は提出しなかった[※]が、2002年秋の国連総会での議題設定に関して提案をし合意を得た。

2002年4月のNPT第1回準備委員会では、当番幹事国のエジプトが新アジェンダを代表して演説を行い、4件の作業文書を提出した。中でも、「新アジェンダ連合文書」は、「原則」～「過去の評価」～「今後の課題」と章立てされた核軍縮の包括的文書となっている。文書はまず、「安全保障政策や防衛ドクトリンが依然として核兵器の保有に基づいている」こと、そして、米政策に表れた「核兵器の将来の役割に対する新しいアプローチ」を批判している。そして、ジュネーブ軍縮会議、包括的核実験禁止条約(CTBT)、米ロ核削減、ミサイル防衛とABM条約-START過程の危機など、「(2000年の)13項目措置の実行においてはほとんど前進が見られない」と憂慮する。今後の課題として、消極的安全の保証の「完全な尊重」、透明性と説明責任、核削減の不可逆性(米ロは「核弾頭を廃棄すべきであって、再配備することが可能な状態で保持しておくことは避けるべきである」)、非戦略核の一層の削減、等を優先的に要求している。これらを踏まえて、「核軍縮の実現に向けた自国の進展についての適切な説明が報告書に記載されることを保証する」べきだとした。報告書には、弾頭、運搬手段、警戒態勢解除措置、核分裂性物質等についての詳細な情報が盛り込まれるべきだとした。会議期間中、新アジェンダの外交官は、標準形式による報告書を1冊にまとめることを主張し、積極的に働きかけた。

準備委員会では、新アジェンダの外交官であるサランダー・スウェーデン大使が議長をつとめ、米国などの抵抗に屈せず前向きな「事実概要」をまとめた。

※ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの7カ国グループ。新アジェンダ連合(NAC)とも言う。1998年6月の「核兵器のない世界へ：新しいアジェンダ(課題)の必要性」と題する共同声明で発足。

※資料6(162ページ)に全文。

※キーワードB2「米国の一国行動主義と核政策」(86ページ)参照。

※日本政府は、新アジェンダが2001年秋に国連総会決議案を提出しなかった一点を取り上げ、「逃げた」と評している。しかし、これは誤りであり、このページに表れたように、2005年に向け一貫した戦略で外交を展開していると見るべきである。

A6. 第2回CTBT発効促進会議、米はボイコット

包括的核実験禁止条約(CTBT)は、第14条2項で、条約が署名のために開放されてから3年を経ても発効しない場合に、「条約の早期発効を容易にするため、批准の過程を促進するため国際法に適合するいかなる措置をとることができるかについて検討する」ための会議(発効促進会議)をおこなうと定めている。第2回の発効促進会議は、2001年9月の開催が当初予定されていたが、「9・11テロ事件」の影響で延期され、11月11～13日にニューヨーク国連本部で開催された[※]。署名ないし批准している109カ国、未署名・未批准の9カ国(パキスタンなど[※])が出席した。メキシコが議長を担った。

未署名・未批准国に速やかな署名・批准を要求する「最終宣言」が採択された。未批准国、とりわけ「その批准が条約の発効に必要である国[※]に対し」批准過程の加速を求め、中でも未批准の核兵器国である米国と中国に対しては、「核兵器国3カ国による批准に留意し、残りの2カ国に対し、批准の過程を早期かつ成功裡に終了させるため、その過程を加速するよう要請」した。

米国は欠席した。会議がニューヨークに設定されたのは未批准の米国へのアピールのためだと、準備に当たった外交官は述べている。米国の参加を求める各国の努力は完全に無視された形だ。のみならず、会議場にある「米国」のネーム・プレートを取り除くことを要求し[※]、露骨なCTBTへの敵対姿勢を表した。米国はすでに、2001年7月9日のフライシャー大統領報道官の声明でCTBT不支持を明言していた。8月21日にはCTBTの定める検証制度のうち現地査察に対しては技術支援や資金拠出を行わない方針を発表した。会議直前の11月5日は、CTBTへの言及を理由に国連総会第一委員会で日本決議案に反対票を投じ、同時にCTBTを2002年の国連総会の議案に含めるとする決定にも、ただ1国反対した。このような米国に対して、英、仏およびベルギー(欧州連合を代表)などの西側国は、CTBT政策の再考を強く求めた。

ロシアは、条約発効後に米国と「条約の規定より先を行く追加的検証措置」をとることを提案した。ブラジルは、CTBT機関準備委員会(CTBTO)への検証費用負担について疑問を呈した。米国のCTBT拒否が、途上国の費用負担への不満を浮き上がらせた形だ。

日本は、当初外務大臣を出席させ米国に強く批准を要求する方針だと説明していたが、阿部信泰大使が出席した。阿部大使は、「調整国」を代表して[※]、条約発効促進協力についての進捗状況報告(プログレス・レポート)を行っている。国別演説では、米国に直接の批准要求をせず、「主要国が批准に躊躇していることも一因となって、しばらくは発効の見通しがありません」と述べるにとどまった。

※第1回は1999年10月にウィーンで開催され、日本の高村外相が議長をつとめた。その直後、米上院がCTBTの批准を否決した。
※うち、リビアとカメルーンが会議直後に署名した。

※条約の別表に定める44カ国。資料20(190ページ)に一覧表。

※国連事務局はこれを拒否した。

※第1回会議の議長をつとめた日本は、第2回会議の設定と準備に主要な役割を果たした。

A7. 新情勢の中の国連第一委員会

※10月8日から11月6日までの審議で、45の決議案と6の決定案が採択された。

※10月8日、第一委員会開会挨拶。
※「軍縮の分野ではっきりしているのは、「おさまりの仕事」に後戻りさせてはならないことだ」(ダナバラ国連事務次長、10月8日、第一委員会開会挨拶)
※委員会の番号ではなく、本会議で採択された後の番号。以下同じ。

※棄権理由としてドイツは、「条約当事国双方の支持を得ていない」ことを挙げた。

※キーワード「欠陥を露呈したCTBT外交」(97ページ)参照。

※はじめは、同会議を2006年までに開催するという決議案を提案していたが、反対が強いと見るや決議案を取り下げて、議題に関する決定案に差し替えた。核兵器国のうち米、英、仏が反対、中、中が賛成した。日本は新アジェンダとともに賛成した。

※ファクトシート「ICJ勧告的意見」(118ページ)参照。

※「劣化ウラン使用の影響」との新決議を掲げ、第一委員会ではかるうじて採択されたが、本会議では否決されている。

「9・11テロ」から約1カ月後の2001年第56回国連総会第一委員会(軍縮)※では、「核、化学、生物兵器など、委員会の議題に上がっている兵器が(テロで)使用されていたらどんな事態になっていたかということを考えなくてはならない。そして、それらの兵器が偶発的に、または誤った判断や伝達不良により、あるいは計画的に、使用される可能性がいまだにあるという事実にも、向き合わなくてはならない」(エルドス第一委員会議長(ハンガリー)※)との認識の下で開始されたが、結果的には「おさまりの仕事」※をくり返した感が否めない。

「ABM条約の保持と遵守」(56/24A)※は、1999年からロシアと中国が提出し続けている決議で、「対弾道ミサイルシステムの配備をしないよう」締約国に求めている。米国は、ABM問題は「条約締約国の問題」だから国連で扱うべきでないとして、各国に反対票を投じるよう迫った。提案国は、米ロ核削減対話を歓迎し、「この対話が攻撃的戦略核の実質的な削減につながり、国際的安定の維持に貢献することに成功することを臨む」という一節を加える修正を行った。しかし、昨年まで賛成していたフランスは、今年の文面が「世界情勢の変化を反映していない」と棄権に回った。NATO諸国や日本は棄権した※。

「大気圏外における軍備競争の防止(PAROS)」(56/23)は、PAROSについて「2002年会期のできるだけ早期に、特別委員会を設置する」ようジュネーブ軍縮会議(CD)に要請している。米国とイスラエルなど3カ国のみが棄権し(本会議では4カ国)、その他のすべての国が賛成した。

日本提案「核兵器完全廃棄への道程」(56/24N)に対しては、CTBTへの言及を理由に米国が反対に回り、反対は米・印の2カ国。新アジェンダは「核兵器完全廃棄への明確な約束」を前文から主文に「格下げ」したことなどの理由から棄権し、日本への国際的信頼がきわめて低いことが浮き彫りになった※。

メキシコは、ミレニアム宣言で言及された「核の危険を除去するための国際会議」開催に向けた議論を2002年総会の議題に含めるという手続き上の決定を提案した。しかし投票に持ち込まれ、多くの国が棄権や反対をした※。

非同盟諸国の決議としては、「ICJ勧告フォロー」(マレーシア、56/24S※)、「核軍縮」(ミャンマー(ビルマ)56/24R)、「核使用禁止条約」(インド、56/25B)などがあり、例年同様西側核兵器国の反対と日本などの棄権という構図であった。「南半球非核地帯」(56/24G)には、西側核兵器国や印パが抵抗した。イランが「ミサイル」(56/24B)に関する「包括的アプローチ」を掲げたが、多数の国が「ミサイル拡散の危険に適切に言及していない」と棄権した。イラクは、劣化ウラン問題を提起する新しい試みをしたが成功しなかった※。

A8. ジュネーブ軍縮会議(CD)、作業プログラムめぐる攻防

※国際的軍縮課題を扱う唯一の多国間交渉の場。2002年5月現在で66カ国が参加している。決定には全会一致が必要とされている。

2001年の日程:

第1会期:1月22日-3月30日
第2会期:5月14日-6月29日
第3会期:7月30日-9月14日

2002年の日程:

第1会期:1月21日-3月28日
第2会期:5月13日-6月28日
第3会期:7月29日-9月13日

※13項目措置合意の中の、第3および第4項目。資料3(155ページ)参照。

※提案したブラジル大使の名前からこう呼ばれる。CD/1624、2000年8月24日。核軍縮、PAROS、FMCT、消極的安全保証の4つの特別委員会設置を提案している。中でも、FMCT特別委員会には具体的な条約交渉権限を与えるとしている。

※2001年9月13日、CD/PV.888。

※2001年9月14日、CD/PV.888。

※シャノン報告。1995年3月24日、CD/1299。資料22(193ページ)に全文。

※2002年2月7日、ジェービツ大使。

※2002年1月24日、ホルトン国務次官。

※CD/1670。

ジュネーブ軍縮会議(CD)※は、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)、カットオフ条約)、大気圏外での軍備競争の防止(PAROS)そして核軍縮の3つの課題が絡み合ったまま、実質的議論に入れない機能停止の状態が続いている。米国と中国の対立がもっとも際立っており、停滞の原因となっている。

CDの作業プログラムについて、2000年核不拡散(NPT)再検討会議最終文書は、「FMCTの5年以内妥結」をめざすと共に「核軍縮をとり扱う下部機関」を設置することを求めた※。その後、アモリム提案※を土台にした協議が続いているが、いまだ妥結していない。

2001年9月11日の米国同時多発テロ事件は、CDにも影を落とした。9月13日の本会議で、日本は、各国が違いを乗り越えて翌年の早期に実質作業を開始することが、「今般の犠牲者を尊重する最善の道だ」と述べ、オーストラリアやニュージーランドも、アモリム提案に頑固に反対する諸国の「姿勢の見識を疑う」と発言した※。9月14日、米国のグレイ大使は、過去3年間CDの停滞と今後の実質作業開始の展望が「はなはだ疑わしい」ことから、このままでは「軍縮の仕事は(ジュネーブ以外の)別の場所に移るだろう」とまで述べた※。

米国は、アモリム提案を認めているものの、FMCTに関しては条約交渉の権限がすでに合意されている※のに比べて、アモリム提案では核軍縮とPAROSについては、「条約の交渉ではなく、参加国が幅広い議論を行う」とされているに過ぎないことを強調している※。PAROSに関して米国は、「米国および同盟国の安全保障と安寧は、宇宙における作戦能力にかかっている」と述べ、「我々は宇宙条約への確固たるコミットメントを維持しており、宇宙の利用に関して定めている現在の国際的体制は、我々の目的を完全に満たすものである」として、宇宙条約の改訂や新宇宙条約は必要ないとの考えをあらためて表明した※。

これに対して、米国のミサイル防衛批判の文脈でPAROSを強調してきた中国は、米ロ・モスクワ合意の直後の2002年5月28日、ロシアなどと共同で「大気圏外における兵器の配備の防止、および、大気圏外の対象物に対する兵器の使用または威嚇の防止条約(仮称、案)」を文書で提出した※。文書提出にあわせて中国は、「条約交渉への実質作業を開始するための」PAROS特別委員会の設置を要求した。ただし、PAROSに関して中国と協調しているロシアも、FMCT交渉はPAROSや他の課題とリンクさせるべきでないとして主張している。

5月16日、フィンランドのライマー議長は、FMCTと消極的安全保証の2つについては特別委員会を、核軍縮とPAROSについては委託権限の弱い作業グループのみを設置するという提案を行っている※。

A9. NATO核兵器政策:米に引きずられる

※ワシントン・NATOサミットで出された「21世紀のための同盟」と題するコミュニケの第32節「全体的な戦略上の進展や核兵器の重要性の減少に照らして、(NATO)同盟は信頼・安全保障醸成措置(CSBM)、検証、不拡散、軍備管理、および軍縮に関する選択肢について検討を行う」によって始まった。
※報告書の名称は「信頼・安全保障醸成措置(CSBM)、検証、不拡散、軍備管理、および軍縮に対する選択肢に関する報告」。2001年版の本年鑑・資料28に抜粋。

1999年4月のNATO(北大西洋条約機構)ワシントン・サミットで始まったNATO核政策の見直し、いわゆる「第32節過程」*は、2000年12月に発表された報告書*の提出をもって終了した。報告の内容は、99年に採択された戦略概念を一步も出ない不十分なものであった。つまり、ロシアとの信頼醸成に具体的な提言を盛ったものの、「同盟の核兵器は平和と安定を保つために要求される最低限の水準において維持される」(第101節)と、「戦略概念」と同じ文言が踏襲された。

一方で、報告書は「精力的な論争の継続」(第115節)、「NGOなどとの関与の拡大」(第96節)を唱っており、これらの部分が、その後のNATO核政策の変更を促す手掛かりであった。しかし、米国の「核態勢見直し(NPR)」、ミサイル防衛計画、米口の新しい戦略的枠組み、9.11事件以後の「テロとの戦争」など、NATOは米国の重要な政治動向に左右され、新しい見直しの気運は作られていない。

そのような状況のなかで、2002年1月、米国の「核態勢見直し」*が、NATO核政策の再検討を明記したことは、重要な意味をもっている。NGOによって暴露されたNPR抜粋のなかに、次の一文がある。

「NATOを支える核・非核両用航空機と核兵器:国防省は、2002会計年に現行の態勢に変更を加えることは考えていないが、変動する脅威環境に適応するために現行の態勢が適切かどうかを評価すべくこの二つの問題について再検討を行うだろう。ヨーロッパにおける米国及び同盟国の核・非核両用航空機に関するNATOの見直しを行い、2002年夏に閣僚らに勧告を提示する計画がすでに実行中である。」*

2001年5月1日のブッシュ演説*で、新政権によるミサイル防衛計画とABM条約破棄の方向が明確に打ち出されたあと、ブッシュ政権は、欧州諸国の同意を取り付けるために精力的な外交を行った*。2001年5月29日のNATO外相会議・最終コミュニケ*は、その時点においてNATO側は、米国の一方的外交展開に抵抗を示したことを表している。具体的には、米国の主張する大陸をまたぐような弾道ミサイルの「脅威の存在」には同意せず、「脅威の可能性」があるに過ぎないと反論し、今後の協議において「脅威の適切な評価」と「それらへの対処法」を議論すると合意するに留めた。

9.11事件以後の政治の流れ、米口の「新しい戦略的枠組み」の合意*のなかで、NATOも新枠組み議論へと変わりつつある。その中でのNATO核兵器の位置づけが今後の焦点となる。

※特別記事1「米国の核態勢見直し」(28ページ)参照。

※特別資料1(144ページ)参照。
※資料8(165ページ)参照。
※●NATO理事会外相会議、5月29-30日、ブダペスト(ハンガリー)。●NATO理事会国防相会議、6月7-8日、ブリュッセル(ベルギー)。●NATO首脳会議、6月13日、ブリュッセル(ベルギー)。●米・EU首脳会議、6月14日、イエテボリ(スウェーデン)。●米口首脳会議、6月16日、リュブリャナ(スロベニア)
※資料21(191ページ)参照。

※キーワードA2「米口「新しい戦略的枠組み」」(73ページ)参照。

A10. 生物兵器禁止条約・再検討会議、米がブロック

生物・毒素兵器禁止条約(BWC)の締約国は、およそ5年に1度の割合で条約の運用状況を検討するため再検討会議を開催している。冷戦中に成立した(1975年発効)BWCは、条約の遵守を検証する仕組みを持っていない。だが、90年代になると、イラクの生物兵器製造が判明し、途上国への生物兵器拡散に対する懸念が高まったこと、主要な条約メンバーの旧ソ連が、大規模な生物兵器計画を70年代から推進したにもかかわらず、条約がその歯止めになっていなかったこと、厳格な検証規定を持つ化学兵器禁止条約(CWC)が成立・発効したことなどを背景に、BWCを強化し、締約国の条約に対する信頼を向上させるような仕組みを導入しよう、という機運が締約国の間に高まった*。

締約国のアドホック・グループは、94年以来、検証制度を含めBWCを強化する方法を議論してきた。96年の第4回再検討会議は、グループに対し、条約強化のための措置を条約の形式(BWCへの追加議定書)にまとめ、2001年の第5回会議に草案を提出するよう求めた。

会議の開催が迫ってきた2001年3月末、アドホック・グループ議長ティボールトットは、これまでの協議内容をふまえて「統一議長テキスト」を締約国へ示した(化学兵器禁止条約についても、交渉の最終段階で同じことが行われた)。だが、もともと検証制度によってBWC違反を発見できるかどうか懐疑的であった米国*は、同年7月、統一テキスト不支持を表明した。その際、米国以外の検証制度の導入に消極的な一部の国も、表面的には米国の姿勢を批判しつつ、実質的には、米国が検証議定書の首に縄をつけて吊すのを黙認した。

会議の直前には、9.11テロや炭疽郵便テロ事件などをきっかけとして、米国が議定書に関する政策を見直し、国際的な検証制度によるBWC強化を支持するのでは、という希望的観測もあらわれた。だが、会議が始まると、米国は議定書不支持をあらためて明言し、条約に違反して生物兵器を製造している疑いのある国を名指しした後に、この検証制度は、条約を遵守する国に負担を課する一方で、肝心の違反国を発見できない、と指摘して楽観論を粉碎した。会議は、アドホック・グループや検証議定書の問題には深入りせずに最終宣言をまとめようとしたが、閉会間際に米国からアドホック・グループの作業終結を求める提案が行われて紛糾し、2002年11月まで延期された。

2002年11月19日から12月7日、「第6会議再検討会議・再会合」としてジュネーブで開催される。再会合では、BWC強化について現状で可能な措置を見出し、その実施に関する合意をまとめることができるかが焦点となる*。

※BWCが禁止するのは、国家による生物・毒素兵器の開発、製造、入手などであり、国家以外の組織、個人によるバイオテロは、条約成立当時、さしせまった問題として認識されていなかった。そのため、現状では、BWCは、国家や国家以外の者へ生物兵器を譲り渡したり、彼らの取得を支援してはならないことを締約国に義務づける(第3条)にとどまり、締約国内のバイオテロリストの取り締まりは、締約国の国内法によるものとされている(4条)。だが、バイオテロ対策も、BWCの強化にあたって、今後、避けては通れない問題であろう。

※第3回再検討会議(1991年、ブッシュ(父)政権のとき)においても、米国は、検証制度の導入に消極的な姿勢を表明した。また、全米製薬業協会(PhRMA)も97年に、検証制度が企業活動を妨げかねない、懸念を表明した。

※www.brad.ac.uk/acad/sbtwc/から、再検討会議やアドホック・グループの資料は入手できる。

A11. 国際刑事裁判所(ICC)条約発効と核

国際法違反の重大な罪を犯した個人を裁く常設の裁判所、国際刑事裁判所(ICC)の設立条約(ICC規程、ローマ条約)は、1998年7月17日のローマ会議で採択されていたが、2002年4月11日、条約発効に必要な60カ国の批准をついに達成した*。ちょうど核不拡散条約(NPT)再検討準備委員会が開催中であったニューヨーク国連本部では、記念式典が開催された。

ICC規程は、ジェノサイド(集団殺戮)、人道に対する罪、戦争犯罪、そして侵略の罪の計4つのカテゴリーを対象犯罪として定めている。ただし、侵略の罪だけは、カテゴリーは規定されているものの、何が侵略の罪になるのかという定義をした条文はいっさいない*。犯罪者を裁くのは第一義的には各国家の義務であって、国内の裁判所が捜査や訴追の能力を持たないときにのみICCが裁く(管轄権を持つ)ことになる(「補完性の原則」)。規程の締約国がICCに協力する義務を負う(第86条)だけでなく、ICCは、規程を批准していない国からの協力も、特別な合意に基づいて要請することができる(第87条5項)。

第8条が戦争犯罪を定義している。その定義の中に核兵器や大量破壊兵器の使用を盛り込むかについては、条約交渉過程で綱引きがあった。同条の「2-b-20」項の中に明記された「過剰や危害や不必要な苦痛をもたらす性質をもつような、あるいは、本質的に無差別で国際武力紛争法の侵害になるような兵器...を使用すること」の中に、核兵器の使用は含まれていると読むべきである*。

米国は、2000年12月31日にICC規程に署名していたが、2002年5月6日、「条約の締約国となる意思はない。よって先の署名から生じる法的義務を何ら負うものではない」とする文書をアナン国連事務総長に提出した(「署名撤回」と呼ばれている*)。理由として、米国は、① ICCが国連安保理の役割を侵害する、② ICCの訴追システムが抑制のきかない権力となる、③未批准国の市民に対しても管轄権を持つので、米国の主権を脅かす、④脆弱な基盤が恣意的な訴追を招く、などを挙げている*。実質的には、領土外に展開している米兵(国連平和維持活動を含む)が訴追されることへの危機感がくり返し表明されている。

国連事務総長への文書通知は、「条約法に関するウィーン条約」(1969年)に基づいてなされたと、米政府は公式に述べている*。ウィーン条約第18条は、「条約に署名したが未批准である国は、条約を害する行為をとってはならない」との趣旨を定めている。

未署名の日本も、米国同様に「国家主権」との整合性に疑問を示している。2002年4月19日の記者会見で、森山法相は「それぞれの国の主権にも関わることであり、相当、慎重に検討しなければいけない」と語った。

*この日に10カ国の批准が行われ、批准国数は66カ国になった(2002年4月11日現在)。正式な発効日は2002年7月1日。オランダのハーグに設立される。なお、やはりハーグにある国際司法裁判所(ICJ)は、個人ではなく、国家間の紛争や国際法の解釈についての常設裁判所。

*侵略の認定は国連安保理が行うものであり、それとの競合は許されないとの米国などの主張が反映されて、合意のないまま規程が成立した。今後締約国間で議論されることになる。

*ただし、同項は、これらの兵器等が「第121条および第123条に従う修正によって包括的な禁止の対象となり、かつ、本規程の附則に含まれた場合」との但し書きを持っている。第121条、123条では、発効7年後から再検討会議で条約の修正が可能になる旨を規定している。2009年の課題となる。

*署名撤回という行為そのものは、ICC規程に定めがない。ポルトン国務次官(軍縮・安全保障担当)名による通知文書では、「米国が締約国になる意思がないということ、本条約受託者の現状一覧に反映していただくよう要請する」としている。すでに批准した国が脱退する場合には、第127条に脱退規定がある。

*2002年5月6日、グロスマン国務次官(政治担当)の戦略国際研究センター(CSIS)での発言。

*上記グロスマン次官の発言。ウィーン条約そのものについても、米国は、署名はしたが未批准である。

A12. 国連軍縮教育専門家グループ

2000年11月20日、国連総会は「軍縮・不拡散教育に関する国連の研究」と題する決議(55/33E)を採択した。これに基づいて、「国連軍縮・不拡散教育政府専門家グループ」が設置された。10名の政府関係者、専門家からなるグループである。エジプト、日本、ハンガリー、インド、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、ポーランド、セネガル、スウェーデンの10カ国から1名ずつがグループのメンバーとなっている*。2002年秋の国連総会に報告書を出すために作業が続いている。すでに、3回の会合が持たれ*、第4回会合は2002年7月22~27日にニューヨークで開催される。

決議55/33Eは、同グループの目的を本文1の中に6つ列挙しているが、その中には、軍縮教育に関して「教育者、議員、地方自治体の指導者、軍隊の士官、政府の役人の訓練を促進すること」が含まれている。そして、パネルが「大学の教育者、軍縮と平和に関係する研究所、NGOなどから、文書および口頭での意見表明をもらうこと」を定めている。

会合に向け、政府、地方自治体、研究機関、博物館、NGOからの意見表明が求められ、多数の文書が世界中から集まっている*。日本からも、広島県、長崎市など自治体のほか、多数のNGOが文書で意見表明をした。ピースデポも文書を提出した。文書の中で、ピースデポは、NGOが政府と独立の立場で、公正を尊重した教育機能を果たすことの重要性を指摘し、年鑑「核軍縮と非核自治体」の刊行や、月2回の『核兵器・核実験モニター』の刊行などの活動を報告した。

議論されている点は多岐にわたるが、学校教育に関しては、小学校においては子ども向けの教材がきわめて少ないこと、中学・高校においては社会科で軍縮関係のカリキュラムが充実していないこと、大学院においては軍縮・不拡散問題で単位取得ができないこと、などが問題点として指摘されている。また、インターネットやビデオを活用した遠距離教育などについて、熱心な議論が行われている。日本政府も、「軍縮・不拡散教育における情報技術ITの活用方法についても提言をおこなってきた」としている*。また、赤十字国際委員会(ICRC)は地雷教育について、ストックホルム平和研究所(SIPRI)は生物・化学兵器の軍縮に関する教育の単位について、PIRセンター(ロシア)は議員向けの核不拡散問題の教材作成について、それぞれ経験を報告している。

第1回会合において、「平和と自由のための国際婦人連盟」(WILPF)のフェリシティ・ヒル氏は、同連盟のプロジェクト「リーチング・クリティカル・ウィル」(RCW)が核不拡散条約(NPT)再検討過程において果たしている役割について報告した。

*このうち、日本からは外務省の天野之弥審議官、ニュージーランドからはNGO「軍縮・安全保障センター」のケイト・デュース氏。議長はメキシコのボッシュ大使。助言者として、国連軍縮諮問委員会のウィリアム・ボッター氏(モントレー国際問題研究所、米)らに加わっている。

*第1回:2001年4月18~20日、ニューヨーク。
第2回:2001年8月8~10日、モントレー。
第3回:2002年3月11~15日、ジュネーブ。

*国連児童基金(UNICEF)、ユネスコ(UNESCO)、国連軍縮研究所(UNIDIR)、国連大学(UNU)、国際原子力機関(IAEA)、化学兵器禁止条約機関(OPCW)、包括的核実験禁止条約機関準備委員会(CTBT)などの国際機関も議論に参加している。

*外務省編「我が国の軍縮外交」2002年5月。

B. 各国の核兵器政策

B1. 各国の核兵器の現状

核弾頭には、いつでも使用できる状態で作戦配備兵器として部隊が管理しているもの、必要時に作戦配備するための予備として貯蔵されているもの、廃棄を待って貯蔵されているものなどがある。米国のブッシュ政権は、従来と異なった弾頭数の数え方を始めたが、この欄では従来の数え方を踏襲した*。5つの公然たる核保有国(米、ロ、英、仏、中)の2001年末の作戦配備の核弾頭数を表にまとめた。

※従来においては、作戦配備の弾頭数に、オーバーホール中のSLBMの弾頭を数えていたが、37ページの表にあるように、米国のNPRでは、それを数えない方法をとり始めた。特別記事35ページに説明がある。

※従来通り、オーバーホール中のSLBMの弾頭数を含めている。

作戦配備されている核弾頭の数* (2001年末現在)

核兵器の種類		米国	ロシア	英国	フランス	中国	計	
戦略核	ICBM・IRBM	1,700	3,011	0	0	128	4,839	
	SLBM	3,120	1,072	185	288	12	4,677	
	戦略爆撃機	核爆弾	800	868	0	0	130	2,708
		核ミサイル	860		0	50	0	
	小計	6,480	4,950	185	338	270	12,220	
戦略的防衛ミサイル	0	1,200	0	0	0	1,200		
非戦略核*	1,120	2,280	0	10	120	3,530		
合計	7,600	8,430	185	350	390	16,950		

※戦場で使う戦術核や海洋発射核巡航ミサイルはこの分類に属する。英国、フランスでは、戦略核の一部は戦略以下(サブ・ストラテジック)の任務をもち、この概念はいまになりつつある。

出典:天然資源保護評議会(NRDC)のS. ノリス、W. アーキン、ノーチラス研究所のH. クリステンセン、プリンストンのJ. ハンドラーのデータをもとに整理。表の作戦配備弾頭の他に予備弾頭、解体待ちの弾頭がある。(ICBM=大陸間弾道ミサイル、IRBM=中距離弾道ミサイル、SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル)。数字は丸めたために合計に不一致がある。

アメリカでは、2002年初頭に8年ぶりに「核態勢の見直し(NPR)」報告が発表された。大部分非公開であるが、暴露された内容によって、核兵器の動向がよく分かる。特別記事*に内容が詳述されているので、ここでは省略する。作戦配備の弾頭数は、昨年に比較して1000発余り減少しているが、ICBMミニットマンⅢの退役、SLBMの多弾頭数の低減などによる。米国の戦略原潜は、現在も冷戦時代と同じ密度のパトロール態勢をとっている*。

※28ページ。

※どの瞬間をとっても10~8隻が海底に潜んで発射態勢を整えている。

ロシアでは、厳しい財政事情の中で、単弾頭ICBM(SS-27)の新規生産が続いている。しかし、その生産ペースは予定よりもはるかに低く、2001年末までに29発しか配備されていない*。01年6月、「栄光ある」ロシア戦略ロケット軍(SRF)の格下げが報じられた。また、01年末現在、14隻の戦略原潜が作戦配備され

※ロシア戦略ロケット軍は、1998年以後、年間20~40発という生産ペースを発表していた。2005年までに160~220発との予定は、50~60発止まりになりそうである。

ているが、そのパトロール体制も弱体化している。米海軍によると、冷戦終結時の1991年には37隻がパトロールしていたが、99年には7隻、01年には1隻に激減した。

イギリスの核兵器は、米国のトライデント・ミサイルを発射するバンガード級の戦略原潜に一本化されている。その最後となる4隻目「ベンジアンズ」は99年11月27日に就役していたが、2001年2月にパトロールに加わったことが正式に発表された。ミサイル購入計画から推定すると、4隻のすべての発射管に3弾頭を装備するのではなく、一部は単弾頭であると考えられる。98年7月の労働党政権による「戦略国防見直し(SDR)」では核弾頭の上限を200発に設定したが、実際には185発程度と推定されている。他に15発程度の作戦配備ではない予備弾頭があるとされる。

フランスの戦略核戦力は、現在、3種類の戦略原潜(ランフレックシブル級1隻、ル・ドゥタブル級1隻、トリオンファン級2隻)計4隻とミラージュ2000N爆撃機に搭載する空対地核ミサイルからなる。最新のトリオンファン級戦略原潜は4隻まで建造する計画である。その他に核兵器国のなかで唯一、空母艦載機に搭載する戦術核爆弾をもっている。

中国の核兵器についての情報は乏しい。表のICBM・IRBMのうち、北米大陸にとどく射程をもつICBMは、東風(ドンフォン)5Aのみで約20基あるとされる。新型の東風31もICBMの射程をもち、開発の最終段階にあるとされる。中国は多弾頭(MIRV)ミサイルや射程の飛躍的に長い潜水艦発射弾道ミサイルであるジュイラン(巨浪)2の開発を続けていると伝えられる。米国のミサイル防衛計画に対抗して多弾頭化の動きが速まることが懸念されている。

これら公然たる核兵器国のほかに、イスラエルは推定100~300発の核弾頭とその運搬手段を持っていると信じられている。パキстанは、現在、濃縮ウランの核弾頭を24~48発持っているとして推定されている。運搬手段には、米国製のF16戦闘機とガウリ、ガズナビ、シャヒーンなどの弾道ミサイルがある。インドは、30~35発の弾頭を持つと推定される。水爆能力があるとインド自身は主張しているが、疑問視する見方もある。運搬手段は、ソ連製MIG27、英国製ジャガーの2種類の航空機と、プリズビ、アグニの2種類のミサイルが核搭載可能とされる。

イスラエル、インド、パキстанのものを含めると、2001年末現在、地球上に作戦配備されている核弾頭数は約17,500発になる。37ページの米国の全弾頭数を見て分かるように、作戦配備から退いた米口の核弾頭の多くは貯蔵されており、予備や解体を待って貯蔵されているものが11,000~16,000発と推定されている。これらを含めてすべてを合計した地球上に存在する核弾頭数には昨年と大きな変化はなく、今なお29,000~34,000発に達する。いわゆるオーバーキルの異常状態が続いている。

B2. 米国の一國行動主義と核政策

2001年1月に発足したブッシュ政権の外交政策は、しばしば「一國行動主義」(単独行動主義、ユニラテリズム)と形容される。自国の目的を達成するために、国際条約を初めとする多国間枠組みの中で進めていくのではなく、一方的な行動によって実施していく姿勢である。国際条約からの離脱も辞さない。主要な条約への対応は、次のようになっている*。

- 核不拡散条約(NPT):2002.1核軍縮に逆行する核政策NPR*。
- 包括的核実験禁止条約(CTBT):2001.11発効促進会議ボイコット*。
- 対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約):2001.12一方的脱退*。
- 生物兵器禁止条約(BWC):2001.11再検討会議の合意をブロック*。
- 対人地雷禁止条約:不支持。
- 気候変動・京都議定書:批准拒否。
- 国際刑事裁判所(ICC)規程:2002.5署名撤回*。
- 子どもの権利条約:2002.5国連子ども特別総会合意に抵抗*。

一方的行動は、一方的変更が可能である。米国が戦略核兵器の「大幅削減」を打ち出して以降も、新アジェンダ諸国など核軍縮に熱心な国々が、「不可逆性の原則」という2000年NPT合意事項の遵守を米国に求め続けてきたのは、削減したものが一方的に元に戻されることがないことを確保するためであった。

2001年9月11日のテロ事件に対する軍事行動の開始にあたって、国連の枠組みでの事実認定や権限付与は求めていない*。「対テロ戦争」とは本質的に「米国vs米国の敵」の戦いなのだという認識が、9月20日夜のブッシュ演説(上下院合同本会議)には如実に表れている。「すべての地域の、すべての国家よ、今こそ決めるべきときである。あなたは我々の側につくのか、それともテロリストの側につくのか。(拍手喝采)」

2002年1月29日の一般教書演説でブッシュ大統領は、朝鮮民主主義人民共和国、イラン、イラクを大量破壊兵器の獲得、使用を企む「悪の枢軸」と名指しし、「米国は国家の安全保障の確保のためにはあらゆる手段を講じる」と宣言した*。ここにも、大量破壊兵器の軍縮という地球的課題を、「米国vs米国の敵」の問題としてとらえる姿が貫かれている。

ボルトン国務次官は、2002年1月24日、ジュネーブ軍縮会議(CD)で、米国はNPT等多国間条約を支持してきたとして条約名を例示しながら、「我々の政策を『一國行動主義者』とか『多国間行動主義者』とか性格付けようとするのはまちがいです。我々の政策は、きわめて簡単に言えば、皆さんもお分かりのとおり、アメリカびいき(プロ・アメリカン)だということです」と言い放った。

*2002年4月、米国のNGO「エネルギー・環境研究所(IEER)」、「核政策法律家委員会(LCNP)」が共同で発行した報告書「力の支配か、法の支配か?」は、200ページにわたって安全保障の国際条約に関する米国の政策と行動の評価を行っている。その中で、これらの諸条約への米国の政策が詳細に取り上げられている。

*特別記事1「米国の核態勢見直し」(28ページ)。

*キーワードA6「第2回CTBT発効促進会議、米はボイコット」(77ページ)。

*キーワードA1「米国のミサイル防衛とABM条約脱退通告」(72ページ)。

*キーワードA10「生物兵器禁止条約・再検討会議、米がブロック」(81ページ)。

*キーワードA11「国際刑事裁判所条約発効と核」(82ページ)。

*2002年5月8~10日、米国が三点にわたり抵抗したため、最終文書の採択は深夜になった。①「子どもの権利条約」を中心に据えることへの反対。②リプロダクティブ・ライツ(女性が持つ子どもの妊娠・出産について決定する権利)について、パチカン、イスラム諸国とともに反対。③「子どもの死刑の禁止」に対する反対。

*安保理は決議1368(2001.9.12)でテロを非難しているが、一般論として「自衛権」に言及しているだけである。

*資料23(194ページ)に抜粋。

B3. ジレンマの中で模索するロシア

ミサイル防衛構想を推進する米国に対して、ロシアのプーチン大統領は、対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)の保持を前面に立てた抵抗姿勢を堅持しながらも、他方ではミサイル問題の代案を示すなどして多方面の外交を展開した。「新しい戦略的な枠組み」が米主導で形成されていく過程を受け入れながら、自国の利益を確保しようと模索する姿勢であった。

ABM条約保持の原則的な立場をロシアは、中国と連携しつつ、さまざまな場面で確認してきた。2001年秋の第56回国連総会では、中国と共同で、「ABM条約の保持と遵守」決議案を提出した。「新しい戦略的な枠組み」に向けての米ロ対話の歓迎と期待を含めた修正を加えて、採択させている*。

プーチン大統領は、戦略的攻撃兵器を「2008年までに1,500発までに削減」する提案を行う*など、削減の数における攻勢をかけていた。しかし一方では、「(START IIが無効になるから)地上配備のミサイルに、単一の弾頭ではなく、複数の弾頭群を持たせるという法的権利を持つことになる」(2001.6.23)と述べている。数を減らすが多弾頭化(MIRV)による質的強化を図るという対米牽制の背景には、大量の戦略ミサイルの保持ができない経済事情があった。

2001年12月13日に米国がABM条約からの一方的脱退の通告を行うと、プーチン大統領は「驚きではなかったが、誤りだと思う」と批判した上で、ABM-START体制に代わる「新しい戦略的な枠組み」を「できるだけ早く作り上げる」ことを訴えた。そして、「急進的に、不可逆的に、かつ検証可能な形で、戦略攻撃兵器を1,500~2,200弾頭というレベルに削減するのが妥当だ」と述べた*。多弾頭化は「当面行わない」と冷静な姿勢を見せた*。

戦域ミサイル防衛(TMD)に対するロシアの態度には二面性があった。ABM条約を前提として、ABM条約下で認められたTMDそのものには反対せず*、むしろ、ヨーロッパでの共同TMD構想*など、「TMDの領域における幅広い国際協力を提案」*してきた。そこには、弾道ミサイルの「新たな脅威」の払拭のためのさまざまな外交措置の提案も含まれると説明している*。しかし、一方では、アジア(とりわけ台湾)におけるTMDに強く反対する中国との協調も重視して、中国とはTMD反対の共同の意思表明を行ってもある*。

2002年5月24日、最終的に戦略的攻撃力削減条約(モスクワ条約)が調印された。多弾頭化は禁止されず、「戦略的攻撃兵器の攻勢や構造は自ら決定」できることが明記された(第1条)。共同宣言では、「NATOロシア理事会」の枠組みでヨーロッパにおけるミサイル防衛協力を進めることが明記された。それでも、ミサイル防衛を宇宙軍拡として批判する中国とは協調を維持している。

*1999年から続けている決議。第一委員会での採択は、2001年11月2日。キーワードA7「新情勢の中の国連第一委員会」(78ページ)参照。
*2001年7月2日。すでに2000年11月13日の声明で、大統領はこの内容を提案していた。

*資料13(172ページ)に声明全文。

*2001年12月17日。

*1997年の「ABMとTMDの線引きの協定」

*2001年2月20日、セルゲエフ国防省と北大西洋条約機構(NATO)のロバートソン事務総長とモスクワで会談。

*2001年2月1日、ジュネーブ軍縮会議でのイワノフ外相の演説。

*モスクワの米ロ「ミサイル発射データ情報センター」/2001年2月15日、「ミサイルとミサイル技術不拡散のための世界的管理システム(GCS)」第2回専門家会議開催/2001年4月11~14日、「国際宇宙会議」開催など。

*例えば2001年6月15日には、上海協力機構(SCO)の国防相会議で、TMDに反対する共同コミュニケに署名している。

B4. 米のミサイル防衛に抵抗する中国

中国は、米国のミサイル防衛計画が中国の核抑止能力を減じてしまうことへの警戒心を背景として、ミサイル防衛の配備が地上および宇宙における軍備競争を呼ぶとして批判を続けてきた。長距離弾道ミサイルに対抗するミサイル防衛についてはもちろんのこと、アジアにおける短距離および中距離ミサイルに対抗するための防衛網が台湾を防衛するために構築されることにも、強く反対してきた。米国による台湾への武器供与は中国の一貫した懸念事項であり、たえず警戒を表明している。

2001年4月10日の国連軍縮委員会(UNDC)で、胡小笛(フ・シャオディ)大使は、次のように述べている。「(国土ミサイル防衛(NMD)は)本質的には、一方的な核軍拡が変装した姿であり、国際的軍備管理・軍縮過程を著しく害し、新しい軍備競争の引き金ともなる。…(米国は)最先端の核兵器と世界でもっとも精巧な通常兵器を保有し、第一使用に基づく核抑止の政策を追求している。そうである以上、NMDは、米国の攻撃兵器の倍增装置となる。」「NMDの一部としての戦域ミサイル防衛(TMD)をアジア太平洋に持ち込むことは、地域の平和と安全保障にとってよくないことである*。…この地域のTMDは、状況を複雑化し対立化させる要因として働くだけである。」

ミサイル防衛に対して、中国がどのような軍事的対抗措置をとっているかについて、正確な情報は無い*。2001年8月17日の『ワシントン・タイムズ(WT)』は、中国が前週に弾道ミサイル東風3(CSS2)の地上発射実験を行ったと報道した。2002年1月4日のWT紙は、中国が前日に東風31の多弾頭(MIRV)化実験を行ったが失敗したと報じている。続く1月9日には、中国が大陸間弾道ミサイル(ICBM)を2、3年以内に多弾頭化し、2015年までに75~100基に増やすと予測した米・国家情報会議(NIC)*の報告書が発表された。中国外務省は翌日、報告書には「根拠がない」と反発している。

中国は米口間の対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)の保持に向けロシアと協調し、2001年秋の国連総会における「ABM条約遵守」決議*でロシアと協力した。2001年12月13日の米国のABM条約脱退通告にあたっては「マイナスの結果を生むことを懸念する」と表明した*。核不拡散条約(NPT)再検討準備委員会では、「今や、絶対的な安全保障の単独行動主義的追求をやめることが、もっとも重要である」と米国を批判した*。ジュネーブ軍縮会議(CD)では「すべての側面で進められているミサイル防衛は、宇宙兵器システムを重要な要素として公然と包摂している」*として、2002年5月28日、「宇宙兵器配備禁止条約(案)」をロシアとの共同提案文書として提出した。

*ブッシュ政権下ではもはやNMDとTMDが区別されていないことについては、ファクトシート2「ブッシュ政権のミサイル防衛」(118ページ)参照。

*中国の核戦力に関する公式の立場は、一貫して、「中国は核兵器開発を最大限に自制しており、自国の保有核兵器は自衛のための最小限度のレベルである」(2002年4月8日、NPT再検討会議における胡小笛大使の演説)というものである。

*戦略問題を扱う中央情報局(CIA)の関連機関。

*キーワードA7「新情勢の中の国連第一委員会」(78ページ)参照。

*2001年12月13日、章啓月外務省副報道官。

*2002年4月8日、胡小笛大使の演説。

*2002年3月28日、胡小笛大使の演説。

B5. 未臨界核実験は続く

未臨界核実験*は、プルトニウムなど兵器用核物質を使った核兵器のための実験であるが、持続的な核分裂連鎖反応を伴わない。包括的核実験禁止条約(CTBT)の義務条項の文言には違反しないが、前文の精神に反する。

米国は、1997年7月から2002年2月までに16回の未臨界核実験を行った。

- ◆第1回(97年7月2日)「リバウンド」(A)
異なる高圧力条件下での衝撃波に対するプルトニウムの反応の調査。(約1.5kg)
- ◆第2回(97年9月18日)「ホログ」(B)
核爆発のコンピューター・シミュレーションの精度向上。(127kg)
- ◆第3回(98年3月25日)「ステージコーチ」(A)
さまざまなプルトニウム試料の重要な物理的情報収集。(0.97kg)
- ◆第4回(98年9月26日)「バグパイプ」(B)
さまざまなプルトニウム試料の重要な物理的情報収集。(204g)
- ◆第5回(98年12月11日)「シマロン」(A)
実際の核弾頭から取り出されたプルトニウムを使用。(量は秘密)
- ◆第6回(99年2月9日)「クラリネット」(B)
高性能火薬の爆発の衝撃で飛び散るプルトニウムの速度と表面効果の観察。(170g)
- ◆第7回(99年9月30日)「オーボエ1」(B)
高性能火薬の爆発の衝撃波をプルトニウムに当て、影響を観察。(量は以下不明)
- ◆第8回(99年11月9日)「オーボエ2」(B)
プルトニウムに関連する噴出物および破砕に関する疑問に答えることが目的。
- ◆第9回(00年2月3日)「オーボエ3」(B)
高性能火薬の爆発の衝撃波をプルトニウムに当て、影響を観察。
- ◆第10回(00年3月22日)「サラブレッド」(A)
核物質を高性能火薬の爆発力で圧縮、核爆発の模擬実験に必要なデータを収集。
- ◆第11~15回(00年4月6日~01年12月13日)「オーボエ4~8」(B)*
- ◆第16回(02年2月14日)「ビト」(A)
1958年の相互防衛協定に基づく初めての米英共同実験。*

米エネルギー省は、データが必要な限り実験を行うと説明している。実験を開始したクリントン政権は、CTBTに参加するにあたって国内を説得するため、6項目の条件(保障措置)をつけた*。その中心条件は、貯蔵核兵器の信頼性と安全性を確保するための「科学的備蓄兵器管理(SBSS)プログラム*を実行すること」であった。未臨界核実験は、第一義的にはそのための実験である。しかし、核技術に携わる技術者の人的資源を維持することも、目的の1つである。

また、ネバダ地下核実験場だけでなく、ロスアラモス国立研究所でも未臨界核実験の一部が地上で始まっていることは注目すべき事実である。

日本は未臨界核実験には反対しない立場で一貫している。2002年2月の「ビト」実施にあたっては、英国の初参加で注目が集まったが、小泉純一郎首相は記者団の質問に対し「別にコメントすべき問題ではない」と述べている。

ロシアは、北極海のノバヤゼムリヤ島核実験場地下で、98年9月から2000年10月までに数えて19回以上の実験を行っている*。2001年以降の状況および詳細は明らかでない。

*臨界前核実験とも訳される。

*A:ロスアラモス国立研究所の実験
B:ローレンス・リバモア国立研究所の実験。
()内は使用プルトニウム量。いずれもネバダ核実験場の地下約300メートルのトンネル内。

*00年4月6日「オーボエ4」/00年8月18日「オーボエ5」/00年12月14日「オーボエ6」/01年9月26日「オーボエ8」/01年12月13日「オーボエ7」
*キーワードB6「英、未臨界核実験参加が明らかに」(90ページ)参照。

*「核軍縮と非核自治体」2001資料17参照。

*SSMP(備蓄兵器管理計画)と呼ばれるより大きな計画の一部。

*ロシア核エネルギー省(MINATOM)報道官によれば、1回に約100グラムのプルトニウムを使用し、さまざまなプルトニウムを利用した実験が行われている。2002年5月11日に米下院委員会が大統領に、ロシアが核爆発実験を再開しようとしている疑惑があるのでロシアの実験場を調査すべきだと要請した。ロシアのイワノフ外相は即座に疑惑を強く否定した。このとき、ロシア国防省は、ノバヤゼムリヤでは準備されているのは未臨界核実験だけであると述べ、未臨界核実験が今後も継続されることを明らかにしている。

B6. 英、未臨界核実験参加が明らかに

英国は、2002年2月14日に、米国と共同で、ネバダ実験場での未臨界核実験「ピト」の実施に参加した。米エネルギー省の国家核安全保障局(NNSA)の報道官が、7人の英国の科学者が数十人の米国の科学者とともに参加したと発表した。米英によるこの初めての共同実験は、1958年米英相互防衛協定に基づくものである。

英国の実験参加は、実験に先立つ2月12日、ショーナ・マクイザック議員に対する国防次官リス・ムーニーの答弁書によって明らかにされた。答弁書は次のように述べている。

「1998年の『戦略国防見直し』^{*}は、核(爆発)実験なしで、トライデントの安全性と性能を保証する確固たる能力の必要性を確認した。…トライデントの安全性と性能についての確信は、究極的には、スーパーコンピューターによる再現数値モデルによって示されたものに基づく。…しかしながら、コンピューターによるモデルを有効にし基礎理論の理解を進めるためには、(未臨界実験などの)実験による研究は引き続き不可欠である」。また答弁書は、「この実験は核威力を生み出さず、包括的核実験禁止条約(CTBT)の下での我が国の義務と完全に一致する」と述べた^{*}。

また、NGO「英米安全保障情報評議会(BASIC)」によると、米国の未臨界核実験で得られたデータの提供を受けてきたことを英政府は過去においても認めているが、英国当局者が実験に立ち合ったことを米側が公然と認めたのは初めてだという。ネバダ実験場を訪れる英国当局者の数は、1999年の9人から、2001年には40人に上っている。

BASICはまた、この背景として、核兵器におけるより幅広い協力関係が英米間にあるとして、次の諸点を指摘している。研究の面においては、英国は米国のロスアラモス、ローレンス・リバモア、サンディアの3つの主要な核兵器研究所との間に協力プログラムを持っている。弾頭の設計と安全の面では、英国のトライデント弾頭は米国のトライデント弾頭を基礎にしている。ミサイルについては、米国と共同開発された米ロッキード・マーチン製のトライデント・ミサイルを使用している。さらに、核ドクトリンにおいては、北大西洋条約機構(NATO)を通じて米国主導の核ドクトリンに強く規定されている。

未臨界核実験については、「既存の核兵器の安全性と信頼性の確保」という、英米の一致する公式の目的にもかかわらず、英国の参加の背景として、2010年頃までのトライデント・システム更新を控え、英政府が新型核兵器の設計を企図している可能性が指摘されている。

^{*}「核軍縮と非核自治体②2001」資料20参照。

^{*}資料24(195ページ)に全文。

B7. 緊張する印パの核兵器とミサイル

2001年9月11日の米国での同時多発テロ事件および10月7日から開始された米英によるアフガニスタン攻撃は、核兵器をめぐる印パ間の緊張^{*}をいやが上にも高める結果となった。パキスタンは、米国の圧力のもとで、それまでのタリバン政権支援の立場を転換させた。インドはタリバンに対抗した北部同盟を支持し、12月22日に発足した暫定政権もいち早く承認した。米国は、印パ両国の対米支援を受けて、9月22日、98年の印パ核実験を受けて実施した両国への経済制裁の解除を決定し、24日にはパキスタンに対する3.8億ドルの債務くり延べに調印した^{*}。

米国主導のこうした「対テロ攻撃」は、歴史的にジャム・カシミール紛争^{*}を抱える印パ双方に、相手の「テロ」を非難する格好の口実を与えることになった。2001年12月13日に発生したニューデリー国会襲撃事件を契機に、インドは軍隊を国境に集結し、印パ間の緊張が高まった。インドはパキスタンのイスラム過激派による「国境越えのテロ」を非難し、パキスタンはインドの態度をカシミール住民に対する「国家テロ」と批判するに至った^{*}。2002年1月12日、パキスタンのムシャラフ大統領は、テレビ演説でイスラム過激派の「活動禁止」を宣言し、インドへ対話を呼びかけた。その後5月半ば以降もカシミール地方で印パ双方による砲撃が断続的に続き、両国の開戦の危機感が一気に高まった^{*}。

印パによる、核弾頭搭載可能ミサイルの開発競争も、熾烈に継続している。2001年以降も、インドは2001年1月17日に「アグニ2」(射程2,000キロ)、2002年1月25日に「アグニ1」(同700キロ)の実験を行った。パキスタンも2002年5月末、3回のミサイル実験を行った[25日:「ガウリ」(同1,500キロ)、26日:「ガズナビ」(同290キロ)、28日:「ハトフ2」(同180キロ)]。

インドは、「インド核ドクトリン(草稿)」(1999年8月)において、「信頼できる最小限の核抑止」、「核兵器の第一不使用」および「消極的安全保証」の三点を追求するとしている。パキスタンとの緊張が高まる中、インド国内には第一不使用政策の見直しを求める声も起き始めた^{*}。しかし、インド政府はその後も第一不使用政策の堅持をくり返し表明している^{*}。一方、軍事力において劣勢なパキスタンは、インドの第一不使用政策よりも「はるかに先を行く」として南アジア非核化について発言^{*}しているものの、他方では核兵器使用の可能性を否定していない^{*}。

2000年11月にニューデリーで結成されたインドのNGO「核軍縮と平和のための連合」(CNDP)は、2002年5月、印パ両国民に「全面戦争」の回避を訴える声明を発表した。

^{*}1998年5月11日と13日にインドが、これに対抗して5月28日と30日にパキスタンが、それぞれ地下核実験を行い、世界を驚愕させた。その後両国は核実験モラトリアムを続けている。しかし、核弾頭搭載可能ミサイルの実験は継続して行われている。99年4月には、まずインドが11日に「アグニ2」(射程2,500キロ)の実験を行い、パキスタンは14日に「ガウリ2」(同2,000キロ)、15日に「シャヒーン1」(同600キロ)の実験を行った。

^{*}10月26日、日本もこれに続いて経済制裁解除を行った。キーワードC5「印パへの経済制裁解除」(98ページ)。

^{*}3度にわたるインド・パキスタン戦争のうち2度はカシミール地方の帰属をめぐる争い(1947年の第1次および65年の第2次印パ戦争)、1度はインドが東パキスタンの独立を支持する形で行われた(71年の第3次印パ戦争)。99年5月にインド支配下のカシミール地方カールギルで発生した武力衝突は、核実験後に起こった最初の小戦争であった。

^{*}印パあわせて百万人の兵力がカシミール停戦ライン付近に展開されていると言われる。

^{*}2002年5月25日には、インド原子力委員会が、第一不使用政策を慎重に見直すことが必要と首相秘書官に進言した。
^{*}例えば、2002年5月28日シン外相の会見。

^{*}ムシャラフ大統領のNBCテレビのインタビュー(2002.1.23)。
^{*}ムシャラフ大統領、ドイツの「シュピーゲル」誌のインタビュー(2002.4)。

B8. カナダ、NPT報告で提案

※資料3(155ページ)に13項目全文。

2000年核不拡散条約(NPT)再検討会議最終文書で合意された13項目の実際の措置*のうち、第12項目として、「核軍縮義務の履行に関する定期報告」がある。「定期報告を行うこと」に合意したものの、範囲や、形式や、どの程度の頻度での「定期」なのかについて定めていない。しかし、定期報告は、「核軍縮交渉の完結義務が存在する」とした1996年の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を「想起しつつ」行われなければいけないと明記されている。新アジェンダ諸国やNGOは、標準形式の詳細な報告書を全締約国に毎年準備委員会で提出することを求めてきた。そのことで、NPT再検討過程を、核軍縮の進展を実質的に点検できる場にしようとしてきたのである。

同最終文書には、中東に関する報告の定めもある。2つの報告が、2002年NPT準備委員会でのどのような形で行われるべきかが、焦点となった。

2002年1月8～9日、オタワで「NPT報告に関するラウンドテーブル(円卓会議)」が開催された。カナダの防衛および外交の政府当局者、学者、そして、カナダ、米国、ニュージーランドからのNGO専門家、さらには、国連軍縮局の高官が集まった。会の目的は、2002年NPT準備委員会に向けて、標準形式作成の可能性も含めて、効果的な報告のあり方をNGOとカナダ政府が検討することであった。そこでは、NPT報告の目的、範囲、形式等が議論され、軍縮過程を評価するには規則化された報告形式が適切であろうとの合意が生まれた。

こうしたNGOとの共同での準備活動を背景にして、4月のNPT準備委員会で、カナダは定期報告に関する作業文書を提出した*。作業文書は、「透明性や信頼」の向上のためには、2つの報告を「すべての締約国が」行うべきだとし、その内容は、「政治的立場の表明というよりは、具体的活動に関する特定の情報を含む」べきである、とした。各国から出された報告を1冊にまとめることも提案している。そして、比較可能であるためには全締約国が同じ形式を満たす必要があるが、実際上の費用などを勘案すると、「核兵器国、原子炉を保有する核兵器国、およびその他の核兵器国とで違う形式の報告を採用する」可能性も検討すべきであると、柔軟な提案をしている。

カナダはさらに、標準形式を強く主張する新アジェンダ諸国と、各国の自由裁量に委ねるべきだとする米国など西側核兵器国との間を調整し、何らかの妥協を形成する努力を行った*。そして、2003年の準備委員会までの間に非公式協議をジュネーブで開催することを提案した。しかし、これに対しては、NPT過程を形骸化すると強い懸念が両方の側から表明され(とりわけ南アフリカと米国から)、合意を見ていない。

※資料18(186ページ)に全文。特別記事2「核不拡散条約の危機と挑戦」(54ページ)も参照。

※日本は、4月11日の「核軍縮問題に関する声明」の中で定期報告に触れ、「全締約国が毎年準備委員会で報告を提出することが奨励される」、「とりわけ核兵器国は実質的で詳細な報告をすることが要請される」とした。カナダ提案にもふれ、「議論のよい基礎」を提供していることを「賞賛」した。

B9. モンゴル、非核地位による安全の保証追求

※オチルバト大統領による宣言。1992年、新憲法の制定によって、モンゴル人民共和国から新生モンゴル国となり、非同盟路線を選択した。

※「モンゴル国の国際的安全保障と非核地位」(53/77D)。「核軍縮と非核自治体」2000資料31に全訳。
※特別資料2(148ページ)に全文。

※5核兵器国は、この声明の内容を国連総会および安保理に報告した。(2000年10月31日 A/55/530-S/2000/1052)。
※ファクトシート5「消極的安全の保証」(120ページ)参照。

※「モンゴル国際安全保障及び非核兵器化国連札機会」国連軍縮局と国連アジア太平洋平和軍縮センターの主催。

※会議の報告は「札幌レポート」としてまとめられた。このレポートは、2002年3月12日付で、モンゴル大使から国連事務総長に宛てられた手紙の添付書類として送られ、第57回国連総会向け文書となっている(A/57/59, 2002年3月20日)。

1992年、モンゴルは「自国の領土を非核地帯にする」政策を宣言した*。中国とロシアという2大核保有国に囲まれた同国は、これによって核の脅威をかわし、自国の独立と安全保障を確保しようとしたのである。この宣言が実効性を確保するためには、核保有国を含む他の国々が、モンゴルの立場を支持し、法的拘束力のある協定を結ぶことが必要である。

モンゴル国は、まず、1998年12月4日の第53回国連総会決議の全会一致採択により「非核地位」という形で国際的な認知を得た*。国内においては、2000年2月3日、モンゴル議会が「モンゴル国の非核地位に関する法律」を採択した*。さらに、2000年10月5日、「モンゴルの非核地位に関連した安全保証について」と題された共同声明*の中で、5核兵器国(米、英、仏、ロ、中)が、「モンゴルの場合において…個々の宣言や安保理決議984(1995)*で述べられているように、一方的な消極的安全を保証することを再確認する」と述べた。すなわち、モンゴルを名指しにして消極的安全保証を再確認した。

これらの進展をふまえ、2001年9月5～6日、札幌にて、非核地位に法的拘束力を持たせるための具体的な検討を目的とした国連会議が開催された*。国連やモンゴルの代表と5核兵器国の安全保障の専門家らによる議論の結果、条約に関して勧告が句が行われた。勧告では、「最小モデル」、「最大モデル」という両極のモデルが示され、これら2つのモデルの間には、さまざまな組み合わせや案がありえることが述べられた*。

「最小モデル」とは、締約国をモンゴル、中国、ロシアの3ヶ国だけに限定し、禁止事項を、中国およびロシアによる「モンゴル領内での核爆発装置の配備、貯蔵および通過」に限った条約である。一方、「最大モデル」では、5核兵器国の何らかの形での参加が念頭に置かれている。そして、上記以外の禁止事項として、「外国部隊とその装備、核兵器および他の大量破壊兵器と運搬手段の配備、貯蔵および通過」をあげている。さらに、安全の保証、核爆発実験、核廃棄物の投棄、通常軍事能力、そして非軍事的脅威など、「広範囲にわたるモンゴルの安全保障に対する脅威」に関する規定を設けている。そのうえで、モンゴルが非核地位に法的拘束力を持たせたいのであれば、「中国、ロシアとの最小目標で焦点を定めた条約締結に集中し、迅速かつ簡素に行うのが良策」との意見も出た。

日本の「非核三原則」も一種の一国非核地帯宣言である。宣言に法的拘束力を持たせ、安全保障を確固たるものにするための一連のモンゴルのとり組みは、日本にとっても示唆するものが大きい。

C. 日本政府の核兵器政策

C1. 2001日本決議、米は反対投票

※資料4(157ページ)に全文。1994年より「究極的核廃絶に向けた核軍縮」という題名の決議を提出してきた。2000年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議で「究極」の文言が批判され、退けられ、「核兵器完全廃棄達成への明確な約束」が合意されると、2000年秋の第55回国連総会以来、新しい題名の決議にあらためた。

日本は、2001年秋の第56回国連総会第一委員会で、「核兵器完全廃棄への道程」と題する決議案(「道程決議」)を提出した。10月18日に提出され、11月1日に修正版が提出され、その後も口頭修正が加えられた。日本の核軍縮決議としては通算8年目、道程決議としては2年目となる*。

決議は、11月5日に、賛成123-反対2-棄権20で第一委員会で採決され、11月29日に本会議で139-3-19で採決された(決議56/24N)。5核兵器国のうち、英国とフランスは賛成、米国が反対、ロシアと中国が棄権した。新アジェンダ諸国は棄権した。第一委員会で反対した2カ国は、米国とインドであった。

2001年道程決議の最大の問題点は、2000年核不拡散条約(NPT)再検討会議の最大の成果であった「核兵器完全廃棄の明確な約束」の持つ意義を弱めたことにある。2000年の道程決議では、「明確な約束」は、2000年NPT再検討会議の成果を代表する言葉として前文に置かれていた。しかし、2001年の文面では、主文の中の「将来とるべき実際の措置」の一項目として配置した。あわせて同列の一項目に、「軍縮過程の究極の目標は、全面完全軍縮である」との言葉を並べた。この変更を、フランスは「(2000年NPT会議で)達成されたバランスを忠実に反映」したとして歓迎している*。フランスが「核兵器完全廃棄」と「全面完全軍縮」の2つの課題をリンケージを好むのは、この論が、他の分野での軍縮が進まないことを核軍縮の遅れの口実に利用できるからである。新アジェンダ諸国はこの点を敏感に察知して、リンケージを批判し、「『明確な約束』はずでになされたのであり、これからの措置ではない」と述べた*。日本政府は、表現上の手直しをしたものの、国際的不信感は払拭されなかった。

包括的核実験禁止条約(CTBT)に関しては、2000年道程決議の「2003年までの発効」要求をとりさげ、かろうじて「早期発効」要求を維持した。しかし米国はCTBTへの言及を拒絶し、反対票を投じた*。

これまで日本は、米国が同調できる決議を提出することこそが国際的に有効なアプローチであると主張し、新アジェンダ諸国や非同盟諸国の姿勢を常に「非現実的」と攻撃してきた。日本政府のこの説明は破綻した*。

このほか、ミサイル防衛問題については、米口の「攻撃兵器削減とミサイル防衛のセット交渉」という立場を追認し、ABM条約への言及を避けた。ABM条約に言及していないことが、中国の棄権理由として説明されている*。また、この時点でABM-STARTの破棄は米口間でも公式化されていなかったが、道程決議はSTARTを過去のものとして位置づけたうえで「歓迎」を表明した*。

※確かに、2000年NPT最終文書の13項目合意は、そのようなバランスで配置されている。資料3(155ページ)参照。日本政府も、批判に対して、最終文書の原文の通りに踏襲したまでだと説明している。

※南アフリカ代表。

※キーワードC「欠陥を露呈したCTBT外交」(97ページ)参照。

※外務省のある幹部は、2001年の日本の核軍縮外交は「失敗であった」と総括している。

※中国はまた、道程決議が「核の傘」依存、「第一使用」政策、「核共有」問題などの重要問題に触れていないことも、棄権理由に含まれると説明している。

※原案ではSTARTへの言及もなかったが、欧州諸国などからの批判を受け、修正段階で前文の一節で触れた。

C2. 「非核三原則見直し」発言

2002年5月、「核兵器の保有は合憲」、「非核三原則を見直す可能性もある」との発言が政府首脳によってあいつぎ、国内外で大きな波紋を呼んだ*。

5月13日、安倍晋三官房副長官は、早稲田大学での講演で次のように発言した。「大陸間弾道弾はですね、憲法上は問題ではない…憲法上は原子爆弾だって問題ではないですからね、憲法上は。小型であればですね…戦術核を使うと言うことは昭和35年(1960年)の岸総理答弁で『違憲ではない』という答弁がされています。それは違憲ではないのですが、日本人はちょっとそこを誤解しているんです。」*

5月21日の参院外交防衛委員会での大田昌秀議員(社民党)の質問に対し、安倍官房副長官は次のように釈明した。「…我が国が自衛のための必要最小限度を超えない実力を保持することは憲法第9条2項によっても禁止されていない。したがって、そのような限度の範囲内にとどまるものである限り、核兵器であると通常兵器であるとを問わず、これを保有することは憲法の禁ずるところではないとの解釈を政府が取ってきているという、その政府解釈を私は紹介したということでございます。…憲法解釈とは別に、政府としては、唯一の被爆国としての立場からも政策として非核三原則を堅持しております。」*

この安倍発言について福田官房長官は、5月31日午後の記者会見で、「理屈から言えば(核兵器は)持てるだろうと思う。しかし政治論としては、それはないだろうと思う。これは私の個人の考え方として申し上げる。専守防衛だから、そういうものを持つ必要がない、むしろ持たないということだ。しかし、そういう手段を憲法上、法理論的に持ちやいけないというようには書いてないだろうと思う。持ってもいいが、使っちゃいけないと。それをもう少し積極的に政策判断として、持つのをやめようというのが非核三原則だ」と述べた*。

さらに同日の夕刻、福田官房長官は、記者との懇談の場で、「(非核三原則について)今までは憲法に近かったが、これからはどうなるか。憲法改正を言う時代だから、非核三原則だって、国際緊張が高まれば、国民が『持つべきではないか』となるかもしれない」と述べた*。

5月31日、小泉純一郎首相は、記者団の質問に答え、「国民感情がどうか、世界情勢、兵器の進展(の行方)が分からないが、私の内閣では非核三原則を堅持する」と述べた。

核兵器の非人道性を訴え核廃絶をリードしなければならない被爆国の政府首脳が、印パ間の核戦争の危機に世界が緊張している時期に、核兵器を「必要なら持てる」と述べたことは、深刻に受けとめられるべきことである。

※本冊子では、5月31日までの事実をカバーしている。6月に入り、国会集中審議も行われた。これらは、「核軍縮と非核自治体」2003に掲載予定。

※「サンデー毎日」(6月2日号、2002年5月21日発売)

※5月27日の参院予算委員会では、安倍官房副長官は、「…憲法論と政策論をごっちゃにしてセンセーショナルに報じる、しかもそれは学問の場でそういうことが報じられたということは極めて遺憾」と述べている。

※2002年6月1日、毎日新聞。

※これは「オフレコ」の場での発言だったため、当初「政府首脳」と報道されたが、6月3日に福田官房長官自身の発言と自ら認めた。

C3. ブッシュ政権下のミサイル防衛と日本

※1998年12月に閣議決定され(12月25日官房長官談話)、99年8月16日の日米了解覚書によって公式化された。
※日本政府は、「海上配備型上層システム」という表現をしている。

※「ディフェンス・ウィーク」(2001年12月17日発売)

※ファクトシート2「ブッシュ政権のミサイル防衛」(118ページ)参照。

※たとえば、2002年4月17日、衆議院決算行政監視委員会における中谷防衛庁長官の発言。

日本は、1999年から、戦域ミサイル防衛(TMD)に関する米国との共同技術研究を行っている*。海軍戦域防衛(NTWD)*システムの迎撃ミサイル(イージス艦から発射されるスタンダード・ミサイル)における4つの要素の技術研究である(赤外線シーカー、キネティック弾頭、第2段ロケットモーター、ノーズコーン)。当初予定では共同研究期間は2003~04年であったが、07年までのびる見込みが報じられている*。2001年度に37億800万円、2002年度には69億3,700万円の予算を計上している。

日本政府は従来、TMDはNMD(国土ミサイル防衛)とは別物であると説明してきた。これに対しては、日本が研究を進めているNTWDは、NMDと一体化し、ABM条約の禁止する迎撃システムの範疇に入るものであるとの指摘がくり返されてきた。しかし、ブッシュ政権がTMDとNMDの区別をなくしたことによって*、日本政府の説明はもはや通用しなくなった。

日本政府は、現在の研究段階から開発・配備段階への移行は、「諸外国の状況や技術的実現の可能性を見きわめて、別途判断する」*とくり返し述べている。

また、「我が国国民の生命財産を守るための純粋に防御的な」手段であると日本政府は説明してきた。しかし、発射された弾道ミサイルを迎撃する前にその攻撃目標が日本なのか米国なのか判別することは容易でないし、それを判別して対応するシステムは想定されていないことから、憲法で禁じられている集団的自衛権行使に当たるとの批判が国会ではくり返されてきた。

中谷防衛庁長官は、2001年6月22日の会談で、ラムズフェルド米国防長官に対して、日本のミサイル防衛構想への関与のあり方について「日本が主体的に運用する弾道ミサイル防衛システム」と主体的運用を強調した。さらに、2001年12月10日の会談では、ラムズフェルド長官に「仮に配備となれば、イージス艦をプラットフォームに中距離ミサイルの脅威に対応するシステムを念頭に置く」と日本の立場を述べている。これらの発言は、日本のミサイル防衛は米国のものの一線を画し、個別的自衛権の範囲だという国内向け説明との一貫性を維持しようとしているものと考えられる。しかし、米国の情報システム抜きに運用することは極めて考えにくい。

2002年4月7日の共同通信記事は、米国防省が2005会計年度(04.10~05.9)に日米初の迎撃ミサイル共同飛行実験を計画しているとの内部文書が存在すると報道した。記事によれば、ノーズコーン(弾頭やセンサーを保護する覆い)を先端に装着したミサイルを、大気圏外まで飛行させて性能を調べる。ハワイ・カウアイ島周辺の太平洋上で実験を行う、としている*。

※同記事は、日米両国が飛行実験を含む「新たな覚書を2002年秋にも交わす見通し」と述べている。

C4. 欠陥を露呈したCTBT外交

2001年8月の広島、長崎平和祈念式典での小泉首相の「わが国としてはこれまでもさまざまな機会を通じて包括的核実験禁止条約(CTBT)発効のための努力を行ってまいりましたが、…(CTBT発効促進会議)を契機として、一層積極的に各国への働きかけを行うなど、わが国は今後とも国際社会の先頭に立ち、…核兵器の廃絶に全力でとり組んでまいります」という被爆者の前での誓約にもかかわらず、2001年の日本のCTBT外交は重大な欠陥を露呈した。

ときを同じくする8月10日、衆議院議員会館で開催されたNGOとの協議で外務省の岡村軍備管理軍縮課長は、「2003年の旗を高らかにあげて核兵器国が賛成しない決議を作るのが選択としてよいのか」と述べて、前年の国連総会決議でのCTBTの「2003年より前の早期発効」要求の取り下げを検討中だと明らかにした。首相の誓約に反する検討が外務省内で進行していたことになる。

広範な世論の要求*にもかかわらず、第56回国連総会第一委員会で日本政府が提出した「核兵器完全廃棄への道程」決議案は、当初、2003年期限はおろか、「CTBTの早期発効」さえも求めない内容のものであった*。その後、早期発効を求める文言を復活させる修正を加えたものの、CTBT早期発効要求をいったん取り下げた事実は、日本の外交姿勢への基本的信頼を崩壊させた。

2001年11月9日の衆議院外務委員会では、金子哲夫(社民)議員に対する答弁で、杉浦正健外務副大臣は、「(決議が前年から)確かに後退した面もあるかと思えます。ただ、基本は貫いておると。…日本としては、アメリカをできるだけ賛成に引き込もう」と妥協した結果だったとしている。しかし日本の妥協にもかかわらず、米国は反対票を投じ、日本の米追随はみじめな結果に終わった。

第一委員会に引き続くCTBT発効促進会議(2001年11月)で日本は、米国に対する直接の批准要求を行わなかった。阿部信泰大使の演説の中で、「不幸にも、いくつかの大国の批准の躊躇が一部の理由となって早期発効の見通しが立っていない」と述べているだけである*。

日本政府は、CTBT未批准国への批准促進外交を自負してきた。2001年8月には、田中外相名で、発効に批准が必要だが未批准の13カ国*のうち、朝鮮民主主義人民共和国以外の12カ国に書簡を出して要請している。また、CTBTの定める国際監視制度のための機材がない国にはそのための手当を日本が検討するなどの対応をしている。外務省は、「日本の外交努力は群を抜いている」と胸を張っている。

これらの努力にもかかわらず、米国に対する毅然とした批准要求が示されなければ、日本のCTBT外交は国際的な市民の支持は得られないであろう。

※キーワードD12「CTBT、2003年期限を求める世論」(116ページ)参照。

※当初原案は、A/C.1/56/L.35。「CTBTへの普遍的な加盟の重要性を認識しながら、CTBTが早期に発効するまでの間、核兵器の爆発実験や他の核爆発のモラトリアムの継続」を求めるという文面であった。早期発効という言葉はあるが、早期発効を求めている文面ではなかった。

※日本政府は、同会議に「田中外相を派遣する」と当初説明していたが、結局派遣しなかった。

※資料20(190ページ)に一覧。

C5. 印パへの経済制裁解除

米同時多発テロ事件を受けて、日本政府は2001年9月21日、対パキスタン緊急経済支援策を発表した。難民支援・緊急財政支援として0.4億ドル(47億円)の供与、5.5億ドル(646億円)の公的債務くり延べ、および国際金融機関(国際通貨基金(IMF)、世界銀行等)を通じた支援を三つの柱とするものである。9月22日に米国が印パ両国への経済制裁の解除を決定したのに続いて、10月26日、日本政府も対印パ経済制裁(人道援助以外の無償資金協力の停止、新規円借款の停止および国際金融機関による融資への慎重な対応)を解除した。「両国ともこれまで3年にわたり核実験モラトリアムを継続し、今後ともこれを継続する旨表明している。…我が国の措置は相応の成果をあげた」との理由からだ。ただし「核不拡散分野における両国の状況が悪化すれば、本措置の復活を含め然るべき対応を検討する」とされた*。

11月16日、米国は10億ドルに上る対パキスタン支援を発表し、その第一弾として6億ドルの財政援助に調印した*。12月14日、パリでの対パキスタン債権国会議では合計125億ドル(1.5兆円)に上る債権のくり延べが決定された*。日本は債権国の中で約4割の債権を保有する最大の債権国である。

印パ両国への財政支援再開に対しては、被爆国日本の核軍縮政策と矛盾するという強い批判が被爆地などから上がった。パキスタン国内では、学校や病院など社会インフラのためには「制裁は解除し、援助はなされるべきだ」との意見がある一方で、国際社会は「パキスタンの経済の健全性を気にかけてことは一度もない」と*と、経済援助の人間開発への有効性に強い疑問の声もある。

経済制裁解除直後の11月5日、国連総会第一委員会で日本提出の核軍縮決議案にインドは反対票を投じ、パキスタンは棄権した*ことから、次のような国会議論があった(2001.11.9衆院外務委員会)。「」内は、正確な引用。

金子哲夫(社民):日本の核不拡散を求める方針に反対する核保有国に対し、今の時点で制裁解除するということが、全く理解できない。

田中眞紀子外務大臣:「インドもパキスタンも同決議案を支持しなかったことを本当に残念だというふうに、そう思っております。」

杉浦正健外務副大臣:「我が国としては、インドに対して引き続き、CTBT署名を含めて、核不拡散上のさらなる進展を粘り強く求めていく考えでございます。もし将来、核不拡散分野の状況が悪化したと認められれば、本措置の復活を含めまして、しかるべき措置を検討しなければならないと思っております。」

その後日本政府は、核実験のモラトリアムを、両国首脳と確認を行っている*。

*「インド及びパキスタンの核実験に対する我が国の措置の停止に関する内閣官房長官の談話」、2001年12月26日。

*米国のチェンバレン・パキスタン大使は「われわれの資金供与は部分的には反テロリズム・キャンペーンへのパキスタンの支援に対してである」と述べた。

*ODA債権については38年、うち15年据置、非ODA債権については23年、うち5年据置。

*パキスタンの著名な反核運動家、バルベーズ・フードバイ、ピースデポ「印パ遠報」第8号、1998年8月11日。

*2001年10月8日、「ドーン」紙。

*キーワードC1「2001日本決議、米は反対投票」(94ページ)参照。

*東京での日印共同声明(2001.12.10)に、印の「核実験モラトリアムの自発的継続」が記され、また、ムシャラフ大統領の「パキスタンが先に核実験を再開することはない」という発言(2001.11.26)が、田中外相の訪日記録に残っている。

C6. 米の「核使用」示唆に政府対応なし

米国のブッシュ政権が核兵器の使用も辞さない政策を示唆し続けていることに対して、国際的懸念が広がっている。これに対して、日本政府の危機感の欠如が露呈している*。下記の小泉首相と川口外相の発言は、単に危機感の欠如というだけでなく、「核兵器の使用または威嚇は一般的に国際人道法違反である」という1996年7月のICJ勧告的意見*をへの無自覚を表している。

対アフガニスタン軍事行動を前にラムズフェルド国防長官が核兵器使用の「可能性を排除しない」と発言する(2001年9月23日)など、アフガンへの核使用の可能性が懸念されていた中で、国会で、小泉首相は社民党の土井党首に対して、日本が米国に対して核不使用の要求をすることはないと述べた(2001年11月21日、国家基本政策委員会合同審査会*)。「」は正確な引用)

小泉純一郎首相:「今テロとの闘いに核兵器を使うか使わないか、それは使わないであろうということをはっきりと言うか言わないかというのはアメリカ自身の判断でありますし、日本としては、世界としては、そういう核兵器は使わないであろうと言うんですが、戦争当事国にとってみれば、それは選択の手段として残しておくということが必ずしも使うとは限らないわけありますので、私は、それはその国の判断であると、日本としてそれをどう言うべきかという問題とはまた別の問題であると思っております。」

また、2002年3月9日、米紙が核態勢見直し(NPR)の内容を暴露し、その中で「7カ国への核使用計画」*が含まれていると報道された。川口外相は、この点について米国に確認する意思がないと述べてた(2002年3月20日、参議院外交防衛委員会)。(以下で「」内のみ、正確な引用)

小泉親司(共産):ブッシュ政権が7カ国を核攻撃対象に挙げているが。

川口順子外務大臣:「私は、ブッシュ政権がそのような7カ国をそういう形で挙げているかどうかということについてコメント、確認しておりませんので、それについてのコメントは控えさせていただきます。」私が承知をしているアメリカ側の報道では、例えばパウエル国務長官が、上院の公聴会で、先制攻撃を考えているとか核の敷居を下げたというような報道等については、そのようなことは行っていないというふうに述べておりますし、チェイニー米副大統領も、報道の内容は考えられないということを述べているというふうに承知している。

小泉親司:アメリカに外務大臣としてしっかりとこれを確認すべきだ。

川口外相:「米国の国防省のコメントは否定はしていないけれども肯定もしていないわけございまして、私どもとしてはコメントをしないと。米国が言っていることについて確認をするということは考えておりません。」

*2002年核不拡散条約(NPT)再検討準備委員会では、米国の政策への批判が相次いだ。核使用に関して、日本は一般演説で次のように言及している。「国際社会は、核兵器が使用された場合にもたらされる破壊的效果、人道的重要性についてあらためてよく認識する必要がある。核兵器使用の敷居は引き続き高く保たれるべきである。」

*ファクトシート「ICJ勧告的意見」(118ページ)参照。

*いわゆる党首討論の正式名称。

*ロシア、中国、北朝鮮、イラク、イラン、リビア、シリア。NPRについては、特別記事「米国の核態勢見直し」(28ページ)参照。

C7. 核持ち込み密約:新証言と文書不存在

核兵器の日本への持ち込みに関し、日米間で「密約」が交わされていたという疑惑を裏付ける関係者証言や公文書は、1970年代からこれまで数多く指摘されている*。

この一年にも、沖縄への核再持ち込み密約の存在を示す新たな証言が提示された。証言をしたモートン・ハルペリン元国防副次官補は、ジョンソン、ニクソン政権下で沖縄返還交渉に深く携わった人物である。2002年4月27日、共同通信社のインタビューに応じた同氏は、沖縄返還後も有事の際に核の緊急搬入を定めた密約の存在を認め、それは、「日米両国内の政治的な利益のバランスをとった結果」であったと証言した。そして、「密約によって統合参謀本部の(返還への)全面的な支持を獲得できた」と、返還に消極的であった米軍を配慮して密約が作成されたことに加え、密約なしでは「返還交渉に暗い影を落とすことになっただろう」と語った。同時に、「(核戦争のように)予想もつかない重大な危機発生を想定した仮定の取り決めであり、だれも(実際に)そのような事態がおきかと思っていなかった」と、あくまで密約の目的は沖縄の核抜き返還であったことを強調した。また、94年に密約の存在を暴露した若泉氏については、「なぜ(密約を)公表したのか分からない」と語った。

このように密約に関連した多数の証言が出され、また米国では機密解除された公文書が存在するなかで、2001年4月1日、日本の情報公開法が施行され、日本での情報開示請求の努力が始まった。

朝日新聞社の情報公開請求に対し、外務省は「保有していない」と、2001年6月1日付で「不開示」の決定通知をした。開示が求められた文書は、①1963年4月の「大平正芳外相とライシャワー米大使の会談録」(米国の核兵器搭載艦船や航空機の寄港・通過を事前協議の対象から外すとしたことを再確認したもの)、②1969年11月の「佐藤栄作首相とニクソン米大統領の共同声明に関する合意議事録」(非常時の沖縄への核再持ち込みを認めたもの)。

同様に、共同通信社による開示請求も、「不存在」を理由に2001年6月1日付で非開示決定されている。請求文書は、①1960年1月6日の「討論記録」(事前協議の実施を定めた交換公文の日米交渉記録*)、②1963年の「大平・ライシャワー会談」関連文書、である。

情報開示請求に対して、はっきりとした「不存在」の回答を行った例とは別に、開示された日本の外交文書には、記述が予想される場面に間接的な表現にしろ核兵器の持ち込み問題に関して話し合った記録が見あたらないことが、共同通信によって指摘されている*。

*主な核持ち込み証言

- ラロック(退役海軍少将)証言:「核搭載可能な米艦船は、すべて核兵器を装備しており、日本に寄港する際に核兵器をとり外すことはない」(1974年)
- ライシャワー(元駐日大使)証言:「日本政府は核搭載艦船の寄港をOKしている」(1981年)
- エルズバーグ(元国務省高官)証言:「日本は核攻撃の出発地だった」(1981年)
- マッカーサー(元駐日大使)証言:「米艦船の寄港は事前協議の対象にしない」
- 若泉(佐藤首相の私の特使)証言:「返還後の沖縄にも核持ち込みを認める」(1994年)

近年、新たに公開された米公文書の分類:

- ①60年安保条約改訂のさい、藤山外相とマッカーサー駐日米大使の間で交わされた秘密議事録を示す文書群
 - 「バーソンス国務次官補(極東担当)からフルブライト上院外交委員長宛説明記録」
 - 「国務長官あてマッカーサー大使の秘密電報」
 - 「同ライシャワー大使の秘密電報」
 - 「国家安全保障会議の対日基本政策文書NSC6008/1」
- ②核搭載艦船の日本寄港にさいし上記秘密合意を再確認する文書群
 - 「核武装米艦船の日本寄港に関する大統領会議」極秘メモ
 - 「ライシャワー大使から国務長官あて電報」
 - 「レアード国防長官からロジャース国務長官への書簡」
 - 「ジョンソン国務次官と大平外務大臣との会談覚書」
 - 「国務省北東アジア部作成「議会説明資料」
 - 「日米安保条約討論記録」
- ③沖縄返還交渉における核密約をしめす文書群
 - 「ニクソン米大統領と佐藤首相の共同声明に関する合意議事録」
 - 「沖縄交渉戦略文書」(1969年7月3日に、ジョンソン国務次官が国家安全保障会議向けに起草し、承認された)

*「相互協力及び安全保障条約・討論記録」1959年6月の日付のものが入手されている。2000年8月30日付「朝日新聞」に全訳。

*2002年5月6日、共同通信配信記事。

C8. CDの行き詰まり打開へ意欲

2000年核不拡散条約(NPT)再検討会議最終文書で合意された13項目の実際の措置の中で、日本政府は、「包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉の即時開始、および、ジュネーブ軍縮会議(CD)における核軍縮をとり扱う適切な下部機関を設置することを最重要課題と考えて」*いる。停滞の続くCD*で、日本は、各国に対して作業プログラムへの合意のために妥協することを求め、一定の意欲と存在感を見せた。

2002年2月14日、登誠一郎軍縮大使はCDで演説を行い、作業プログラムのたたき台となっているアモリム提案*への支持を呼びかけた。「私は、アモリム提案はいかなる国の国家安全保障上の利益もむしろむしろではなく、世界的な安全保障の強化へ導くCDの実質的作業の開始の合意につながるものだと信じています。」また、大気圏外における軍備競争の防止(PAROS)について「交渉する」のか「とり扱う」だけなのかで米中が対立していることを念頭に置きながら*、「CDじたいが交渉の場であることは共通に理解されているところなのだから、(委託任務が「交渉」であれ「とり扱い」であれ)行われる実質的作業の初期段階は同じこと」であるし、「最終段階での決定は全会一致なのだから、…どの国も最後には最終的結果について『ノー』と言う権利がある」わけであって、なのに「なぜアモリム提案に合意できないのか?」と、各国に「連帯の精神」で臨むよう強く求めた。

同じくアモリム提案での妥結を求めている国の中でも、ニュージーランドの場合は、当初「核軍縮特別委員会の任務が、NPT再検討会議で求められたものに比べて弱すぎる」と批判し、任務の強化を提案している*。これと比べて日本の場合は、軍縮の前進に向けた独自提案を行って合意を形成する姿勢というよりは、現状での調停妥結に力点がある主張となっている。

2001年5月14~15日、日本はオーストラリアと共同で「FMCTに関するジュネーブ・ワークショップ」を開催している。約100カ国の政府関係者(在ジュネーブの大使レベルが中心)や専門家が参加した。5月17日、登大使はCDでこのワークショップについて、「来るべきCDでの交渉開始に備えるために」開催したこと、条約の意義、締約国の義務、検証、条約履行機関、発効、条約開始に向けた次のステップなどが話し合われたことを報告した。非公式ながら、目的意識やリーダーシップが不足した、公開性が乏しかった、などの感想が出されている。なお、FMCTについて日本は、2001年の国連総会では、「2002年の早期にCDに特別委員会を設置し、5年以内の交渉妥結」を求めた*。

*2001年10月10日、第56回国連総会第一委員会における登誠一郎軍縮大使の演説。
*キーワードA8「ジュネーブ軍縮会議、作業プログラムめぐる攻防」(79ページ)参照。

*キーワードA8「ジュネーブ軍縮会議、作業プログラムめぐる攻防」(79ページ)参照。提案したブラジル大使の名前からこう呼ばれる。CD/1624、2000年8月24日。核軍縮、PAROS、FMCT、消極的安全保証の4つの特別委員会設置を提案している。中でも、FMCT特別委員会には具体的な条約交渉権限を与えている。
*ミサイル防衛への中国の強い批判が背景にある。

*2001年2月15日、ピアン大使の演説。この演説は、南アフリカとの二国間軍縮協力覚書に基づいて、NZ・南アを代表して行われている。

*FMCTの妥結期限について、2000年NPT最終合意は、「交渉開始から5年以内の妥結」としていた。日本は、2000年の第55回国連総会では「2005年までの妥結」を求めていた。

C9. ロシア非核化支援、暗礁に乗り上げ

ロシア非核化支援は、日本政府が自らの中心的な核軍縮政策の一つとして自負してきたところであったが、実態は暗礁に乗り上げていた。

2002年4月8日に始まった核不拡散条約(NPT)準備委員会で、日本政府は、「日本によるNPT第6条履行の報告書」の中で、日本の7つの中心的な核軍縮政策のうちの第5番目として、「旧ソ連諸国の核軍縮支援」を挙げ、次のように報告した。日本政府は、1993年4月に1億ドルの協力を決定*、実施。さらに99年6月に2億ドルの追加協力*を表明した。そのうち、1.72億ドルがロシアへ、残りがベラルーシ、カザフスタン、ウクライナへと割り当てられている。ロシアへの支援の内容は、(1)極東の退役原子力潜水艦の解体、(2)退役原潜から生じる液体放射性廃棄物の処理施設の建設、(3)軍事目的から不要となった余剰プルトニウムの処分、(4)国際科学技術センター(ISTC)*支援、を主な内容とする。

ところが、これらの協力を実施している4つの「核兵器廃棄協力委員会」(日本と、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナの各国との間に設置)に日本政府が拠出してきた250億円のうち、執行額は85億円に過ぎず、残りの165億円は未執行のままであることが、2002年5月29日の衆議院外務委員会で明らかになった。これらの拠出金の大部分が原潜解体に関する費用であると外務省は説明している*。木下厚議員(民主)の質問に対し、宮本雄二軍備管理・科学審議官は、委員会の廃止を検討していること、非核化支援は継続する意向であること、を明らかにした。また、原潜解体の「5つの具体的なプロジェクトのうち、今日その実行の可能性があるのは2つ」とも述べている。さらに、核兵器廃棄協力委員会は、「『(鈴木宗男衆議院議員のロシア政策をめぐる疑惑が発覚した)支援委員会』と類似の国際機関でございますので、同様の問題を抱えております」と答弁している。

この問題は、日本政府がNPT準備委員会で上記の報告書を発表する前にすでに明らかになっていた。2002年3月31日付『朝日新聞』は、原潜の解体は99年以来まったく進んでおらず、日本が拠出した解体費用がほぼ手つかず、と報道している*。同記事によれば、日本側がロシア政府自身で解体を実施せよと求めているのに対し、ロシア側は外郭団体に任せる方針を主張。さらに、事故時の日本政府の免責条項の内容をめぐる折り合いがかず、協議は2001年1月に開かれて以降再開のめどが立っていない。また、2002年4月3日には、自由民主党の外務省改革小委員会が、核兵器廃棄協力委員会を廃止すべきだとの意見で一致していた。日本政府は、実態が伴っていないにもかかわらず、非核化支援を「日本による履行事項」として国際社会に報告していたことになる。

*1999年5月29日、「軍縮と環境保護のための日ロ共同作業」と題する計画が発表された。

*実際には、追加2億ドルのうち一部はすでに拠出済みの資金から充当。99年4月に117億円、99年度補正予算として133億9680万円、合計250億9680万円を拠出した。

*旧ソ連下で大量破壊兵器研究に従事していた科学者、技術者を平和目的の研究プロジェクトに従事させる機関。1994年3月設立。

*余剰プルトニウムをMOX燃料として処分する分野については、核燃料サイクル機構が担い、2002年4月13日、焼成に成功したと発表している。

*同記事はまた、核兵器廃棄時の事故対応に必要な放射能測定装置を日本政府の資金拠出で提供するとの計画も進んでいない。日本が求める機材配備の確認を、ロシア側が軍事機密を理由に難色を示しているからだ、と報じている。

C10. 国連軍縮石川・金沢会議

国連軍縮局と国連アジア太平洋平和軍縮センターが主催する「国連軍縮〇〇会議」(〇〇には開催地名が入る)は、1989年以来、日本各地で毎年開催されてきた*。同会議は、ジュネーブ軍縮会議など政府代表で構成される軍縮会議と異なり、世界各国の政府関係者や軍縮専門家、ジャーナリストなどが個人の資格で参加し、「国益にとらわれずテーマに沿って自由に討議する」ことを目的とする。

2001年8月28日から31日にかけて、その13回目が金沢市で開催された。21世紀最初の軍縮会議となった同会議では、「アジア太平洋地域:21世紀における安全保障の範囲及び軍縮の変革」をメインテーマに、国連、政府関係者、研究者、NGOなど、多彩なバックグラウンドを持つ16カ国65人が参加した。

従来の会議にはなかった試みとして、プログラムの一部については、インターネットを使ったライブ中継が実施され、直接には参加が出来なかった市民が会議を聴講したり、質疑応答などへの自主的な参加が可能であった。会議では、①北東アジアの安定と繁栄、②安全保障の多様な側面、③大量破壊兵器、④平和軍縮推進のための諸機関及び団体、⑤国連小型武器会議*、といった5つのテーマを柱に議論が交わされた。中でも、同年7月に国連で開催された国連小型武器会議を受けての小型武器の問題や、ミサイル防衛推進や宇宙軍事化に向かう米国の外交政策について活発な意見交換があった。

開会宣言をしたジャヤンタ・ダナパラ国連軍縮担当事務次長は、いぜん軍事力への依存傾向が強いアジアの現状をあげ、「人間の安全保障」をめざし、この地域で安全保障の概念が変わる必要性を訴えた。そして、具体的な課題として「中央アジアの非核地帯化の達成のための努力」などを例示した。

また、県民対象のシンポジウムでは、高校生らにより日本の核政策に関する疑問が多数出されたが、パネリストの登誠一郎軍縮大使による現行の日本の政策の説明が行われたただけであった。例えば、「CTBTはコンピューター・シミュレーションによる実験を禁止していないのではないか」との質問に対し、登大使は「シミュレーションや未臨界核実験は、ある意味では必要悪というかたちで認められている」、「当面の目標は、CTBT自体を1日も早く発効させることが先で」と述べた。秋のCTBT発効促進会議には「田中外相が出席する予定」*で、「条約を一日も早く発効させたい」と表明した。次に、ICJの勧告的意見*は「法的拘束力を有していない」ので「意見がないがしろにされる可能性があるのではないか」との指摘に対して、登大使は、「この勧告は核兵器が違法であるとも適法であるとも言っていない」とした。

*第1回会議は京都。これまでの開催地は京都(4回)、広島(3回)、長崎(2回)、仙台、札幌、秋田(各1回)。2002年は8月7日-9日に京都で開催される。

*正式名称は「小型武器の非合法移転のあらゆる側面に関する国連会議」。

*キーワードA6「第2回CTBT発効促進会議、米はボイコット」(77ページ)参照。田中外相は出席しなかった。
*ファクトシート「ICJ勧告的意見」(118ページ)参照。

C11. 弱い日本政府の被爆展示支援

※NPT/CONF.2005/PC.1/14

2002年4月の核不拡散条約(NPT)再検討準備委員会で、日本政府は、日本によるNPT第6条の履行に関する報告書*を提出した。そこでは、日本が核軍縮のために行ってきた主な政策が7つ挙げられている。その7番目に挙げられているのが、「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」と題された項目である。その項目は、以下のように述べている。「日本は、国際社会が核兵器の持つ破壊的影響についてきちんと知らされるべきであると考え。核兵器が二度と使用されてはいけないという日本国民の願いに基づいて、日本政府は、多くの機会に、地方自治体やNGOが諸外国で原爆に関する展示を開催する努力を支援してきた。」

軍縮白書(2002年5月)は、海外の原爆展に対する政府の協力例として、1998年12月イスラマバード(パ)、2000年10月フォルリ(伊)、2000年11月サント・ドミンゴ(ドミニカ)、2001年9月ボルゴグラード(ロシア)を挙げている。2001年9月のボルゴグラードでは、ボルゴグラード市、広島市、長崎市の3市が主催で、在日日本大使館が「展示品の輸送に協力」した。

ボルゴグラードの例に見られるように、広島市と長崎市は、海外における「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」を米国、欧州、アジアなど世界各国で開催してきた。事業主体は、海外現地の主催団体と、広島・長崎両市となる。広島市のまとめによると、1995年度から2001年度までに、8カ国17都市で開催、のべ約25万人が入場。事業費は、95年度(1都市)約3,130万、96(3)2,600万、97(2)2,213万、98(3)2,076万、99(3)2,338万、00(3)1,900万、01(2)1,785万円、となっている。

両市のこの取り組みに対する外務省による支援は、現地の大使館が連絡・調整や輸送の面で協力するレベルにとどまっているのが実態である。広島・長崎両市は、これでは不十分であるとして、外務省に対して、より一層の支援と、さらには「国の事業として原爆展を開催すること」を一貫して要求してきた。

1996年7月26日、平岡敬・広島市長と伊藤一長・長崎市長は、「核兵器廃絶へ向けては、国内外においてより一層被爆の実相を伝え、国際世論の醸成をはかっていくことが必要であります。つきましては、わが国が核兵器廃絶をめざす取り組みとして、海外における『ヒロシマ・ナガサキ原爆展』を国の事業として実施していただきますよう、格別の配慮をお願いします」と池田外務大臣に要望書を送っている。

要望は毎年くり返されている。2001年12月4日には、秋葉忠利・広島市長が、「国による海外での原爆展の開催について格別の御配慮」を国に要望している。「原爆展」強化に向けた政府の反応はきわめて弱いままである。

D. 非核自治体とNGO

D1. 「核軍縮:日本の成績表」、国連に登場

2005年のNPT再検討会議に向けて、日本の市民によるユニークな試みが始まった。2000年の再検討会議において、全会一致で採択された核軍縮に関する13項目の具体的措置*を中心に、日本政府の履行努力を市民の立場から評価し、採点しようというものである。

2001年7月にピースデポが提案し、同年9月に評価を行うための評価委員会(10人で構成)*が結成された。評価委員会による2002年版の評価原案が作成された時点で、東京、長崎、広島、和歌山の4個所で評価会議と呼ばれる公開の市民会議が開催され、関心のある市民や被爆者からの原案に対する意見聴取が行われた。そして、2005年会議に向けたNPT第1回準備委員会*の直前にあたる2002年3月27日に最終的な2002年版成績表が発表された。

成績表は、NPT第6条関連の「核軍縮に関する実際の措置」13項目の他に、第7条関連の消極的安全保証と非核地帯の2項目を加えた(13+2)項目について、項目ごとに日本政府が取り組むべき課題設定を行い、その課題について2000年5月20日～2002年2月16日にわたる日本政府の履行努力について評価を行っている*。評価はA～Eの5段階の評点にまとめられると同時に、評価の理由を詳細に説明する冊子が添付されている。この試みは、2005年まで毎年行われる予定である。

成績表は評価委員会の代表によって外務省に届けられ、内容の説明が行われた。それは、外務省から日本のニューヨーク国連代表部、ジュネーブ軍縮代表部に直ちにFAXで送付された。また、英訳されたものが、ピースデポの手により、第一回準備委員会(国連本部、ニューヨーク)に参加した各国の外交官やNGOに配布された。

複数の外務省の担当官が、「成績表」に対して次のように語った。「厳しい成績だと受け取っている。」「いろいろな智恵が詰まっている報告書なので、活用できる貴重な資料と考える。」「内容を十分検討する。本省とジュネーブ軍縮本部が、タイアップして回答をしたい。」「政治主導の必要性、国会で活発な議論が必要だという評価委員の指摘には同感である。」「コップに水が半分入っているときに、半分しか入っていないと見るのか、半分も入っていると見るのか、その問題意識の差がある。」

成績表は、海外の政府代表やNGOにとって、日本の世論と政府の核軍縮政策の間に横たわっている大きなギャップについて、初めて詳細な情報を提供し、その実態を理解するうえで貴重な資料になるものと思われる。

※資料3(155ページ)参照。

※評価委員会の構成員は、梅林宏道(世話人、ピースデポ代表)、黒澤 満(大阪大学)、竹村泰子(元参議院議員)、田中照日(日本被団協)、土山秀夫(元長崎大学学長)、都留康子(東京学芸大学)、仁木三智子(日本YWCA)、平岡 敬(元広島市長)、前田哲男(東京国際大学)、森瀬春子(核兵器廃絶をめざすヒロシマの会)。連絡先はピースデポ事務所。

※特別記事2「核不拡散条約の危機と挑戦」(42ページ)、キーワードA4「NPT準備委員会、2005年に向けスタート」(75ページ)を参照。

※2002年版成績表コピーが資料31(206ページ)にある。

D2. 各国NGOによるNPT13項目評価

※特別記事2「核不拡散条約の危機と挑戦」(42ページ)、キーワードA4「NPT準備委員会、2005年に向けスタート」(75ページ)を参照。

※キーワードD1「核軍縮：日本の成績表」、国連に登場」(105ページ)を参照。また、資料31(206ページ)。

2002年4月の第7回NPT再検討会議第1回準備委員会*に集まった多くのNGOは、2000年再検討会議で合意された最終文書にそって、その後の各国の合意順守の努力を評価する作業を行ない、その結果を報告した。日本においては、核軍縮に関する実際の措置13項目を中心に(13+2)項目について、「核軍縮：日本の成績表」が評価委員会によって作成された*が、同様な試みが、他のNGOによっても行われたのである。

このように13項目に関する成績表を付けることは、2001年の春にNGO「中堅国家構想(MPI)」が開催した「NPT13項目合意をいかに履行するか」(ニューヨーク)という会議で提案されて以来、多くのNGOの関心を集めていた。日本の「成績表」の他には、次のような例があった。

①CND(核軍縮運動) 英国のCNDは「英国の核軍縮の記録」と題する報告を提出した。核兵器保有国のなかでも、核軍縮への期待のある国の報告として、貴重なものである。13項目に対する英国の履行状況を評価しているが、日本のように項目ごとの評価を行っているのではなく、注目すべき項目について全般的な評価を行っている。点数を付ける方法をとっていない。

②核不拡散促進プログラム(PPND) このプログラムは、英国に事務局があるが、国際的な研究プログラムである。核軍縮に関係する13項目だけではなく、不拡散、普遍性などに関する2000年最終文書の合意内容に関しても、評価を行っている。また、国対象ではなく、各項目ごとに国際的な到達点を分析、それに基づく勧告を行っているのが特徴である。

③グリーンピース グリーンピースは、核兵器国を対象に、日本の評価委員会とよく似た方法で点数を付けている。つまり、37個の「ベンチマーク(基準)」を設け、それに対してイエス、ノーの評価を与えて平均点を付けている。

④軍備管理協会 米国の軍備管理協会(ACA)は、13項目に関して、米国に対する評価を行った。忠実に13項目を追って、米国の現状を評価している。米国の評価を目的としているが、他の核兵器国の現状についての説明を加えて、米国を相対的に評価できるようにしている。

⑤リーチング・クリティカル・ウイル WILPF(自由・平和国際婦人連盟)のプログラムである「リーチング・クリティカル・ウイル」(核兵器廃絶の政治意志が臨界に達する、の意)は、「核軍縮に関するシャドウ・レポート」を作成した。これは、成績表というよりも各国が約束している定期報告義務(13項目の中の第12項目)*に因んで、NGOの立場でその見本を提出したものである。

※資料3(155ページ)。

D3. NPT準備委員会NGOセッション

NPT関連会議でのNGOの発言枠(3時間)は、1997年の準備委員会から与えられてきたが、2000年再検討会議最終文書に明記された。ニューヨークのNGOが各国のNGOと調整しながら戦略会議を積み重ね、テーマ設定や発言者の人選や内容を詰めてきた*。起草者と発言者とは、必ずしも同じではない。

2002年NPT準備委員会(ニューヨーク国連本部)では、4月10日午前中が、NGOが会議場で発言するセッションとなった。10カ国から集まった62のNGOのうち、14テーマに沿ってNGOから各1名が発言を行なった。以下には、注目すべき発表内容を紹介する。番号は、56ページの番号と符合する。

「法の支配②」に関して、米国の多国間合意を無視した単独行動主義を、「警察、検察、裁判、陪審、執行を一人でやっている」と発言者は批判した。また、「宗教者③」は、「あらゆる形や規模の核兵器は、すべての宗教や信仰の中心に包含された、精神および道徳の中核的価値に反するものである」と述べた。「先住民④」は核実験による先住民をとりまく環境の破壊など、先住民の見地から、「平和利用」を含む様々な核の利用に疑問を投げかけた。「ミサイル防衛⑥」に関しては、ミサイルおよび宇宙兵器を禁止する条約に向けての交渉開始が求められた。

「中東⑦」では、米国がシリア、イラク、イラン、リビアに対して核兵器を使用する危険性があることを指摘しつつ、イスラエルの核保有が地域の他国を大量破壊兵器開発に導いていると指摘した。「東北アジア⑨」では、米朝間のKEDO*過程の不安定化を指摘し、地域安全保障のため、日本に「鍵となる役割」を果たすよう求めた。

「NPT締約国による報告義務⑩」*に関しては、透明性と信頼醸成のために定期報告は国連軍縮局を活用した標準形式をとるべきで、NGOには、政府の報告書に欠けている部分を補強する役割がある、とした。「戦術核⑫」については、発言者は、NATOの「核共有」*はNPT違反であるとし、NPT準備委員会が戦術核を含む「既存のすべての種類の核兵器の削減と廃棄」をめざすべきだと主張した。また「低威力」の新型戦術核開発への動きを批判した。

「核分裂性物質⑬」に関して、過去の核実験によるガン被害のデータや、「平和利用」も含め、放射性物質が幼児に与える影響が挙げられ、「持続可能なエネルギー」の必要性が訴えられた。最後に、「NGOの勧告⑭」は、(1)消極的安全保証の法的確立、(2)核軍縮への国連安保理の関与、(3)NPT常設事務局の設置、(4)「世界的ゼロ警戒体制」、(5)核兵器なき安全保障、(6)核兵器禁止条約、(7)核軍縮におけるジェンダー・バランス、(8)第6条義務違反の核兵器国に対して、非核兵器国が集団的制裁を課すことの検討、を提言した。

※発言者名、所属団体は、特別記事2「核不拡散条約の危機と挑戦」(56ページ)参照。

※朝鮮半島エネルギー開発機構。

※特別記事「核不拡散条約の危機と挑戦」(54ページ)およびキーワードB8「カナダ、NPT報告で提案」(92ページ)参照。

※同盟国である非核兵器国内に核兵器を配備し、核使用作戦について共同計画と訓練を行っていること。

D4. 国連を取り巻いたNGO活動

2002年4月の核不拡散条約(NPT)再検討準備委員会に合わせて、ニューヨーク国連本部には世界各国からNGOが集まった*。

「リーチング・クリティカル・ウィル」(RCW)*が、これらのNGO活動のためのさまざまな調整面で尽力した。会議の状況は、RCWが日報を作成して会議場での配布し、またインターネットを活用して世界に発信された。会議で入手された公式の政府文書は、電子情報に取り込まれて、「英米安全保障情報評議会」(BASIC)のホームページに即日アップロードされていた。

「エネルギー・環境研究所」(IEER)は、「核政策法律家委員会」(LCNP)との共同報告書「力の支配か、法の支配か?」を基に、「核の危険と安全保障諸条約の現状」と題するワークショップを開催した。米国の一國行動主義が強く批判されたほか、日本のHOYAによる国立点火施設(NIF)協力も批判された*。

「グリーンピース」は、グリーンランドのツーレ米空軍基地でのミサイル防衛のための巨大レーザー建設問題を取り上げ、現地の反対運動やデンマーク*議会での審議状況などを、グリーンランドとデンマークからの運動家が報告した。

「西部諸州法律財団」(WSLF)と「不拡散科学技術者国際ネットワーク」(IN ESAP)は共同で、核態勢見直し(NPR)、ミサイル防衛、宇宙軍拡に関する状況分析から対抗する運動論まで、幅広い議論を2日間にわたって行った。

ピースデボは、「核軍縮：日本の成績表」の配布と、それをもとにした運動の展開方法についてのNGO間や外交官との意見交換に力を入れた。日本外務省の幹部との意見交換も行っている。

「中堅国家構想」(MPI)は、「核兵器と人間の安全保障」という公開シンポジウムを開催したほか、世界の主要団体からの招待ベースの戦略会議を開催した。

ネットワーク「アボリション2000」は年会を開催し、米NPRに対抗する世界的な運動の展開について議論した。中東、南アジア、東北アジアの各地域の情報交換強化の必要性が訴えられた。日本からは、被団協が構想する核兵器を裁く国際市民法廷や、2003年の長崎会議*に関しての情報が伝えられた。

2001年5月にリーズでスター・ウォーズ反対の会議を開催した「宇宙の軍備と核に反対するグローバル・ネットワーク」からは、10月の「世界統一行動」のとり組みが報告され、02年5月のパークレー会議への参加が呼びかけられた。

このほかにも、ニュージーランドの政府代表とNGOが共同して「南半球非核地帯化」へ向けたワークショップを同政府代表部内において開催したり、南アジアの状況の報告をインドの運動家が行ったり、「持続可能なエネルギー」に関するワークショップが持たれたり、多彩なとり組みが展開された*。

*日本からは、ピースデボ、被団協、原水協、原水禁などが参加した。

*「平和と自由のための国際婦人連盟」(WILPF)のプロジェクト。

*キーワードD5「国際的批判呼ぶHOYAのNIF協力」(109ページ)参照。

*グリーンランドはデンマーク領。

*キーワードD9「2003年に向かう地球市民会議ナガサキ」(113ページ)参照。

*NPT会議期間中の4月11日、国際刑事裁判所(ICC)条約発効が決まり、長くICC設立に力を入れてきた世界の人権NGOが発効を祝った。

D5. 国際的批判呼ぶHOYAのNIF協力

日本の光学ガラス最大手メーカー「HOYA」の米国現地法人が、米国の国立点火施設(NIF)*に施設の中核的部品であるレーザー光線増幅用特殊ガラスを納入していることが、2001年2月6日、共同通信の報道で明らかになった。この特殊ガラスの量産技術を持つ企業は、ドイツのショット社の米国子会社とHOYA Aだけであり、両社が半数ずつ納入している*。この2社に対して、国際的な非難が集まり、各国で抗議運動が展開されている。

NGOの多くは、NIFの主目的は米国の核兵器研究所の核兵器設計能力を維持し、さらには改善することにあるから、NIFは包括的核実験禁止条約(CTBT)の前文の精神に明らかに反する、としている。そこには、「核兵器のすべての実験的爆発及び他のすべての核爆発を停止することは、核兵器の開発及び質的な改善を抑制し並びに高度な新型の核兵器の開発を終了させることによって核軍備の縮小及びすべての側面における核不拡散のための効果的な措置となる」とあるからである。

さらに、米国のNGO「エネルギー・環境研究所(IEER)」は、その報告書の中で、NIFが行おうとしている実験がCTBTが第1条で禁止している「核爆発」にあたるという批判を行っている*。そして、CTBT第3条に従い、日本とドイツ両政府は自国の「人および法人」が核爆発実験に協力することを禁止する義務がある*。にもかかわらず、日本政府はHOYAのガラス納入に対して何ら対策を講じていないし、ドイツも同様である。よって、日本やドイツは、NIF建設を行っている米国同様、CTBT違反者である、と主張している。

日本国内では、原水禁などの反核団体が中心となって抗議運動を展開している。「被爆国の企業が、核兵器の研究・開発に関わる施設に主要装置を納入することは、看過できない」として、広島・長崎両市長やいくつかの地方議会からはHOYAへの抗議文と政府への意見書が出された*。HOYAは、これらの抗議に対応して一時納入を見合わせていたが、3月22日、納入再開を発表した。

国際的には、2001年9月5日に米カリフォルニア州のアルカタ市非核地帯委員会から、HOYAへガラスの納入中止を求める手紙が出された*。2002年4月13日には、NGOネットワーク「アボリション2000」の年会で、HOYAやショット社を含む核兵器への民間協力への反対キャンペーンで世界的な連携を保つことが確認された。

日本政府はこの問題に関して、NIFが行う実験はCTBTの禁止する核爆発には当たらないとするほか、HOYAを規制せよという主張に対しては、海外法人はそもそも規制をかけようにも管轄外であるという議論で応えている*。

*NIFは、米国ローレンス・リバモア国立研究所がサンフランシスコ近郊に建設中の巨大施設で、2008年完成予定である。http://www.llnl.gov/nif/

*両社は、フランスの同様の核兵器施設「レーザー・メガジュール(LMJ)」にもガラスを納入する計画である。

*NIFでは、極めて短時間ながら、核融合反応が自発的に持続する状態(「点火」)を起こし、水爆の爆発現象(核融合)を小規模で再現している。

*第3条1項(a)によると、自国内で「自然人および法人がこの条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことを禁止する」ために、締約国は「必要な措置をと」らねばならない。

*広島市長の抗議文(2001.2.9)、長崎市長の抗議文(2001.4.5)、東京都調布市議会意見書(2001.9.28)、広島県安芸郡府中町議会意見書(2001.9.28)、広島県因島市議会意見書(2001.12.25)。

*同委員会は、アルカタ市とその市民が「いかなる形でも核兵器技術の研究と開発につながる企業への投資、契約、関与」をしないことを目的とした市の委員会。1989年に同市では「非核地帯条例」が制定されている。

*2001年5月18日衆院外務委員会、桑原豊(民主)の質疑に対する田中外相の答弁。2001年6月14日衆院安全保障委員会、今川正美(社民)の質疑に対する田中外相の答弁。

D6. 非戦求めるバークレー市議会

米国によるアフガニスタン空爆の開始後1週間が経過した2001年10月16日、米カリフォルニア州バークレー市議会は、空爆停止を政府に求める決議を採択した。この5条からなる決議の要旨は、①9.11の大量殺害への非難と警察などの救命努力への敬意と支援の表明。②地元選出の連邦議員(代表者)に、できるだけ速やかな空爆の停止などをもって、暴力の連鎖を断ち切ることに助力するよう要求。③代表者に、テロの共謀者を裁判にかけるよう国際機関との協力を要請。④代表者に、テロの温床となる貧困などの克服への努力を要請。⑤中東への石油依存を減らし、再生可能なエネルギーへの転換を目指す取り組みを要求、である*。この決議はドナ・スプリング議員により提出された。争点となった第2条に対し、8人の市議会議員と市長の合計9人による投票結果は、賛成5に対し棄権4(市長は棄権)で、採択はされたものの、意見が大きく割れた。

この決議は、当初提案の文面よりもより穏健な内容と語調へと大幅修正されたうえで採択されたという経緯をもつ。当初提案は、「アフガニスタンへの空爆を中止し、法に基づく、非暴力的解決のためにありとあらゆる行動をとるよう、代表者に要請する手紙を送ることを、市当局に対し要求する」という直接的な表現であった*。この決議案は、他の市議の反対で否決された。その理由として、「テロに対する戦争を一方向的にすすめるのではなく、60カ国以上もの国々の支持と国際社会の合意をとりつける外交努力をしている代表者や大統領を賞賛すべき」などがあがった。修正後、空爆停止に言及する第2条は、「できるだけ速やかに空爆を停止すること、アフガニスタンの罪のない人々の生命を危険にさらす行為を回避すること、米国の兵士のリスクを最小限にすることをもって、暴力の連鎖を断ち切ることに助力するよう我々の代表者に求める」といった、より抽象的で穏健な表現に変えられた。

それでも、米国民の大多数が「報復攻撃」を支持していた状況下で、この決議採択は強い反発を呼んだ。決議に賛成票を投じた議員への脅迫行為やバークレー市にある商店での不買運動が起こったことなどが報道されている。

この決議が採択されたのは、公民権運動や反戦運動の長い歴史で知られているバークレー市ならではといえるだろう。ブッシュ大統領に「報復」のための武力行使の権限を与える議会決議案に、全米でただ一人反対票を投じたバーバラ・リー民主党下院議員もこの地域を地元としている*。

加えて、同市においては、2001年11月11日には、市民が良心的兵役拒否について市に情報を求めた場合に、市職員は必要な情報を与えるとする決議が採択されている。

*資料25(196ページ)に決議の全訳。

*当初案は3条からなり、他に「空爆により被害を受け、また難民にされた罪なきアフガニスタン市民のために市議会を休会する」などの内容を含む。

*キーワードD10「米議会に訴えた広島、長崎訪米使節団」(114ページ)を参照。2001年9月14日、バーバラ・リー民主党下院議員は、「合衆国に対して加えられた最近の攻撃の責任を負う者に対して、合衆国軍隊を使用することを認可するための合同決議」に420対1で、反対票を投じた。

D7. 日本非核宣言自治体協議会

日本非核宣言自治体協議会は、「全国の自治体さらには、全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確立すること」を目的とした、非核自治体の協議組織である*。1984年8月に広島県府中町長の呼びかけで結成総会が開催され、19自治体40人が参加しスタートした。2002年5月末現在で、全国には2,651自治体が非核・平和宣言を実施しているが、そのうち316自治体が協議会に加入している。1年前よりも、宣言自治体数は131、協議会加盟自治体数は15増えた*。長崎市の伊藤一長市長が会長をつとめ、長崎市平和推進室に事務局が置かれている*。

主な事業としては、毎年夏に非核自治体全国大会および協議会年次総会を開催しており、また、核実験(未臨界実験を含む)が行われるたびに抗議を行っている。

2001年度の全国大会と総会は、7月27日に長崎市で開催された。大会宣言は、2000年核不拡散条約(NPT)再検討会議の最終合意の中に「CTBTの早期発効とABM条約の維持・強化が確認され、『核兵器廃絶への核保有国の明確な約束』が盛り込まれた」ことを注視し、「今年に入って明らかになった、これまでの核軍縮の流れに逆行するような核大国の発言や、核兵器の脅威を宇宙にまで広げようとする姿勢に、新たな核軍拡を危惧するものである」と、米国のミサイル防衛推進政策を批判した。

核実験への抗議としては、2001年1月から2002年5月までの間に、未臨界核実験の実施について、米国に対して3回*、英国に対して1回*、抗議文を送付している。英国に対する抗議文では、「非核自治体宣言運動の発祥の地であり、核兵器廃絶の市民運動の中心でもある貴国」は、「核保有国5カ国の中で核軍縮への指導的役割を果たせる国として期待されて」いたにもかかわらず、米国と共同で未臨界核実験を行ったことは、「新たな核兵器開発競争を引き起こす」として強く抗議した。

毎年夏の大会・総会に加えて、2001年度からは年4回の研修会を行っている。2001年度は、函館市(5月11日)、伊丹市(6月29日)、藤沢市(9月4日)、長崎市(11月23日)、2002年度は、山形市(5月24日)、浦安市(7月8日)と続いている。各回ごとに、被爆者、研究者の講師として招いている。地域の平和グループやNGOとの協力が今後の課題となる。2002年度の全国大会と年次総会は、8月8～9日に長崎市で開催される。1998年版以来、本年鑑「核軍縮と非核自治体」は、同協議会加盟全自治体に配布されている。

*非核宣言自治体とは、首長や議会として核廃絶、平和の宣言(決議)を行った自治体をいう。

*これらの数字は、同協議会調べ。

*連絡先:
〒852-8117 長崎市平野町7-8長崎
原爆資料館内
TEL:095-844-9923
FAX:095-846-5170
http://www.nucfreejapan.com/

*2001年9月25-27日、12月11-14日、
2002年2月14-15日。
*2002年2月14-15日。

D8. 平和市長会議

※事務局：
〒730-0811 広島市中区中島町1-2
TEL:082-241-2352
FAX:082-242-7452
E-mail:
mayorcon@pcf.city.hiroshima.jp
mayors@pcf.city.hiroshima.jp

2001年8月4日、「世界平和連帯都市市長会議」は「平和市長会議」*に改称された。荒木武広島市長(当時)が、第2回国連軍縮特別総会において、長崎市長とともに、「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を提唱し、世界各国の市長に核兵器廃絶に向けた連帯への賛同を求めた(1982年6月24日)ことに始まる。現在の会長は秋葉忠利広島市長、副会長は伊藤一長長崎市長、コモ市長(伊)、ハノーバー市長(独)、マンチェスター市長(英)、マラコフ市長(仏)、モンテンルパ市長(比)、そしてボルゴグラード市長(ロ)の7名である。1985年以来、4年ごとに「市長会議」を広島・長崎で開催している。

当初、世界23カ国、72都市で構成されていたが、今日では、世界103カ国・地域、520自治体が加盟している(2002年3月19日現在)。加盟国は世界中に分布しており、地域別では、アジア(28国・地域、114都市)オセアニア(7国・地域、41都市)、アフリカ(21国・地域、35都市)、ヨーロッパ(30国・地域、252都市)、北アメリカ(10国・地域、67都市、南アメリカ(7国・地域、11都市)となる。

同会議は、国連に登録されたNGOであり、核兵器廃絶のほか、地球環境破壊、貧困、人権などの諸問題の解決に向け国際世論を喚起するさまざまな取り組みを行っている*。

2001年8月4-9日には、第5回平和市長会議が、広島、長崎両市において、「人類が21世紀を生きのびるために一人類と科学技術の和解を目指して」をテーマに開催された。核兵器廃絶を始め、平和教育、紛争の平和的解決、地球環境問題、NGOの役割などをテーマにして、活発な議論が行われた。この最終日に採択された「ヒロシマ・ナガサキアピール」は、「人間の安全保障」を優先する「人類の世紀」の実現に向け、①国際司法裁判所(ICJ)勧告*を受けとめた核兵器禁止条約の早期締結への努力。宇宙における軍拡競争を招くような政策の中止と非人道的な兵器の全廃。②小型武器規制に向けた国際的取り組みの促進。③京都議定書の早期批准など環境問題への国際社会の取り組みの促進。④軍事費の削減と産業構造の軍民転換の促進。⑤子どもを戦争その他の暴力から守る国際的枠組みの推進。⑥平和文化促進による社会的不正義などの解決、を各国政府や国際機関に求めた。

また、同アピールは、日常的な活動の強化のために、NGOとの連携、インターネットを活用した情報交換、平和教育の促進などを重点的取り組みをしてあげ、各都市の積極的な関与を求めた。

日常的な活動としては、世界各地での開催ヒロシマ・ナガサキ原爆展の開催協力や、未臨界核実験を受けた抗議文の提出などがある*。

※1990年3月には、国連広報局NGOに、1991年5月には国連経済社会理事会NGOとして登録された。

※ファクト・シート「ICJ勧告的意見」(118ページ)参照。

※2001年9月27日：
米国未臨界核実験への抗議
2001年12月14日：
米国未臨界核実験への抗議
2002年2月15日：米・英共同未臨界核実験への抗議。キーワードB5「未臨界核実験は続く」(89ページ)参照。

D9. 2003年に向かう地球市民会議ナガサキ

※「核軍縮と非核自治体②2001」の特別記事「核兵器廃絶・長崎会議」参照。

※連絡先：「核兵器廃絶ナガサキ市民会議」長崎平和研究所気付
〒852-8105 長崎市目覚町25-5
(TEL&FAX)095-848-6037
(e-mail)nagasaki-heiwa@nifty.com

2000年11月のNGO国際会議「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」*を受けて発足した「核兵器廃絶ナガサキ市民会議」(2001年4月22日発足)は、核兵器廃絶を共通テーマに、県内の多くの団体から個人資格で参加するなどして集まった市民各層の人々により、多岐にわたる活動を展開してきた*。

2001年から2002年の5月までの主な活動は以下のとおりである。

- ① 6月12日：「核兵器廃絶をめざす地球市民の集会」を開催。米の原水爆実験場となったマーシャル諸島共和国のメアリー・イルクさん、ニュージーランドのケイト・デュースさんをスピーカーとして招聘。
- ② 8月8日：「核兵器の違法性と核廃絶への市民の役割」のテーマで、前国際司法裁判所(ICJ)判事ウィラマン・トリー氏を迎え、長崎市民との対話集会を、核兵器廃絶地球市民長崎集会の実行委員会などの5団体と共催。
- ③ 10月14日：「対米テロと軍事報復を考える」をテーマにした緊急シンポジウムに協力。長崎平和研究所や九州平和学会等が主催。
- ④ 2002年3月17日：ピースデポとの共催で「核軍縮：日本の成績表」長崎評価会議を開催。

要請・声明・アピール等の発表も行った。2001年9月3日には、包括的核実験禁止条約(CTBT)発効促進と、米国のミサイル防衛構想および米国の対弾道ミサイルシステム(ABM)制限条約脱退阻止のために、小泉首相、田中外相へ要請を行った。9月12日には、「私たちはテロも核攻撃も許さない」という緊急アピールを発表した。9月20日には、「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会」と共同で、「テロには軍事的報復ではなく法と理性による解決を」という緊急声明を出し、ブッシュ米大統領、アナン国連事務総長、小泉首相宛に送付した。

2002年2月26日、長崎平和研究所の所長であり「核兵器廃絶ナガサキ市民会議」設立に貢献した鎌田定夫氏が亡くなった。鎌田氏は、「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会」の岡本三夫代表らとともに、使節団の米国派遣を企画中であった。鎌田氏の遺志を受け継ぎ、4月末から5月初めにかけて、広島、長崎から18名が訪米し、米国各地でロビー活動等を展開した*。

2005年の核不拡散条約(NPT)再検討会議に向け、2003年11月には第2回NGO世界会議「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」が開催される。その前段として、2002年11月17日には、米国、インド、スウェーデン、韓国からのゲストを迎えての「地球市民フォーラム」の開催が計画されている。同フォーラムでは、ブッシュ政権下の米国、印パ危機とインドの反核運動、新アジェンダの取り組み、東北アジア非核地帯実現に向けた韓国の役割などが討論される。

※キーワードD10「米議会上訴した広島、長崎訪米使節団」(114ページ)参照。

D10. 米議会に訴えた広島、長崎訪米使節団

※事務局：
広島県広島市中区上八町堀8-23
広島生協連内
TEL:082-502-3850
FAX:082-502-3860
E-mail:info@e-hanwa.org
「HANWA」はHiroshima Alliance
Nuclear Weapons Abolitionの頭文字。

※D9「2003年に向かう地球市民会議
ナガサキ」(113ページ)参照。

※ピースフル・トゥモロウズのホーム
ページ
http://www.peacefultomorrow.org

※2001年9月14日、バーバラ・リー民主
党下院議員(米カリフォルニア州バー
クレイ・オークランド選出)は、「合衆国
に対して加えられた最近の攻撃の責
任を負う者に対して、合衆国軍隊を
使用することを認可するための合同決
議案」に対し、ただ一人反対票を投じた。
(上院は全会一致、下院は賛成420反
対1でこの決議は採択)

※HANWAによるその他の活動：
①01年8月6日、ICJの元判事ウイラマン
トリー氏らを招き、集會。
②02年3月18日、ピースデポと「核軍
縮：日本の成績表」評価会議を共催。
③02年5月9日、第2回総会、俳優の米
倉育加年、テナー歌手の新垣勉氏を
招き、結成1周年イベント。

2001年3月20日、核兵器廃絶をめざすヒロシマの会(以下、HANWA)※は、個人が思想・信条の違いを越えて連帯していく組織として発足した。以来ヒロシマの声を世界に向けて発していくさまざまな活動を行っている。

とりわけ、9.11事件後重点が置かれたのは、核使用をも辞さないブッシュ政権の一連の政策に対して、広島から訴えかける運動である。まず、9月20日には、軍事行動ではなく、法と理性による解決を求めた広島・長崎の共同アピールをブッシュ大統領らに送付した*。さらに12月には、アフガニスタンでの医療支援を地道に続けているペシャワール会の福元氏の講演会を開催した。

2002年4月24日から5月4日にかけて、HANWAは、核兵器廃絶に最大の障害となっている米国の核政策を変えるために、核兵器廃絶ナガサキ市民会議と合同で訪米使節団を派遣した。被爆者8人を含む広島13名、長崎5名、そして米在住のステイブ・リーパー氏をあわせた19人が、ニューヨーク、ワシントン、アトランタを訪問した。ニューヨークでは、9.11事件の遺族として、ブッシュの戦争政策に反対し、アフガン被災者を支援するグループである「ピースフル・トゥモロウズ」*との交流が柱となった。世界貿易センタービル跡地そばで行われたピースフル・トゥモロウズとの合同慰霊式では、千羽鶴と夾竹桃の苗が9.11の遺族に贈呈された。夾竹桃は、被爆した広島にいち早く芽吹き、被爆者に希望を与えた強い植物であることから、広島市から提供を受けて、持参されたものである。犠牲者の遺族と交流し、遺族の痛みを分かち合う中で、前にもっとすさまじい体験をし、その原因となった核兵器の廃絶を求め続ける広島・長崎の被爆者との交流は、9.11遺族に大きな勇気を与えた。

政治の府ワシントンD.C.では、使節団によりホワイトハウスを経由してのデモとエネルギー省前でのすわり込み、そしてロビー活動が行われた。また、バーバラ・リー*をはじめ5人の民主党議員のオフィスを訪問、核軍縮専門スタッフと懇談しアメリカの核政策に対する使節団の要望を伝えるなど、交流がもたれた。ブッシュ政権の核政策に反対し積極的に動く議員が50人ほど結束していることを知ることは、一行にとって勇気づけられる経験であった。被爆証言を中心とした交流は、高校、教会、市民集会など延べ20回近い。アトランタの一つの高校が前夜になって教育委員会からの指示で招待を突如中止したが、心待ちにしている生徒の期待に応えようとした一行により、下校時に校門で生徒に折り鶴が渡されるなど、生徒・教師たちと意義のある交流が持たれた。今回の訪米団は、10代から70代まで老若男女、被爆者、被爆二世、非被爆者など多彩な構成で、広島、長崎の市民が大きな人数で塊として行動した意義は大きい*。

D11. 非核港湾、2001—2年の動き

2001年の2月、在日米海軍は、北海道の四港=小樽、函館、苫小牧、室蘭に相次いで軍艦を入港させようとしたが、自治体の抵抗で失敗に終わった。

2月20日に小樽に入港予定だったイージス艦ジョン・S・マッケインは、山田勝磨小樽市長が1月の「えひめ丸」のハワイ沖沈没事件を理由に「市民感情に配慮して」入港中止を要請、米海軍はそれを受けて入港延期を決めた。苫小牧では、第7艦隊旗艦ブルーリッジの入港に対して、鳥越忠行苫小牧市長は、国から非核の証明がなされなかったことを不満としつつ入港受け入れを決定した。ところが市長が指定した東港中央埠頭は喫水が浅いためブルーリッジは接岸することができず横須賀に帰った(2月7日)。市長は記者会見で「(西港の入港要請を拒否したのは)商業港の役割を守りたかったからだ。これで、苫小牧港は来ればすぐ入れる港ではないということが分かってもらえたと思う」と語った*。

室蘭への入港は「米軍の予定変更で」見送り。結局、四港で予定どおり米軍艦が入港できたのは、函館(フリゲート艦ゲーリー)のみであった。

「市民感情に配慮して」「商業港の役割を守るために」、軍艦を断った小樽と苫小牧のがんばりは、控えめな形ながら、兵庫県にも引き継がれた。8月28日、姫路港に入港した米国のミサイル巡洋艦「ビンセンス」について、県は入港を認めたが、米総領事が示した回答文書中の「個々の艦船に関して核搭載の有無を議論しない」という部分に対して、「安保順守など一般論は承知しており、個別の艦船の状況を知りたい」と削除するように求めた。兵庫県民の核疑惑に対する厳しい見方も、入港直後の世論調査*で明らかになった。

2002年3月12日、苫小牧市議会は全会一致で「非核平和都市条例」を成立させた*。函館では3月11日に「非核・平和行政の推進に関する条例(案)」が、小樽では3月15日に「小樽市における非核三原則の実施と平和行政の推進に関する条例(案)」がそれぞれ否決されたが市民の運動は健在である。室蘭でも新しく条例制定運動が発足している。

苫小牧の条例は「市長は、非核三原則の趣旨が損なわれる恐れがあると認める事由が生じた場合、関係機関に協議を求め、必要な場合には適切な措置を講じるよう要請する」という、非核三原則についてはじめての条項を持つ。市長は「条例にそって非核神戸方式*を準用する」としている。

4月17日に国会に上程された「有事法制」においても「非核港湾」は大きな争点である。広島県の藤田雄山知事は有事法制の必要性に理解を示しつつも、軍艦や航空機の寄港に際して「非核証明」を求める可能性を示唆した*。

港を舞台にした、「非核の綱引き」は、あらたな局面を迎えている。

※2001年2月7日北海道新聞。

※神戸新聞が兵庫県民100人を対象としたアンケート結果は、次のとおり：ビンセンス入港を「歓迎する」24%、「歓迎しない」48%。核搭載の有無は63%が「疑わしい」。今後の米艦入港に対しては「核不搭載の明確な証明があれば、やむを得ない」で60%。「非核神戸方式」を他の自治体も導入すべきかについては、「早急に導入」が35%。「将来的に検討」が41%で、8割近くが必要と答えた。(2001年8月31日付、神戸新聞)

※資料26(197ページ)に条例全文。

※1975年3月18日、神戸市議会によって「核兵器積載艦の神戸港入港拒否に関する決議」が採択され、入港する外国艦船に対する核搭載の有無に関する証明書の提出を義務付けられた。これにより、非核証明のない外国軍艦の入港を拒否する、いわゆる「非核神戸方式」が始まった。この方式の採用以来、「核の存在を肯定も否定もしない」方針をとる米国の艦船は、一切神戸港に入港できなくなった。

※広島県知事の定例記者会見(4月23日)での発言：「(ブッシュ政権の核戦略)が日本でも報道された。そういうことを考えますと、やはり核兵器搭載可能な艦船並びに航空機、これらが広島空港あるいは広島県内の港湾に寄港するような事態があれば、核兵器は積んでいませんねという確認を何らかの形ですることになるのかな。そういう気がしています。」

D12. CTBT、2003年期限を求める世論

2001年8月10日、「核兵器廃絶市民連絡会」が衆議院議員会館で開催した「市民と外務省との対話集会」で、岡村善文・軍備管理軍縮課長は、「2003年の旗を高らかにあげて核兵器国が賛成しない決議を作るのが選択としてよいのか」と述べて、前年の国連総会決議でのCTBTの「2003年より前の早期発効」要求の取り下げを検討中だと明らかにした。危機感を抱いた全国のNGOは、日本政府に「CTBT2003年期限要求」の堅持を求める運動を展開した。

9月6日、秋葉忠利広島市長と伊藤一長長崎市長は連名で、「CTBTの早期発効に向けた取組みの一層の推進について」という要請書を、小泉首相と田中外相にそれぞれ提出した。その中で、8月の小泉首相の広島・長崎両市の平和祈念式典での「CTBT発効促進会議の成功と核兵器廃絶への努力について強い決意」表明を評価した上で、2000年の「道程決議」に「盛り込まれた決意のもと、CTBTの2003年までの発効が実現するよう最大限の努力をされますよう」、「被爆国政府としての毅然たる姿勢」を「強く要請」した。

また、東京都の調布市議会は9月28日、「外務省はCTBTの早期発効に対する態度を後退させることなく、本年度以降も世界に向けて明確に約束した2003年発効という目標期限を堅持し、アメリカ政府はじめ諸外国への働きかけを続けること」とする意見書を可決、首相と外相に提出している。

この問題は、日本のNGOのイニシアティブによって国際的にも問題となった。中堅国家構想(MPI)は、8月24日付でダグラス・ロウチ議長名で田中外相に当たった要望書を提出した。要望書は、三点を挙げて日本政府にCTBTへの強い要求の堅持を求めた。第一に、「CTBTは世界中のほぼすべての国の政府と市民とが、その重要性を容易に理解できる比類のない例である」。第二に、「シャリカシュビリ大將が今年始めに出した報告書*で明らかのように、米国内にはCTBTへの相当な支持勢力が存在する。」第三に、「この決議案における日本とオーストラリア間の重要な二国間協力が損なわれる」。

オーストラリアにおいても、8月17日、11名の反核運動家による連名の要請書が作成され、ダウン外相に提出された。「今きわめて重要なことは、オーストラリア政府が、CTBTについて速度を緩めたり、いわゆる『柔軟に』なったりしないことです」と述べている。

これらの要請にもかかわらず、日本政府は単独で、CTBTの「早期発効」さえ求めない決議案の原案を10月18日、国連総会第一委員会に提出した。修正によって、かろうじて「早期発効」の文言が復活している*。採決直前に、オーストラリアは共同提案国に名を連ねている。

*1999年10月の上院でのCTBT批准否決後、クリントン米大統領は2000年1月、シャリカシュビリ前統合参謀会議議長に対し、上院議員らと協議をして将来の批准に向けた共通の土壌を形成することを要請した。2001年1月5日、大將は、条約を強く支持するとともに、議会で超党派の支持を形成するための措置に関する報告書をまとめ、大統領に提出した。

*経過は、キーワードC4「欠陥を露呈したCTBT外交」(97ページ)参照。

第4章 ファクトシート

1. ICJ勧告的意見

国際司法裁判所(ICJ)は、国連総会決議49/75K(1994年12月15日)を受けて、1997年7月8日、「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見」(資料1(152ページ)に抜粋)を出した。2つの結論が重要である。

1. 核兵器の使用と威嚇は、一般的に国際法違反である。

「核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則および規則に、一般に違反するであろう。」

(10対4。形式的には「7票対7票、裁判所長のキャスティングボート」。)

2. 核軍縮交渉を行いかつ完結する義務がある。

「厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務がある。」

(全員一致)

1997年以降、毎年の国連総会で「ICJ勧告的意見のフォローアップ」とする決議案(マレーシア決議)が提出されている。「核軍縮交渉を行い完結させる義務」を確認した上で、核兵器禁止条約(NWC)の早期締結につながるような交渉を翌年に開始することを求める内容である。(2001年決議は資料5(160ページ)。

2. ブッシュ政権のミサイル防衛

2001年1月に発足したブッシュ大統領の下でのミサイル防衛は、クリントン政権時代の国土ミサイル防衛(NMD)と戦域ミサイル防衛(TMD)の区別をもちや持たない。すべての射程(長、中、短距離)の弾道ミサイルの脅威から米国の本土、在外米軍、同盟国および友好国を守ることを目的とした包括的かつ多層的な弾道ミサイル防衛(BMD)の開発・配備を目指している。

多層的とは、弾道ミサイルのブースト(初期噴射)段階、中間段階、最終段階という弾道ミサイルの全飛行軌道において迎撃の機会を追求することを意味し、また、陸上配備、海上配備、空中配備、そして宇宙配備の形態にわたるシステムを構築しようとしている。

従来国土ミサイル防衛(NMD)のための実験として行われ、失敗の報道が続いていたのは、陸上配備の中間段階迎撃システムのための実験に相当する。2002年1月25日、イージス艦を利用した初の海上発射の迎撃実験が行われている。日本が共同研究を米国と行っているのは、海上配備の中、長距離ミサイルに対する中間迎撃システムのための技術である。

2002年1月に国防総省の「弾道ミサイル防衛局(BMDO)」が「ミサイル防衛庁(MDA)」に改称され、MDAの下で開発が進んでいる。<<http://www.acq.osd.mil/bmdo/>>

3. 日本の核の基本政策

1968年1月30日、佐藤栄作首相は、日本の核政策の柱として、以下の4点をあげた。以後、現在まで、この4項目が日本の核の基本政策とされている。

1. 非核三原則/2. 核軍縮への努力/3. 米国の「核の傘」への依存/4. 核エネルギーの平和利用

佐藤栄作首相による答弁

1968年1月30日、第58回衆議院本会議。大平正芳議員(自民)からの質問に対する答弁の抜粋。

御承知のように、わが国の核政策につきましては、大体四本の柱、かように申してもいいかと思えます。

第一は、核兵器の開発、これは行なわない。また核兵器の持ち込み、これも許さない。また、これを保持しない。いわゆる非核三原則*でございます。うそを言うなというやじが飛んでおりますが、さようなことはございません。この点ははっきりしております。(※1967年12月11日、衆・予算委の佐藤首相答弁に発する。)

第二は、核兵器による悲惨な体験を持つ日本国民は、核兵器の廃棄、絶滅を念願しております。しかし、現実問題としてはそれがすぐ実現できないために、当面は実行可能なところから、核軍縮の点にわれわれは力を注ぐつもりでございます。したがって、国際的な規制あるいは管理などについていろいろ意見を述べておる次第でございます。このこともなかなか容易なことではありませんから、粘り強く取り組んでいかねばならないのであります。

第三に、平和憲法のたてまえもありますが、私どもは、通常兵器による侵略に対しては自主防衛の力を堅持する。国際的な核の脅威に対しましては、わが国の安全保障については、引き続き日米安全保障条約に基づくアメリカの核抑止力に依存する。これが第三の決定であります。

第四に、核エネルギーの平和利用は、最重点国策として全力をあげてこれに取り組む、そして世界の科学技術の進歩に寄与し、みずからその実益を享受しつつ、国民の自信と国の威信を高め、平和への発言権を強める、以上の四つを私は核政策の基本にしておるのであります。

4. 非核地帯

非核地帯(Nuclear-Wepon-Free Zone=NWFZ)とは、一定の地理的範囲において核兵器が排除された状態を創設することを目的とした国際法上の制度をいう。現在、世界には、それぞれ国際条約で規定された、4つの非核地帯が実現している。各条約の呼称は、交渉ゆかりの地名をとってつけられている。

1. ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器の禁止に関する条約(トラテロルコ条約)

(署名:1967年2月14日、発効:1968年4月22日。1990、91、92年に改正)

2. 南太平洋非核地帯(ラロトンガ条約)

(署名:1985年8月6日、発効:1986年12月11日)

3. 東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)

(署名:1995年12月15日、発効:1997年3月27日)

4. アフリカ非核地帯条約(ペリンダバ条約)

(署名:1996年4月11日、未発効)

これら4つの非核地帯は、鍵となる3点の共通する要件を持つ。

1. 核兵器の不拡散と不配備(地域内での核兵器の開発、実験、製造、生産、取得、所有、貯蔵、輸送(陸地、内水)、配備などを禁止すること)
2. 消極的安全保証(地域内への核兵器による攻撃や攻撃の威嚇を禁止すること。5核兵器国に消極的安全保証を求める議定書への参加を求めることにより、これを実現する。これにより、非核地帯は法的拘束力のある「非核の傘」となる。)
3. 条約遵守のための機構の設置(「ラテン・アメリカ核兵器禁止機構(OPANAL)」「(南太平洋非核地帯条約)協議委員会」「東南アジア非核兵器地帯委員会と同執行委員会」「原子力に関するアフリカ委員会」)

また、中央アジア、中東、南半球、東北アジア、中欧、南アジアについて非核地帯構想が交渉ないし、提案されている。その他、非核地帯の設定を含む国際条約として南極条約がある(1961年発効)。モンゴルの「非核地位」については、キーワードB9「モンゴル、非核地位による安全の保証追求」(93ページ)を参照。

5. 消極的安全の保証(NSA)

「消極的安全の保証(NSA)」は、非核兵器国に対して核兵器を使用しないと約束することによって、安全の保証を提供することを言う。(「Negative Security Assurances」の訳で、「消極的安全保障」と訳されることが多い。ピースデポでは、「Assurance」を訳すべきと考えて、「安全の保証(安全保証)」としている。)

核兵器国5カ国(米、ロ、英、仏、中)は、1995年、各国のNSAの一方的宣言を発表し、国連安保理決議984(1995年4月11日、全会一致)で確認された。

すでにある4つの非核地帯条約は、核兵器国がNSAに関する議定書に署名、批准することによって、非核地帯の中の非核兵器国に対して、法的拘束力のある安全を保証している。各議定書への核兵器国の署名、批准の状況はさまざまである。

米、ロ、英、仏の声明には、非核兵器国に対するNSAについて、2つの留保条件がついている。すなわち、保証を与える非核兵器国が「核不拡散条約(NPT)締約国であること」、および、「核兵器国と連携ないし同盟して攻撃してくる場合を除くこと」である。(米国の声明は、次のように述べている。)これに対して、中国の声明は無条件のNSAを表明している。

「米国は、以下の場合を除き、核不拡散条約(NPT)の締約国である非核兵器国に対して、核兵器を使用しないことを再確認する。すなわち、米国は、その準州、その軍隊もしくはその他の兵員、その同盟国、または、米国が安全保障上の約束を行っている国に対する侵略その他の攻撃が、核兵器国と連携または同盟して、当該非核兵器国により実施されまたは支援される場合を除き、それらの非核兵器国に対して核兵器を使用しないことを再確認する。」

一方的宣言によるNSAの約束には法的拘束力がないことから、法的拘束力のある取り決めにすることが求められてきた。2000年NPT再検討会議は、準備委員会が2005年再検討会議にこの問題についての勧告を出すことを求めた。

6. 非戦略核の削減

1991年秋から翌92年1月にかけて、「米ロ大統領核・イニシアティブ」と呼ばれる両国の大統領の核削減に関する一連の宣言が行われた。「調整された一方的措置」として米国のブッシュ大統領が打ち出したイニシアティブ(1991年9月27日)に、ゴルバチョフ(ソ連)大統領(10月5日)、エリツィン(ロシア)大統領(1992年1月29日)が続いた。米ロ両国が打ち出した内容は、地上発射短距離核兵器の全廃、海上配備戦術核兵器の艦船、海軍航空機からの撤去と一部貯蔵、航空機搭載戦術核兵器の半減などである。

START III予備合意(1997年3月、ヘルシンキ)の中では、海上発射核巡航ミサイル(SLBM)および戦術核システムに関連する可能な措置を、START III交渉の文脈の中で追求することが合意された。しかし、米国のABM条約からの一方的脱退通告(2001年12月13日)によりSTART過程は実質的に終了してしまった。

2000年核不拡散条約(NPT)再検討会議最終文書(2000年5月19日)は、非戦略核のさらなる削減に合意した。また不可逆性の原則が合意された。1991-92米ロイニシアティブに、法的拘束力がなく、検証措置もないことから、まず「米ロ大統領イニシアティブ」の協定化が課題となっている。

7. NPTと核物質輸送問題

核不拡散条約(NPT)では、第4条で、「原子力の平和利用」が「すべての締約国の奪い得ない権利」と規定している。前文第6節では、「核技術の平和的応用の利益が、…すべての締約国に提供されるべきである」ことを、前文第7節では、「平和的目的のための原子力の応用を一層発展させるため」の締約国間の「科学的情報の交換」や「協力」をすべきことをうたっている。

これらの定めにしたがい、NPT再検討過程における3つの「クラスター(議題群)」のうちの第3クラスター「原子力の平和利用」の下で、「核および放射能の安全性」が議論され、その中で放射性物質の海上輸送の安全性も取り上げられている。

2000年NPT再検討会議では、カリブ海諸国、南太平洋グループなどの島嶼国が、日本の核施設と英国、フランスの再処理施設の間の核物質の輸送に焦点を当てた。安全性、信頼性、事故の場合の補償などについて包括的な枠組みが必要であると提案された。これに対してフランスなどは、必要な情報提供は行なうとしつつも、「航海の権利」という原則を強調した。

全会一致の最終文書の中は、「発展途上島嶼国および他の沿岸諸国の懸念」と、輸送を実施する国の主張する「航海の自由」の両方に留意しながら、「放射性物質の輸送の危険性から関係諸国を守

るための、国家のおよび国際的な効果的な規則および基準の重要性を強調した。2002年再検討準備委員会でもこの問題が取り上げられ、議長による「事実概要」でも一項目を割いている。

原子力依存の転換を図り「持続可能なエネルギー」をめざす欧州諸国（例えば、アイルランド、ノルウェー）やこれを支えるNGOが、島嶼国をバックアップしながら、NPTの枠内で輸送問題を焦点化しようとしている。日本は、日本が関係する輸送は、国際原子力機関（IAEA）や国際海事機関（IMO）の基準を遵守して行われていると主張している。

第5章

提案——市民と自治体のために

提案——市民と自治体のために

日本の市民の実に6割以上が「今後10年に核兵器を使用したテロが起こる」ことを懸念し、8割が「米国のミサイル防衛計画で世界は今より危険になる」との不安を感じている(11か国の意識調査。2002年2～3月。201ページ)。そんな中で政府首脳が日本の非核三原則の「見直し」に言及した(95ページ)。こういう情勢であればこそ、日本の非核自治体の果たすべき役割は高まっている。

(1) 「非核宣言委員会」の設置

各自治体の非核宣言の理念を実行に移すために、行動主体の確立が求められる。各自治体に、市民、自治体、地方議員の三者が参加して、自治体の非核平和施策について協議する常設の委員会等の枠組みを作る必要がある。非核宣言、非核条例、地方議会の関連意見書など、さまざまな形で各自治体は非核の宣言と訴えを行ってきているが、それらの実際を継続的にフォローアップをする主体を作る。

■役割:

核軍縮問題にかんする幅広い市民教育の実施を中心の役割としつつ、日本の政策と国際的な動向の展開をたえず監視し、必要な意見表明を行い、国際的核軍縮過程に貢献する。実際に行うべき事業のイメージを(2)以降に提案する。

■参加:

市民グループと一口に言っても、地域学習グループがあれば、キャンペーン活動中心の団体もあり、大学と共同した研究活動に従事しているNGOもある。先入観なく、さまざまな種類の市民グループに門戸を開くべきである。特定の所属はないが関心の高い個人の参加も積極的に得ること、また、若い年齢層の参加促進を心がけることが大切である。自治体としては、直接の行政職員だけでなく、国際交流協会のような外郭団体、教育機関、図書館など、ふだんから平和行事等に実際に関与している機関の担当者が参加すべきである。ときに政治的リーダーシップが必要となることから、会派を超えた議員による適切な形での参加が欠かせない。そもそも性格の異なる三者がそれぞれの役割を有効に果たすためには、協議回数が多すぎたり合意すべき事項の規定が強すぎたりしても硬直化するだけなので、工夫する。

■工夫:

行政側に、非核平和課題に継続的に従事する職員が不可欠である。現実的には、外郭団体にNGOの専門家を職員として迎え入れる方法もある。委員会等を維持する財政については、自治体自身が相応の負担をすることを前提としながら、市民の拠出を呼びかけ、市民の参加意識を促進するのが適切であろう。

(2) 市民教育

継続的、体系的な情報収集を行って情報を蓄積すること、市民に向けて効果的に情報を発信し啓発を行うことの両方が、セットで行われるべきである。

■情報収集:

- 毎年春のNPT(核不拡散条約)会議(4月末から5月初旬に開催。2003年はジュネーブ、2004年はニューヨーク)に担当者を派遣して、会議を傍聴し、NGO行事に参加する。(108ページ参照)
- 「核軍縮:日本の成績表」を活用した学習を、毎年NPT会議前に行う。(105ページ参照)
- 2003年11月の「地球市民集会ナガサキ」に参加し、国内外の第一線のNGOから情報を収集する。(113ページ参照)
- 日本非核宣言自治体協議会が年4回開催する研修会に参加する。(111ページ参照)
- 国内外のNGOの発行する刊行物を定期購読する。「核兵器・核実験モニター」(月2回)は有益な定期情報誌である。

■情報発信:

- 核軍縮の動向、自治体の動き等を、自治体の広報誌はもちろん、自治体のホームページにコーナーを設けて掲載、更新していく。
- 市民と自治体が共同で教材を作成する。視聴覚媒体や電子媒体の有効活用を行う。

■啓発プログラム:

- 被爆体験の継承のためのプログラムをすでに持っている自治体は多い。体験を聞いたり写真を通して理解したりするプログラムをさらに強化すると共に、国際人道法に違反すると判断されたことの意味を理解できるようなプログラムとして発展させることが重要である。1996年7月の国際司法裁判所の勧告的意見(118ページ参照)の経過、内容、意義にきちんと触れることが重要である。
- 小学校、中学校、高校の各段階に合わせて、NGOの専門知識を活用しながら、市民と自治体の共同の核軍縮問題プログラムを策定しカリキュラムに盛り込んでいく。一つのプログラムが多くの学校で活用できるよう、講師派遣などの調整を行う。
- 国連などで行われるNGOの国際会議の場には「若者フォーラム」といったプログラムが含まれているものが多々ある。国内のNGOから情報を入手した上で、高校生の派遣を行い、経験ある日本のNGO活動者に同行させる。

(3) 日本の政策形成への積極的関与

日本政府が毎年国連総会決議で確認している「核軍縮へ市民社会が果たす建設的役割」が、各自治体のイニシアティブで実践される必要がある。現状の日本の政策に対して意見を提起する場合には、行政職員が事実情報をきちんと理解していることと、地方議員のリーダーシップの両方が必要となる。十分な協力と計画性が必要である。

■ 「核実験禁止」の要求:

「被爆国国民の願い」というかけ声とは裏腹に、日本政府が米国の意向から包括的核実験禁止条約(CTBT)早期発効の要求を国際舞台で取り下げてきた経過があることは、本書のデータが示す通りである(97ページ参照)。毎年10月に国連総会第一委員会で各国が軍縮関連の決議案を提出するが、これに向け、各自治体から「CTBT早期発効と核実験モラトリアムの要求を堅持すべし」との強い声が、首相官邸に届けられる必要がある。また、未臨界核実験に関しても、米国、ロシア等への抗議にとどまらず、日本政府に対して反対を表明するよう求めることが重要である。

■ 「非核三原則の堅持」から、「核兵器依存からの脱却」へ:

「非核三原則」を堅持し、さらに進んで、核兵器の保有も使用も「合憲」であるとする現状の「憲法解釈」の変更を求めることは、すべての非核自治体にとって本質的な課題である。

また、「核兵器に依存しない安全保障」を求める広島市長、長崎市長の訴え(200ページ参照)に対する連帯を表明すべきである。防衛庁の「防衛力のあり方検討会」等、政府の安全保障・防衛政策の検討の場面に全国の非核自治体の声を公式に届けていく方法を検討すべきである。

■ 核持ち込みに対する説明責任:

住民の安全と安心のための説明責任という観点から、寄稿する艦船その他に関する非核証明を求める(115ページ参照)。過去の核持ち込み疑惑については、真相解明を行う第三者機関の設置を国に求める。これらの措置は、近隣諸国との信頼醸成にもつながる。

■ 核兵器開発協力の規制:

自治体の中で、核兵器の開発や拡散につながる産業、貿易、活動などの疑惑が発覚したときに、行政指導も含めた力強い対処をする必要がある。ガラスメーカーHOYA(東京都新宿区)の米・国立点火施設(NIF)協力問題に対して、アルカタ市の非核委員会が要請書を送付した事例に見習いたい(109ページ参照)。疑惑に対しては、当事者に詳細な報告書の提出を命じる、さらには第三者機関を設けて調査するなどの方法も考えられる。

(4) 国際社会における積極的な役割

すでに多くの自治体が行っている核実験への抗議は、最近の米国の政策を考えると、その重要性がますます高まっている。また、友好都市、姉妹都市との国際交流事業の中に、非核平和への国際的取り組みをきちんと位置づけていくべきである。地雷撤去や環境、開発協力など関心の高まっている諸分野と並んで、核軍縮に関しても、グローバルな市民としての意識醸成の一環として捉え、事業を展開していくことが重要である。

■ 核実験への抗議の強化:

実施している自治体は多い。さらなる強化が必要である。背景にある「核態勢見直し(NPR)」、「備蓄兵器管理計画(SSMP)」などに関する情報(28ページからの特別記事参照)をNGOから入手し、常

にアップデートしておく必要がある。単に核実験の実施のときだけでなく、これらに関する重要な政策発表があったときに、即座に声明を出す等の取り組みが求められる。軍縮に前向きな貢献をした政府に、激励のメッセージを送ることも大事である。そのためにも、NPT会議、国連総会、ジュネーブ軍縮会議などの国際舞台の動向について、たえず情報を入手しておくべきである。

■ 友好都市のNGOとの交流:

友好都市、姉妹都市のNGOを招待して、核軍縮に向けた活動について話を聞き、相互理解を促進する。

米国には軍縮問題できわめて幅広くNGOが多数活動している。アジアでは、韓国やフィリピンに米軍基地と核問題に関連して、継続したNGO活動がある。中国には、軍縮や東アジアの地域安全保障を研究する大学の研究者が多くなる。インド、パキスタンにも強力な反核平和運動が存在する。フランスやドイツには、核エネルギーへの批判的な世論にも支えられ、NGO活動が非常に強い。ニュージーランドやスウェーデンは、核軍縮に熱心な「新アジェンダ」7カ国のうちでも、NGOと政府の関係がきわめて緊密な国々である。カナダでも、政府とNGOの対話の伝統がある。これらの経験から学ぶのも魅力的である。モンゴルの非核政策も、日本にとって非常に参考になる。以上はいずれも一例であり、各自治体と交流のある国や都市によっていろいろな展開が可能であろう。

■ 国際課題としての被爆体験の継承:

友好都市、姉妹都市とともに、共同事業として被爆体験を聞く会を持つ。核実験の被害者を含む世界のヒバクシャの声を聞く機会を作ることも重要である。そして、話を聞いた各国の若者どうしが、現実の国際社会の課題について議論することへと結びつけていくようなプログラムが必要である。

特別資料

1. 米国の「核態勢見直し^(NPR)」暴露部分^(全訳)
2. モンゴル非核法^(全訳)

(翻訳責任はピースデポにある。)

米国の「核態勢見直し(NPR)」暴露部分(全訳)

序文は国防省が公表。本文はNGOが暴露。解説は特別記事(28ページ)参照

2001年12月31日、議会に提出。

2002年1月8日

核態勢見直し(NPR)

■「報告」序文

米国防長官 ドナルド・H・ラムズフェルド

議会は、今後5年から10年にわたる米国の核戦力の指針を立案するため、包括的な核態勢見直しを行うよう国防省に指示した。国防省はその見直しを終え、添付した報告を作成した。

早い段階で我々は、新たな安全保障環境の下で21世紀のための戦略態勢を練り上げる際に国防省に求められているのは、議会の要求以上のものであることを認識した。すでにブッシュ大統領は、米国の軍隊を転換し、軍隊が我々が生きることになる新しい予想不可能な世界に備えるよう国防総省に指示していた。この大統領の命令の結果としてまとめられたのが、「四年期国防見直し(QDR)」である。この核態勢見直しは、QDRに基づき、我々の抑止戦略における核攻撃戦力の役割に対するアプローチを大きく変え、我々の戦略態勢を転換するための青写真を示すものである。

この報告は「新しい三本柱」を確立する。それは以下のものから構成される。

- 攻撃的打撃力システム(核および非核兵器)
- 防衛手段(能動的および受動的)
- 将来持ち上がる脅威に、時期を逸しないで応じることのできるような新たな能力を提供する再活性化される防衛基盤(インフラストラクチャー)

この新しい三本柱は、強化された指揮・統制(C2)および情報のシステムによって結びつけられる。

新しい三本柱の確立は、大量破壊兵器能力の拡散にもかかわらず、二つの仕方で、我々の核兵器への依存を低減させると同時に、攻撃に対する我々の抑止能力を向上させることができる。

- (軍隊能力を適時に調整し、C2および情報システムが強化される見通しを伴う)防衛手段の付加は、米国はもはや冷戦時代のように攻撃的打撃戦力に大きく依存することはない、ということの意味している。
- 非核攻撃戦力の付加——通常兵器による攻撃および情報作戦を含む——は、これまでほど米国は攻撃的抑止能力を提供する核戦力に依存しない、ということの意味している。

新しい三本柱を構成する新たな能力の組み合わせは、米国が自国の核戦力を、2001年11月13日にブッシュ大統領が発表した1,700から2,200発の作戦配備・戦略核弾頭という目標に近づけるにつれて、我が国に対する危険を低減させる。

以下は、この報告のハイライトの要旨である。

何よりもまず第一に、核態勢見直しは、戦略戦力の立案に関連した冷戦時代の慣行を過去のものに行っている。ソ連崩壊後の10年間、米国とロシアの間に新たな関係が生まれたにもかかわらず、米国の核戦力の使用に関する計画はわずかに修正されただけであった。戦略兵器削減交渉(START)の条約によって必要とされる以上に、戦略核戦力の規模と構成に変更が加えられることはほとんどなかった。同時に、核戦力の重要な要素を維持するための計画と資金提供は不適切であった。

この見直しの結果として、米国が、ロシアを単に旧ソ連によって加えられた脅威の小型版であるかの

ようにみなして、核戦力を立案し、規模を確定し、維持することはもはやない。QDRにおいて米国の防衛国防計画に敷かれた指針に沿って、核態勢見直しは米国の戦略戦力計画を、冷戦時代の「脅威ベースのアプローチ」から「能力ベースのアプローチ」へと変更した。この新しいアプローチは、今後数十年にわたり、米国と同盟国の安全保障に合致した最低水準の核兵器をもった信頼性のある抑止力を提供するはずである。

第二に、我々は、攻撃的核戦力のみならずに依拠する戦略態勢は、21世紀に我々が直面する潜在的敵を抑止するうえで不適切であるとの結論に達した。大量破壊兵器で武装したテロリストやならず者国家は、同盟諸国や友好諸国の安全に対する米国の誓約を試す可能性があるだろう。これに対して我々は、友人にも敵にも米国の決意を保証するために、広範な能力を必要とするだろう。米国および同盟国の安全を脅かす政治的・軍事的・技術的な行動をとらないよう諸々の国家を思いとどませるには、より広範な選択肢のある能力が必要である。米国の戦力は、核・生物・化学兵器とその長距離運搬手段を含む近代的軍事技術にアクセスし得る潜在的敵に対する信頼できる抑止力でなければならない。最後に、米戦略戦力は、いかなる侵略者をも打ち負かす広範囲の選択肢を大統領に提供する必要がある。

21世紀における同国の防衛目標を達成するために、新三本柱の第一の柱である攻撃的打撃力の柱は、大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)、長距離核爆撃機からなる冷戦時代の(戦略核戦力の)三本柱以上のものになるだろう。もちろん、ICBM、SLBM、爆撃機、そして核兵器は、引き続き重要な役割を演じ続けるだろう。しかしながら、それは、新しい三本柱の第一の柱を構成する一部分にすぎなくなり、我々の攻撃的抑止力の信頼性を強化する非核戦略能力と統合されることになる。

新しい三本柱の第二の柱は、能動的および受動的防衛手段の開発と配備を必要とする。これは、21世紀の新たな安全保障環境においては、攻撃的能力だけでは侵略を抑止し得ないとの認識の表れである。2001年9月11日の出来事は、この現実味を強調するものである。能動的および受動的防衛手段が完全であることはないであろう。しかしながら、限定的攻撃の有効性を否定あるいは低減することにより、防衛手段は攻撃を思いとどませたり、新たな危機管理能力を提供したり、旧来の抑止が失敗したときに備えた保険を提供することができる。

新しい三本柱の第三の柱は、迅速な対応能力をもった防衛基盤(インフラストラクチャー)である。冷戦終結以来、米防衛基盤は縮小し、我々の核軍事基盤は衰退した。新たな能力の開発と調達に対する新アプローチは、新世代の兵器システムを実地使用するのに20年やそれ以上もかからないように設計されている。核兵器のインフラストラクチャーに関して言えば、配備された戦力への信頼を高め、不必要な兵器を廃棄し、技術的な不意打ちの危険を軽減するよう修繕される必要がある。大規模な戦略的变化に対応できる能力を維持するによって、我々は、保有核兵器を縮小し、同時に敵が核軍備競争を開始することを思いとどませることができる。

この新三本柱の有効性は、指揮・統制、情報、適応性のある計画、にかかっている。敵の意図と能力に関する「精巧な」情報によって、適時に戦力を調整することが可能となり、戦力が攻撃、防御する際の正確さを改善することが可能になる。攻撃および防衛戦力の使用を柔軟かつ迅速に計画する能力は、危機を管理し、攻撃を抑止し、軍事作戦を遂行するうえで、米国にとって大きな強みを与える。

新三本柱を構築し、配備核兵器を縮小し、戦略態勢の柔軟性を高めることは、予算が絡む問題である。古い兵器システムを退役させ、新たな能力をつくるには、費用がかかる。防衛基盤を回復させ、戦略防衛手段を開発、配備し、我々の指揮・統制、情報、計画、そして非核攻撃能力を改善するには、新たな防衛イニシャチブと投資が必要である。しかしながら、こうした投資によって我々の核兵器への依存度を低めながら、米国の安全を高めることができる。

QDRは冷戦後の時代における米国の防衛戦略の基礎を確立した。QDRの基礎の上に、核態勢見直しは冷戦時代の攻撃的な核の三本柱を、来るべき数十年のために設計された新しい三本柱へと転換させるだろう。

■「報告」本文

「核兵器は、米国、同盟国、及び友好国の防衛能力において決定的な役割を演じる。核兵器は、大量破壊兵器及び大規模な通常兵器軍事力を含む広範囲の脅威を抑止するための信頼性のある軍事的選択肢を与える。これらの核能力がもつユニークな特性は、戦略的、政治的目的を達成するために重要なあらゆる種類の敵の標的を危険状態にさらす選択肢を米国に与えることである。」(7ページ)

しかし、「米国の核戦力のみでは、米国が準備しているほとんどの緊急事態に対処できない。米国及び同盟国の利益は核攻撃を必要としないかもしれない。」核、非核、及び防衛能力の「新たな混合物」が、「これからの10年間に米国が直面するであろう多様な潜在敵及び予期しない脅威にとって必要なものである。」(7ページ)

「冷戦時代に比べ、核戦力及び核計画に関してより大きな柔軟性が必要である。新しい安全保障環境において、広範囲の潜在敵がもっとも高い価値を置いている物的、人的な資産は多様であり、場合によっては敵が何に重きを置いているかに関する米国の認識も変化していくであろう。したがって、敵のそうした資産を危険にさらすに必要な兵器の数は減少しても、今なお米国の核戦力は、広範囲の標的種類を危険にさらす能力を必要としている。この能力は、あらゆる不測の事態の下で、広範囲の潜在敵に対する効果的な抑止戦略を支える核戦力にとって鍵となるものである。さまざまな規模、範囲、及び目的をもった核攻撃の選択肢は、他の軍事能力を補完するであろう。この組み合わせは、リスク計算や損得勘定が過去の敵に比べて非常に違ったり、読みとることが難しいような敵に対して、信頼性のある抑止力となる幅のある選択肢を提供する。」(7ページ)

「防衛技術面の進歩によって、米国は、核・非核能力を、能動的・受動的な防衛と結合させることが可能になるであろう。その結合は、攻撃に対する抑止と防護を与え、米国の自由な行動を保証し、米国の同盟国に対するコミットメントの信頼性を強化するのに助けとなる。」(7ページ)

「ミサイル防衛は、潜在敵の戦略上、作戦上の計算に影響を与え得るシステムとして登場しようとしている。今やミサイル防衛は、短・中距離の脅威に対して能動的防衛を提供する能力がある。」(11ページ)

核戦力を含む米国の軍事戦力そのものが、今や「米国、同盟国、及び友好国の利益を脅かし得る軍事計画・作戦を敵が遂行することを思いとどまらせる」ために利用されるであろう。(9ページ)

「弾道ミサイルを迎撃する能力がある防衛システムは、敵のミサイル発射台を危険にさらすための核戦力の必要性を減少させるかも知れない。」(9ページ)

「迅速に対応できる現代的な核戦力分野のインフラが不可欠である。作戦配備されている保有核兵器の規模が縮小されているので、とりわけそうである。」(10-11ページ)

「[新三本柱のための]計画プロセスは、柔軟で事前に計画されたさまざまな核・非核の選択肢を作成しなければならないのみならず、危機や予期しない紛争時の追加的な選択肢をタイムリーに作成できるように十分な適応性が備わっていなければならない。」(11ページ)

II 「防衛政策目標への新三本柱の貢献」 (12ページ)

(保証する、思い止ませる、抑止する、撃破する)

「保証する」

「米国の核戦力は、核兵器、生物兵器、あるいは化学兵器による攻撃の、既知のあるいは推測上の脅威が存在しているとき、あるいは予期せぬ軍事展開が生じたとき、安全保障上のパートナーに保証を与え続けるであろう。この保証は、そうした脅威や状況を抑止するために自ら核兵器を保有しようとする友好国の誘因を減じることに貢献できる。さらに、核能力は、米国は弱いという誤った認識に基づいた潜在敵の威圧に、米国が屈することはないであろうという保証を、米国市民に与える。」(12ページ)

「米国本土の防衛と前進基地の防護は、大量破壊兵器を背景にした威圧的な脅迫に対抗し、戦力投射部隊を同盟国及び友好国の防衛に使う米国の能力を高める。」(13ページ)

「思い止ませる」

「敵の領土全体において広範囲の標的を攻撃する能力をもつシステムがあれば、潜在敵は、脅迫する能力を追求することを思い止まる可能性がある。例えば、長距離精密攻撃兵器とリアルタイムの諜報システムの結合を見せつけることによって、潜在敵は移動式弾道ミサイルに巨額の投資をすることを思い止まるかも知れない。」(12ページ)

「防衛によって、敵が米国と軍事的に競争したり戦争したりすることが、より骨が折れ費用がかかるものになる可能性がある。ミサイル防衛に関する広範囲な技術やシステムを見せつけることは、潜在敵を思い止ませる効果を生む可能性がある。ミサイル防衛、なかでも多層防衛システムに対抗するという問題は、困難で時間や費用のかかる仕事であるとの展望を潜在敵に抱かせる。」(13ページ)

「既存の兵器システムの改善、兵器の急激な量産、あるいは**新三本柱**のためのまったく新しいシステムの開発・配備を可能にするインフラ能力は、他の国に米国と軍事的に競争することを思い止ませる可能性がある。」(14ページ)

「抑止する」

「米国の本土[ミサイル]防衛及び在外米軍など戦力投射部隊が、米国の反撃能力の確実さと組み合わせれば、地域紛争への米国の関心とリスクをより良いバランスに保つことができ、したがって、同盟国や友好国への攻撃を抑止する狙いをもった米国の保証の信頼性を強化することができる。」

「[防衛に関する研究開発や産業の]インフラは、貯蔵核兵器の信頼性や攻撃に耐えうる指揮統制組織の能力に信頼性を与えるに違いない。さらに一般化すれば、それらインフラは、価値の高い標的を隠匿し、強固にし、分散しようとする敵の努力に対して、それらの標的を危険にさらす米国の能力の高度化に資することによって、侵略に対する抑止効果を高めるのである。」(14ページ)

「撃破する」

「核・非核兵器の両者によって構成される**新三本柱**の攻撃の柱は、敵を決定的に撃破するための軍事行動の計画・実行において、より高い柔軟性を与えることができる。非核攻撃能力は、付随的な被害や紛争のエスカレーションを制限するのに、とりわけ利用できるだろう。核兵器は、非核攻撃に耐えうる標的(例えば、地中深くにある壕や生物兵器施設)に対して使用できるだろう。」(12-13ページ)

「ミサイル防衛は、敵に包囲された同盟国や友好国を放棄するよう米国に強いることを意図した、小規模のミサイル攻撃を撃破することができるだろう。**新三本柱**の攻撃能力やその他の戦力投射部隊を防護するミサイル防衛は、米国、及び同盟国や友好国の反撃能力を向上させるだろう。また、そのような防衛は、一発あるいは複数のミサイルが関係したり、大量破壊兵器を装備した敵が関係する危機管理において、大統領に選択肢の一つを提供するだろう。」(13ページ)

指揮、統制、計画、及び情報 (15ページ)

「戦力が、**新三本柱**の必要条件を満たすよう徐々に変化するにはが、その他の軍構成要素の効率を確保するために指揮・統制(C2)がますます重要になってくる。攻撃選択肢は、交戦過程すべてを通して、複雑な立案、柔軟性、及び政策決定者とのインターフェイスを必要とする。指揮・統制はますます複雑になり、それらの支援システムや組織(プラットフォーム)は、増強、近代化、交換される必要が生じるであろう。」(15ページ)

「正確でタイムリーな標的情報は、攻撃能力の致死率を高め、かつ非核兵器が核兵器を代替する可能性を高める。あるいは、ミサイル防衛部隊のタイムリーな配置を可能にする。」(15ページ)

防衛政策の目標及び関連した核兵器への要求 (15ページ)

「安全保障環境が流動化している状況においては、将来の核戦力の正確なレベルを確実に予測することはできない。次の10年間で、米国の作戦配備の戦略核戦力を1,700～2,200発の弾頭数まで削減するという目標は、米国の核兵器の必要性に影響を及ぼすであろう安全保障環境の変化に対応できる、一定程度の柔軟性を与えるものである。」(15ページ)

核戦力の規模 (16ページ)

「核攻撃能力への要求項目を設定するにあたり、米国が準備しなければならない不測の事態に関して区分を設けることができる。つまり、喫緊の事態、潜在的な不測事態、予期せぬ不測事態という分類ができる。」

「喫緊の事態とは、よく知られている現在の危機に関するものである。喫緊の事態の現在の例として、イラクのイスラエルや近隣諸国の攻撃、北朝鮮の韓国攻撃、あるいは台湾の地位をめぐる軍事衝突が挙げられる。」

「潜在的な不測事態とは、予測することが妥当であるが、喫緊の危険ではないものである。たとえば、米国や同盟国に敵対的な新たな軍事同盟が出現し、その中に大量破壊兵器や運搬手段を有する国が一つあるいは複数あれば、そのような事態は、核戦力計画を含む米国の防衛計画に重大な影響を及ぼし得る潜在的な不測事態である。」(16ページ)

「予期せぬ不測事態とは、キューバ・ミサイル危機のように予期せずして突然出現する安全保障への挑戦である。現代の例としては、突然の政治体制の変化があって、既存の核兵器が敵対的な新指導部の手中に落ちる場合や、敵対国が大量破壊兵器能力をもっていることを、突然に表明するような場合が考えられる。」(16ページ)

「北朝鮮、イラク、イラン、シリア、及びリビアなどが、喫緊、潜在的、あるいは予期せぬ不測事態に関係する可能性のある国々に含まれる。それらの国は、全て米国及び米国の安全保障上のパートナーと長いあいだ敵対関係にあり、とくに北朝鮮とイラクは慢性的な軍事的な懸念材料であった。また、これらの国は全てテロリストを支援したり、かくまっており、大量破壊兵器及びミサイル計画を活発に進めている。」(16ページ)

「中国は現在でも戦略目標を発展させていること、かつ核・非核戦力を近代化していることを結合して考えると、中国は喫緊、あるいは潜在的な不測事態に関わり得る国の一つである。」(16～17ページ)

「ロシアは、米国を除けば最大の核戦力及び、あまり強い印象を与えていないが、相当な通常戦力を維持している。しかし今日では、冷戦期のようにモスクワとの間ではイデオロギーに起因する紛争は存在しない。米国は、ロシアとより協力的な関係を築こうとしており、定義からして相互不信及び相互敵対を意味する恐怖の均衡の政策枠組みから離れようとしている。結果的に、ロシアが関係する[核攻撃]の不測事態は、想定することは妥当であろうが、予期されることではない。」(17ページ)

(機密指定無し)「ロシアとの関係の変化を考慮して、米国の当面の核戦力への要求事項を調整することは、相互脆弱性という冷戦政策から離れ、より協力的な関係に向かう重要な一歩である。」(17ページ)

(極秘)「とは言え、ロシアの核戦力及び計画に対する懸念は残る。ロシアは、自国の周辺地域において多くの戦略的問題に直面しており、また将来の方向性を確実に測ることはできない。米国の計画はこれを考慮に入れなければならない。将来、米ロ関係が著しく悪化することがあれば、米国は核戦力レベル及び態勢を改訂する必要がある。」(17ページ)

作戦配備及び迅速対応核戦力

「作戦配備戦力の規模は、喫緊及び予期せぬ不測事態という文脈において、米国の防衛目標を満

たすのに必要な能力を与えるよう決められる。すなわち、既知の脅威に対抗するため短期間に十分な数の戦力が利用可能であると同時に、突然の事態が起こる場合のために、少量の追加的な余力を保持していなければならない。米国が2012年に配備計画している1,700～2,200発の弾頭数が、作戦配備戦力を構成するであろう。」(17ページ)

「迅速対応戦力は、潜在的な不測事態に備え作戦配備戦力を強化する能力を与えることを意図している。迅速対応戦力によって、指導部は進行中の危機の重大さに比例して作戦配備戦力の数を増加させる選択肢を保持できる。迅速対応戦力は、数日以内に利用可能である必要はないが、数週間以内、数ヶ月以内、さらには数年以内であっても、利用可能である必要がある。例えば、追加的な爆弾を、配備されていない貯蔵兵器から取り出すのは、数日あるいは数週間で可能であろう。それと対照的に、航空団の中の航空中隊に、大陸間弾道弾(ICBM)戦力に追加的な兵器を追加するには一年もかかるであろう。迅速対応戦力は、信頼性に問題が出ている作戦配備兵器の交換用の予備ともなる。」

米国の核戦力の規模

「現在の計画に基づけば、2012年までに1,700～2,200発となる作戦配備の戦略核弾頭が、敵の政治統制や軍事力の諸手段など敵が重要と考えるものすべてを危険にさらし、敵の戦争目的を拒否する。米国の抑止政策を支えるであろう。抑止目的で危険にさらされる標的の種類は、指導部、軍事能力、とりわけ大量破壊兵器、軍の指揮施設及びその他の統制センター、そして、軍事力を支えるインフラなどである。」

「2012年に計画されている軍構成は、トライデント弾道ミサイル発射原子力潜水艦(SSBN)が14隻(うち2隻は常時オーバーホール)、ミニットマンⅢ・ICBMが500基、B-52H爆撃機が76機、及びB-2爆撃機が21機である。」

核削減の道筋

「2012年に1,700～2,200発という作戦配備された戦略核弾頭の数に向かう概念的な道筋では、ピースキーパー・ICBMを廃棄し、4隻のトライデントSSBNを戦略用途から退役させ、トライデント・ミサイル(SLBM)、ミニットマンⅢ・ICBM、B-52H爆撃機とB-2爆撃機から核弾頭を減らせる。この結果、2007年までに3,800発の作戦配備の戦略核弾頭数を達成する(オーバーホール中のSSBNのSLBM弾頭は、警戒態勢をとることができないため、作戦配備弾頭数には数えない。)」(19ページ)

「作戦配備弾頭数3,800以下へのその後の削減は、さまざまな方法を用いて達成することができる。具体的な方法については、2003年より始まる国防省の定期的見直しにおいて決定される。国防長官は、それらの見直しが統合幕僚会議議長、米国戦略軍総司令官、及び国家核安全保障管理局長官の参加をえて実施されるよう指示するであろう。」(19ページ)

Ⅲ 新三本柱の創造

「**新三本柱**の要求を満たすために、既存能力のオーバーホールが必要とされる。オーバーホールの中には、攻撃計画を作成し実行するための手段を改良することも含まれる。これによって、国家指導部は、状況が大きく揺れ動いている危機状況において、事前に計画された選択肢を新状況に適合させたり、新たな選択肢を作り上げることができる。」(23ページ)

「さらに、米国が急激に変化する状況に適応できるように、国防省と国家核安全保障管理局の技術的基礎及び生産即応インフラを近代化しなければならない。そのような調整は、存続している核戦力の能力を新たな任務に適合させるために必要であるかも知れない。既存の核戦力の一部を近代化、改良、あるいは交換する必要が生じるかもしれない。あるいは、国家の必要性により良く適合するよう次世代核兵器に対する概念を開発する必要が生じるかもしれない。冷戦期の核戦力の小型版が、そのまま2012年以降に米国が必要とする核戦力である可能性は低い。」(23ページ)

「2004会計年の防衛計画ガイダンス(DPG)が、核及び非核システムへの要求事項を調整し、相互の矛盾がないようにする手引きとなる。」(24ページ)

「提案されている2003～2007年の国防将来計画に反映されているイニシアティブは次のものを含む。

- 移動標的及び移動可能な標的:国防省は、移動可能な重要標的を危険にさらすために、全軍に応用できるシステム・レベルのアプローチを開発することを提案した。
- 堅固な標的及び地中深くに埋設された標的の撃破:国防省は、敵の堅固な標的や地中深く埋設された標的の位置を突き止め、それらを識別し、特性をつかみ、照準を合わせる手段を著しく改善する計画を実施する。
- 長距離攻撃:国防省は、さまざまな距離にある固定及び移動式標的を、地形や気候状況にかかわらず、また聖域化されている地域においても、撃破するため、システム・レベルのアプローチを追求する。
- 誘導ミサイル潜水艦(SSGN):国防省は、戦略核任務から退役する4隻の弾道ミサイル原子力潜水艦(SSBN)をSSGNに転換するための財政支出を行うことを提案した。
- 精密攻撃:一度の任務で攻撃できる標的数を増やす努力。その中には、「攻撃能力に関する重要情報を交換するための妨害に強く、安全なデジタル・ネットワーク」を供給する「多機能情報分配システム」、「統合空対地スタンドオフ・ミサイル」、「小径爆弾」、「無人戦闘機」などが含まれる。
- 新攻撃システム:2003会計年に、国防省は転換後のSSGNに装備する新たな攻撃システムに関する概念を探求する。この新たな攻撃システムに望まれる能力には、標的にタイムリーに到達すること、精度、及び迅速に標的を再設定できる能力が含まれる。」(24～25ページ)

弾道ミサイル防衛

「大統領は、ミサイル防衛の任務は、全50州、配備部隊、友好国・同盟国を弾道ミサイル攻撃から防護することであると述べた。国防省は、弾道ミサイル防衛計画を再編した。同計画は、以下の方針を基にミサイル防衛を追求している。

- ミサイル防衛は、多層にすることによってもっとも効果的になる。すなわち、いかなる射程の弾道ミサイルをも、飛行の全ての段階において迎撃できることが必要である。
- 米国は、少数の長距離ミサイル攻撃、及びより数の多い短・中距離ミサイル攻撃に対して効果的な防衛を追求している。
- ミサイル防衛システムは、他の軍事システムと同様に、100%効果的とはいかないが、それでも抑止能力を高め、抑止が失敗した場合に多くの人を救うことで安全保障に大きく貢献することができる。」(25ページ)

「PAC-3以外には、米国は、どのシステムを配備するか決定していない。その決定は、技術と脅威の両方の進展に左右される。国防省は、幅広い代替可能なアプローチを追求している。ミサイル防衛計画には、2つの次元がある。すなわち、短期的な緊急能力と、より強固な作戦用システムにつながるこれら能力の改良版である。緊急ミサイル防衛能力を供与できるであろう短・中期的選択肢(2003～2008年)が検討されており、以下のものが含まれる。

- ブースト(初期噴射)段階迎撃用の空中配備レーザーは、すべての射程の弾道ミサイルに対して限定的な作戦に利用できる可能性がある。
- 実験計画から抜き出した少数の迎撃ミサイルとアラスカの改良型コブラ・デーブ・レーダーによって

構成される初歩的な地上配備の中間飛行段階迎撃システムが、米国へのより長距離の脅威に対して利用できる可能性がある。

- 海上配備のイージス・システムが、短・中距離脅威に対する初歩的な中間飛行段階迎撃の撃能力を供与できる可能性がある。」(26ページ)

「これらのシステムの技術的進展を基に、2006～2008年位から、米国は以下を含む作戦能力を配備できるであろう。

- ・空中配備レーザー搭載航空機2～3機
- ・追加的な地上配備中間飛行段階迎撃基地
- ・4隻の海上配備中間飛行段階迎撃の艦船
- ・より短い距離の脅威に対する最終飛行段階迎撃システム。2001年に配備が開始されたPAC-3、2008年までに利用できる可能性があるTHAAD(戦域高高度地域防衛)。(26ページ)

「国防省は、ミサイル防衛を支援するための低軌道配置型の宇宙配備赤外線システム(SBIRS-L OW)衛星を開発する予定である。このシステムは、敵の弾道ミサイルを追跡し、再突入体とその他の飛行物体との識別を助ける能力をもたらすであろう。」(28ページ)

指揮・統制、情報

「国防長官は」核兵器の安全性、保安、管理、及び信頼性を最高基準に維持するのに関わる全ての活動を、独立に、端から端まで再検討するため連邦諮問委員会(FAC)を設立した。この「端から端までの再検討」は、NPR(核態勢の見直し)と同時に実施されたが、NPRの期日までには完了しなかった。再検討はまだ最終的なものになっていないが、FACは「9月11日の事件を踏まえて国防長官に緊急の予備的所見」を提出し、「現行の核に関する指揮・統制(C2)構造を真の国家的な指揮・統制協議システムへと拡張する必要性を指摘した。」(26ページ)

「9月11日の攻撃は、固定的指揮センター及び移動式指揮センターと国家の政策決定者との間の確実な広帯域通信の必要性を劇的に際立たせた。国防省は、確実な広帯域通信構造及び手続きを開発している。国防省は、2003会計年に一つの衛星通信システム、高度広帯域システム(AWS)を開始する。このシステムは、相互運用性のあるレーザー通信を取り入れ、広帯域の戦術放送、保護装置を施された戦術放送(高度EHF衛星に置き換わる)、及び2009会計年に最初の打ち上げが計画されている中継通信に対する防衛・情報コミュニティーの必要性を満たすように計画されている。国防省は、全ての戦略的指揮・統制(C2)のプラットフォームにおいて安全な広帯域能力を実施する努力を支援する。広帯域通信は、確実で、生き残り可能で、長持ちする核に関するC2への要求を、代替はしないが、補完する。」(27ページ)

「米国へのテロリスト攻撃から回復し対応するための2001年緊急補正歳出予算法」は、国家指導部の航空機の即時高性能化を定め、国防省は、E-4国家機上作戦センター航空機を含む追加的な広帯域高性能化のための財政支出を計画した。

「高度超高周波(AEHF)宇宙船3艇が、2008会計年の初期作戦能力達成の計画であるが、それによって戦術・戦術ユーザーに対する、核攻撃に生き残り(たとえば高高度における電磁パルスに耐性がある)、妨害に強い、低・中データ速度の通信が提供されるだろう。」

「国防省は、中緯度及び両極地地域において核戦争に耐性のある通信を必要とする、主として国家及び戦略ユーザーのためのEHF(ミリ波)通信衛星計画を2003会計年に開始する。その最初の打ち上げは、2009会計年中に計画されている。主要な核に関するC2政策決定者の間の、生き残り可能で、妨害に強く、安全な音声による会議を行うことは、戦術的な警戒と評価、対応の選択肢、軍の管理に関する議論をし易くするために、今後も不可欠であり続ける。」(27ページ)

「…核に関するC2の暗号システムへの相当な投資、…新たな核C2能力は、新しい技術をテコに

して行わなければならない。(27ページ)

情報

「現在、以下のような能力上の重要な欠点が存在している。移動標的や移動可能な標的、及び大量破壊兵器基地を見つけ追跡する能力。強化された標的、地中深くに埋設された標的の位置を突き止め、識別し、特性をつかむ能力。[及び]情報作戦や連合した諜報作戦への情報支援を行う能力。」(28ページ)

「重要地域に関する継続的で持続的な諜報、監視、及び偵察を行うために、国防省は、2003～2007年の国防将来計画において、宇宙、空中、地上、及びサブ・サーフェス(地下・水中)能力から構成されるシステムのシステムを開発するよう提案している。このシステムのためのセンサーは、諸現象の混合体を含み、機敏で柔軟な対応を可能にし、全電磁波スペクトルにわたって運用される。」(28ページ)

「超スペクトル映像などの持続的な監視——空中及び宇宙配備プラットフォームから——を行うための新概念が、2003会計年の予算に提案されている。」(同上)

「情報作戦(IO)のための諜報。情報作戦における標的設定、武器設計、及び実行のためには、現時点で利用できるものよりも、粒子が細かく深度が詳細な情報収集を必要とする。情報コミュニティーは、ほとんどの敵の地域コンピューター・ネットワークやその他の指揮・統制システムに関する適切なデータを有していない。さらに、IO手段を用いてこれらのネットワークを利用する分析的能力に限界がある。新三本柱に不可欠な効果的なIO標的設定、武器設計、及び戦果評価を可能にする最新統合データベース(Modernized Integrated Database)を改良し人員をつけるために、投資を続けなければならない。」

適応性計画(アダプティブ・プランニング) (29ページ)

「標的の特定、武器システムの割り当て、核指揮・統制システムへの要求項目などを含む現在の核計画システムは、意図的に計画された大規模な核攻撃を支援するために最適化されている。今後、米国が大規模な単一統合作戦計画(SIOP)の概念を越え、より柔軟性のあるものへと移行するにあたり、適応性計画がより大きな役割を演じるであろう。」

「熟考した計画によって、予期される不測事態のために、事前に計画された、実行可能な戦争計画が生み出される。適応性計画は、厳しい時間との競争にある状況下で戦争計画を立てるために利用される。熟考した計画は、危機において実行できる個々の武器/標的の組み合わせを特定することによって、適応性計画の基礎を供与する。」

「適応性計画が作成されたことのない不測の事態については、完全な適応性計画が必要であろう。標的を特定してから利用可能な一つの選択肢を提供するまでに要する時間を短縮したいという要求は、現在のままでは、核計画過程に大きな負荷を課すであろう。現在、一つの新たな標的を攻撃する計画を仕上げるには、使用される武器システムによるが、12～48時間かかる。適応性計画の必要条件を満たすためには、より柔軟性のある計画システムが必要である。」

「戦略戦争計画システム(SWPS)を、より迅速に適応性計画シナリオに対応できるものにするために、米戦略軍によって包括的なSWPS転換研究が開始され実行されている。結果は、2002年春の終わりに出てくるであろう。適応性計画の必要条件を満たすために、既存の核C2構造を改良することが必要である。」

国防省インフラ問題

「国防省は、核発射装備のための現在のインフラ維持計画の欠点を特定した。それらには以下のものが含まれる。しっかりしたロケット機関の設計、開発、及び実験;現在及び将来の戦略システムのための技術;監視・評価システムの改良;指揮・統制システム;耐放射線性部品の設計、開発、及び生

産。」(30ページ)

「この努力を支援するにあたり、**将来の米国戦略態勢のためのシステム技術に関する国防科学委員会タスクフォース**は、潜在的な戦略的脅威の特徴や時期の不確実性に対処したり、防護手段を準備するための米国の技術ベースの能力の強化、時宜よく対応するための技術・産業ベースの能力の強化、及び将来ありうる戦略能力に関する科学技術計画の適切性や迅速対応性の向上、のための戦略を練っている。さらに、**米国戦略軍戦略発射装備に関する諮問グループ**は、武器システムの将来性及び核戦力の準備態勢に取り組んでいる。」(30ページ)

現在の米国核弾頭インフラ

「核弾頭インフラ、とくに生産複合体、に対する投資不足が続いたために、備蓄に重大な問題が発見された場合に、既存の設計を一新したり交換したりする将来の選択肢が限られたものになっているという、リスクが増大している。例えば、今後10年の後半になれば、暫定的なピット生産能力が確立する予定とはいえ、プルトニウム・ピット、二次爆発装置のいくつかの構成部品、あるいは完成弾頭を組み立て、認証するための能力は現在存在していない。」(30ページ)

「指示があれば、新たな国家の要求に対応するために新弾頭を設計、開発、生産、認証したり、必要ときに地下核実験を再開する準備態勢を維持したりすることができるような、核兵器複合体を復活させる必要があることは明白である。」(30ページ)

備蓄核兵器の整備

「国防省及び国家核安全保障管理局(NNSA)は、**新三本柱**のための核弾頭への要求項目を決定する初期段階にある。**新三本柱**が開発され実戦配備されるにしたがい、国防省及びNNSAは、備蓄弾頭がどう特徴づけられるかを再評価しなければならないであろう。現在、備蓄弾頭は、**活性(アクティブ)**と**不活性(イナクティブ)**の2つのカテゴリーに分類される。

- アクティブ備蓄弾頭は、トリチウム及びその他の寿命に限界のある構成部品が取り付けられたままいつでも使用できる状態に維持される。これらの弾頭は、弾頭への最新の変更が採り入れられている。アクティブ備蓄弾頭には、全ての配備弾頭、迅速対応戦力のための弾頭、及びそれぞれの弾頭種類の兵站予備が含まれる。
- イナクティブ備蓄弾頭は、寿命に限界のある構成部品が取り付けられておらず、弾頭への最新の変更もなされていない可能性がある。これらのイナクティブ備蓄弾頭は、多くのアクティブ弾頭に問題が発見された場合の防護措置として、信頼性のある取り替え用弾頭として使われる役割から、品質保証や信頼性試験のために消費される弾頭の補充用弾頭といったもつと予見できる役割まで、さまざまな用途に使われる。今後10年間、あるいはそれ以上の期間、米国はいくつかの弾頭用新品を生産する能力を持たないので、こうした防護措置が必要とされている。イナクティブ備蓄弾頭を配備するのに要する時間は、運搬システム、およびトリチウム・ガスやその他の寿命に限界のある部品が入手できるか否かに依拠する。これらの弾頭やその構成部品は、新たな能力を付与するためにも使用できるだろう。そのための時間は、戦略爆撃機であれば数週間、ICBMであれば数年間、という範囲にあるだろう。」(31～32ページ)

「今日、約8,000個の弾頭がアクティブ備蓄に存在する。最初の核弾頭削減が実施されるにしたがい、弾頭の中にはアクティブからイナクティブ備蓄に移転されるものもある。例えば、4隻のSSBNが戦略配備から退役することによって、W76弾頭700個以上が、イナクティブ備蓄に移転されるであろう。2012年までに、現在アクティブ備蓄にあるおよそ3,000個の弾頭がイナクティブ備蓄に移転されるか退役されるよう計画されている。」(32ページ)

「W87ピースキーパー弾頭の中には、安全性強化再突入体(SERV)計画の下、ミニットマン型ICBMに再配備されるものもあるだろう。各W87弾頭は、現在ミニットマンに配備されているW62弾頭1個、あるいはW78弾頭3個と置き換えられるだろう。戦力の弾頭多様性を与えるために、SERV改良型ミニッ

トマン・ミサイルの中には、W78弾頭が取り付けられるものもあり得る。いくつかのW78及びW87弾頭が、迅速対応戦力を支えるための信頼性ある代替用品や監視用弾頭として保持されるであろう。また、W62弾頭は、2009会計年末までに退役されるだろう。(32ページ)

「アクティブ備蓄の中には、非戦略核兵器がある。」

「米国は、核兵器のイナクティブ備蓄を保持するであろう。その備蓄の規模はまだ決定されていない。規模は、核兵器複合体が弾頭を組み立て直したり解体したりする能力によって決まるであろう。例えば、今日、核兵器複合体は、一年間に約350個の弾頭を処理、すなわち組み立て直すか解体するかできる能力がある。もし、NNSAの提案した計画に予算がつけば、処理できる弾頭数は一年間約600個まで増加するであろう。」(32ページ)

「今後20年間における核兵器計画への大きな問題の一つは、少なくとも7種類の核弾頭の組み立て直しを行い、それによって寿命を延ばすことであろう。」[表によれば、これら核弾頭は、B61-3、4、10; B61-7、11; W76; W78; W80-0、1; B83-0; B83-1; W87; 及びW88である。]

生産インフラの回復

「弾頭の組立と分解:…既存兵器の解体と組み立て直しの予定作業量を満たすために、パンテックス工場の容量と能力を拡大する計画が進行中である。」(33ページ)

「ウランの運用:テネシー州のY-12工場が核兵器の二次爆発装置の完成品を生産する能力を回復するために、少なくとも7~8年の努力が必要であろう。いくつかの材料や製造工程の検証された過程は、現在稼働していない。弾頭の二次爆発部品やその他のウラン部品を交換するための予定作業量を満たすために、Y-12工場の容量と能力を拡大する計画が進行中である。」(33ページ)

「プルトニウムの運用:われわれの顕著な欠陥は、核兵器の一時爆発装置、いわゆる「ピット」、を組み立て認証する能力がないことである。W88弾頭の破壊監視検査によって生じる現在の需要を満たすために、今後10年の後半にロスアラモス国立研究所での暫定能力を確立する作業が進行中である。長期的には、新たな現代的な生産施設が、構成部品の大規模交換と新たな生産に対処するために必要となるであろう。」(33ページ)

「その他の構成部品及び材料の生産:…1988年から停止されているトリチウムの生産は、2003会計年に再開され、2006会計年に備蓄兵器に最初にとどけられる予定である。さらに、核弾頭の再組立計画によると、特殊材料製造のために、Y-12特殊材料複合施設に現代的な施設が必要になる。」(14ページ)

核兵器計画へのNNSAイニシアティブ

「核態勢見直し(NPR)の結果、NNSAはいくつかのイニシアティブに取り組む…」

高度概念イニシアティブ:…核兵器に関する選択肢で、国家の抑止態勢を強化するのに重要な利点となるものがいくつかある。既存の備蓄兵器の威力にさらなる柔軟性を与えるための改良の可能性。潜在的敵が以前よりも多用している強化され地中深くに埋設された施設に対抗するための改良型地中貫通兵器(EPW)。付随的被害が少ない弾頭。(34~35ページ)

「新たな、あるいは浮上しつつある軍事的要求を満たすことと関連して、核兵器のこれらの選択肢や他の選択肢をさらに評価するために、NNSAは、各国立研究所及びワシントンの本部に高度概念チームを再確立するだろう。国防省とNNSAは、核能力を供与する潜在的な計画を共同で再検討し、そうした弾頭を配備するために核実験を必要とするかどうかの調査も含め、更なる研究のための機会を特定するであろう。」(35ページ)

「エネルギー省とNNSAが、[核実験を再開するための]時間をく議会によって命じられた1年間>(START II 批准に関する1996年決議に表現されている下院の意思)よりもずっと短くすることの実行可能性と費用を評価せよという[2001年2月のフォスター]委員会勧告が、NPRの一部として言及された。」(35ページ)

「核実験準備態勢は、ネバダ実験場の地下で実行されている備蓄兵器管理実験の現在進行中の計画に核実験計画用人員が参加することによって、主として維持されている。現在の核実験準備態勢の計画には、二つの懸念がある。」

「第一に、…現行の2~3年という準備期間の実験準備態勢は、経験のある実験人員が次々と引退している現状では、持続可能なものではないであろう。核診断装置、封じ込め、垂直トンネルにおける診断機器の設計や設置、穴の埋めどし、及び放射化学分析など、地下核実験を実施するのに必要な技術や過程が、すべてネバダ実験場で実施されている未臨界核実験において用いられている訳ではない。経験ある人員が退職するにしたがい、これらの技術を新人に訓練することはより困難になり、実験準備態勢をさらに悪化させることになるだろう。したがって、地下核実験を実施するために必要な鍵となる能力をすべて特定し、それらの能力をさまざまな核実験関連技術を利用するプロジェクトにおいて演習するというアプローチが求められる。」(35~36ページ)

「第二に、2~3年という態勢は、将来発見され得る深刻な欠陥に対処するためには長すぎる可能性がある。」

「将来不意打ちを受けるのが確実であることや、脅威の種類が広範囲にわたることを考えると、米国はまた、自国兵器や運搬プラットフォーム(高度通常攻撃システムを含む)が効果的に働くよう、核兵器概念や他国が実験している対抗策の技術的含意を理解する能力をもたなければならない。こうした能力によって、米国は、必要あらば、手遅れにならないうちに、脅威に対処するために全く新しい能力(既存兵器の改良ではなく)を開発する必要があるか否かの研究を開始することができるであろう。」(36ページ)

「こうした懸念に対処するために、…NNSAは、以下の方法によって、今後3年間にわたって実験準備態勢を向上するための提案をする。つまり、鍵となる人員を強化し、彼らの業務能力を高めること、次世代の実験人員への指導を開始すること、追加的な未臨界実験など追加的な実地実験や適切な忠実度をもった核実験関連の演習を実施すること、地下核実験独特の鍵となる構成部品(例えば、野外実験中性子発生装置)を交換すること、いくつかの実験診断能力を最新化すること、規則や安全基準に合致していることを示すのに必要な時間を短縮すること。国防省やNNSAは、新三本柱を支えるのに最適の実験準備期間を決定し、実施し、維持するために、実験シナリオを洗練させ、費用対効果を評価する予定である。」(36ページ)

国防省への弾頭生産コミットメントを満たす。…回復しなければならない鍵となる能力は、プルトニウム・ピットの製造である。ロスアラモスでの限定的な生産能力を確立する国防省の努力に加えて、NNSAは、必要となれば新たな生産能力が稼働できるように、最新のピット製造施設の予備的設計作業を加速させるであろう。」(36ページ)

重要技能を有する人員

国防省とNNSAは、弾頭設計、開発、製造、及び弾頭・兵器の統合に関わる統合された能力を端から端まで実証する機会を、共同で支援する。中心目的は、国防省の兵器運搬システムに弾頭を適合させる重要技能の演習を行うことである。…NNSAは、新しい高度概念イニシアティブのための目標として以下の事項を含めようとしている。

- 弾頭設計の知識を現世代の設計者から次世代に移転する。
- 国防省/NNSAの計画統合技術を演習する。

核戦力の維持と現代化

「[核・非核両用の]F-15Eを退役させる計画はない。核・非核両用の統合攻撃戦闘機(JSF)が配備された後、F-16を退役させる。」

「ICBMについて」[国防省の努力の焦点は、次世代ICBMのための要求事項を満たす作業を開始する一方で、ミニットマンⅢ兵器システムの寿命を2020年まで延長することである。]

包括的な維持計画が策定され、実行されている。

- 誘導装置交換計画
- 推進機関交換計画
- 推進システム・ロケットエンジン寿命延長計画(「初期噴射後の機体部分にある経時変化した構成部品を交換」)
- 迅速執行・戦闘標的設定(React)の寿命延長計画
- 環境管理システム
- 安全性強化再突入体(SERV)計画

「SERV計画は、現在ピースキーパー・ミサイルに搭載されているMk21再突入体を搭載できるよう、ミニットマンⅢ・ICBMの仕様を変更する。」(41ページ)

「ピースキーパーの退役は、[2003会計年に始まり]36ヶ月の間に行われる。退役のための期間中、ミサイルの警戒態勢は維持され、完全に任務を遂行できる状態に置かれる。…国防省は、冷戦後の環境において予見される脅威に対するピースキーパーの役割を分析し、ピースキーパーの退役が米国の核戦力の十分性に悪影響を及ぼさないと判断した。国防省は、ピースキーパーの初期噴射部分を、宇宙用打ち上げや標的体などの将来の利用可能性を考えて保持する計画である。」(41ページ)

「今後のICBM:空軍宇宙部隊(AFSPC)は、弾道ミサイルに関する要求項目(BMR)研究(1998～2000年)を先導した。同研究は、現行の標準的ICBM任務を超えるいくつかの要求項目を列挙した。その中には、より長い射程、弾道の変更、戦略的な移動可能標的、強化された地中深くに埋設されている標的など、次世代ICBMが対処する課題がある。陸上配備の戦略核抑止任務の必要性に関する声明(MNS)は、2020年以降のICBMへの要求を記述するに当たって、BMR研究で行われた分析を基礎にしている。AFSPCは、MNSを基礎に論を展開し、今後のICBMの選択肢を示すために、2018年までに初期作戦能力を獲得する目標を立てて、2004及び05会計年に代替選択肢を分析する計画である。この作業によって、将来のICBM戦力にとっての要求事項を作成する過程と購入過程が、確かな軌道に乗るであろう。」(41ページ)

「トライデントSSBN:…現政権は、現行潜水艦戦力18隻のうちの4隻のSSBNを、特殊作戦部隊と通常型巡航ミサイルを搭載できるように改造する意図をもっている。この戦力構成を達成するためには、8隻のトライデントⅠ(C-4)型SSBNのうちの4隻がトライデントD-5ミサイルを搭載できるよう転換する必要がある。海軍は、トライデントの船体寿命を44年に延長した。これは同時に、国防省がD-5戦略兵器システム(SWS)の寿命を延長することを要求している。現役に留まる14隻のトライデントSSBNの最初のものは、2029年に退役することになる。」(42ページ)

「トライデントⅡ型SSBN:…国防省はD-5寿命延長計画に財政支出を行う。この計画はD-5ミサイルの生産を継続し、かつ既存ミサイルの誘導及びミサイル電子システムを改良するものである。追加的なD-5ミサイルの生産の継続は、次の10年間にミサイルが不足しないために必要である。」(42ページ)

「今後のSSBN:国防省は、海上配備戦略核戦力が継続して必要であると考えている。したがって、次世代SSBNが配備される必要がある時期は、現役に留まる予定のトライデントSSBNが最初に退役する2029年頃である。海軍は、現在、将来のSSBNのあり方について2つの選択肢を検討している。一つは、バージニア級攻撃型原子力潜水艦の変形で、もう一つは、専用のSSBN(新たな設計もしくはトライデント型SSBNの派生型)である。…もし専用のSSBNを開発する決定がなされれば、新しいプラットフォームが2029年に利用可能になることを確保するためには、2016年に計画を開始する必要があるだ

ろう。」(42ページ)

「今後のSLBM:将来のSSBNに向け、2029年頃に新たなSLBMが必要となるだろう。海軍は、射程・搭載重量についての要求項目とミサイルの大きさを検討するための調査を開始したが、現時点においては、トライデントD-5の実用寿命を延長する以外に今後のSLBMに関する特定の計画はない。」(42ページ)

「共用ミサイル:国防省は、現時点において、ICBM・SLBM共用弾道ミサイルを購入する計画をしていない。しかし、空軍と海軍は、現在、現行及び将来の弾道ミサイルに関連する共用技術の研究・開発を協力して行っている。誘導応用計画(GAP)、再突入システム応用計画(RSAP)、推進機関応用計画(PAP)、及び戦略システム維持技術(TSSS)計画がある。」(42～43ページ)

重爆撃機及び航空機発射巡航ミサイル(43ページ)

戦略爆撃機:空軍は、現行のB-2及びB-52航空部隊を今後35～40年にもわたって運用し続ける計画である。この計画を支援するために、両機体を維持し現代化するための積極的な努力が必要である。とくに、その期間を通じてこの航空部隊を使用可能で、作戦に妥当な状態に保つためには、通信、航空電子工学、プロセッサ、レーダーシステム、ディスプレイ、航行機器の改良が不可欠である。

「確実に、世界規模で、生き残り可能な、国家司令部と戦略爆撃機軍との間の両方向の連結性は、戦略的な指揮・統制の基本的要素である。B-52とB-2は、国家司令部との連続的連結性を確保するために、高度EHF(ミリ波)衛星通信に移行しなければならない。」

「状況認識(SA)及び電子戦対抗措置(ECM)がB-52の改良にとって最優先事項である。脅威への適応と対抗能力の欠如、SAとEMCの機器部品の高い故障率、部品の旧式化、及び供給元の先細りが、B-52の戦闘環境における作戦能力を著しく制限している。したがって、電子戦対抗措置の改善、SA防衛改善、そして低・中帯域電波妨害機器交換計画が、B-52が2006年以降も存続できる装備として確実に生き残るためには不可欠である。」

「また、世界規模での任務をこなす核兵器の運搬を行うために、B-52は信頼性が高く正確な航行システムを必要とする。慣性誘導装置(INS)が、B-52の航行機器の中心をなしているが、実用寿命が終わりに近づいており、維持するための費用がますますかさんでいる。航空電子機器・寿命期間中改善計画は、精密航行と兵器運搬のために必要なINSや他の古くなったB-52航空電子機器を交換することで、この問題に対処する。」

B-2については、現在、いくつかの改良が実行中である。これらの改良には、航空機のステルス用材料の維持能力を改善する代替高周波材料(AHFM)、UHF/衛星通信(SATCOM)の改良、JAS SM(統合空対地スタンドオフ・ミサイル)の改良、Mk-82スマート爆弾・集合ラックの改良、及びリンク-16の改良などが含まれる。

「**空中発射兵器システム:**空軍は、最近、現在の巡航ミサイル戦力は2030年まで持続できると決定した。」(43ページ)

「**今後の戦略爆撃機:**現在の推定によれば、「新しい爆撃機は、2040年頃までに作戦可能になる必要がある。しかし、追加的又は改良型爆撃機能力への必要性によっては、「必要時期」がより現在に近づくこともあり得る。…空軍は、最近、選択肢をさらに探求すべく、長距離攻撃航空宇宙プラットフォーム-Xのための科学技術努力に財政支出を行った。」(43～44ページ)

「**今後の空中発射兵器システム:**現在、核弾頭型・空中発射巡航ミサイルに関する今後の計画はない。…しかし、通常型巡航ミサイル計画(例えば、射程延長巡航ミサイル)が計画されており、それが必要ときに日程を加速させるのに役立つ可能性がある。しかしその場合、核弾頭を搭載できるよう改修されなければならない。」

「**核・非核両用航空機**: 国防省は、核・非核両用のF-16C/D及びF-15Eの寿命を延長するか又は統合攻撃戦闘機(JSF)に一段階の改良ブロック作るかの選択肢と関連費用を検討している。…JSFのための作戦要求文書には、初期設計が核能力を手頃な価格で後年(現在予定されている2012年の作戦配備開始年より以後)に組み込むことを可能にするよう要求している。」

「**NATOを支える核・非核両用航空機と核兵器**: 国防省は、2002会計年に現行の態勢に変更を加えることは考えていないが、変動する脅威環境に適応するために現行の態勢が適切かどうかを評価すべくこの二つの問題について再検討を行うだろう。ヨーロッパにおける米国及び同盟国の核・非核両用航空機に関するNATOの見直しを行い、2002年夏に閣僚に勧告を提示する計画がすでに実行中である。核・非核両用航空機と配備兵器は、NATOの核抑止戦略が継続して実行可能であるために重要であり、いかなる変更も同盟内において議論される必要がある。」(44ページ)

「**給油機**: 現行のKC-135給油機部隊は、今後35~40年間作戦可能であろう。老朽化した部隊は、2013年に始まり2040年頃まで続く、長期の段階的な退役過程に入る。空軍は、航空電子機器、表示機器、航行機器の継続的な改良を今後数年間かけて行う予定である。しかし、現行のKC-135部隊は、生き残り可能な通信能力を装備しておらず、緊迫した環境ではその効果が限定される。空軍は、将来の共用機体空輸及び特別任務プラットフォームとの関連で、給油機の今後のあり方につき評価を行っている。空軍は、また、交替機種KC-Xを生産する必要性が生じるまでの暫定的な処置として、100機の既製767給油機をリース又は購入するよう検討している。代替機を開発するにあたっては、航空機が核、生物、化学兵器環境において運用される可能性に考慮が払われる必要がある。」(44~45ページ)

「**厳格な飛行試験、老朽化、及び監視**: 空軍及び海軍の核システムは、兵器システムの性能に関する作戦状態を体現するようなデータを与え、兵器システムの信頼性と正確性を予測するような厳格な飛行試験計画を必要とする。…現在、D-5ミサイル・システムのみが、必要とされる毎年の飛行試験を履行している。」(45ページ)

「**核弾頭の維持**: アクティブ備蓄の量は、作戦配備核戦力と迅速対応核戦力に搭載し、さらに十分な兵站予備を供給するのに十分な量であろう。イナクティブ備蓄は、アクティブ備蓄に含まれている弾頭の種類と、アクティブ備蓄に対応する種類が存在しないW84、B83-0によって構成される。W62弾頭は、2009会計年に退役する。」(45ページ)

「NNSAは、3個所の兵器設計研究所において高度概念に関する設計作業を活性化する計画に着手した。このイニシアティブは、進化する国防省の要求に焦点を当てるだろう。」(46ページ)

現在の核戦力の限界

「今日の保有核兵器は、引き続いて冷戦の起源を反映している。その特徴は、中庸な命中精度、限られた地中貫通能力、高威力弾頭、多数独立標的再突入体(MIRV)搭載のサイロ及び海洋配備弾道ミサイル、及び限られた標的再設定能力などである。」

「強化され、地中深く埋設された標的(HDBT)など新たに浮上している脅威を撃破したり、移動式及び移動可能な標的を発見、攻撃したり、化学あるいは生物剤を撃破したり、正確さを改善し付随的被害を限定したりするために、新たな能力が開発されなければならない。これらの挑戦に対処する新システムを幅広く研究し、タイムリーに配備することなど、これらの能力の開発は、**新三本柱**を実現するために不可欠なものである。」

強化され地中深く埋設されている標的を撃破する

「現在70カ国以上が、軍事目的で地下施設(UGF)を使用している。1998年6月、『国防科学委員会・UGFタスクフォース』は、世界中に10,000以上の地下施設があると述べている。およそ1,100の地下施設が、公然、あるいは疑惑の戦略的(大量破壊兵器、弾道ミサイル配備、指導部又は最高幹部の指揮・統制)基地であった。DIA(国防情報局)が更新した推定によれば、この数字は現在は1,400まで増加している。戦略施設のほとんどは地中深くにある施設である。これらの施設は、施設が深いことと正

確な位置がはっきりしないことで、一般的に撃破するのにもっとも困難なものもある。現在、米国は、これらの戦略施設に対処する適切な手段を欠いている。この問題に関する詳細な報告書が、最近議会に提出された(『強固で地中深くに埋設された標的(HDBT)の撃破に関する議会への報告書』、2001年7月)。(46ページ)

「HDBTの敵の聖域を拒否するためには、タイムリーな潜在的標的の特定と特性の把握、撃破のための現実的な選択肢、及び攻撃による被害の正確な評価が必要である。要求される能力レベルを達成するには、すべての軍と国家システムを、脅威に対処できる堅固で高度に迅速対応可能なシステムのシステムに統合する必要がある。**新三本柱**を支援する改良された指揮・統制・諜報が、この能力上の欠陥に対処を可能にする鍵となるであろう。」(47ページ)

「一般的に、現行の通常兵器は、HDBTの機能を『拒否する』又は『途絶させる』ことができるのみで、高度に正確な諜報と精密な兵器運搬手段(実際の戦闘条件ではしばしば達成できないような正確性と精密性)を必要とする。同様に、現行の通常兵器は、地中深くの施設を長期的に物理的に破壊するには効果的ではない。」(47ページ)

「米国の地中貫通能力は、現在、B61-11自由落下爆弾という唯一の地中貫通核兵器を有するのみで、非常に限定されている。この単一爆発で非精密な兵器では、強化された地下施設が置かれている多様な地形に奥深くまで貫通することはできない。これらの限界のため、多くの強化されたUGFへの標的設定は地表目標物に対する攻撃に限定され、これらの重要標的を撃破する確率は高くはない。」(47ページ)

「より効果的な地中貫通兵器があれば、多くの地中埋設標的は、地表爆発兵器に必要な威力よりもはるかに低い威力の兵器を使って攻撃することができるだろう。こうしたより低い威力でも、はるかに大威力の地表爆発と同じ被害を与えながらも、よりも少ない(10~20分の1の)降下物を発生させるだけだろう。非常に深い、又は大きな地下施設を撃破するためには、施設を崩壊させるような大きな威力の地中貫通兵器が必要となるだろう。」(47ページ)

「HDBTを撃破するためには、HDBTの位置を突き止め、それらを特定し、特性を明確にし、照準を合わせるための米国の手段を著しく改善する必要がある。この目的のためには、また、事前計画と訓練を伴ったよく練られた任務、及び数種類の通常型地中貫通弾の開発と調達が必要である。この目標を支援するために、いくつかの特別作戦部隊と情報能力が開発される必要がある。投資と組織編成を行うことで、上述したような新たな能力レベルを2007年までに生みだし、2012年までに新しい技術を配備することができるだろう。米国の対HDBT能力を改善する努力の一つは、2002年4月に開始される予定の段階6.2/6.2Aの国防省・エネルギー省共同研究である。この努力は、5,000ポンド級地中貫通兵器の既存の弾頭が、B61-11と比較して、地中貫通能力を著しく向上させるか否かを明かにするであろう。」(47ページ)

移動式及び移動可能な標的

「今日の最大の挑戦の1つは、移動式及び移動可能な標的の位置の不確実性を克服することである。…この挑戦に対応するために、敵の移動能力を撃破する情報収集システムと技術が開発されなければならない。また、センサーは、敵のカモフラージュや隠匿努力を凌駕し、新しい指揮・統制システムを検出したり利用したりする能力をもたなければならない。」

「移動式標的の位置を首尾よく突き止め、兵器が計画され作動させられるまで標的を追跡するためには、現行の情報収集能力にいくつかの強化策が講じられる必要がある。今日の衛星の配置は、現存及び開発途上の移動式標的のもたらす挑戦に対して、最適化されてはいない。この衛星配置に対する予定の改善策が講じられれば、駐屯地を出て配備される時点から復帰するまで、移動式標的の位置を迅速かつ正確に突き止め、追跡する能力が与えられるだろう。この能力を得るためには、自動介入の側面と結合し、配備地域にわたって迅速に復帰したり滞留したりする能力を持ったセンサーが必要である。」(47~48ページ)

化学及び生物剤を撃破する

化学及び生物兵器の非対称的な使用に対抗するための、国防省とエネルギー省の努力が現在実行中である(以後、『エージェント撃破』と呼ぶ)。化学・生物兵器へのアクセスを拒否し、使用不能化し、中和し、あるいは破壊するために、エージェント撃破兵器(ADW)概念の評価が行われている。エージェントの生産や貯蔵の場所の情報、また既知の施設の物理的配置や内容に関する情報の不確実性を乗り越えることが、最大の挑戦のように思われる。生産や貯蔵施設において、化学・生物材料を熱、化学、あるいは放射線にて中和する方法や、それら材料の使用を不能化したり拒否したりするための、いくつかの種類の力学的貫通兵器など、さまざまなADW概念が、現在研究されている。(48ページ)

有効性と付随的被害の軽減のための正確性の改善

「柔軟で適応性のある攻撃計画において核兵器システムに要求される能力には、可変で低い威力、高度な正確性、およびタイムリーな使用という選択肢が含まれる。万が一米国が敵のWMD能力を撃破しなければならない場合、これらの能力は、敵のWMD使用を抑止したり、付随的被害を局限する助けとなるであろう。」(48ページ)

核戦力の現代化

「統合参謀会議議長は、2020年という時間枠における核兵器システムの必要性の特徴を明らかにするために、「戦略的抑止力・統合戦争遂行能力評価」を開始した。評価は、2003会計年初めに完成する予定である。」(48ページ)

「国防省は、NNSAと連携して、兵器システムの有効性と柔軟性を向上させ、付随的被害を局限するための核兵器の選択肢を評価する。現存の核兵器の限界を修正するために、能力改善が必要になると思われる。」(49ページ)

V 核削減及び軍備管理の実施

初期削減

「これらの削減[すなわち、50発のピースキーパーを退役させ、4隻のトライデントSSBNを廃止し、B-1を通常任務のみに転換する]が2006会計年に完了した時点で、米国の作戦配備の戦略弾頭は、START I 条約の計算方法で1,300弾頭だけ(これらの決定がなされた時の勘定ルールに基づいて)減少する。退役する4隻のトライデント型潜水艦は、START I 条約では引き続き勘定に入れられる。」(51ページ)

「国防省は、冷戦後の環境で予想される脅威に対するピースキーパーの役割を分析し、それを退役させたとしても米核戦力の充分性に悪影響を及ぼすことはないであろうと判断した。…トライデントD-5の太平洋艦隊への移行と平行して、ピースキーパーを段階的アプローチで退役させ、将来の選択肢のために発射サイロを保持し、維持するための財政支出が、2003会計年に始まるよう計画されている。これらのサイロ、及びSSGNに転換される4隻のトライデント型潜水艦は、START I 条約では引き続き計算に入れられる。」

「追加的な戦略核削減は、作戦配備戦力に割り当てられる弾頭の数減らすことで達成される。2007会計年の終わりまでには、米国の作戦配備の戦略核弾頭は、3,800発以下になるべきである。ピースキーパーICBM及びトライデントSSBN4隻は別として、それ以外の追加的な戦略的運搬兵器が戦略任務から除外される計画はないことから、作戦配備の戦略核弾頭の削減によっても戦力構造は変わらないであろう。これらの削減は、2003会計年と2007会計年の間に完了する予定で、現時点より作戦配備の戦略核弾頭数がおよそ40%削減される結果になるであろう。」

より長期的な削減

「2007会計年以後のさらなる削減に関しては、米国は、弾道ミサイルに搭載する弾頭の『搭載数減らし』によって数を減らす計画である。爆撃機については、作戦配備の兵器数の減少、すなわち、作戦爆撃機基地において搭載のために利用できる弾頭数の減少によって削減を実行する。」

「作戦配備として数えられる弾頭は、以下の通り。弾道ミサイルについては、ICBMやSLBMに搭載されている核兵器の実際の数である。爆撃機については、爆撃機基地の兵器貯蔵地域に置かれている核兵器(少数の予備を除いて)である。」

START II 条約

「…2000年に採択されたロシアの批准決議には、新戦略枠組みや新三本柱の設立に矛盾する、受け入れ難い条件が含まれている。」

警戒解除

「米国軍は『一触即発』警戒状態にあるのではなく、最高度の核兵器の安全性、警備、信頼性、及び指揮・統制を確保するための厳しい保障措置が施されている。米国において偶発性の発射や無認可の発射が行われないように、多重の、厳重な手続き的及び技術的な安全措置が施されている。」

「新三本柱は、特定の外国軍における偶発性あるいは無認可の発射に対する懸念を考慮している。例えば、新三本柱には、数が限定された発射や無認可の発射に対して、米国、同盟国、及び友好国を防護するミサイル防衛がある。また、偶発性あるいは無認可の発射に対して、広範囲な防衛的かつ非核の対応選択肢を提供することで、米国が個々の事件に適した対応を取り、エスカレーションの危険性を局限することを可能にしている。」

「ピースキーパーICBMの廃棄は、太平洋におけるトライデント II (D-5)ミサイルの導入の時期と合わせるように段階的に実行される。廃棄される時、廃棄過程の途中で残っているピースキーパー・ミサイルは、米国の保有能力の選択肢として必要な貢献ができるように、警戒状態に置かれる。」(54ページ)

「米国核削減の初期段階に続いて、その後の削減は、ミサイルや爆撃機の『搭載数減らし』によって達成される。戦力構造は、迅速対応戦力を再建するための基礎として保持される。初期削減後には、運搬システムが退役されることはなく、搭載数減らしをした弾頭は、迅速対応戦力に必要なものとして保持されるであろう。」(54ページ)

包括的核実験禁止

「米国は、1992年以来、核実験を実施しておらず、実験モラトリアムの継続的な遵守を支持する。米国は、これ以上の核実験をしないで貯蔵兵器を維持するため、あらゆる努力をしているが、これは無期限の将来まで可能ではないかも知れない。経時変化や制作時の欠陥によって、貯蔵兵器に若干の問題が発生していることが、すでに確認されている。実験なしの環境において、能力に関する客観的判断をすることが、ますますより困難になってくるであろう。毎年、国防省とエネルギー省は、核実験再開の必要性につき再評価し、大統領に勧告を行うであろう。核保有国は、自国の核兵器の安全性と信頼性を確保する責任を負っている。」(55ページ)

透明性

「START I 条約には、攻撃的戦略戦力の透明性の有益な基本線を定めている条項がある。信頼や予見性を高めるのに役立つような更なる透明性は、別途の政治的コミットメントの形で行われるだろう。」

特別資料2 モンゴル非核法(全訳)

モンゴル国の非核兵器地位に関する法律

2000年2月3日採択

第1章 総則

第1条 本法律の目的

この法律の目的は、モンゴルの領空、領土、領海、および地下を含むモンゴル国の領域を、核兵器のない状態に保全することに関する諸関係を規定することにある。非核領域の保全は、モンゴル国の安全保障を確保するための重要な要因となるものである。

第2条 モンゴル国の非核兵器地位に関する法律

- 2.1 モンゴル国の非核兵器地位に関する法令は、モンゴル国憲法、本法律、及びそれらと適合して採択される他の諸法によって構成される。
- 2.2 モンゴル国が加盟する国際条約が、本法律の規定と異なる条項を含む場合は、国際条約の条項が優先される。

第3条 定義

- 3.1 本法律に含まれる言葉の定義は、次の意味を持つ。
 - 3.1.1 「核兵器」とは、核エネルギーを制御できない形で放出することができ、戦争目的に用いることができる爆発装置を意味する。
 - 3.1.2 「非核兵器地位」とは、核兵器のない法的地位を意味する。

第4条 非核兵器地位に起因する禁止事項

- 4.1 いかなる個人、法人、あるいは国家も、モンゴル国の領域において、核兵器に関連する次のような行為や活動を行ったり、開始したり、参加してはならない。
 - 4.1.1 核兵器の開発、製造もしくは入手、所有あるいは管理権の保有
 - 4.1.2 いかなる手段にせよ、核兵器の配置あるいは輸送
 - 4.1.3 核兵器の実験や使用
 - 4.1.4 核兵器級の放射性物質あるいは核廃棄物の投棄あるいは廃棄処分
- 4.2 核兵器、その部品や構成部分、さらには兵器目的に設計もしくは生産された核廃棄物及びその他の核物質のモンゴル国領域を通過する輸送

第5条 核エネルギー及び核技術の利用

- 5.1 核エネルギー及び核技術の利用は、核エネルギーを管轄する政府行政機関によってのみ、また、モンゴル国が加盟する国際条約の条項に合致し、かつ国際法の規範と原則に適合して、保健衛生、鉱業、エネルギー生産及び科学研究のような平和目的のみ、許される。
- 5.2 本法律第5.1項を履行する目的で、また、モンゴル国の国境近辺において、住民や環境の安全に、直接的に、あるいは長い目で見れば間接的に、悪影響を及ぼす可能性のある核物質や廃棄物の投棄や貯蔵を禁止する目的で、モンゴル国は国際原子力機関(IAEA)、その他の適切な国際組織、及び核兵器計画を有する諸国家と協力す

る。

第2章 検証

第6条 非核兵器地位に関する法令の履行の国内的検証

- 6.1 国際関係を管轄する中央行政機関や他の組織の提起を基に、モンゴル国国家安全保障会議は、その機能と権限の範囲において、次の活動を調整する。
 - 6.1.1 モンゴル国の非核兵器地位に関連する禁止活動や許容活動に関するモンゴル国単独の政策を実行すること。
 - 6.1.2 モンゴル国の非核兵器地位を国際的に制度化すること。
 - 6.1.3 適切な国際機関の活動に積極的に参加し、モンゴル国における禁止活動や許容活動に関する情報を交換し、また国内組織に情報を提供すること。
- 6.2 モンゴル国の権限ある機関が、情報を収集し、容疑のある航空機、列車、車両、個人あるいは集団を停止し、拘留し、捜査する権利をもつ。
- 6.3 国際関係を管轄する中央行政機関は、本法律、及び非核兵器地位に関連してモンゴル国が負っている国際的誓約を順守しているか否かを監視する任務を負う。
- 6.4 非政府組織や個人は、法令によって定められた委任権限の範囲内において、非核兵器地位に関する法令の履行の公的監査を行い、国の関係機関にそれに関する提起を提出することが許される。

第7条 非核兵器地位に関する法令の履行の国際的検証

- 7.1 モンゴル国は、関係国際組織と協力して、あるいはそれらと特別な国際協定を結んで、本法律の履行に関して国際的検証を行う。

第3章 法的責任

第8条 非核兵器地位に関する法令の違反に関する法的責任

- 8.1 本法律の第4条に違反した個人や法人は、刑法に従って処罰される。
- 8.2 本法律の第4条によって禁止された活動に用いられた施設、装置、材料、原料、あるいは輸送手段は、国に没収される。
- 8.3 本法律に違反した個人や団体は、モンゴル国の利益、また住民、環境、及び財産に与えた損害に対して、モンゴル国の関連法令に従って、あるいは適切な国際条約、国際法の諸原則や諸規範に適合して、賠償を支払う。
- 8.4 外国による本法律の違反、もしくは違反の容疑があった場合には、国際条約上の義務、あるいは国際法上の規範や原則の範囲内において、モンゴル国は当該国に違反もしくは違反容疑を通知し、説明を求め、そこから生じる問題を平和裡に解決する。必要と思われる場合には、IAEAや他の関係機関に支援を求める。法的性質の紛争の場合には、事案を関係国際法廷や調停に付す措置をとることができる。

第9条 本法律の改定と終結

- 9.1 もしモンゴル国の致命的利益が損なわれるときには、本法律は改訂あるいは終結される。

資料

(翻訳責任はピースポにある。)

資料1 国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見・抜粋

核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見

1996年7月8日

99. このような状況のもとで、核不拡散条約第6条の「誠実に核軍縮交渉をおこなう義務」という認識がきわめて重要であると、本法廷は考える。この条項は以下のように述べている。

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止および核軍縮に関する効果的な措置につき、ならびに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮に関する条約について、誠実に交渉をおこなうことを約束する。」

この義務の法的重要性は、単なる行為の義務という重要性をこえたものである。すなわちここで問題となる義務とは、あらゆる分野における核軍縮という正確な結果を、誠実な交渉の追求という特定の行為をとることによって達成する義務である。

100. 交渉を追求しかつ公式に達成するというこの二重の義務は、核不拡散条約に参加する182カ国、いい換えれば国際社会の圧倒的多数にかかわるものである。

さらに、核軍縮に関する国連総会決議がくり返し全会一致で採択されてきたとき、事実上国際社会全体がそれに関与してきたのである。実際、全面的かつ完全な軍縮、とくに核軍縮の現実的な追求には、すべての国家の協力が必要である。

105. これらの理由により、裁判所は、(1)勧告的意見の要請に従うことを決定する。(2)総会の諮問に次の方法で答える。(13票対1票)

- A 核兵器の威嚇または使用のいかなる特別の権限も、慣習国際法上も条約国際法上も存在しない。(全会一致)
- B 核兵器それ自体の威嚇または使用のいかなる包括的または普遍的禁止も、慣習国際法上も条約国際法上も、存在しない。(11票対3票)
- C 国連憲章2条4項に違反し、かつ、その51条のすべての要請を満たしていない、核兵器による武力の威嚇または武力の行使は、違法である。(全会一致)
- D 核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の要請とくに国際人道法の原則および規制の要請、ならびに、核兵器を明示にとり扱う条約および他の約束の特別の義務と、両立するものでなければならない。(全会一致)
- E 上述の要請から、核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則および規則に、一般に違反するであろう。しかしながら、国際法の現状および裁判所の有する事実の諸要素を勘案して、裁判所は、核兵器の威嚇または使用が、国家の存亡そのものがかった自衛の極端な事情のもとで、合法であるか違法であるかをはっきりと結論しえない。(7票対7票、裁判所長のキャストینگ・ポート)
- F 厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在する。(全会一致)

<http://www.icj-cij.org/icjwww/idecisions/isummaries/iunanaummary960708.htm>

資料2 新アジェンダ声明

核兵器のない世界へ：新しいアジェンダの必要性

1998年6月9日

1. われわれ、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、スロベニア、南アフリカ、スウェーデンの各外務大臣は、核兵器国、または核不拡散条約(NPT)に加盟していない三つの核兵器能力国によって、核兵器が無期限に保有されるという展望、およびそれに伴う核兵器の使用または使用の威嚇の可能性に見いだされるような、人類への継続的な脅威に関心を抱いてきた。このような状況は、インドとパキスタンによって最近実施された核実験により、ますます深刻になってきている。
2. われわれは、キャンベラ委員会がその声明において表明した以下のような結論に、完全に同意する。すなわち、「核兵器を永久に保有しつつ、偶発的にも決定によっても、それを使用しないことが可能であるという議論は、信頼性を欠く。唯一の完全な防衛は、核兵器を除去し、核兵器が再び製造されないと保証することである。」
3. われわれは、国際連合総会が、すでに1946年1月、その最初の決議において、「核兵器およびその他の主要な大量破壊兵器を各国の軍備から除去すること」を提案するよう、委員会に全会一致で要請したことを、想起する。1972年、1993年の条約により、化学・生物兵器をすべての国に完全に禁止するという結論に、国際社会が達したことは喜ばしいけれども、同時に、同様の目的でなされてきた核兵器に関する無数の決議や発議が、過去半世紀にわたって実現していないままであることは、嘆くべき事実である。
4. 核兵器国および三つの核兵器能力国が、そのような根本的で前提となるべき行動を起こそうとしないこと、すなわち、彼らが保有する核兵器および核兵器能力を、迅速に、最終的、完全に廃絶することを明確に誓約しようとする不十分なことについて、われわれはこれ以上容認できない。われわれは、そのような行動を即座にとることを、これらの諸国に要求する。
5. 国際連合加盟国の大多数は、核兵器およびその他の核爆発装置を、受領あるいは製造せず、その他の方法で入手しないということについて、法的拘束力のある約束をしている。このような試みは、それに対応するような、核軍縮を追求するという核兵器国の法的拘束力を持った約束を背景としてなされたものである。核兵器国が、その核兵器を完全に廃棄するという緊急の約束としての、条約上の義務にとり組もうとしないことについて、われわれは深く憂慮している。
6. これとの関係で、われわれは、1996年の勧告的意見における、国際司法裁判所の全会一致の結論を想起する。それによれば、厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に追求し、かつ完結させる義務が存在するのである。
7. 現在の岐路が核兵器を永久に廃絶し禁止するまたとない機会を提供しているとき、国際社会は、核兵器の維持が限りない将来にわたって正当であるとみなされるような見通しを持って、三千年期に突入してはならない。それゆえわれわれは、核兵器国および核兵器能力国のそれぞれの政府に対して、おのおのが持つ核兵器および核兵器能力を廃棄することを明確に約束し、その実現のために必要な実際的な措置と交渉を、即座に開始することに同意するよう要求する。
8. 核兵器の完全な廃棄に至るための、このような試みから生まれる諸措置は、もっともたくさんの核兵器を保有する国々からまず始められるべきであるということに、われわれは同意する。しかし、そのような措置が、より少ない核兵器を保有する国々の措置と切れ目なく適切につながることの大切さを、われわれは強調する。核兵器国は、このために措置をとることを、即座に考慮し始めるべきである。

9. これとの関係で、われわれは、STARTのこんにちまでの成果および将来の約束を、ともに歓迎する。それは、核兵器の廃棄をめざして企図された、核兵器の実際の解体・破壊という目的にとって適切な二国間機構であり、やがてはすべての核兵器国を含む多国間の機構になるものと考えられる。
10. 保有核兵器を現実に廃棄し、そのために必要な検証体制を開発するには、時間が必要とされるだろう。しかし、核兵器国が即座にとることができ、またとるべきである多数の実践的措置がある。われわれは、それらの国に、核兵器の警戒体制の解除や不活性化に着手することによって、現在の一触即発態勢を中止するよう要求する。またそれらの国は、配備基地から非戦略核兵器を撤去すべきである。そのような措置は、継続的な軍縮努力を利するような諸条件をつくり、不注意による、あるいは偶発的、あるいは認可をえないミサイル発射を防止する助けとなるだろう。
11. 核軍縮の過程が進展するために、三つの核兵器能力国は、明確にかつ緊急に、それぞれの核兵器の開発・配備の追求を中止し、核軍縮に向かう国際社会の努力を害するような、いかなる行動も慎まなければならない。われわれは、それらの国およびすべての未加盟国に対して、NPTに加盟し、加盟に伴って必要とされる措置をとるよう要求する。われわれは、同様に、包括的核実験禁止条約(CTBT)に、即座にかつ無条件に、署名・批准することを、それらの国に要求する。
12. 核兵器およびその他の核爆発装置のための核分裂物質の製造を、国際的に禁止すること(カットオフ)は、核兵器の完全な廃棄に向かう過程をさらに下支えするものである。1995年にNPTの締約国によって合意されたように、そのような条約に関する交渉が即座に開始されるべきである。
13. 軍縮の措置のみでは、核兵器のない世界を実現することはできない。核兵器の拡散を防止する、実効的な国際協力が不可欠であり、とりわけ核分裂物質およびその他の核兵器の部品に対する管理の拡大を通じて、そのような協力は増進されねばならない。新しい核兵器国や、核兵器を製造あるいは入手しようとする状態にある非国家主体が登場すれば、核廃棄の過程は深刻な危機にさらされる。
14. 完全な保有核兵器の廃棄に至るまでのあいだ、そのほかの措置もとらなければならない。核兵器国のあいだで相互に第一使用(先制使用)をしない約束や、非核兵器国に対して核兵器の使用やその威嚇を行わない、いわゆる消極的安全保障に関して、法的拘束力を持った制度が発展せられるべきである。
15. 南極条約も含め、非核地帯をもうける諸条約、すなわち、トラテロルコ条約、ラロンガ条約、バンコク条約、ベリンダバ条約の締結により、核兵器は、地域全体から着実に排除されてきた。そのような非核地帯を、とりわけ中東や南アジアなどの緊張状態にある地域において、さらに追求し、拡大し、設定してゆくことは、核兵器のない世界という目的に向けて、大きく貢献することになるだろう。
16. これらの措置はすべて、不可欠の要素であり、核兵器国自身によって、あるいは、核兵器国と非核兵器国とが協力して、並行的に追求することが可能であるし、またそうすべきものである。そうすることによって、核兵器のない世界にいたる道程が示されるであろう。
17. 核兵器のない世界の維持には、普遍的で多国間で交渉された条約、あるいは相互に補強しあう一組の条約体系による下支えが必要だろう。
18. われわれに関していえば、これまで述べたような目的を追求するのにいかなる努力も惜しまない。われわれは、共同して、核兵器のない世界という目標を成就する決意である。核兵器後の時代への断固として迅速な準備を、いま始めなければならない。われわれは固くそう信じる。

<http://www.basicint.org/8nation.htm>

資料3 2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目

2000年5月19日、NPT/CONF.2000/28

<第I巻>
第1部
「1995年のNPT再検討延長会議で採択された決定と決議を考慮に入れた、NPTの運用の再検討/強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」
第2部
「会議の組織と作業」
<第II巻>
第3部
「会議で出された文書」
<第III巻>
第4部「概略の記録」

第1部の内容

(条文ごとに、過去5年間の評価と将来の課題とが混在して記載されている。)

- 「1995NPT再検討・延長会議における決定と決議を考慮に入れた、条約運用の再検討」
 - 第1、2条および前文第1節から3節—(全11節)
 - 第3条および前文第4、5節。とりわけ第4条および前文第6、7節との関係で。—(全56節)
 - 第4条および前文第6、7節
 - ・NPTと核エネルギーの平和利用—(全11節)
 - ・核と放射線の安全性/放射性物質の安全な輸送/放射性廃棄物と責任—(全16節)
 - ・技術協力—(全11節)
 - ・核物質の平和利用への転換—(全4節)
 - 第5条—(全1節)
 - 第6条および前文第8~12節—(全15節)
(核軍縮を論じた部分。第1~14節が過去5年間の評価。最後の第15節が将来の核軍縮措置を全13項目にわたってあげている。以下に、第15節全体を訳出する。)
 - 第7条および非核兵器国の安全保障—(全16節)
(このうち、第2節(消極的安全保証)と第6節(非核地帯)の2つを訳出する。第16節「地域的課題」の中に、「中東問題」として全10項目、「南アジア問題その他」(北朝鮮を含む)として全16項目含む。)
 - 第9条—(全10節)

■「強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」—(全9節)

第6条

第15節

会議は、核不拡散条約(NPT)第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」第3節と第4節(c)の履行のための体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実質的な措置について合意する。

1. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。
2. CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。
3. ジュネーブ軍縮会議(CD)において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性。CDは、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
4. CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性。CDは、このような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
5. 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則。
6. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。
7. 戦略的安定の基礎として、また、戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、条約の規定に従いつつABM条約を維持し強化しながら、START IIを早期に発効させ完全に履行し、START IIIを可能な限り早期に妥結すること。
8. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関(IAEA)の三者構想の完成と履行。

9. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつながる諸措置をとること：

- 核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。
- 核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。
- 一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。
- 核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。
- 核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること。
- すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。

10. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でない各核兵器国が認めた核分裂性物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、実際可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度。および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度。

11. 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際的管理の下で全面かつ完全な軍縮であることの再確認。

12. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。

13. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証能力のさらなる開発。

第7条

第2節

本(再検討)会議は、核兵器の完全廃棄が、核兵器の使用または威嚇を防止する唯一の絶対的な保証であることを再確認する。会議は、5核兵器国による、NPT締約国である非核兵器国への法的拘束力を持った安全の保証が、核不拡散体制を強化することに同意する。会議は、準備委員会に対して、この問題についての勧告を2005年再検討会議に提出することを要請する。

第6節

本(再検討)会議は、さらなる非核地帯条約を締結しようとして1995年以来とられてきた措置を歓迎した支持し、地域の関係諸国間で自由意思によって達成された制度に基づいて、国際的に認知された非核地帯を設立することが、世界の、また地域の平和と安全を強化し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献すると確信を再確認する。

<http://www.un.org/Depts/dda/WMD/2000FD.pdf>

資料4 第56回国連総会における日本決議

核兵器完全廃棄への道程(決議56/24N)

2001年11月29日採択

日本、オーストラリア、レバノン、フィジー、パプアニューギニア共同提案決議案

総会は、

1994年12月15日の決議49/75H、1995年12月12日の決議50/70C、1996年12月10日の決議51/45G、1997年12月9日の決議52/38K、1998年12月4日の決議53/77U、1999年12月1日の決議54/54D、2000年11月20日の決議55/33Rを想起し、

国際的平和および安全の増進と核軍縮の促進とは、相互に補完し強化し合うことを認識し、

核兵器不拡散条約(NPT、原注1:国連条約集vol.729、No.10485)が、国際核不拡散体制の礎として、また核軍縮を追求するうえで必要不可欠な基礎として、決定的に重要であることを再確認し、

核兵器国が、一方的に、またはSTART過程を含む交渉を通じて行ってきた、核兵器削減の進展、および国際社会による核軍縮・不拡散に向けた努力を認識し、

核軍縮におけるいっそうの前進は、国際核不拡散体制を強化して、国際的平和と安全の確保に資すると確信を再確認し、

世界的な核兵器不拡散体制を強化するための国際的努力への挑戦である先般の核実験、および地域情勢を念頭に置き、

「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」の報告書(原注2:A/54/205-S/1999/853、付属文書)につき、同報告書に関する加盟国のさまざまな見解を念頭に置きつつ、これを留意し、

2000年NPT締約国再検討会議が最終文書を成功裡に採択したことを歓迎するとともに(原注3:2000年NPT再検討会議最終文書、vols. I-III (NPT/CONF.2000/28(Parts I-IV))),その結論を履行することの重要性を強調し、

先般、東京で、「アジア太平洋地域における国際原子力機関(IAEA)保障措置のさらなる強化のための国際シンポジウム:追加議定書の普遍化に向けて」が成功裏に開催されたことを歓迎し、追加議定書の普遍化を含むIAEA保障措置システムの強化のため、同種のシンポジウムが他地域で開催されるよう、引き続き努力することへの希望を共有し、

ロシア連邦とアメリカ合衆国が、国際的平和と安全を強化するため、攻撃システムと防御システムという相互に関連する事項に関する集中的な協議を継続し完了することを奨励し、

包括的核実験禁止条約(CTBT)第14条にしたがって招集されるCTBT発効促進会議の成功に向けた努力を呼びかけ、

以下決議する。

1. NPT(原注1)の普遍性を達成することの重要性を再確認し、未締約国に対し、遅滞なくかつ無条件に同条約に非核兵器国として加入することを要求する。
2. NPTの全締約国が、同条約上の義務を履行することの重要性を再確認する。
3. NPT第6条ならびに1995年NPT再検討・延長会議での「核不拡散及び核軍縮のための原則と目標」決定の第3節および第4節(c)(原注4:1995年NPT締約国再検討・延長会議最終文書、Part I (NPT/CONF.1995/32(Part I)およびCorr.2))を履行する体系的、前進的努力のための、以下の実際的な措置の核心的重要性を強調する。
 - (a)遅滞なくかつ無条件に、かつ憲法上の手続にしたがい、CTBTに署名・批准し、その早期発効を達成することの重要性および緊急性、ならびにその発効までの間の、核兵器の爆発実験あるいはそれ以外のあらゆる核爆発のモラトリアム。
 - (b)1995年の専門コーディネーターの報告書および同報告書に含まれた任務に基づき、また、核軍縮と不拡散の双方の目的を考慮して、差別的でない、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器あるいはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約を交渉するための特別委員会を、2002年会期内のできるだけ早期にジュネーブ軍縮会議(CD)に設置し、5年以内に交渉を妥結すること、ならびに同条約の発効までの間の核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム。
 - (c)作業プログラムを策定する文脈の中で、核軍縮を扱うことを任務とする適切な下部機関を、2002年会期内のできるだけ早期にCDに設置すること。
 - (d)核軍縮、核および核に関連する兵器の軍備管理・削減措置に関し、不可逆性の原則を採用すること。
 - (e)2000年NPT再検討会議で合意された、NPT加盟国が同条約第6条の下で同誓約する核軍縮につながる、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束。
 - (f)ロシア連邦およびアメリカ合衆国が、戦略的安定性および国際的安全保障を維持、強化するため、既存の多国間条約に大きな重要性を置きつつ、戦略攻撃兵器の大幅な削減を行うこと。
 - (g)国際の安定を促進し、かつすべてのものにとっての安全保障が損なわれないとの原則に基づく方法で、すべての核兵器国が核軍縮につながる以下の措置をとること。
 - (i)すべての核兵器国が、一方的な保有核兵器削減を継続するようお一層の努力を払うこと。
 - (ii)核兵器能力に関し、また、NPT第6条にしたがった合意の実行に関し、核軍縮に関する一層の進展を支えるための自発的な信頼醸成措置として、すべての核兵器国が透明性を向上させること。
 - (iii)一方的なイニシアチブに基づき、かつ核兵器削減および軍縮の過程の不可分の一部としての、非戦略核兵器のいっそうの削減。
 - (iv)核兵器システムの作戦上の地位を一層低減するための具体的な合意措置。
 - (v)核兵器が使用される危険性を最小化し、核兵器の完全廃棄の過程を促進するための、安全保障政策における核兵器の役割の縮小。
 - (vi)核兵器の完全廃棄へいたる過程に、すべての核兵器国を早期にかつ適切に組み込むこと。
 - (h)軍縮の過程における各国の努力の究極的目標は、効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることを確認すること。

4. 核兵器のない世界の実現のためには、核兵器廃絶の達成に向けた取り組みの過程における、すべての核兵器国によるなおいっそう大幅な核兵器の削減を含む、さらなる措置が必要であることを認識する。
5. 核兵器国が国連加盟国に対し、核軍縮に向けた進捗あるいは努力について然るべく通知するよう求める。
6. 2002年にNPT再検討会議第1回準備委員会が開催されるにあたり、2005年NPT再検討会議の成功の重要性を強調する。
7. 現在進行中の核兵器解体に係る努力を歓迎し、その結果として生じる核分裂性物質の安全かつ効果的な管理の重要性に留意し、すべての核兵器国が、もはや軍事上必要とされないと各核兵器国が認めた核分裂性物質を、できるだけ速やかにIAEAあるいは関連する国際的検証措置の下に置くこと、また、かかる物質を永久に軍事計画の枠外に置くことを確保する目的で、平和的目的のために処分するようにすることを要求する。
8. 核兵器のない世界を実現・維持するための核軍縮合意の遵守を保証するために必要とされる、IAEAの保障措置を含む検証能力のさらなる発展の重要性を強調する。
9. すべての国家に対し、核兵器その他の大量破壊兵器の拡散を防止し抑制するための努力を倍加し、これら兵器の拡散に資する可能性のある装置、材料、技術を移転しないとの政策を、かかる政策がNPT上の加盟国の義務に一致することを確保しつつ、必要に応じて確認し強化することを要請する。
10. すべての国家に対し、核兵器その他の大量破壊兵器の拡散に資するあらゆる物質の安全性、安全な保管、効果的な管理および防護に関し、これらの物質が特にテロリストの手に渡るのを防止するため、可能な限り高い水準を維持するよう要求する。
11. IAEA事務局長、理事会、および加盟国に対して、決議GC(44)/RES/19で概括された、保障措置協定および追加議定書の締結と発効を促し、これを容易にするための、行動計画の要素の実施を検討することを勧告する、IAEA総会決議GC(45)/RES/13の採択を歓迎するとともに、この決議の早期かつ完全な履行を要求する。
12. 核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が果たす建設的役割を奨励する。

■賛成 英、仏、EU諸国など(139カ国)

■反対 米国、インド、ミクロネシア(3カ国)

■棄権 ベラルーシ、ブータン、ブラジル、中国、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、エジプト、イラン、アイルランド、イスラエル、モーリシャス、メキシコ、ミャンマー(ビルマ)、ニュージーランド、パキスタン、ロシア、サンマリノ、南アフリカ、スウェーデン(19カ国)

<http://www.un.org/documents/ga/res/56/a56r024.pdf>

資料5 第56回国連総会におけるICJフォローアップ決議(マレーシア決議)

核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見の
フォローアップ(決議56/24S)

2001年11月29日採択

総会は、

1994年12月15日の総会決議49/75K、1996年12月10日の総会決議51/45M、1997年12月9日の
総会決議52/38O、1998年12月4日の53/77W、1999年12月1日の54/54Q、2000年11月20日の55/3
3Xを想起し、

核兵器の存続は全人類に脅威となり、その使用は地球上の全生命に破滅的な結末をもたらすであ
らうと確信するとともに、核兵器による破滅を防ぐ唯一の完全な防御は、核兵器を完全に除去し、
核兵器が再び生産されないと確証することであることを認識し、

核兵器の完全廃棄と核兵器のない世界の構築を目標とする国際社会の誓約を再確認し、

核軍備競争の早期の停止と核軍縮に関する効果的な措置について誠実に交渉しなければならない
という、核不拡散条約(NPT)第6条に規定された、厳粛なる各国の義務に思いをいたし、

1995年NPT締約国再検討・延長会議において採択された「核不拡散と核軍縮のための原則と目
標」を想起し、

2000年NPT締約国再検討会議において採択された、核軍縮につながる保有核兵器の完全廃棄
を完成するという、核兵器国による明確な約束を歓迎し、

1996年9月10日に、総会決議50/245において包括的核実験禁止条約が採択されたことを想起す
るとともに、その条約の調印国および批准国の数が増加していることに満足の意を表明し、

南極条約、トラテロルコ条約、ラロトンガ条約、バンコク条約、およびベリンダバ条約によって、徐々
に全南半球とこれらの条約でカバーされる隣接区域が非核地帯となっていることを満足をもって認
識し、

核兵器をもっとも多く保有している国家(複数)が、二国間協定や一方的措置によって貯蔵核兵器
の削減努力を行っていることに留意するとともに、そのような努力を強化して保有核兵器の意味ある
削減を加速させることを要求し、

核に関して現存するすべての軍縮、軍備管理、削減の諸措置を強化することの重要性を強調し、
非核兵器国に対して核兵器による威嚇や使用を行わないことを保証する、多国間で交渉され法的
に拘束力のある協約の必要性を認識し、

唯一の他国間軍縮交渉の場としてのジュネーブ軍縮会議(CD)の中心的な役割を再確認すると
ともに、CDの2001年会期中に軍縮の分野、なかんずく核軍縮の分野における進展速度が緩慢であ
ったことを遺憾とし、

CDが、具体的な時間枠をもって核兵器を完全廃棄するための段階的計画について交渉を開始
する必要性を強調し、

有効な国際的管理の下に、核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、威嚇、および使用を法的な拘
束力をもって禁止し、かつ核兵器を破壊するという目的の達成を希求し、

1996年7月8日に出された「核兵器の威嚇または使用の合法性についての国際司法裁判所の勧
告的意見」を想起し、

決議55/33Xの履行に関する事務総長の報告の該当部分に留意し、

1. 「厳格かつ効果的な国際管理の下においてすべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に
行い、完結させる義務がある」という国際司法裁判所の全員一致の結論の重要性を再び強調す

る。

2. 核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、移転、威嚇、使用を禁止し、その廃棄を規定するような
「核兵器禁止条約(NWC)」の早期締結につながる多国間交渉を2002年に開始することによっ
て、すべての国がただちにこの義務を履行するように再び要求する。
3. 本決議の実現や核軍縮に関して取り組んだ努力や措置について、すべての国が事務総長に
通知すること、また事務総長がその情報を第57国連総会に報告することを要請する。
4. 「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」
と題する項目を、第57総会の暫定議題に入れることを決定する。

<http://www.un.org/documents/ga/res/56/a56r024.pdf>

資料6 第56回国連総会における新アジェンダ外相声明

ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの外相たちが発表した外相コミュニケ

2001年10月8日、ニューヨーク

ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの外相たちは、国連総会第56会期のための準備として、核軍縮の進展を評価し、核兵器のない世界を達成するための外相たちの共同の構想を追求するためにとられるべきさらなる措置について検討した。

外相たちは、2000年核不拡散条約(NPT)再検討会議の重要な成果を想起した。彼らは、2000年11月20日に総会で採択された新アジェンダ決議に与えられた支持の水準を満足をもって留意した。彼らはまた、2000年NPT再検討会議で始まった核兵器国との建設的な対話を想起し、核軍縮へ導くために、あらゆる機会をとらえて交渉を加速させる考えをもって、この対話を継続させることに合意した。

新アジェンダの外相たちは、2000年NPT再検討会議によってなされた合意の完全履行を追求することを決意している。その成果は、核軍縮を達成するために必要な青写真を提供している。軍縮のさらなる進展は、国際的安定を達成し持続させることの主要な決定要因である。

外相たちは、核兵器が使用される可能性が継続していることに、深い懸念を持ち続けていることを明確にした。彼らは、米合衆国とロシア連邦がそれぞれの保有核兵器をさらに削減すると示唆していることを歓迎した。彼らは、二国間のおよび一方的な削減の過去の達成にもかかわらず、配備または貯蔵されている核兵器の全体数がいまだに数万に上ることに留意した。

外相たちはまた、核兵器の安全保障政策および軍事教義における役割を縮小するとの誓約が、今のところ追求されていないとの憂慮を表明した。進展がないことは、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束と矛盾する。そして、軍縮の文脈において、それは、冷戦後の安全保障環境という好機をつかまえることに失敗したことを、はっきりと表している。

外相たちは、核兵器国によって核兵器が無期限に保持される可能性があることが推定されれば、それは、核不拡散体制の完結性および持続可能性や、国際の平和と安全の維持というより幅広い目標と、両立しないということ再確認した。

7カ国の外相たちは、核軍縮の達成における進展について各国が説明する責任を負っている場であるNPT再検討過程の2002年の再開に期待を寄せている。説明責任は、締約国が提出すると合意した報告書にそって評価される。これまでに、2000年NPT再検討会議で合意された13項目の「措置」の履行について、前進はほとんどなかった。とりわけ残念であったことは、ジュネーブ軍縮会議が、核軍縮をとり扱い、また核分裂性物質の交渉を再開することに失敗したことである。2000年にやって来た進展への期待は、いまだ報われていない。

外相たちは、不拡散体制への挑戦に懸念を表明した。彼らは、国際社会に対して、NPTへの普遍的な加盟を達成するための努力を倍加させること、そして、核兵器の拡散を予防するという国際社会の決意を台無しにするいかなる措置もとらないことを、強く求めた。彼らは、NPT締約国でなく保障

措置の下にない核施設を運転している3カ国(原注:インド、パキスタン、イスラエル)に対して、NPTに非核兵器国として加入し、核施設を国際原子力機関(IAEA)の包括的諸協定の下に置くことを、くり返し要求した。

外相たちは、国際社会全体が参加することが、国際的な平和と安定を維持し強化するための中心となると強調した。国際的な安全保障は、集団的な関与を必要とする集団的な関心事である。彼らは、一方的核軍縮や二国間核軍縮措置は、条約に基づく多国間の核軍縮へのアプローチを補完するものであると強調した。彼らはまた、軍縮の分野において国際的に交渉された諸条約が、国際の平和と安全に根本的に貢献してきたと強調した。この文脈で、包括的核実験禁止条約の早期発効の重要性は、いまだ決定的なものである。

外相たちは、軍備管理における不可逆性の規範を強調した。彼らは、核軍縮と核不拡散の分野の国際諸条約が尊重されなければならないと、また、これら諸条約から発生するすべての義務がきちんと履行されなければならないとの見解を表明した。

外相たちは、国際的安定を促進し維持する上で、また、戦略的攻撃兵器をさらに削減する基礎として、対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)が持つ重要性を強調した。ABM条約を廃止することは、世界的な安全保障の将来にとって、ゆゆしき結果をもたらす得る。保有核兵器のより低い限度までのさらなる削減が、危険にさらされてはならない。彼らは、すべての国に対して、新たな核軍備競争につながり得る、または、核軍縮と核不拡散に否定的な影響を与え得るいかなる行動もとらないように要求した。

外相たちは、新アジェンダの構想をひき続き精力的に追求すると決意していることを再確認した。彼らは、2002年に始まるべきNPT再検討過程の文脈において彼らの構想を追求することが優先課題であると合意した。2000年NPTの核軍縮の約束は、すでに与えられた。これらを履行することが、今や必須事項なのである。

<http://www.reachingcriticalwill.org/1com/2001state/sa081001.pdf>

資料7 テロと核軍縮に関するアナン国連事務総長の演説

■国際原子力機関(IAEA)の第45回総会へのアナン総長のメッセージ(抜粋)
2001年9月17日

「核不拡散と核軍縮の分野での前進は、先週の米国への非道極まりないテロリストによる攻撃を受け、今まで以上に重要なものとなった。昨年、核不拡散条約(NPT)締約国は、この挑戦は中途半端な手段では打ち勝つことができないものであると合意した。実際、締約国は、『核兵器の完全廃棄こそ、その使用や威嚇を阻止する唯一の絶対的な保証である』と結論づけた。

残念なことに、核不拡散、核軍縮または核削減を目的とした幾つかの重要な条約が、今だ発効待ちの状態である。国際社会が、すでに行われている契約を履行するための努力を継続し、核軍縮を出来るだけ早急に達成するための方法と手段を、さらに特定することがきわめて重要である。

将来を見すれば、核物質の物理的な防護の水準を上げ、核物質や他の放射性物質の不法取引を摘発し対応する能力を改善し、テロや破壊行為に対する施設の防護を高めるために、広い国際的な協力が不可欠であることは明白である。もう一つ根本的に重要な問題は、世界中で核の安全性を高めることである。」

<http://www.un.org/News/Press/docs/2001/sgsm7958.doc.htm>

■国連総会本会議(テロ問題集中会議)でのアナン総長の演説(抜粋)
2001年10月1日

「9月11日の悲劇が、どの程度、もっと悲惨なことになっていたかもしれないかということを想像するのは難しい。しかし、核兵器または生物兵器を使った単一の攻撃があれば、何百万人をも殺し得るということは真実である。世界は9月11日の攻撃を予防することはできなかったが、大量破壊兵器を使って行われる将来のテロ行為の予防を助けるために私たちができることはたくさんある。もっとも大きな危険は、非国家グループによって—または1人の個人によってさえも—もたらされる。このような兵器は、いかなるミサイルまたはいかなる他の精巧な運搬システムがなくても、運搬され得る。

個別の国連加盟国によってとられた措置に加えて、私たちは今や、大量破壊兵器の使用または拡散に反対する世界的規範を強めるべきである。これは、他の行動の中で、次のことを意味する。

- 化学兵器や生物兵器を非合法化している条約や、核不拡散条約など、大量破壊兵器に関係する主要な諸条約の普遍性、検証および完全履行を保証する努力を倍加させること。
- これらの兵器をとり扱う国際機関の間の協力を促進すること。
- 大量破壊兵器およびその運搬手段を製造するのに必要な物品および技術の輸出を管理する国内法整備を強化すること。
- 非国家グループが大量破壊兵器を取得または使用することを犯罪化するための新たな努力を発展させること。」

<http://www.un.org/News/Press/docs/2001/sgsm7977.doc.htm>

資料8 ミサイル防衛に関するブッシュ大統領演説

ジョージ・W・ブッシュ米大統領演説(抜粋)
2001年5月1日 国防大学、ワシントンDC

(見出しは編集部)

時代は変わった

「この午後、私たちは、30年ほど前の、現在とははるかに違った世界の、はるかに違った時代を振り返ってみたい。合衆国とソ連は、敵対関係の中に閉じこめられていた。ソ連は、私たちの疑う余地のない敵であり、自由と民主主義に対する高度に武装した脅威であった。」

「今日、太陽はまったく違った世界に昇っている。ベルリンの壁はもはやなくなったし、ソ連もいない。今日のロシアは昨日のソ連ではない。ロシア政府は、もはや共産主義者ではない。その大統領は選挙で選ばれる。今日のロシアは、私たちの敵ではなく、民主的で、国内的にも近隣とも平和を維持する偉大な国家になる可能性をもった過渡期の国である。」

新たな脅威に直面している

「しかし、今はなお危険な世界であり、より不確実で、より予見のできない世界である。当時よりも多くの国が核兵器をもち、その他にも核兵器を持ちたがっている者たちがいる。化学兵器、生物兵器をもっている国は多い。いくつかの国は、すでに弾道ミサイル技術をもっており、遠方から、信じられないような速度をもって大量破壊兵器を持ち込むことが可能である。これらの国のいくつかは、このような技術を世界中に拡散している。

何よりも厄介なのは、これらの国々のリストの中には、世界でもっとも無責任な国々が含まれていることである。冷戦時代とは違って、今日のもっとも緊急の脅威は、ソビエトの手にある何千もの弾道ミサイルからではなく、テロルや脅迫を流儀とするこれらの国の手にある少数のミサイルから発生しているのである。」

新たな核抑止論を作り出そう

「今は、考えられなかったことを再考し、平和を維持する新しい方法を見つけるべき、世界にとっての重要な好機である。今日の世界は新しい政策、つまり積極的な不拡散と、対抗拡散、そして防衛という幅広い戦略を必要としている。テロルのための兵器を求めている者たちにそれを与えないために、私たちは、同じ志を持つ国々と協働しなければならない。受ける可能性のある被害から身を守るために、私たちに加わりたいと考えている同盟国や友邦と協働しなければならない。そして力を合わせて私たちはそれらの兵器の使用をたくらんでいるものを抑止しなければならない。

私たちは、攻撃力と防衛力の両方に依存する新しい抑止力の概念を必要としている。抑止力は、もはや核の報復の威嚇にのみ基礎をおくことはできない。防衛が拡散への意欲を減退させることによって、抑止力を強化することができるのである。」

ABM条約に代わる新たな枠組みを

「私たちは、今日の世界のさまざまな脅威に対抗するために、ミサイル防衛を築くことを可能にするような新しい枠組みを必要としている。そのためには、私たちは30年前のABM条約の制約を越えなければならない。この条約は現在を認識していない。すなわち、私たちが未来に向かわせるものではない。それは、過去を体現したものである。」

「この新しい枠組みは、核兵器のさらなる削減を奨励するにちがいない。核兵器は、今なお私たちや同盟国の安全保障に死活的な役割を果たしている。私たちは、冷戦が終わったという現実を反映するように、核戦力の大きさや構成や性格を変えることができるし、実際そうするであろう。同盟国への義務も含めて、私たちの国家安全保障の必要性に合致する、必要最小限の数の核兵器によって

信頼性のある抑止力を達成するよう、私は誓約する。」

世界を覆うミサイル防衛

「数ヶ月前、私はラムズフェルド国防長官に、合衆国、その派遣部隊、そして私たちの友邦・同盟国を防衛できるような効果的なミサイル防衛について、手元にあるあらゆる技術や配備様式を検討するよう求めた。」

「国防長官は、限定的な脅威に対して初期能力システムを配備することを可能にするような、短期的選択肢を特定した。いくつかの場合においては、飛行コースの中間や大気圏への再空入後にミサイルを迎撃する、陸上配備や海洋配備のシステムを使った、すでに確立された技術に依存することが可能である。」

「私たちはまた、飛行の初期段階、とりわけブースト段階にミサイルを迎撃することが相当に有利であることを認識している。」

「ミサイル防衛が最終的にどのような形をとるかを決定するためには、まだ多くの課題がある。私たちは、すべての選択肢についてさらなる探求をするであろう。私たちは、直面している技術的困難を認識しており、その挑戦を期待している。」

関係国と協議する

「用意ができていれば、議会に諮りながら、私たちは世界の安全保障と安定を強化するためにミサイル防衛を配備するであろう。」

「私は最初から次のことを明確にしてきた。つまり、私は重要な問題はすべて友邦や同盟国と緊密に協議するつもりである。彼らもまた、ミサイルや大量破壊兵器の脅威にさらされているのである。」

「それは、本当の協議になるであろう。私たちは友邦や同盟国にすでに下された一方的な決定を示すようなことはしない。」

「私たちはまた、中国やロシアなど他の関係国に働きかける必要があるであろう。」

21世紀をロシアとともに

「ロシアと合衆国は、21世紀における世界の平和と安全保障の新しい基礎を開発するために協力すべきである。両国は不信と相互のせい弱性に基礎を置いた関係を永続化させるABM条約の制約を捨て去るべきである。」

「この新しい協力関係は未来を見つめるべきであって、過去にこだわるべきではない。それは脅しあうべきものではなく確かめあうべきものである。それは、公開性、相互信頼、そしてミサイル防衛の分野を含む真の協力の機会を前提とすべきものである。」

「私は、両国の関係を核の恐怖の均衡に基づく関係から、共通の責任と共通の利益に基づく関係へと変える事業を完成させたい。」

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/05/20010501-10.html>

資料9 弾道ミサイルに関するケイディッシュ証言

弾道ミサイル防衛計画と2002会計年度修正予算案(抜粋)

米国防省弾道ミサイル防衛局長ロナルド・T・ケイディッシュ空軍少将
2001年7月12日、米上院軍備委員会

委員長並びに委員のみなさま、おはようございます。本日、みなさまの前で国防総省2002会計年度弾道ミサイル防衛(BMD)計画および予算を提出することをうれしく思います。

BMDの基本的目的は、米国や同盟諸国、友好諸国の部隊と領土をあらゆる弾道ミサイルの脅威から守る能力を開発することにあります。国防総省は諸々の技術を開発し、有効かつ信頼でき、財政的に可能なミサイル防衛システムとして有望な諸システムを配備していきます。補完的なセンサーと、脅威となる標的を初期噴射(ブースト)、中間段階、最終段階のそれぞれの飛行段階において迎撃するための兵器とを使用する、多層防衛を開発することによって、やがて有効なシステムを開発し、そのような能力を段階的に配備するよう、研究・開発・実験・評価計画は設計されています。

国防長官の指示により、我々は、もはや戦域ミサイル防衛と国土ミサイル防衛を区別しない単一の統合されたBMDとしてのミサイル防衛に焦点を合わせた研究・開発・実験計画を練り上げました。この改訂された計画は次の三つの基本方針にそって推し進められます。第一に、新しいBMD計画は今日までに達成された技術的進歩の上に築かれます。

そのために、現在の計画の中から選択されたいくつかの構成要素に、開発・実験に必要な資金を満額提供します。

第二に、新計画は、あらゆる飛行段階にある弾道ミサイルを迎撃するための地上・海上・空中・宇宙配備の発射台を統合する諸々の技術を精力的に評価・開発するために、広範な諸活動を実行していきます。新計画は安易に手を抜くことをしません。むしろ、効果的な多層ミサイル防衛を実現する見込みを高めるために、いくつかの開発経路を並行して追求するよう、新計画は設計されています。

第三に、新しい実験計画には、これまでより数多くの実験が含まれます。それらの実験ではより現実的なシナリオと対抗措置が使用されます。これによって、我々の計画立案と開発に対してより大きな信頼を得ることができます。我々は、この健全な実験活動を通じて、それらの性能に応じて計画の諸構成要素の速度を速める機会を見出し、BMDシステムの全体的な信頼と能力を高めることが可能になります。仮に指令を受けたならば、実証済みのBMD能力を不慮の事態において使用できるよう、このアプローチは設計されています。

BMDシステムの目標は、一つの弾道ミサイルの飛行行程全体において、複数の迎撃機会を提供する多層防衛です。今後3~5年間に、我々は個々の研究・開発・実験・評価努力におけるスケジュール面、費用面でのリスクを低減するため、諸々の技術的経路を並行して推し進めます。我々は、飛行のブースト・中間・最終段階において、脅威となるミサイルを迎撃するための海上・地上・空中・宇宙で使うことのできる運動エネルギー破壊機構や指向性エネルギー破壊機構を探求し実証します。これと並行して、諸々のセンサーの組み合わせや戦闘管理・指揮・統制(BMC2)が、BMDシステムの中軸となるべく開発されます。

しかし、新しい計画について詳しく説明していく前に、この計画がやろうとしていないことを明確にしておきたいと思います。それは、具体的な(システムの)全体構成を明示していません。それは、ある完全な多層防衛のための調達計画を約束するものではありません。それは、飛行最終段階における低層防衛を除けば、製造や配備に関する具体的な日程についても公約しません。それは実験もされていない諸システムを急いで配備するものではありません。また、焦点の定まらない研究計画への後退ではありません。そして、それは、我々の以前の計画に些細な変更を加えたものではありません。むしろ、この計画は、あらゆる射程の弾道ミサイルに対して可能な限り早期に配備される、効果的で統合された多層防衛を開発するための大胆な動きなのです。

新しい計画は弾道ミサイル防衛を開発する我々のアプローチの重大な変更です。たとえば以前の国土ミサイル防衛計画(NMD)は、リスクの大きい製造・開発計画でした。

それは、不十分な資金であるのに最初からは完全に作動するシステムの開発を命じられた研究・開発・実験・評価努力の成功に依存していました。また、それは厳密な軍事的要求に基づいていました。一方、新しい計画は、健全で現実的な実験計画を通じて時間をかけて能力の向上を実証するように設計された、資金が潤沢で綿密な研究・開発・実験・評価努力に基づいています。

新しい計画の目的は、米国や同盟諸国、友好諸国、配備部隊をあらゆる弾道ミサイルから守る多層防衛です。我々はこの目的を以下のように追求していきます。第一に、我々は次のことが可能になるような、広範で柔軟な研究・開発・実験・評価へのアプローチを推奨しています。つまり、弾道ミサイル防衛という挑戦につきまとう不確実性のリスクを回避するために、複数の開発経路を探求し、最良の技術的アプローチと最も有利な配備様式に基づいて成功の可能性を高めることができます。第二に、我々は発展的な取得アプローチを推奨しています。それは、ひとたび現実的な実験を通じてシステムが実証されれば、それらを段階的に実戦配備することを許すようなアプローチです。第三に、我々が過去にしてきたように、ある一つの全体構成の公約をするのではなく、むしろ、我々の国家戦略目標と一致するようなセンサーや兵器のさまざまな組み合わせを、時間をかけて配備していきます。

緊急事態が発生して、もし指令を受けた場合には、急速に現れつつある脅威に対する防衛のために、迅速に試験的装置を配備することができるように、我々は計画を設計しています。このことは以前にも湾岸戦争やコンボにおいて、他の軍事能力について行われています。しかし、そのような緊急事態がなければ、国防副長官が言明された通り、我々は、準備が整うまで、試験用装置を配備するつもりはありません。なぜなら、そのような非常配備は混乱をもたらす、通常の開発計画を何年も遅らせるからです。

<http://www.acq.osd.mil/bmdo/bmdolink/html/kadish12jul01.html>

資料10 ワシントン／クロフォード首脳会談

■ ブッシュ大統領・プーチン大統領による記者会見

2001年11月13日

ブッシュ大統領:(前略)ロシアと合衆国は新しい21世紀の脅威に対処するため、以前にもまして緊密に協力しているなかで、20世紀の脅威を永久に過去のものにするために懸命に努力している。そして今、大いなる進展を報告できる。

現在の核戦力の水準は、今日の戦略的現実を反映していない。私はプーチン大統領に対して、合衆国は今後10年で作戦配備の戦略核弾頭を1700~2200の水準に削減することを知らせた。この水準は、米国の安全保障に十分に合致するものである。(後略)

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/11/20011113-3.html>

■ ジョージ・W・ブッシュ大統領とウラジミール・プーチン大統領による 合衆国とロシアの新しい関係についての共同声明

2001年11月14日

私たちの国は、21世紀に向けて新しい関係に乗り出した。それは、民主主義、自由市場と法の支配の価値への誓約に基礎を置くものである。合衆国とロシアは、冷戦の遺産を克服した。どちらの国も、他方を敵や脅威と見なしたりはしない。私たちは、国際的安全保障に対する責任を自覚しつつ、互いに、あるいは他の国や国連を含む国際組織と協働し、安全保障、経済的な豊かさ、そして平和で繁栄した自由世界の実現を促進することを決意している。

私たちは、21世紀の平和に対する脅威に立ち向かうという決意を確認する。こうした脅威に含まれるのは、9月11日の凶悪犯罪によって鮮やかに示された新たな恐怖であるテロリズム、大量破壊兵器の拡散、攻撃的なナショナリズム、民族的、宗教的な不寛容、地域的な不安定などである。こうした脅威は、両国の安全保障とともに、世界大の安全保障を脅かすものである。こうした挑戦に対処するためには、合衆国とロシア、そして世界共同体の相互の安全保障を確保するための新しい戦略的な枠組みの創造が必要である。

私たちは、現在の核戦力のレベルが今日の戦略的な現実を反映していないことについて合意した。したがって、私たちは戦略的攻撃兵器の実質的な削減の実施をそれぞれ誓約することを確認した。戦略的防衛とABM条約については、変化しつつある世界の安全保障環境を考慮しながら、新しい戦略的な関係の広い枠組みの中で協議を継続していくことに合意した。不拡散の問題については、生物・化学兵器禁止条約への互いの誓約を再確認し、核不拡散条約を強化するための努力を支持することに合意した。双方は、あらゆる保有国の核物質の物理的な防護と管理を向上させること、そして非合法の核の売買を防止することについて、緊急の注意をひき続き払う必要があることについて合意した。

私たちは、完全で、自由で、平和でだれも排除することなく、しかも、あらゆる国家の独立と主権と領土保全を尊重するようなヨーロッパ=大西洋共同体の構築を支持する。こうした目的に向けて、合衆国とロシアは、NATOと他のNATO加盟国とともに協働して、NATOとロシアの関係を改善し、強化し、進展させ、そのために、協議、協力、共同決定、調整されたいし共同の行動を行うことができるような新しい効果的なメカニズムを発展させる。私たちは、これらのメカニズムが、NATO加盟国とロシアがますます団結してテロリズム、地域的な不安定、その他の現代的な脅威に一致して対抗しつつあるという事実や、NATOとロシアの関係がそれにしたがって進展するべきであるという事実を反映すべきであると信じている。私たちはまた、OSCEにおける協力を強化するために協働する。OSCEは、広い範囲を代表する包括的な組織であり、地域における協議、意思決定、そして協働を行うものである。(以下略)

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/11/20011114-3.html>

資料11 ABM条約脱退通告

2001年12月13日にロシア、ベラルーシ、カザフスタンおよびウクライナに送付された
外交文書

アメリカ合衆国大使館は、謹んで、アメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦(USSR、ソビエト連邦)との間で1972年5月26日にモスクワで署名された対弾道ミサイルシステム制限条約に言及いたします。

条約第15条第2項は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認めるときは、各締約国はこの条約から脱退する権利を有すると定めています。合衆国は、この条約が、1991年に消滅したソビエト連邦との間で結ばれたものであると認識しています。それ以来、私たちはロシアとの間で、敵対的ではなく協調的な新しい戦略的な枠組みを結ぶとともに、旧ソビエト連邦のほとんどの国々と強力な関係を築きつつあります。

条約が1972年に発効して以来、数多くの国家および非国家の主体が、大量破壊兵器をすでに取得または積極的に取得しようとしています。これらの主体の中に、合衆国に対してこれらの兵器を使用する準備をしているものがあることは明らかであり、また、最近証明されたことでもあります。さらに、数多くの国家が、大量破壊兵器の運搬手段として、長距離弾道ミサイルを含む弾道ミサイルを開発しています。これらの事態は、合衆国の領土および安全保障への直接的な脅威となっており、その至高の利益を危うくしています。結果として、合衆国は、合衆国領土、領土外の合衆国軍、および友好国と同盟国を防衛するための、対弾道ミサイルシステムを開発、実験および配備しなければならないとの結論に達しました。

条約第15条第2項にしたがって、合衆国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認定しました。それゆえ、条約第15条第2項によって与えられた条約からの脱退の権利を行使して、合衆国はここに条約からの脱退を通告します。条約の規定にしたがって、脱退はこの通告の日から6カ月後に効力を発生します。

<http://www.mbmd.org/Inthenews/usdiplomaticnote.html>

資料12 ABM条約脱退通告を発表するブッシュ大統領の声明

国土ミサイル防衛に関するブッシュ大統領の発言
2001年12月13日

おはようございます。ちょうど今、国家安全保障会議の会合を終えたところです。私たちは、私が、わが友人であるウラジミール・プーチン大統領と何カ月もの間たくさんのお話を重ねて議論してきたことについて検討しました。それは、アメリカが1972年のABM条約を越えて進んでいくことの必要性についてです。

今日、私は、条約にしたがって、約30年前のこの条約からアメリカ合衆国が脱退することを、ロシアに正式に通告しました。私は、ABM条約は、わが国民を将来のテロリストやならず者国家のミサイル攻撃から守るための方法を開発しようとするわが政府の能力を妨げるものであるとの結論に達しました。

1972年のABM条約は、合衆国とソビエト連邦との間で、きわめて違った時代に、まったく違った世界の中で署名されました。もう一つの署名国であるソビエト連邦は、もはや存在しません。かつて両国をして何千もの核兵器を互いに向けて一触即発の警戒態勢に置かせた敵対関係もまた、もはや存在しません。その時の厳然たる理論は、相手方が反撃をして双方が破壊されることを双方が知っているがゆえに、双方とも核攻撃を発射しないというものでした。

今日、9月11日の事件がすべてをきわめて明確にしたように、私たち両国にとってのもっとも強大な脅威は、お互いからや世界の他の大国から来るのではなく、警告なく攻撃してくるテロリストや、大量破壊兵器を追求しているならず者国家からやって来るのです。私たちは、テロリストやその支援者たちが、ミサイルによって私たちの戸口に死と破壊を運んでくる能力を追求していることを知っています。そして私たちは、このような攻撃に対して効果的な防衛を開発するための自由と柔軟性を持たなくてはなりません。

アメリカ国民を防衛することは、最高司令官としての私の最優先課題であります。私は、私たちが効果的な防衛を開発することを妨げるような条約の下に合衆国を置き続けることを許すことはできないし、許しません。同時に、合衆国とロシアは、新しい、もっと希望にあふれた建設的な関係を発展させてきました。私たちは、相互確証破壊を相互協力に置き換えようとしています。

リュブリャナに始まり、ジェノア、上海、ワシントンそしてクロフォードでの会合と続いて、プーチン大統領と私は、新しい戦略的枠組みの共通基盤を発展させました。ロシアは、自由市場と民主主義への過渡段階にあります。私たちは、ロシアと合衆国の間の進行中の経済協力を誓約するとともに、ロシアと、NATOのわがパートナーたちとの間の新しい盟約を誓約しています。

NATOは、20カ国での共同行動の機会を探り追求する意志を明確にしてくれました。私は、モスクワを訪問して、現在の政権を超えて長く続くような、来る将来への平和の基礎をなす新しい戦略的枠組みを表明する公式な方法を探るための議論を継続することを楽しみにしています。私たちはすでに、反テロリズムの戦争に世界が結集する中で、緊密に協働しています。

私は、プーチン大統領が、アフガニスタンのアルカイダ・ネットワークを壊滅するための私たちの戦いに、重要な助言や協力をしてくれていることをたいへんに評価しています。私は、ロシアの攻撃的核兵器を削減するという彼の誓約を評価しています。

私はあらためて、作戦配備の戦略核兵器を1,700から2,200の間まで削減することを誓約します。プーチン大統領と私は、条約脱退の私の決定が、いかなる意味でも、私たちの新しい関係やロシアの安全保障を害するものではないということにも合意しています。

プーチン大統領がクロフォードで述べたように、私たちは根本的に異なる関係への途上にあります。冷戦は遠く過去のものです。今日私たちは、その最後の痕跡から立ち去るのです。しかし、今日は過去を振り返る日ではありません。

今日は、希望を持って前を向き、ロシア人、アメリカ人そして世界全体のさらなる繁栄を期待する日なのです。

ありがとうございました。

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/12/20011213-4.html>

資料13 ABM条約脱退通告を受けたプーチン大統領の声明

ABMに関するプーチン大統領の声明

2001年12月13日

今日、アメリカ合衆国政府は、同国が6カ月前の通告を行い1972年のABM条約から脱退すると発表した。条約は確かに、異常な事態の下で脱退する権利を各締約国に与えている。

米国指導部はこのことについて繰り返し述べてきたので、今回の措置は私たちにとって驚きではなかった。しかしながら、私たちがこれはまちがいだと考える。知られているとおり、ロシアは米国同様、他の核保有国とは違って、ミサイル防衛を貫通する能力を持った効果的なシステムを長く保有している。

それゆえ、米国大統領によるこの決定はロシアの国家安全保障への脅威にならないと、私は完全な確信をもって言うことができる。同時に、我が国は、ABM条約から共に脱退しようという米国がくり返してきた提案に対して同意せず、条約の保持のためになしうることをすべてを行ってきた。

私は今でも、このような態度が正しく、確かな基礎をもったものである信じている。ロシアは何よりも、大量破壊兵器の軍縮と不拡散の分野での国際的な法的基盤の保持と強化への懸念を持ってきた。

ABM条約は、この分野における法システムの基盤の一つである。このシステムは、過去数十年間にわたる共同努力によって創造されてきた。私たちは、近代の世界的発展の論理は、確かな行動の論理を要求していると信じる。今や、世界が新たな脅威に直面しているときに、戦略的安定の分野において法的な真空状態を許してはならない。

私たちは、大量破壊兵器不拡散の体制を壊してはならない。私は、二国間関係の現在のレベルは、単に保持されなければならないのみならず、できる限り早く戦略的関係の新たな枠組みを作り上げるために利用されなければならないと信じる。

ミサイル防衛問題に加えて、現在の状況下でとりわけ重要ことは、戦略的攻撃兵器をあるレベル——各国1,500から2,200の核弾頭というレベルが妥当であると私たちは信じているが——まで、急進的に、不可逆的に、かつ検証可能な形でさらに削減するとの合意を法的な文書にすることである。

結論として、私は、ロシアが、戦略的安定と国際的安全保障の強化に向けて、世界的問題に関して原則に従った道筋を引き続き堅く歩み続けることを表明したい。

<http://www.mbrmd.org/Inthenews/putinstatement.html>

資料14 新しい戦略的関係に関する米ロ共同宣言

米ロ共同宣言(抄)

2002年5月24日、モスクワ

アメリカ合衆国とロシア連邦は、

リュブリャナ、ジェノバ、上海、ワシントン/クロフォード首脳会談における成果、および既に達成された新しい協力の精神を想起し、

2001年11月13日の「米国とロシアの間の新しい関係に関する共同声明」を土台にして、21世紀の新しい関係へ進み始め、友好、協力、共通の価値観、信頼、開放性、そして予見可能性に基づいた関係を発展させることを誓約し、

新たな地球規模の挑戦と脅威により、質的に新しい礎が我々の関係に必要とされているとの信念を再確認し、

他の諸国および国際機関と共に、こうした新しい挑戦と脅威に対応するために協力することを決意するとともに、もって平和で繁栄した自由な世界および戦略的安全保障の強化に貢献することを決意して、

以下のとおり宣言する：

協力の礎

我々は、新しい戦略的な関係を作り上げようとしている。米国とロシアがお互いを敵または戦略的脅威とみなしていた時代は終わった。我々はパートナーであり、安定、安全、経済統合を促進し、地球規模の挑戦に共同で対抗し、地域紛争の解決を助けるために協力していくことを決意している。(略)

政治的協力

米国とロシアは、21世紀の新たな挑戦に対処するために、パートナーおよび友好国として既に行動している。すなわち、2001年10月21日の我々の共同声明を確認し、我々両国は既に国際テロリズムに対する地球規模の戦いにおいて連携を組んでいる。(略)

2001年11月13日、我々は欧州大西洋地域における新たな戦略的現実を反映したNATOとロシアの間の新しい関係を発展させるために協力することを誓約した。我々は、NATO加盟国とロシアが、テロリズムや地域的不安定、現代の他の脅威に対する連携関係をますます深めていることを強調した。それゆえ、我々は、ローマにおける2002年5月28日のNATO・ロシア・サミットで、新しく「NATO・ロシア理事会」が発足することを歓迎する。そのメンバー国は、各国の立場から、各国の集团的誓約や義務と矛盾しないやり方で行動するが、共通のアプローチを見つけ出し、共同で決定を行い、個別または集団でその履行に等しく責任を負うことになろう。この関連で、この各国は、国連憲章、ヘルシンキ最終文書に盛り込まれた条項と原則、欧州安全保障に関するOSCE(欧州安保協力機構)憲

章を含む国際法の下で義務を誠実に遵守するだろう。NATO加盟諸国とロシアは、「NATO・ロシア理事会」の枠組みの中で、共通の関心の分野において対等なパートナーとして働くだろう。この各国は、共通の脅威と各国の安全に対する危険に対して、共に立ち向かおうとしている。

(略)

(略) 米国とロシアは、イラクに関する両国の建設的対話を継続し、国連安全保障理事会による物資見直しリストの採択を可能にする二国間特別協議の継続を歓迎する。

(略)

大量破壊兵器の拡散の防止：不拡散および国際テロリズム

米国とロシアは、国際テロリズムと大量破壊兵器およびその運搬手段の拡散という密接に関連した脅威との戦いを含む21世紀の新たな地球規模の挑戦と対峙するため、共同でより一層努力していく所存である。我々は、2001年9月11日の悲劇的事件によって改めて示されたように、国際テロリズムが国際的安定に対する格別の危険となっていると考える。世界のあらゆる国々がこの脅威と戦うために決然と協力することが絶対に必要である。この目標に向かって米国とロシアは、二国間および多国間で協力するとの我々の誓約を再確認した。

米国とロシアは、大量破壊兵器およびミサイルの拡散防止の甚大なる重要性を認識している。そのような兵器がテロリストやその支援者らの手に落ちることは恐ろしいことであり、そのためにすべての国々が拡散との戦いを優先すべきであることは明らかになっている。

その目的のために、我々は、大量破壊兵器およびミサイル技術、情報、専門知識、原料の保安を保証するための協調的プログラムなどを通じて、緊密に協力する。我々はまた、協調的脅威削減プログラムを継続し、兵器に利用可能な核分裂物質の削減にいつそう努力する。その点に関して我々は、共同専門家グループを設立する。このグループは、兵器に利用可能な核分裂物質の量の増加を絶つ措置を調査し、進んだ拡散防止の原子炉および核燃料サイクル技術に関する共同研究開発努力を提言する。そして、我々は化学兵器の破壊に関する両国の協力も深めていく。

また、米国とロシアは、核不拡散条約と生物・化学兵器の両禁止条約の履行および強化を含む、拡散防止のために先を見越して行動する戦略に対する広範な国際的支援を求める。米国とロシアは、大量破壊兵器の拡散を防止し、それから守るために輸出管理を強化し、厳格に執行すること、違法な移転を阻止すること、違反者を訴追すること、国境での取締りを強めることを、すべての国々に求める。

ミサイル防衛、さらなる戦略的攻撃力削減、戦略的安全保障に関する新しい協議機構

米国とロシアは、アメリカ合衆国大統領とロシア連邦大統領による2001年7月22日のジェノバにおける「戦略的問題に関する共同声明」ならびに2001年11月13日のワシントンにおける「米国とロシアの間の新しい関係に関する共同声明」から前進した。

米国とロシアは、軍事分野における両国間の戦略的関係の性質の変化を反映する諸々の措置を講じている。

米国とロシアは、今日の安全保障環境が冷戦期と根本的に異なることを認めている。

これに関連して、米国とロシアは、ミサイル防衛計画およびこの分野の実験に関する情報の交換、ミサイル防衛実験の見学のための相互訪問、そしてミサイル防衛システムに習熟することを目的とした観察を含め、ミサイル防衛分野における信頼を強め、透明性を高めることを狙った多くの措置を実施することに合意した。両国はまた、早期警戒システムから得られるデータの交換のための共同センターが作業を開始できるよう、必要な措置を講じる所存である。

また、米国とロシアは、機密情報の相互保護および知的財産権の保障の重要性を考慮しつつ、ミサイル防衛に関連した共同演習の拡大やミサイル防衛技術の共同研究開発のために可能なプログラムの探究を含む、ミサイル防衛に関して協力が可能な分野を検討することに合意した。

米国とロシアは、「NATO・ロシア理事会」の枠組みの中で、欧州のミサイル防衛に関する実際的な協力を強める機会を探究する。

米国とロシアは、両国の国家安全保障上の必要および同盟における義務と矛盾せず、両国の戦略的関係の新しい性質を反映する可能な限り低い水準まで、戦略的攻撃兵器削減を行う意向を言明する。

この方向への重要な一歩が、「戦略的攻撃力削減に関するアメリカ合衆国とロシア連邦の間の条約」の締結である。

これに関連して、米国とロシアは、1991年7月13日の「戦略的攻撃兵器削減および制限に関するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦の間の条約」がその約定にしたがって効力を維持すること、そして、その諸条項が、透明性措置を含む合意されるべき他の補完措置と共にさらなる戦略的攻撃力削減に対する信頼、透明性、予見可能性を与えるための根拠を与えることを基礎として、前進した。

米国とロシアは、相互安全保障、信頼、開放性、協力、予見可能性に基づいた両国間の新しい戦略的関係の下では、広範な国際安全保障問題にわたる実質的な協議が必要とされることで合意している。この目的のために我々は以下のとおり決定した。

- 外相および国防相が議長を務め、他の政府高官が出席する「戦略的安全保障協議グループ」の設置。このグループは、双方が相互信頼を強め、透明性を高め、情報と計画を共有し、双方が利害関係を持つ戦略問題について議論する主要機関にならう。

- 両国の国防相、外相、諜報機関の間の接触を拡大し、定例化する方法の追求。

アメリカ合衆国大統領

ロシア連邦大統領

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/05/20020524-2.html>

資料15 戦略的攻撃力削減条約

戦略的攻撃力削減に関するアメリカ合衆国とロシア連邦の間の条約

2002年5月24日、モスクワにて調印

アメリカ合衆国とロシア連邦(以下、「締約国」という)は、
新世紀の新たな関係へと進み始めており、協力と友好を通じて両国の関係を強化するという目標に合意し、

新たな地球規模の挑戦と脅威によって、締約国間の戦略的関係のための質的に新しい礎の構築が必要とされていると考え、

相互安全保障、協力、信頼、開放性、そして予見可能性という諸原則に基づく真のパートナーシップの確立を希望し、

戦略的攻撃兵器の重大なる削減を履行することを誓約し、

アメリカ合衆国大統領とロシア連邦大統領による2001年7月22日のジェノバにおける「戦略的問題に関する共同声明」、ならびに2001年11月13日のワシントンにおける「米国とロシアの間の新しい関係に関する共同声明」から前進し、

1991年7月31日の「戦略的攻撃兵器の削減および制限に関するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦の間の条約」(以下、「START条約」という)の下での両国の義務に留意し、

1968年7月1日の「核兵器の不拡散に関する条約」の第6条の下での両国の義務に留意し、

この条約が安全と協力を積極的に促進し、国際的安定を高めるためにより好ましい状況を確認することに役立つと確信し、

以下のとおり合意した。

第1条 各締約国は、アメリカ合衆国大統領が2001年11月13日に言明したとおり、ならびにロシア連邦大統領が2001年11月13日と2001年12月13日にそれぞれ言明したとおり、戦略核弾頭を削減および制限し、2012年12月31日までに戦略核弾頭の総数が各締約国について1700から2200を超えないようにする。各締約国は、戦略核弾頭の総数に関して定められた制限に基づいて、その戦略的攻撃兵器の構成や構造を自ら決定する。

第2条 締約国は、START条約がその約定にしたがって効力を維持することに合意する。

第3条 この条約の履行の目的のため、締約国は少なくとも年に2回、二国間履行委員会の会合を開催する。

第4条 1. この条約は、各締約国の憲法上の手続きにしたがって批准されなければならない。この条約は批准書の交換の日に効力を生じる。

2. この条約は2012年12月31日まで効力を維持し、締約国の合意により延長され、またはその後の協定によりこれより前に交代される。

3. 各締約国は、その国家主権の行使として、3カ月前にもう一方の締約国に書面の通知を行うことで、この条約から脱退することができる。

第5条 この条約は、国際連合憲章第102条にしたがって登録される。

2002年5月24日、モスクワで、英語およびロシア語からなる本書2通を作成した。どちらも同等なる正本である。

アメリカ合衆国

ロシア連邦

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/05/20020524-3.html>

資料16 新アジェンダ・ポジションペーパー

新アジェンダ連合文書

2002年4月5日

NPT/CONF.2005/PC.I/9

2002年NPT再検討準備委員会(ニューヨーク)に新アジェンダ諸国を代表してエジプトが提出。

I 背景

1. 1995年、締約国は核不拡散条約(NPT)を無期限に延長し、その普遍性を達成するためにあらゆる努力を行うことを約束した。条約の再検討プロセスは強化され、条約の履行へ向けた原則と目的が採択された。1995年のパッケージの重要な一部分として中東決議が採択された。

2. 1996年、国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見において全員一致で次のような結論が出された。「厳格かつ効果的な国際管理の下、あらゆる側面における核軍縮につながるような交渉を誠実にを行い、かつ完結させるための義務が存在する」。

3. 2000年NPT再検討会議の最終文書は核軍縮へ向けての前向きなステップを表している。とくに、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を行い、核兵器国がとるべき核軍縮へとつながる実際の諸措置について合意したのである。このような目的において、条約の強化された再検討プロセスをいっそう効果的にするために、さらなる諸措置が必要とされていた。

II 基本原則

4. 国際社会全体としての参加が国際の平和と安全にとって重要である。国際的な安全保障とは集団的な関心事であり、集団的な関与を必要とする。軍縮の分野における国際的に交渉された諸条約は、国際の平和と安全のために根本的な貢献を行ってきた。一国による、あるいは二国間での核軍縮措置は、条約を基礎とした核軍縮への多国間のアプローチを補完するものである。透明性、検証可能性、不可逆性などの根本的な原則があらゆる軍縮措置に適用されることが、本質的に重要である。

5. 私たちは、核兵器国が核兵器を無期限に保有するとの見通しは、核不拡散体制の統一性と持続性とは両立しないこと、国際の平和と安全の維持というより広い目標とも両立しないことを再確認する。

6. 核軍縮、核削減、その他関連した核軍備管理措置における不可逆性は緊要である。核不拡散を促進するための根本的な前提条件は、持続的かつ不可逆的な核軍備削減の前進である。

7. 条約の各条項は、いつ何時も、どのような状況においても、それぞれの締約国を拘束する。すべての締約国が条約の下における義務の厳格な遵守に関して負う完全なる説明責任は緊要である。

8. 軍縮のさらなる前進こそが、国際的安定を実現し、それを持続させるための主要な要因でなくてはならない。2000年NPTで核軍縮の約束はなされたのだが、その実行は引き続き緊要である。

- 核兵器のない世界は、究極的には、普遍的で多国間において交渉された法的に拘束力のある条約、あるいは互いに補強しあう条約体系を必要とするであろう。

Ⅲ 2000年NPT再検討会議以降の進展

- 今日に至るまで、2000年のNPT会議において合意された13項目措置の実行においてはほとんど前進がみられない。
- 私たちは冷戦後の安全保障環境において、安全保障政策や防衛ドクトリンが依然として核兵器の保有を基礎に置くものであり続けることを懸念する。安全保障政策や防衛ドクトリンにおいて核兵器の役割を縮小していくという誓約は、まだ具体化されていない。このような前進のなさは、核兵器国による保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束と一致しないものである。
- 加えて、私たちは新たな安全保障戦略の一環として、核兵器の将来の役割に対する新しいアプローチが現れつつあることを深く憂慮している。
- 軍縮会議(CD)は、核軍縮をとり扱うことに失敗し続けているし、また、核軍縮と核不拡散という両方の目的を考慮して、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器およびその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉を再開することに失敗し続けている。2000年NPT再検討会議の結果として生まれてきた前進への期待は、今日に至るまで満たされていない。
- CTBT(包括的核実験禁止条約)の国際監視システムの履行は進行しているにもかかわらず、CTBTはまだ発効していない。
- 今日に至るまで、核兵器国が透明性のための措置を増大させてきたという兆候はまったくみられない。
- 核兵器国1か国が、一方的に、核兵器システムの作戦上の地位を低減させるための措置をとった。
- 今日に至るまで、核兵器システムの作戦上の地位を低減させるために合意された具体的な諸措置については、いかなる形跡も見当たらない。
- 核兵器の完全廃棄につながるプロセスに、核兵器国5か国すべてを組み込む努力がなされているという兆候は全くない。逆に、新世代核兵器の開発についての憂慮すべき兆候がある。
- 米合衆国とロシア連邦によって、配備された保有核兵器を実質的に削減するという意志の言明がなされたことは歓迎するが、私たちは、核兵器が使用されるかもしれないという可能性が持続していることを引き続き深く憂慮している。二国間および一方的な削減の意志や過去における実績にもかかわらず、配備され貯蔵されている核兵器の総数は依然として数千に及んでいる。
- 対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)の締約国の一つが条約を脱退すると通告した

こと、また、このことがもたらす不確実性のさらなる増大、さらには、このことが、核軍縮に貢献しそれを促進するための重要な要素とされる戦略的安定に対して与える影響は、核軍縮と不拡散に逆行する結果をもたらすだろうという懸念がある。さらに、世界規模での安全保障の将来に深刻な結果をもたらし、一方的な関心のみに基づいた行動を正当化する明白な口実を生み出すことも考えられる。ミサイル防衛システムの配備を含む、核軍縮と核不拡散に否定的な影響を与えるあらゆる行為は、国際社会が懸念するところである。私たちは、地球あるいは宇宙における新たな軍備競争の危険について懸念している。

- 二国間のSTARTプロセスが実現し、あるいは約束したことが、危険にさらされている。そこには、核兵器廃棄へ向けに行われる、核兵器の実際の解体や破壊のために必要な、すべての核兵器国を含む複数国間メカニズムの発展への可能性が含まれていた。
- 国連ミレニアム宣言において、国と政府の元首たちは、大量破壊兵器、とくに核兵器の廃棄のために努力すること、そして、この目的を実現するために、核の危険を除去する方法を探るための国際会議を開催する可能性を含む、すべての選択肢を開放しておくことを決議した。
- 私たちは、保障措置の下にない核施設を運転しNPTに加盟していない三カ国が、核兵器という選択肢を引き続き保持し、この選択肢を放棄しないであることを懸念している。
- 非核地帯のさらなる発展がいくつかの地域において、とくに南半球および隣接地域から核兵器をなくすための運動において、前進してきた。この文脈において、トラテロコ、ラトonga、バンコクおよびベリダバ条約が、その地域のすべての国およびすべての関係国によって批准されることがきわめて重要である。非加盟の関係国のすべてが、非核地帯条約の議定書に加盟することを促進するために、協同した取り組みが必要である。非核地帯諸条約の締約国すべては、非核地帯間の協力を進め、他の非核地帯の提唱者達と共同して作業をしてゆくことを念頭に置きながら、共通の目的を促進してゆくよう奨励されるべきである。他方で、中東、南アジアとその他の地域において、非核地帯の創設には全く進展がみられない。

Ⅳ 今後の道

- これまでと同じ勢いで2000年NPT再検討会議で達した実質的な合意を完全かつ効果的に履行するよう求めてゆくという私たちの決意に変わりない。会議の結果は、核軍縮を達成するために必要な青写真を提供するものである。
- 多国間において交渉された法的に拘束力のある安全の保証が、核兵器国から、NPT締約国であるすべての非核兵器国に対して与えられるべきである。準備委員会は、この課題についての交渉を今すぐに行なうため、その形態について2005年再検討会議に勧告を行うべきである。そうした交渉が実を結ぶまでの間は、核兵器国はこれに関する既存の約束を完全に尊重するべきである。
- 核兵器国は、自分たちの保有核兵器と軍縮措置の履行に関して、透明性と説明責任を向上しなければならない。
- 核兵器国が保有核兵器を一方的に、効果的に削減するための、さらなる努力が要求される。核兵器国が、自分たちの一方的な宣言を法的に拘束力のある合意として、透明性、検証可能性および不可逆性を確保するような条項を含む形で公式化することが、本質的に重要である。

核兵器国は、配備における削減は前向きな兆候であるが、ほんとうの核兵器の廃棄にとってかわるものではないことを留意すべきである。

29. 核兵器国は、不可逆性の原則を適用するというNPTでの誓約を実行し、戦略核削減を行うにあたって核弾頭を破壊すべきであって、再配備することが可能な状態で保持しておくことを避けるべきである。配備における削減や、作戦上の地位の低減は、肯定的な兆候を与えるものであるが、核兵器の不可逆的な削減や完全廃棄にとってかわることはできない。

30. 非戦略核兵器のさらなる削減は優先的な事項である。核兵器国は自ら行った誓約に対する期待に応えねばならない。非戦略核兵器の削減は、透明性の高い、不可逆的なやり方で実行されるべきであり、非戦略核兵器の削減と廃棄は、包括的な軍縮交渉に含まれるべきである。この文脈において、以下を達成するために緊急の行動が必要とされている：

一方的な発議に基づいて、また、核軍縮削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること：

- (a) 非戦略核兵器によってもたらされる脅威を削減するための、さらなる信頼醸成と透明性向上のための諸措置。
- (b) 核兵器システムの作戦上の地位をさらに低減させるための、具体的な合意された諸措置。
- (c) 1991年のブッシュ・ゴルバチョフ宣言のような非戦略核兵器削減に関する二国間の非公式な取極めを、法的拘束力のある合意へ公式化する

31. 核兵器国は、5つの核兵器国すべてを、核兵器の完全廃棄へつながる過程へと切れ目なく統合するため必要な諸措置を実行しなければならない。

32. 私たちは、CTBTの早期発効を実現するため、遅滞なくかつ無条件に、署名、批准が行なわれることの重要性と緊急性を強調する。これはCTBTの下で核実験を監視する国際的システム導入のプロセスが、条約の発効の現実的な見通しよりもはるかに進んでいるからである。このような状態は、普遍的かつ包括的な核実験禁止条約を練り上げてゆくという考え方とは一致しないものである。CTBTが発効するまでの間は、核兵器の爆発実験やその他のあらゆる核爆発のモラトリアムを支持、維持するべきである。CTBTの趣旨、目的やその条項の厳格な遵守は緊要である。

33. CDは、核軍縮をとり扱うための特別委員会を遅滞なく設置するべきである。

34. CDは、核軍縮と核不拡散という両方の目的を考慮しつつ、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器やその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉を再開するべきである。

35. CDは、唯一の多国間交渉の場として、大気圏外における軍備競争をあらゆる側面において防止するための、一つまたは複数の多国間合意を適宜交渉するための、第一義的な役割を担っている。CDは、1992年2月13日の決定に含まれている任務を検討し、時機に応じたものへと改正する作業を完結させ、特別委員会をできるだけ早く立ち上げなければならない。

36. 国際社会は、NPTの普遍的な加盟を達成するための努力を倍加させ、核兵器の拡散を防止するというその決意を台無しにするようなあらゆる措置を警戒しなければならない。NPTに加盟

していない三カ国(原注:インド、パキスタン、イスラエル)は、非核兵器国として、迅速かつ無条件に加入し、核不拡散を確実にするために、必要とされる包括的保障措置協定を、追加モデル議定書とともに、発効させるとともに、核兵器の開発や配備を追求するあらゆる政策を明白かつ緊急に撤回し、地域的、国際的な平和と安全、核軍縮および核拡散の防止へ向けた国際社会の努力を台無しにするようなあらゆる行為を慎まなければならない。

37. IAEA(国際原子力機関)、ロシア連邦、米合衆国間の三者構想は履行されるべきであり、そこに他の核兵器国を含める可能性を考慮するべきである。

38. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要ななくなった核分裂性物質を、実際に可能な早期において、IAEAあるいはその他の関連する国際的な検証の下に置くという制度が整備されるべきである。

39. 核軍縮と核不拡散の分野における国際諸条約は遵守されねばならず、そのような諸条約から派生するあらゆる義務は完全に果たされねばならない。

40. すべての国は、新たな核軍備競争につながったり、核軍縮や核不拡散に否定的な影響を与えるようなあらゆる行為を慎まねばならない。

V 強化された再検討プロセス

41. 準備委員会は、その作業を前進させるための手続的な課題をとり扱わなければならないが、同時にまた、1995年と2000年の会議の結果として決定された実質的な内容についてもとり扱わねばならず、審議された実質的な課題が準備委員会の事実概要に記録されることを確保しなければならない。

42. 準備委員会は、それぞれの国が、核軍縮の実現へ向けた自国の進展についての適切な説明が報告書に記載されることを保証するように、核軍縮について実質的な焦点をあてねばならない。説明責任は、締約国が提出することに合意したこの報告書を検討して評価されるだろう。

43. 準備委員会は、条約第6条および、1995年決定の第4(c)節の履行に関する、すべての締約国の定期的な報告書を検討するべきである。2000年NPT最終文書で構想された、条約と、1995年に採択された決定1、決定2および中東決議の履行に関する再検討プロセスの強化は、完全に履行されるべきである。

44. これらの報告書は、準備委員会の各会期ごとに提出されるべきである。第6条に関する報告書は、13項目措置が扱う課題や原則にわたるものでなければならない。これらの諸措置のそれぞれについて特定の完全な情報を含まねばならない(すなわち、運用中の弾頭や運搬手段の数および仕様、削減された数および仕様、警戒態勢解除措置、核分裂性物質の現在の保有量、同物質の削減と管理、不可逆性、透明性、検証可能性の分野における進展)。報告書は、これらの分野における発展だけでなく、現在の政策や意図についてもとり扱わねばならない。

<http://www.acronym.org.uk/npt/2002nac.htm>

資料17 NPT準備委員会への日本の作業文書

2002年NPT再検討準備委員会 日本提出作業文書

2002年4月8-19日、ニューヨーク

NPT/CONF.2005/PC.I/WP.7

概観

1. (NPTの重要性)
2. (9・11と大量破壊兵器テロの脅威)
3. (1995年の諸決定、2000年の最終文書)

核軍縮

4. NPTは、核不拡散と核軍縮の両方を追求している。大多数の国々が核兵器の保有を放棄しているという事実は、この核不拡散体制を意義深く強化している。しかしながら、この事実を核兵器国は当然と受け止めるべきではない。この意味で想起すべきなのは、1995年のNPT無期限延長決定が、核軍縮の促進を含んだ「原則と目標」決定の合意と一緒にになったパッケージの一部であったことである。非核兵器国の側における核兵器を持たないという決然たる行動に対応して、核兵器国もまた、核軍縮に向けた明確な前進を示さなければならない。
5. 可能な早期において、核兵器のない平和で安全な世界を実現することは、日本国民および日本政府の願いである。日本は、締約国が、国際的な安全保障を確保しながら、核兵器を含む大量破壊兵器を廃棄することが肝要であると考え。日本は、NPTが、国際的な核不拡散と核軍縮を実現するためのもっとも重要な基礎であり、また、同条約が、核不拡散と核軍縮の両方を追求することをすべての締約国に義務づけているという見解を再確認する。
6. 締約国、とりわけ核兵器国が、2000年再検討会議で合意された核軍縮諸措置の履行の前進に誠実に努力することが必要である。2000年と2001年の国連総会において、日本は、「核兵器完全廃棄への道程」(2001年11月29日、決議56/24N)と題する決議を提出した。この決議は、2000年再検討会議での合意に基づいて、核兵器完全廃棄を達成するためにとられるべき具体的諸措置を明示したものである。同決議はまた、核軍縮と核不拡散の現状を反映したものであり、核軍縮の前進を国際社会に強く訴えたものであった。

包括的核実験禁止条約(CTBT)

7. 包括的核実験禁止条約(CTBT)は、核軍縮と核不拡散の促進の歴史的な標石である。核兵器が広がることや核兵器の質的改良を抑制することによってである。CTBTは、国際原子力機関(IAEA)の保障措置と共に、NPT体制の主要な柱の一つとしての重要な役割を持っており、核兵器のない世界の実現に向けた実際的かつ具体的な措置である。にもかかわらず、1996年の採択以来5年以上を経過して、CTBTはいまだに発効していない。このように前進がないことは、核軍縮と核不拡散の将来の確実性を弱めており、NPT体制が否定的な影響を受けることが懸念されている。昨年の第2回CTBT発効促進会議の最終宣言に於いて、CTBTにいまだ署名ないし批准していない国々、とりわけ批准が条約の早期発効に必要とされているそれらの国々は、可能なもっとも早い時期に署名ないし批准することが強く求められている。同時に、CTBTの国際監視制度を確立する努力を継続することが重要である。

8. 日本は、CTBTの早期発効に向けて積極的に取り組んできた。日本は、1999年の第1回CTBT発効促進会議の議長をつとめるとともに、続く非公式会合をもつことによって、第2回同会議への実質的な準備のコーディネーターとして中心的な役割を果たした。日本はまた、首相および外相の書簡を送付したり、高レベル使節団を派遣するなどして、外交努力を行ってきた。加えて、日本は、多くの国々における国際監視制度の確立を促進するために地震監視技術の分野で技術協力を提供するなどの努力を通じて、批准を奨励してきた。

9. CTBTが発効するまでの間、すべての国々は、核爆発実験のモラトリアムを継続するという政治的意志を維持すべきである。また、国連安保理が、決議1172(1998年)の第3節において、その二カ国のみならず、すべての国に対して、CTBTの条項にしたがって、いかなる核兵器の爆発実験も他のいかなる核爆発も行わないよう要求するとしたことが想起されなければならない。

核分裂性物質カットオフ条約(FMCT)、核軍縮特別委員会

10. 2000年NPT再検討会議の結論にもかかわらず、軍縮会議(CD)が核分裂性物質カットオフ条約(FMCT)の交渉をいまだ開始していないことはきわめて遺憾である。FMCT交渉は、遅滞なく開始されなければならない。FMCTは、核不拡散と核軍縮を促進する重要な措置である。
11. 同様に、CDが核軍縮を扱う特別委員会をいまだ設置していないことも遺憾である。国連加盟国の圧倒的多数により採択された、核兵器完全廃棄の道程に関する国連総会決議56/24Nは、同特別委員会の設置が、FMCT交渉の開始と同様に、重要かつ緊急であることを強調している。
12. 日本は、今こそ、CD参加国が、任務に関する違いを克服して、多国間の軍縮レジームを通じて、国際的な安全保障の強化という共通の目標に向けて実質的作業を再開するために機熟したときであると信じる。

米合衆国とロシアによる保有核兵器の削減

13. 日本は、米合衆国とロシアが保有核兵器の削減を行おうとしていると先般発表したこと、および、両国がこの目標の達成に向けて真剣な協議を行っていることを歓迎する。これは、昨年末のSTARTIの完全履行に続く、二つの主要核兵器国による核兵器廃棄に向けた前向きな一歩である。日本は、来る5月のサミット会談において両国間で合意が成功裡に妥結されること、および、それが核兵器の真に意味のある削減をもたらすものになることを強く期待する。

他の核兵器国による核削減

14. 核兵器の完全廃棄のためには、米国とロシア以外の核兵器国による核軍縮もまた重要である。米国とロシアと同様に、これら他の核兵器国もNPT第6条によって拘束されている。2000年再検討会議の前に、核兵器国は核軍縮の前進を行った。しかしながらそれ以降、これらの国々はさらなる措置をとっていない。日本は、これらの核兵器国に対して、米国とロシアによるさらなる核兵器削減を待つことなく、2000年合意に示された一方的核軍縮措置をとるよう要請する。

他の核軍縮措置

- 核兵器国は、2000年再検討会議で合意された諸措置をとるべきである。それは、核兵器能力および第6条にしたがった合意の履行に関する透明性の増大、非戦略核兵器のさらなる削減、核兵器システムの作戦上の地位のさらなる低減、安全保障政策における核兵器の役割の縮小などである。核兵器、核物質および核兵器国が保有する装備と技術の厳格な管理と制御はまた、核不拡散と核テロ防止にきわめて重要である。とりわけ、核兵器国は、自国のいわゆる余剰な核分裂性物質を、IAEAの保障措置システムないし他の国際的な検証システムの下に置くことを真剣に検討すべしである。

報告

- すべての締約国がNPT第6条に関する報告書を各回の準備委員会に提出することは、核軍縮の重要な措置である。日本は、準備委員会の本会期において、報告の具体的方法を議論することを提案する。とりわけ、核兵器国が、核軍縮の履行の前進と将来の政策について報告して、核軍縮における自国の努力を報告する責任を果たすことを確保することが必要である。

核不拡散

NPTとIAEA保障措置への誓約の強化

- (NPTとIAEA保障措置の完全遵守)
- (IAEA追加議定書普遍化の目標)
- (イラクと朝鮮民主主義人民共和国)
- (IAEA追加議定書の普遍化)
- (核供給グループによる輸出管理)

核テロに対する措置

- 2001年9月11日のテロ攻撃によって、私たちはあらためて、核兵器と核物質がテロリストによって使用されようという現実の危機に気がつかされた。核テロに先手を打ちこれを防止するためには、国家的、地域的または国際的な協力が強化されなければならない。言うまでもなく、国際的な情報交換と監視は重要である。しかし、核物質の不法とり引きを防止する厳格な国境管理システムを確立し、核物質が盗まれることを防止するための正確な登録管理および国内核物質防護制度を課することもまた、本質的に重要である。日本は、核テロに対する闘いに前向きに貢献することを意図している。IAEAは、この分野においてもきわめて重要な役割を持っている。3月のIAEA理事会会合において、日本は同機関に50万ドルを拠出することを発表し、同機関の加盟国も拠出を行うよう求めた。
- 日本は、追加議定書が、こうした敏感な物質がテロリストの手にわたることを防止するために重要な役割を果たしうると確信している。なぜならば、追加議定書は、核物質および装備の輸出入に関する報告メカニズムを提供するからである。それゆえ、追加議定書の妥結は、反テロ努力に貢献するために促進されるべきである。

核エネルギーの平和利用

- (核エネルギー平和利用の意義)
- (IAEA保障措置の遵守)

- (電力以外の分野での利用)

非核地帯

- 日本は、地域の関係国間で自由意思によって達成された制度に基づいて、また、そのような地帯の設立が地域の安定性と安全保障に貢献するとの条件の下で、非核地帯の設立を支持する。とりわけ、日本は、中央アジア諸国が非核地帯を設立する努力を行い、核テロの防止に貢献していることを評価する。日本は、この問題に関して札幌で2回の会議をホストするなどして、国連軍縮局事務局の作業を支援してきた。これらの関係諸国が望むのであれば、日本はこの議論の促進にさらなる協力を行う用意がある。

消極的安全保証

- 国連安保理決議984(1995年)および関連する核兵器国の宣言に基づく、NPTの非核兵器国に対する安全の保証に関して検討し議論することは重要である。この観点から、日本は、CDに消極的安全保証に関する特別委員会を設立することを含む作業プログラムに合意するとの意見を支持する。

NPTの普遍性

- (キューバ、イスラエル、印パの加盟)

市民社会および将来の世代との対話の強化

- (国連教育パネル、国連軍縮フェロー)
- (日本での毎年の国連軍縮会議)
- (NGOとの対話の重要性)

手続き的事項

- (2005年再検討会議の成功の重要性)
- (バランスのとれた議事日程の必要性)
- (議長の実事概要)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gun_hakusho/2002/shi2_2_4.pdf

資料18 NPT準備委員会、「定期報告」に関するカナダの作業文書

2002年NPT再検討準備委員会・カナダ提出の「NPT締約国による定期報告」に関する作業文書

2002年4月10日、ニューヨーク

定期報告についてカナダより提出の作業文書

目的:

この文書の目的は、NPT締約国に、2000年のNPT再検討会議において合意された報告の要件に関する共通の理解をすすめるために、考慮に入れうる要素に対して目を向けていただくことである。

このような報告は、「説明責任をとまなう恒常性」を形成していくための自然な措置であり、また、強化された再検討プロセスを強めることにつながり、それを通じてNPTの完全履行や効果的な履行を促進するものとなるであろう。

2000年5月の再検討会議最終文書には、2つの報告の要件が示されていた。NPT第6条の履行に関するものと、1995年の中東決議に関するものである。国連軍縮局の事務次官は、締約国に対し、最終文書にあるこれらの条項を想起し、報告書を提出するよう求めてきた。

現在までのところ、これらの報告の要件は単に報告を行うという約束により構成されるものに過ぎず、報告の詳細な目的、範囲、形式や骨組みは欠如している。ただし、中東決議に対する報告の要件は、時期や手続きに関して一定の指標を示している。

再検討プロセスの目的は、締約国による履行約束だけでなく、条約の履行や機能に関する調査を行い、必要に応じてそれらへの理解を作り上げていくためのものである。

準備委員会は注意深く、報告について2005年再検討会議で決定することを視野に入れつつ、この問題に関して検討していく必要がある。そのような決定は2005年再検討会議における重要で建設的な成果となりうる。

考察:

効果的な報告は条約における透明性や信頼を高め、全締約国が条約履行を説明し、全体の前進を評価できるような基準を与えてくるであろう。また、報告を集めてまとめることは各締約国が条約の履行に対して自国の活動がどれだけ貢献しているかを理解し、省察するのに役立つであろう。

核兵器国が第6条の履行に特別な責任を負っている一方で、NPT2000年再検討会議最終文書における2つの報告の要件は、明らかにすべての締約国に対して適用されると述べられている。条約の条項や全締約国に課された履行責任を考慮すれば、全締約国に適用されることが妥当である。さらに、全加盟国が報告を提出することは、相互的および集団的な努力の尊重を促すであろう。

この点において、NPTの基本的な枠組みが、軍縮、不拡散、および平和利用を含めた条約におけ

る異なる要素のバランスを包含していることを想起することが重要である。条約におけるあらゆる側面の履行に関する報告は、このバランスを適切に反映するものとなるであろう。NPTにおける様々な義務は相互に関連し、協力しあうものである。完全でバランスのとれた報告は必然的にそれを反映するだろう。IAEAと保障措置協定を結んでいる締約国はすでにNPT第3条に関する詳しい非公開報告をIAEAに提出しているが、包括的な報告は全締約国の履行状況だけでなく、各締約国の条約全体の履行状況についての指標にもなるであろう。同時にいくつかの国は、第6条に限定されたアプローチを好んでいるようである。

このような性質の報告は信頼醸成措置としてもっとも有効に整備される。このような報告メカニズムは、関係のある国際条約を強化することを目的としたものではあるが、もし多くの国が報告義務を怠るようであれば、これらの条約に対する現在の権威に不用意に傷をつけるものになるかもしれない。したがって新しい報告の必要性は、その有用性を減退させる可能性のある、過度に重荷になるような形式を避けるべきである。

締約国間どうしや時間での比較を可能にする報告の標準形式を作り上げることは、有意義なものになるであろう。標準形式は「説明責任をとまなう恒常性」という目的に貢献するため、政治的立場の表明というよりは、具体的活動に関する特定の情報を含む必要がある。

比較可能であり平等であることが大切である一方で、完全な報告を行うことに要する行政上の費用を勘案すると、核兵器国と、原子炉を保有する非核兵器国、およびその他の非核兵器国とで違う形式の報告を採用することもまた、検討されるべきであろう。

カナダ政府の立場:

報告形式に関する合意が欠如している中で、カナダはシンプルな叙述調の言い回しを使用し、条文ごとに構成された報告を準備委員会に提出することを選択した。カナダは締約国が一般的にこの方式を採用することを必然的に主張するものではなく、また、他国の報告のモデルとして提案する意図もない。ただ、一つの可能性を提示しただけのものである。

中東決議にかんする報告の要件は、報告が準備委員会と再検討会議の双方に提出されるべきであると規定しているが、第6条にかんするものについては、報告が「定期的」なものであるべきということを示している以外に、いつ提出するかという問題に関してふれていない。カナダは、各準備委員会および再検討会議の両方において報告を行うことに賛成したい。その際、締約国が他の締約国の報告をそれぞれ再検討し、コメントを発表する機会が与えられるべきである。

条約全体としての報告を行う義務はないが、カナダは条約のすべての側面にわたる包括的な報告を行うことに賛成したい。そしてカナダの今年度の報告はNPTのすべての条項についての報告とすることにした。

報告形式に関して必要とされる議論において、カナダは、妥当で意味のある内容が必要である一方で、遵守を促進するべく手順を簡素にしておくべきとの考え方との間のバランスをとるための、大雑把な定義で比較的簡素な共通のアプローチを支持する。

<http://www.basicint.org/nuclear/prepcom2002/WP-Canada.thm>

資料19 NPT準備委員会・議長の事実概要(抄)

2002年NPT再検討準備委員会
議長の事実概要 文節ごとの要約
2002年4月18日

1. 加盟国はNPTの重要性を確認。
2. 加盟国は条約の目的、95年の決定と決議、00年最終文書の履行の誓約を強調。
3. 加盟国は普遍性達成を強調。キューバ、イスラエル、パキスタン、インドに加盟要請。
4. 不拡散強化の最善の道は条約順守。
5. 9.11テロによって核軍縮と不拡散の重要性が増加。
6. 軍縮・不拡散分野での多国間主義の強調。
7. NPTは第6条の達成を含めて統一性がある。
8. 核軍縮に関連して透明性の強調。
9. 加盟国は、条約第6条、95年決定第3節と4c節、00年最終文書の実行を誓約。00年再検討会議で合意された実際の措置の実行に失望。
10. 核兵器国は、保有核兵器の削減、核依存の減少、新型核兵器の開発予定のないことなどを発言。
11. 既存の核兵器、将来の核兵器の役割への新方針、新世代核兵器開発への懸念と不安。
12. CTBTへの強い支持。早期発効の重要性の強調。とくに核兵器国の批准が急務。
13. 米国のABMからの脱退に懸念表明あり。MDは宇宙軍拡、戦略的不安定化の懸念。米口交渉が国際的安定化に資することを期待。
14. 加盟国は、01年12月の米口START I の完了発表を歓迎。多くの加盟国が、さらなる削減と不可逆性、検証、透明性をもった法的拘束力を希望。
15. 一方的だが全体的削減過程の一部としての、非戦略核の削減の重要性。91、92年の大統領イニシャチブを公式化することへの要請。できるだけ早い交渉開始。
16. 加盟国は、CDのカットオフ条約交渉開始と核軍縮下部機関設置の未達成に遺憾。兵器用核分裂物質の生産のモラトリアムを要請。
17. 軍事的に不要となった核分裂物質を、早期に国際管理下に置く制度の重要性。
18. 数か国が米・ロ・IAEAの三者イニシャチブを支持。米ロは進展を報告。
19. 核兵器のない世界の達成には、その他の有効な軍備管理協定の追求が必要との見解。
20. 加盟国は、00年最終文書で第6条の履行に関して定期報告義務があることを想起。報告の範囲、形式についての見解は多様。
21. 加盟国は、00年最終文書で中東に関する努力の報告を再検討会議議長、準備委員会議長に対して提出する義務があることを想起。
22. 非核地帯への支持。既存の非核地帯の発効の重要性。中央アジア非核地帯への努力を歓迎。中東、南アジア、その他に進展無しを留意。
23. 加盟国は、95年中東決議の重要性を再確認。イスラエルのNPT加盟を督促。
24. 加盟国は、南アジアの緊張に憂慮。インド、パキスタンの非核兵器国としてのNPT加盟を督促。両国の核実験モラトリアム、CTBT加盟の意思に留意。
25. 加盟国は、IAEAが北朝鮮の初期申告の立証不可能状態を憂慮。北朝鮮のNPTの完全順守を督促。
26. 加盟国は、IAEAがイラクの安保理決議687順守を立証する立場にないことに留意。イラクによるすべての安保理決議順守を要請。
27. 95年会議、00年会議とも、消極的安全保証を強調したことを想起。多くの加盟国は、法的拘束力のあるNSAを強調。いくつかの国はNPT追加議定書の示唆。

28. 軍縮・不拡散に関する教育の重要性。
29. IAEA保障措置の重要性の確認。IAEAの活動への賞賛。
30. 加盟国は、IAEAの保障措置強化努力と統合保障措置の概念的枠組み完成を歓迎。モデル追加議定書の重要性を強調。多くの加盟国は、追加議定書への早期加盟を要請。
31. 輸出管理の重要性を再確認。輸出管理の透明性が重要。
32. 多くの加盟国は、核テロとの闘いとのために利用できる国際協定の重要性に留意。
33. 加盟国は、核物質防護条約の修正など、物理的防護の強化を要請。
34. 核の安全性、放射線防護、放射性廃棄物管理の安全性、放射性物質の安全輸送の重要性を強調。IAEAの努力を歓迎。
35. 加盟国は、海上輸送を含む放射性物質の輸送における国際基準の順守。いくつかの加盟国は、事故補償責任の協定、事前通告、事前協議を要請。
36. 加盟国は、NPT第4条(平和利用への協力)への支持を再確認。原子力技術協力が、関係国の開発目標や必要性に沿うことの重要性。

■事実概要・抜粋訳

10. 「核兵器国は、加盟国に対して、保有核兵器の削減、核兵器依存の低減など、NPT第6条にしたがってそれぞれがとった措置について、また、新しい核兵器の開発は行われていないことについて、情報提供した。」
11. 「既存の保有核兵器や、核兵器の将来の役割に対する新しいアプローチや、新世代核兵器の開発の可能性についての、懸念や不確実性が表明された。」
13. 「米合衆国のABM条約からの脱退の決定およびミサイル防衛システムの開発が、大気圏外を含む新しい軍備競争につながりうるものであり、戦略的安定と国際的安全保障を害するものであるとの懸念が表明された。新しい戦略的枠組みを創り上げる米ロ二国間交渉が、国際的安定をさらに促進することへの期待が表明された。」
20. 「加盟国は、2000年最終文書の第15節第12項目に概説された、条約第6条の履行に関する定期報告がすべての加盟国によって提出されるべきであることを想起した。そのような報告は、透明性増大を通じてNPT体制全体の信頼を促進することが強調された。報告の対象範囲と形式については、さまざまな異なる見解が述べられた。報告は、とりわけ核兵器国によって、毎回の準備委員会に提出され、詳細で包括的な情報を含むようなもの——例えば標準形式によるもの——でなければならないと示唆する加盟国もあった。次回以降の準備委員会で検討する提案を準備するために、報告について制限のない非公式の協議を行うことに関心を表明する加盟国もあった。報告の形式や頻度といった報告に関する細目は、個々の加盟国の決定にゆだねられるべきだとする加盟国もあった。」

<http://disarmament.un.org/wmd/NPT/2005/pdf/report%20pc1.1%20rev1.pdf>

資料20 CTBT発効に必要な44カ国と批准状況

2002年5月31日現在

「未」は、署名はしたが批准していない国。
「未署名」は署名していない国。

	批准年月日		批准年月日
アルジェリア	未	イタリア	99.2.1
アルゼンチン	98.12.4	日本	97.7.8
オーストラリア	98.7.9	メキシコ	99.10.5
オーストリア	98.3.13	オランダ	99.3.23
バングラデシュ	00.3.8	朝鮮民主主義人民共和国	未署名
ベルギー	99.6.29	ノルウェー	99.7.15
ブラジル	98.7.24	パキスタン	未署名
ブルガリア	99.9.29	ペルー	97.11.12
カナダ	98.12.18	ポーランド	99.5.25
チリ	00.7.12	韓国	99.9.24
中国	未	ルーマニア	99.10.5
コロンビア	未	ロシア	00.6.30
コンゴ民主主義共和国	未	スロバキア	98.3.3
エジプト	未	南アフリカ	99.3.30
フィンランド	99.1.15	スペイン	98.7.31
フランス	98.4.6	スウェーデン	98.12.2
ドイツ	98.8.20	スイス	99.10.1
ハンガリー	99.7.13	トルコ	00.2.16
インド	未署名	ウクライナ	01.2.23
インドネシア	未	英国	98.4.6
イラン	未	アメリカ合衆国	未
イスラエル	未	ベトナム	未

<http://www.ctbto.org/>

資料21 NATO理事会外相会議・最終コミュニケ

NATO理事会外相会議・最終コミュニケ(軍縮関連部分の抜粋)

2001年5月29日、ブタペスト(ハンガリー)

76. 核、生物、化学(NBC)兵器の拡散とその運搬方法は、(NATO)同盟にとって引き続いて重大な関心事である。それは国際的、地域的安全保障にとっての脅威となるものであり、同盟国の人々、領土、そして軍事力に対する直接の脅威となりうるものである。同盟とその加盟国の不拡散という主要な目標に変わりはない。それは、外交的手段を通じて拡散を防ぎ、万が一、拡散が起こった場合にも、外交的手段を通じて状況を復元することである。この文脈において、われわれは、拡散防止の手段として不拡散体制および輸出規制体制、国際的軍備管理、そして軍備縮小を重視する。したがって、(NATO)同盟は大量殺戮兵器とその運搬手段の拡散に起因する危険を減らすための努力を継続する。

77. 核不拡散条約(NPT)は核不拡散体制の基盤となるものであり、核軍備縮小を進めるため必要不可欠な基礎でもある。われわれは、NPTへの完全な支持を与えるものであり、それには条約への普遍的な加盟と遵守の重要性についての合意、また、あらゆる締約国が軍備縮小、IAEAの保障措置の強化、実効性のある不拡散条件と保障措置の下における平和的原子力協力への誓約をすることの重要性についての合意が含まれる。同盟諸国は劇的に核兵器とその運搬システムを削減したのであり、世界的な規模においてさらに核兵器削減に努力するという誓約を再確認する。さらに一般的には、われわれは2000年NPT再検討会議の結論の実行に貢献するという決意を再確認する。

78. われわれは、ミサイル技術管理体制(MTCR)、オーストラリア・グループ、ザンガー・グループおよび核提供国グループへの強い誓約を守り続ける。これらは、大量破壊兵器と運搬方法の拡散に対抗するためのわれわれの努力における重要な要素である。われわれは、全ての国が、MTCRガイドラインとその付随書、さらにその他の体制におけるガイドラインや統制リストを遵守し、一方的に実行することを推奨する。われわれはまた、戦略的ミサイルの拡散に反対する国際的な行動規範を達成するため継続中の努力を歓迎、支持し、このような行動規範が、ミサイルの不拡散を促進する普遍的な支持を受ける機構となることを望む。

79. われわれは、(NATO)同盟の防衛態勢が大量破壊兵器やその運搬手段の拡散がもたらす可能性のある脅威に適切かつ効果的に対処できるための能力をもたなければならないことを再度確認する。われわれの対応は、同盟の安全保障の不可分性と両立するものでなければならない。われわれは政治努力と防衛努力を適切に組み合わせながら、同盟の包括的な戦略をこうした挑戦に見合うものにするよう、協力して作業を続けてゆくであろう。この文脈においては、国際軍備管理や軍備縮小はもちろん、多国間の不拡散、輸出管理体制が重要である。

われわれはブッシュ大統領がはじめた合衆国のミサイル防衛を含む戦略見直しについての、同盟国や関係国のある当事国との協議を歓迎し、これらの課題について同盟内においても継続的に実質的協議を行うつもりである。同盟国との協議は、脅威の適切な評価を含み、われわれの共通の安全保障に影響を及ぼすあらゆる範囲の戦略的課題とそれらへの対処法を対象とするものである。それらの対処法は、外交的措置や不拡散措置ばかりでなく、抑止的、攻撃的、および防衛的な手段を含み、軍備管理、軍縮、および不拡散の効果を高めるものである。われわれは、これらの協議を精力的に追及するつもりであり、米国が計画を進めようとするときに、同盟国の考えを考慮することを保

証していることを歓迎する。

われわれはまた、一地点の防衛、または地域防衛のための戦域ミサイル防衛(TMD)についてのNATO内における継続的な作業を歓迎する。とくに、配備されたNATO軍を防衛するための可能なシステムについて、実現可能性を研究する作業を歓迎する。われわれは、同盟内において、TMD問題について継続的に協議をしてゆくであろう。

80. 戦略兵器削減交渉(START)過程のこれまでの成果を確認し、われわれは、合衆国とロシアによって配備されている戦略核兵器数のさらなる削減を達成するための継続的なプロセスを強力に支持する。関係同盟国は、平和と安定を保持するための最低限を確保しつつも、核戦力レベルのさらなる低減のための作業を継続するであろう。ロシアにおける戦略核兵器をめぐる不確実性を減少させる必要からすれば、われわれは、1991、92年の大統領イニシアチヴの再確認が、この方向へ向けての、唯一ではないにしても、最初のステップであると信じる。同盟は、合衆国と同盟の安全保障の必要に応える可能な最低限の数の核兵器によって、信頼性のある抑止を達成するという合衆国の誓約を歓迎する。われわれは、ジュネーブ軍縮会議(CD)において、特別コーディネータに与えられた任務にそって、核分裂物質生産禁止条約のための交渉を即座に開始することをひき続いて誓約する。包括的核実験禁止条約(CTBT)が発効していない以上、われわれは全ての国に対し、現在の核実験のモラトリアムを維持するように求める。

- 81. (化学・生物兵器禁止条約、略)
- 82. (2000年12月の報告、略)
- 83. (NATO大量破壊兵器センター、略)

<http://www.nato.int/docu/pr/2001/p01-077e.htm>

資料22 シャノン報告

「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約」を交渉するための、もっとも適切な仕組みに関するカナダのジェラルド・E・シャノン大使の報告

1995年3月24日 ジュネーブ軍縮会議 CD/1299

昨年のジュネーブ軍縮会議(CD)の会期冒頭において、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約」の交渉をするためのもっとも適当な仕組みについて、参加国の見解を求めよう、私は仕事を仰せつかりました。

ご承知のように、私は二者協議と集団協議を問わず多数の協議を重ね、1994年中に5回にわたって、この全体会議に正式な報告をいたしました。前回の会期の途中で、CDがこの問題に関する条約交渉を行う適切な場であるという全会一致の合意が成立しました。9月の会期の最後に、特別委員会への委託任務については合意に至らなかったものの、委託任務について合意ができ次第、速やかに特別委員会を設置すべきであるという原則的合意がえられました。そのとき、CDは、特別委員会の速やかな設置が可能になるように、私に適切な委託任務について協議を継続するように依頼しました。

今年の会期の初め、CDは委託任務についての協議を継続することを決定しました。

それ以来、私は数多くの協議を重ねてまいりました。その結果、各国代表は特別委員会の委託任務は国連総会決議48/75Lに基づくべきであるということと一致したことを、ここに喜びをもってご報告いたします。それは次のようなものです。

1. CDは、「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止」に関する特別委員会を設置する。
2. CDは、特別委員会に、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約」の交渉を行うことを命じる。
3. 特別委員会は、1995年会期の終了までに、交渉の進展についてCDに報告する。

協議の過程において、多くの国の代表は、条約の適切な義務範囲など核分裂物質に関連するさまざまな問題について懸念を表明しました。何か国かの代表は、特別委員会に与えられた委託任務は核分裂物質の将来の生産についてのみ考慮することを許しているという見解を表明しました。他の国の代表は、委託任務は将来のみならず過去の生産についての考慮を許すものであるという見解を示しました。さらに他の代表は、(過去や将来の)核分裂物質の生産に関するのみならず、核分裂物質の管理に関しても考慮がなされるべきであるという見解を示しました。

議長、特別委員会の設立にあたっての委託任務は、何人も上記のような諸問題を特別委員会で提起することを妨げるものではないということで、各国代表は一致しております。

強い主張をもった諸代表も全員一致に加わることができましたので、われわれはそろってこの問題で前進することができました。このことは、この重要問題に関して特別委員会の設立が可能であり、交渉を開始することができることを意味しています。このことは、CD全代表の近年の共通の目標でありました。

この結果に到達するまでの、すべての国の代表のみなさんの生産的な貢献と支援に感謝いたします。

<http://www.acronym.org.uk/fissban/shannon.htm>

資料23 「悪の枢軸」：一般教書演説

ブッシュ米大統領一般教書演説(部分訳)
2002年1月29日

我々の2つ目の目的は、テロ支援政権が、大量破壊兵器を使って米国と友好、同盟国を脅かすのを阻止することだ。これらの政権のいくつかは、9月11日以降おとなしくしていた。しかし、我々はそれらの本性を知っている。

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は、国民を飢えさせながら、ミサイルと大量破壊兵器で武装している政権である。選挙で選ばれていない少数の者によって国民の自由への希望が抑圧されているなか、イランは、好戦的にこれらの武器を追い求め、テロを輸出している。イラクは米国への敵意を誇示し、テロを支援し続けている。イラク政権は何十年も炭疽菌や神経ガス、核兵器の開発を企ててきた。それは、数千もの自国民を殺害するために毒ガスを使用し、死んだ子どもの上に母親達の死体が積み重ねられるままにした政権である。それは、国際的な査察に合意しながら査察官を追い出した政権である。文明世界に対して何かを隠している政権である。

このような国々、そしてそのテロ同盟国は、悪の枢軸を構成し、世界平和を脅かすために武装している。これらの政権は、大量破壊兵器を手に入れようとしていることで、重大な、そして増大する危険をもたらしている。これらの国々は、テロリストに武器を与え、かれらの憎悪に見合った手段を与える可能性がある。これらの国々は、我々の同盟国を攻撃し、米国を恐喝する可能性がある。いずれの場合も、無関心でいれば破滅的な結果を招くことになる。

我々はテロリスト及びそれらに対して大量破壊兵器の製造と使用のための物資や技術、専門的知識を提供する国家を否定するために、同盟国と連携してゆく。我々は米国とその同盟国を不意の攻撃から守るために、効果的なミサイル防衛を構築し、配備する。(拍手)すべての国家は肝に銘じておくべきである。米国は国家の安全保障の確保のためには、あらゆる手段を講じることを。

(「朝日新聞」の要旨をベースに、原文に照らしてピースデポが補足・訂正しました。強調はピースデポ。)

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/01/20020129-11.html>

資料24 英国未臨界核実験に関する政府答弁

答弁書「トライデント」
2002年2月12日

シヨナ・マクイザック議員：

トライデント弾頭の安全性と実用性を保証するために国防省がどのような技術的プログラムを実施するかについて、また、この件について大臣が声明を発するかどうかについて、国防大臣に質問するの件。(36107)

国防次官ルイス・ムーニー博士：

政府は、英国の核兵器の安全性と実用性を維持することが非常に重要であると認識している。1998年の「戦略国防見直し」は、核実験なしで、トライデントの安全性と信頼性を保証する確固たる能力の必要性を確認した。確信高くこの保証を与え続けるための科学的方法論が開発されつつある。このプログラムの背景にある科学的方法論の詳細な技術的検討内容については、主要な科学雑誌上でまもなく発表される。

我々が、我が国の核兵器の安全性と信頼性について確信し続けることを確保するためには、きわめて幅広い範囲の物理条件の下での、高性能爆薬とプルトニウムといった弾頭物質の特性と、これらの特性がどのように経年変化するかについて、理解することが不可欠である。トライデントの安全性と性能についての確信は、究極的には、スーパーコンピューターによる再現数値モデルによって示されたものに基づく。核兵器機関(AWE)は先般、十分に能力が向上する新しいスーパーコンピューターに、大きな投資を行うことを発表した。しかしながら、コンピューターによるモデルを有効にし基礎理論の理解を進めるためには、実験による研究は引き続き不可欠である。このプログラムの継続中的一部分として、英国はまもなく、ネバダU1a施設におけるプルトニウムの流体力学実験の実施を、米国と共同して行う。この実験は核威力を生み出さず、包括的核実験禁止条約の下での我が国の義務と完全に一致する。歴史的な核実験のデータと、貯蔵兵器から引き出された弾頭の法によって定められた検査からの情報が、このプロセスのためのさらなる情報を提供する。

http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200102/cmhansrd/cm020212/text/20212w08.htm#20212w08.html_dpthd0

資料25 バークレー市議会決議

バークレー市議会決議 No. 61, 310-N, S「アフガニスタン空爆」
2001年10月16日採択

1. 2001年9月11日の数千もの人々を殺害した大量殺害を非難し、ニューヨーク、ワシントン、そしてペンシルバニアで数千人もの罪なき人々を殺した先月の残虐行為に対して深い哀悼の意をあらわし、献身的な警察、消防、また、市、州、連邦政府の勇敢な救命努力に敬意をあらわし、支援する。(賛成6、反対0、棄権3)
2. できるだけ速やかに空爆を停止すること、アフガニスタンの罪のない人々の生命を危険にさらす行為を回避すること、米国の兵士のリスクを最小限することをもって、暴力の連鎖を断ち切ることに助力するよう我々の代表者(訳注:地元選出の連邦議員)に求める。(賛成5、反対0、棄権4)
3. 先月の暴力的な攻撃を共謀したすべての人々を法のもとに処断するためにあらゆる可能な手段をとるよう、また同じ目的に向かって国際機関と協働するよう我々の代表者に強く要請する。(賛成5、反対0、棄権4)
4. 人々をテロ行為へと向けることにつながる貧困、栄養不良、病気、圧制、従属といった状況にとり組み、これを克服するために、各国の政府と協力した最大限のとり組みを我々の政府にさせることを我々の代表者に強く要請する。(賛成5、反対0、棄権4)
5. 中東産出の石油への依存を減らすとともに、太陽光発電や燃料電池などの再生可能なエネルギー源に5年以内に全国的に転換することを公約とするようなキャンペーンに、国全体で取り組むことを要請する。(賛成6、反対0、棄権3)

<http://www.ci.berkeley.ca.us/citycouncil/2001citycouncil/summary/101601S.html>

資料26 苫小牧市非核平和都市条例

苫小牧市非核平和都市条例
2002年3月12日、全会一致で可決。2002年4月1日公布、施行

わたしたち苫小牧市民は、安全で健やかに心ゆたかに生きられるように、平和を愛するすべての国の人々と共に、日本国憲法の基本理念である恒久平和の実現に努めるとともに、国是である非核三原則の趣旨を踏まえ核兵器のない平和の実現に努力していくことを決意し、この条例を制定する。

第1条(目的)

この条例は、本市の平和行政に関する基本的事項を定め、市民が安全で健やかに心ゆたかに生活できる環境を確保し、もって市民生活向上に資することを目的とする。

第2条(恒久平和の意義等の普及)

市は日本国憲法に規定する恒久平和の意義及び国是である非核三原則の趣旨について、広く市民に普及するように努めるものとする。

第3条(平和に関する交流の推進)

市は、他の都市との平和に関する交流を推進するように努めるものとする。

第4条(その他平和に関する事業の推進)

市は前2条に定めるもののほか、平和の推進に資すると認める事業を行うように努めるものとする。

第5条(平和の維持に係る協議等)

市長は、本市において、国是である非核三原則の趣旨が損なわれるおそれがあると認める事由が生じた場合には、関係機関に対し協議を求めるとともに、必要と認めるときは、適切な措置を講じるよう要請するものとする。

第6条(核兵器の実験等に対する反対の声明)

市長は、核兵器の実験等が行われた場合は、関係機関に対し、当該実験等に対する反対の旨の意見を表明するものとする。

第7条(委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

<http://www.tomakomai.or.jp/city/htm/hikakuheiwa.htm>

資料27 CTBT2003年期限を求める広島・長崎市長の手紙

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様
(外務大臣あてにも同文で提出)

CTBTの発効促進に向けた取組みの一層の推進について(要請)

このたび、9月25日から包括的核実験禁止条約(CTBT)発効促進会議が開催されるに当り、被爆都市広島・長崎両市を代表して、CTBTの早期発効に向けた日本国政府の一層の努力をお願いするため、この要請書をお送りします。

私たちは、日本政府が、アジアをはじめとする世界の国々にCTBTの署名と批准を働きかけるなど同条約の発効に向けて、ねばり強い努力を続けてこられたことを評価しています。

特に、去る8月の広島・長崎両市の平和祈念式に出席された小泉首相が、CTBT発効促進会議の成功と核兵器廃絶への努力について強い決意を示されたことは、私たちに大きな励ましを与えてくれました。

米国のCTBT離脱の動きが報道されているなかで開催されようとしているCTBT発効促進会議において、日本政府の被爆国政府としての毅然たる姿勢が求められています。

日本政府におかれましては、昨年オーストラリア政府と共同提案した国連総会決議「核兵器の全面的廃絶への道程」に盛り込まれた決意のもと、CTBTの2003年までの発効が実現するよう最大限の努力をされますよう強く要請します。

平成13年(2001年)9月6日

広島市長 秋葉 忠利
長崎市長 伊藤 一長

資料28 広島市・長崎市の2001平和宣言

■広島市 2001年平和宣言
2001年8月6日

今世紀初めての8月6日を迎え、「戦争の世紀」の生き証人であるヒロシマは、21世紀を核兵器のない、「平和と人道の世紀」にするため、全力を尽すことを宣言します。

人道とは、生きとし生けるものすべての声に耳を傾ける態度です。子どもたちを慈しみ育む姿勢でもあります。人類共通の未来を創るため和解を重んじ、暴力を否定し理性と良心に従って平和的な結論に至る手法でもあります。人道によってのみ核兵器の廃絶は可能になり、人道こそ核兵器の全廃後、再び核兵器を造り出さない保障でもあります。

21世紀の広島は人道都市として大きく羽ばたきたいと思います。世界中の子どもや若者にとって優しさに満ち、創造力とエネルギーの源であり、老若男女誰にとっても憩いや寛ぎの「居場所」がある都市、万人のための「故郷」を創りたいと考えています。

しかし、歴の上で「戦争の世紀」が終っても、自動的に「平和と人道の世紀」が訪れるわけではありません。地域紛争や内戦等の直接的暴力だけでなく、環境破壊をはじめ、言論や映像、ゲーム等、様々な形をした暴力が世界を覆い、高度の科学技術によって戦場は宇宙空間にまで広がっています。

世界の指導者たちは、まず、こうした現実を謙虚に直視する必要があります。その上で、核兵器廃絶への強い意志、人類の英知の結晶である約束事を守る誠実さ、そして和解や人道を重視する勇気を持たなくてはなりません。

多くの被爆者は、そして被爆者と魂を重ねる人々は、人類の運命にまで自らの責任を感じ、岩をも貫き通す強い意志を持って核兵器の廃絶と世界平和を求めてきました。被爆者にとって56年前の「生き地獄」は昨日のように鮮明だからです。その記憶と責任感、意志を、生きた形で若い世代に伝えることこそ、人類が21世紀を生き延び、22世紀へ虹色の橋を架けるための最も確実な第一歩です。

そのために私たちは、広い意味での平和教育の再活性化に力を入れています。特に、世界の主要大学で「広島・長崎講座」を開講するため私たちは努力を続けています。骨格になるのは、広島平和研究所等における研究実績です。事実に基づいた学問研究の成果を糧に、私たち人類は真実に近付いてきたからです。

今、広島市と長崎市で世界平和連帯都市市長会議が開催されています。21世紀、人道の担い手になる世界の都市が、真実に導かれ連帯することで核兵器の廃絶と世界平和を実現するための会議です。近い将来、この会議の加盟都市が先頭に立って世界中に「非核自治体」を広げ、最終的には地球全体を非核地帯にすることも夢ではありません。

わが国政府には、アジアのまとめ役として非核地帯の創設や信頼醸成のための具体的行動、ならびに国策として核兵器禁止条約締結の推進を期待します。同時に、世界各地に住む被爆者の果たしてきた役割を正当に評価し、彼らの権利を尊重し、さらなる援護策の充実を求めます。その上で、核兵器廃絶のための強い意志を持ち、憲法の前文に則って、広島と共に「平和と人道の世紀」を創るよう、強く要請します。

21世紀最初の8月6日、私たちは今、目の前にある平和の瞬間を、21世紀にそして世界に広げることがを誓い、すべての原爆犠牲者の御霊に心から哀悼の誠を捧げます。

広島市長 秋葉 忠利

<http://www.pcf.city.hiroshima.jp/peacesite/Japanese/Stage3/S3-2J.html>

新しい世紀を迎えた今、原爆で亡くなられた方々と、国内外のすべての戦争犠牲者のごめい福を心からお祈りし、被爆地長崎から平和への願いを世界に訴えます。

私たち長崎市民は、被爆地の声として、21世紀を核兵器のない時代にしようと訴え続けてきました。しかし地球上には今なお3万発もの核弾頭が存在し、核兵器の脅威は宇宙にまで広がろうとしています。56年前の原爆でさえ、たった一発で、一瞬にして、この地を地獄に変えました。

20世紀は、人類にとって科学技術と人権思想の大いなる進歩の世紀でした。その一方で、核兵器という人類の絶滅兵器を生み出しました。核保有国は冷戦体制が終わったあとも核兵器を手放さず、しかも最近、超核大国のなかには、核軍縮の国際的約束ごとを一方向的に破棄しようとする態度が見られます。これは核兵器をなくそうとする努力を無にしようとするものであり、私たちは強く反対します。

昨年5月、NPT(核不拡散条約)再検討会議で合意された「核兵器廃絶に向けた核兵器国による明確な約束」は、単に言葉だけの約束であってはならないはずで、私たちは、その実現をせまるため、世界の人々と共に声をあげ続けます。

日本政府が被爆国として、核兵器禁止条約の締結に向けた国際会議の開催を提唱し、核兵器廃絶のため積極的役割を果たすことを求めます。そして、憲法の平和理念を守り、過去の侵略の歴史を直視することによって近隣諸国との信頼関係を築き、北東アジア非核兵器地帯の実現に努力して「核の傘」から脱却すべきです。そのためにも、「非核三原則」の法制化が必要です。

また、国内および海外の被爆者に対する援護のより一層の充実を強く求めます。56年が経過した今も、高齢化が進む被爆者の心とからだの不安や苦しみは、薄れるどころか、年を追うごとに増大しています。さらに、長崎市とその周辺の被爆未指定地域にも、同じように苦しんでいる人がいることを忘れないでください。

今、長崎では、若い人たちが平和を求めてみずから企画し、さまざまな活動に取り組み始めています。高校生の間では、核兵器廃絶を求める1万人署名の運動が繰り返されています。このように主体的に考え、行動する若者が育っていることを私たちは誇りに思います。若い人たちが、原爆、平和、人権について世代をこえて話し合い、学ぶことができるよう、長崎市は、「ナガサキ平和学習プログラム」を創設し、平和のために積極的に行動する人材の育成につとめます。

昨年11月、日本で初めて自治体とNGOが連携して「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」が開かれました。その中で、地球市民の活動は世界を動かすことができると実感しました。私たちは、世界の草の根運動によって対人地雷全面禁止条約が結ばれたことを思い起こし、世界の都市やNGOとの連帯を強め、核兵器廃絶運動の先頭に立って進みます。

長崎は、最後の被爆地でなければなりません。ここに、私たち長崎市民は、21世紀を戦争や核兵器のない平和な世紀とするため、力の限り努力していくことを宣言します。

長崎市長 伊藤 一長

http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/abm/heiwasengen/sengen_main_56th.html

2002年5月17日『朝日新聞』より再録。15ページ参照。

質問と回答(左面の続き)

⑦ 次の意見にあなたは同意しますか。

1 核保有国は核兵器を最初に使用しないことを約束すべきだ。

	ブ	加	仏	独	印	日	ロ	南ア	韓	英	米	全
強く同意	73	70	68	80	53	63	75	45	70	64	62	66
いづらか同意	14	16	19	9	19	31	19	24	16	19	17	19
あまり同意できない	2	6	4	6	7	4	2	9	8	7	10	7
とても同意できない	9	8	8	5	11	1	0	6	4	7	10	6
分からない・無回答	1	0	1	1	9	0	3	17	2	4	1	2

2 核保有国は非保有国に対し核兵器を使わないと約束すべきだ。

	ブ	加	仏	独	印	日	ロ	南ア	韓	英	米	全
強く同意	76	70	64	74	45	70	68	53	73	69	58	65
いづらか同意	13	13	19	8	22	25	21	23	15	13	18	18
あまり同意できない	3	8	6	7	10	3	5	6	6	8	13	8
とても同意できない	6	8	10	8	13	1	2	5	3	7	11	7
分からない・無回答	2	1	0	2	11	1	4	13	2	3	1	2

3 すべての国が包括的核実験禁止条約に署名すべきだ。

	ブ	加	仏	独	印	日	ロ	南ア	韓	英	米	全
強く同意	87	74	72	88	60	68	76	48	67	71	57	68
いづらか同意	8	16	18	8	12	27	16	24	17	18	21	18
あまり同意できない	2	6	5	2	4	4	3	5	8	5	10	6
とても同意できない	2	4	4	2	6	1	1	5	3	3	11	5
分からない・無回答	1	0	1	0	18	1	4	19	4	3	1	3

4 = グラフD

5 核保有国は核を持たない同盟国に「核の傘」を提供すべきだ。

	ブ	加	仏	独	印	日	ロ	南ア	韓	英	米	全
強く同意	44	29	31	24	43	34	48	33	55	35	29	35
いづらか同意	19	27	36	21	14	36	21	24	21	29	31	28
あまり同意できない	10	20	11	28	9	21	10	10	14	18	20	18
とても同意できない	20	21	18	23	16	7	5	8	5	11	17	14
分からない・無回答	7	2	3	4	18	2	16	27	5	7	2	6

6 = グラフE

⑧ 1 広島と長崎に共通する歴史的あるいは社会的な意味は何でしょうか = 表参照

2 広島、長崎の被爆によって、その後、核戦争が起きていないという意見に賛成ですか、反対ですか(1で具体的に言及した人に対する質問)

	ブ	加	仏	独	印	日	ロ	南ア	韓	英	米	全
賛成	48	69	60	59	65	57	59	60	56	68	73	63
反対	48	30	37	37	27	22	25	26	39	26	26	29
分からない・無回答	4	1	3	4	7	21	16	15	5	5	1	8

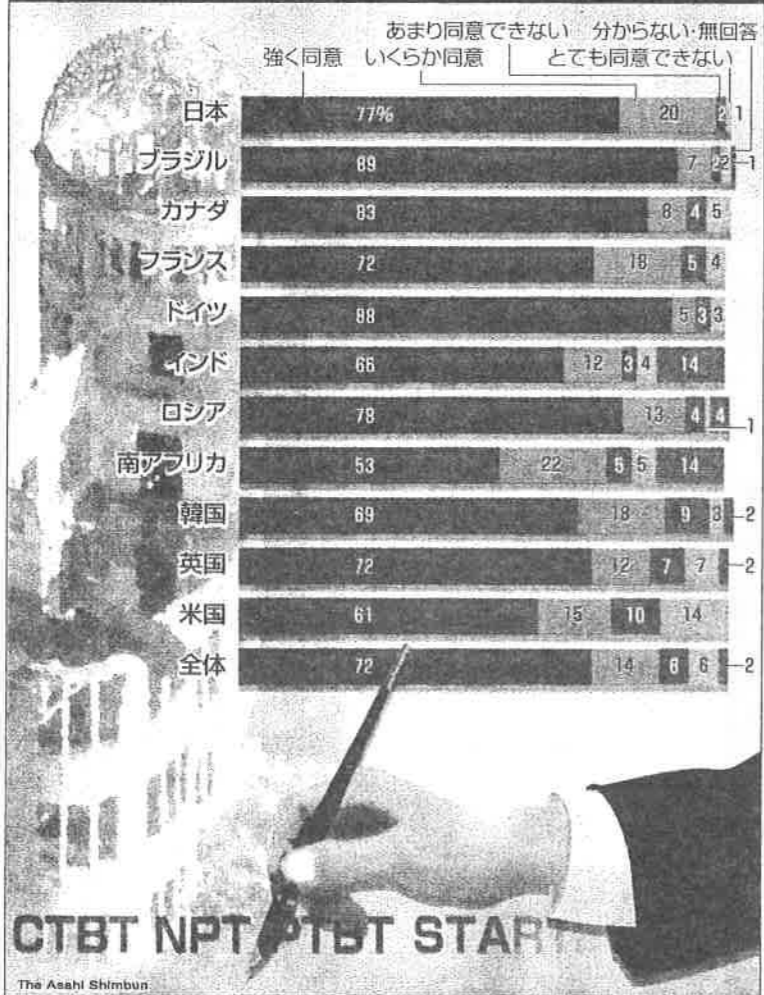
◆調査方法 カナダの世論調査会社、イブソス・リード社を通じ、ブラジル(ブ)、カナダ(加)、フランス(仏)、ドイツ(独)、インド(印)、日本、ロシア(ロ)、南アフリカ(南ア)、韓国、英国、米国の11か国で、2月20日から3月20日にかけて18歳以上を対象に実施した。

【加、仏、独、日、韓、英、米】全国を対象に電話番号をコンピューターで無作為に選び、電話で調査した。回答者数は加、日、英が各500人、仏503人、独501人、韓515人、米1000人。

【ブ、印、ロ、南ア】大都市部で無作為抽出した対象者に面接調査。回答者数はブ501人、印515人、ロ501人、南ア500人。

各国の調査結果は性別、年齢別の構成比が調査対象国(都市)の実際の人口分布と一致するように、11か国合わせた結果は各国の18歳以上の人口に比例するように、それぞれウエートを付けて集計した。

(D) すべての国家は、あらゆる核兵器を禁止する条約に署名すべきだ



保有国でも8割が廃絶の声

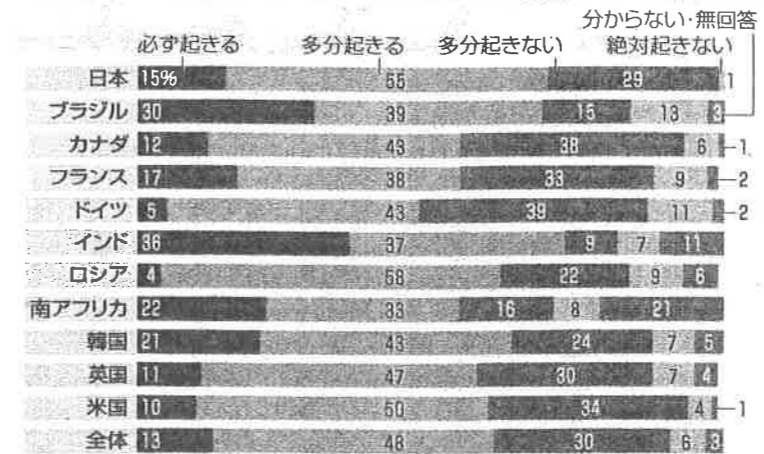
核兵器を全面的に禁止する条約への「賛成」（「強く同意」「いくらか同意」の合計）は全体で86%を占め、回答者の大多数が支持した。米国、英国、フランス、ロシア、インドの核保有国5カ国の合計でも81%で、残る非保有国6カ国の合計は93%にのぼった＝グラフD。（質問⑦の4）

広島と長崎に共通する歴史的あるいは社会的な意味は何でしょうか

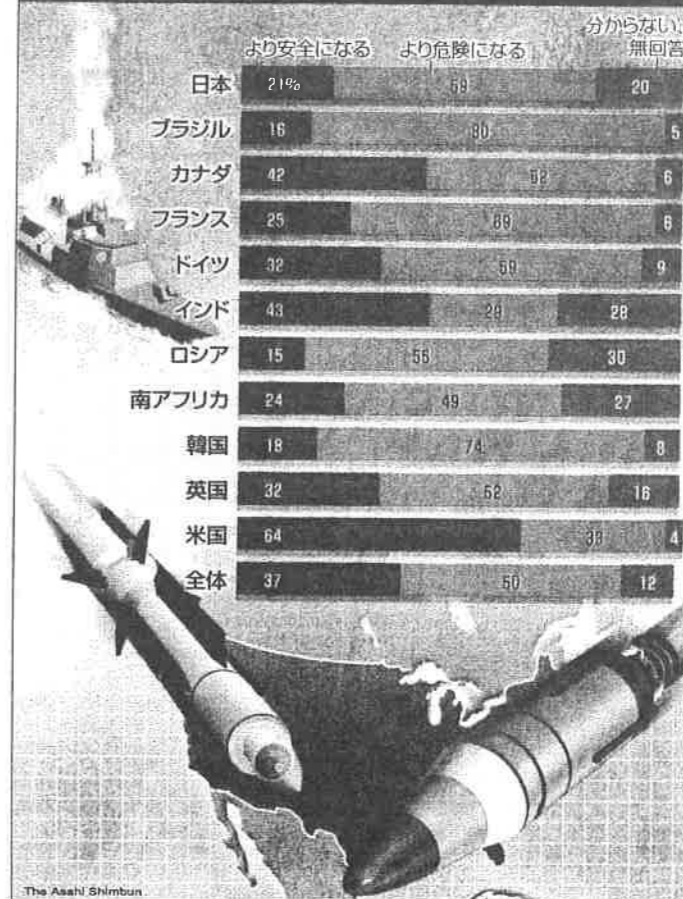
（小計は、社会的、歴史的な意味について具体的に言及した人の割合の総計）

	ブ	加	仏	独	印	日	ロ	南ア	韓	英	米
核兵器が初めて使用された	15%	37	32	51	26	62	29	14	12	36	33
核兵器の威力が示された	11	18	10	14	3	13	31	3	20	16	18
平和、軍縮の重要性が示された	3	0	2	2	1	3	7	1	2	1	1
重大な悲劇と人命の喪失	22	5	24	4	14	17	20	9	9	7	3
第2次世界大戦の終結	4	3	4	1	1	3	2	4	2	6	5
その他の重要な事柄	6	12	11	15	2	1	3	1	14	7	7
小計	60	76	83	89	48	99	92	32	60	73	67
核、戦争に無関係な回答	2	4	3	1	2	0	1	3	3	2	4
歴史的、社会的に特別な意味はない	6	9	6	4	1	0	2	10	2	4	16
分からない、無回答	31	10	9	7	49	1	5	55	34	21	14

(B) 今後10年間にテロリストによる核爆弾または大量破壊兵器の使用は



(C) 米国のミサイル防衛計画により、世界はどのように変わりますか

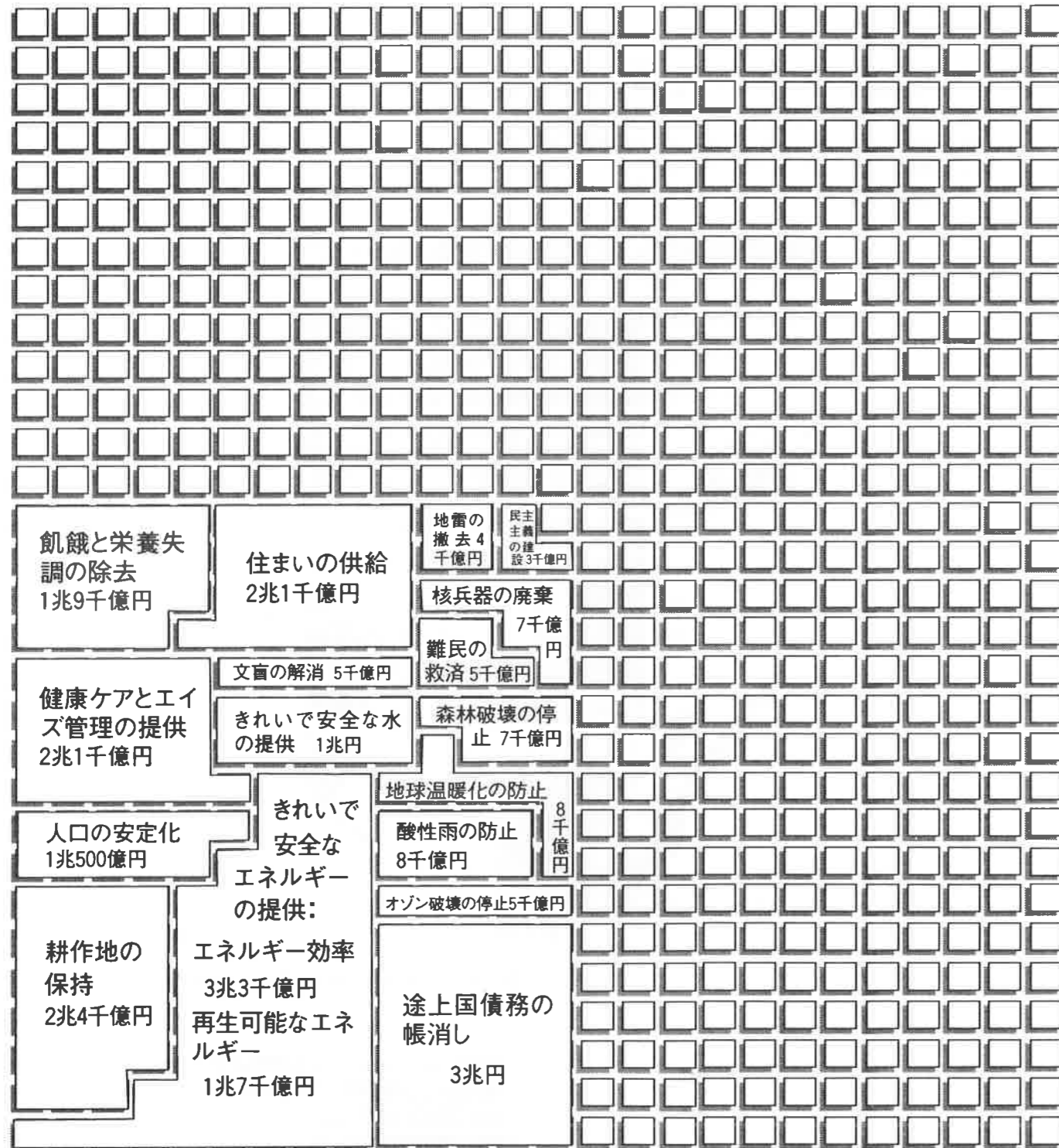


(E) 21世紀中に核兵器はすべての国によって非合法化されるだろう



資料30 軍事費でこんなことができる

世界が必要としているもの (説明は次ページ)



この図全体で、世界の一年間の軍事支出78兆円を示している。(編集部注:1ドル100円とみなした。)

ここに表されているのは、人間が必要としている主要なものや、人類が直面している環境問題を解決するための、さまざまな世界的なプログラムにかかる一年間の費用である。それぞれのプログラムの数字は、世界が必要としているすべての目標を達成するために必要な一年当たりの金額を示している。合計額は、世界の一年間の軍事支出のおよそ30%である。

■ =1000億円
■ =世界から天然痘を根絶する(1978年に達成)ためにかかった費用:300億円

作成:世界ゲーム研究所、2001年
(http://www.worldgame.org/wwwproject)
訳:ピースデポ
World Game Institute, 3215 Race Street,
Philadelphia, Pennsylvania 19104

この図は、世界が、人類の直面している主要な体系的な問題を解決するために必要なものは、入手可能であると共に財政的にも負担可能なものであるということを示そうとする試みである。当然、例えば、世界の食糧問題のように複雑で大きな問題を、一つのグラフの小さな一部として扱うことは、どんなにやってみても不完全なものである。図の

さまざまな要素を下に説明するが、これは完全な、または詳細な計画をめざしたのではなく、むしろ、全体的な方向、展望そして計画を示すことをめざした、非常に概略的なものである。より詳しい報告は「世界が必要とするものプロジェクト」(「世界ゲーム研究所」のウェブサイト)に出ている。

計画1「飢餓と栄養失調の除去/人類の食」:

1年間に1兆9千億円を10年かけて、内訳は、1年に2千億円を国際飢餓救済機関に——国際的な穀物の備蓄と緊急時の飢餓救済。1年に1兆円を、広範な国内教育サービスを通じた、農民の教育に——持続可能な農業、地元の肥料資源の活用、害虫と土壌管理技術、収穫後の保持。これらが、増大した地元生産の市場誘発につながる。1年に7千億円を土着の肥料開発に。計画10の教育資源と組み合わせられる。この金額は、米国の削減のために1年間に費やしている金額の55%にあたる。

計画2A「すべての人に健康ケアを提供する」:

1年間に1兆5千億円を10年かけて、健康ケアのない世界のすべての地域に、コミュニティの健康ワーカーを通じて、健康ケアを提供する。

計画2B「子どもへの特別な健康ケアを提供する」:

1年間に2千5百億円を、次のことに充てる。a) ビタミンAが日常の食事とれない子どもたちにこれを提供し、1年に25万人の子どもの失明を防ぐこと、b) ひどい下痢に苦しむ子どもに経口水分補給の治療をすること、c) 途上国の10億人の子どものために、はしか、結核、ジフテリア、百日咳、ポリオ、破傷風に対する予防接種を行い、これによって年間6、7百万人の子どもの死を防ぐこと。

計画2C「ヨ-素欠乏プログラム」:

1年間に4兆円をかけて、ヨ-素欠乏を除去するために、食卓塩にヨ-素を加える。これによって、甲状腺腫に苦しむ5億6千6百万人を減らし、明らかにクレチン病に苦しむ3百万人をこれ以上増やさないようにする。

計画2D「エイズ予防と管理プログラム」:

1年間に6千億円の内訳は次の通り。エイズ予防教育プログラムに3千億円、途上国のエイズ患者に多様な薬物療法を提供することに2千億円、エイズのワクチンないし治療法の研究と開発に1千億円。すべての健康ケア計画にかかる金額は、米国でアルコールとたばこに一年間に消費されている金額の16%にあたる。

計画3「不十分な居住およびホームレスの解消」:

1年間に2兆1千億円を10年かけて、十分な居住を得ていない人々が、物資、手段および技術を手入手可能にする。米国で16ヶ月にゴルフに消費される金額にあたる。

計画4「きれいで豊富な水の提供」:

1年間に1兆円を10年かけて、必要な井戸、水、および、下水パイプ、公衆衛生施設と浄水システムを建設し維持するための、物資、手段および技術が入手可能になるようにする。世界で違法なドラッグに一年間に消費されている金額の1%にあたる。

計画5「文盲の解消」:

1年間に5千億円を5年かける。内訳は次の通り。10から12基の情報衛星とその発射に2千億円。1千万のテレビ、衛生の皿状受信機、電源のための光電池/電池ユニット——これらすべてが村の学校やその他のすべての文盲率の高い地域に置かれる——ことに2千億円。残り(資金の90%)は、文化的に適切な読み書き能力プログラムとシステムの維持にあてられる。湾岸戦争に使われた費用の5%にあたり、米国でビデオゲームが消費する金額の14ヶ月分にあたる。

計画6「エネルギー効率の増加」:

1年間に3兆3千億円を10年かけて、車両の走行マイル数を50mpg (mpg=1ガロンあたり走行するマイル数。50mpg=1リットルあたり約21キロメートル走行)にし、さらに、器具、産業過程、および、家庭用エネルギーや材料の目標水準を高める。この金額は米国のティーンエージャーが年間に使う金額の13%にあたる。

計画7「再生可能なエネルギーの増加」:

1年間に2兆円を10年かけて、再生可能なエネルギー装置を設置するための税金やその他の誘発要因のために使い、化石燃料および核燃料への補助金を10年間かけて段階的になくしていくことを保証し、よりすぐれた再生可能な動力源装置の研究と開発にあてる。この金額は、途上国における供給電力料金への現在の補助金額の13%にあたる。

計画8「債務の管理」:

1年間に3兆円を10年かけて、50兆円ないしそれ以上の現在の借金を、額面価値の50%に引き落とすために使う。途上国が借金から解放されるだけでなく、銀行が支払い能力を持ち、国際取引を推進し続けられることになる。この金額は、世界の1年間の軍事支出の3.8%にあたる。

計画9「人口の安定化」:

1年間に1兆5百億円を10年かけて、出産計画を普遍的に入手可能なものにするにあてる。この金額は、世界の1年間の軍事支出の1.3%にあたる。

計画10「耕作地の保持」:

1年間に2兆4千億円を10年かけて、世界でもっとも脆弱な耕作地、同時にもっとも不毛化の影響を受けやすい耕作地、また、もっともひどく不毛化された場所、および、もはや農業を続けることができなくなった土地、の10分の1を、牧草地または林地に転換する。また、持続可能な農業技術を利用して、残された土地の表土を保護し再生する。その二つは、政府の規制と、もっとも不毛化された土地での穀物生産をやめるための誘発的なプログラムの組み合わせによって達成される。同時に、持続可能な農業と土地管理技術を教え、示すような国内にゆき届いたサービスの幅広い拡大による農家教育による。この金額は、米国の1年間の農地の損失額より3千億円低く、また、米国とヨーロッパの農家へ与えられている補助金の金額の半分にあたる。

計画11「森林破壊の転換」:

1年間に7千億円を10年かけて、生態学的で、燃料となる森林で、生産が必要としている森林を持続させるために必要な1億5千万ヘクタールを再び森林にするにあてる。地元の村民によって植えられれば、費用は、種まきの費用も含めて、1ヘクタールあたり4万円であろう。立法化、財政的誘発、熱帯林の保護の強化に追加的な費用がかかる。この金額は、世界の1年間の軍事支出の0.9%にあたる。

計画12「オゾン破壊の転換」:

1年間に5千億円を20年かけて、CFC(クロロフルオロメタン。スプレーの噴射剤) - 20の代替物の段階的利用、CFC税、さらなる研究と開発の誘発要因などにあてる。この金額は、米国政府のエネ

ルギー、木材、建設、財政サービスおよび広告産業への補助金額の3.7%にあたる。

計画13「酸性雨の停止」:

1年間に8千億円を10年かけて、税による誘発と、政府の規制と、すべての石炭、産業過程の効率化、車、そして器具の利用者への汚染管理装置設置(静電沈殿器など)といった直接的な援助の組み合わせにあてる。この金額は、世界の1年間の軍事支出の1%にあたる。

計画14「地球温暖化の転換」:

1年間に8千億円を20年かけて、大気へ放出される炭酸ガス、メタン、CFCの削減にあてる。これらは、国際的基準、炭酸税、産業・輸送・家庭におけるエネルギーの効率性向上、化石燃料利用の減少、再生可能なエネルギー利用と再森林化の増大による。この金額は、保険産業が、気候に関連した損害のために1990年代に支払った金額の17%にあたり、世界の1年間の軍事支出の1%にあたる。

計画15「地雷の撤去」:

1年間に2千億円を10年かけて、土地に地雷を埋められた64カ国の各国に小さな施設を設置することにあてる。参加者は、地雷の安全な撤去の訓練を集中的に受けている。各国において撤去された地雷一つについて、一日の賃金以上の補償が与えられる。この金額は、一機のB-2爆撃機の金額より低く、米国の毎年の香水に消費される金額の半額以下である。

計画16「難民の救済」:

1年間に5千億円を10年間かけて、難民の安全を保証し、食糧・避難所・健康ケア・教育の提供を調整するような国際的な難民救済機関にあてる。この金額は、途上国の軍備取引の金額の20%にあたる。

計画17「核兵器の廃棄」:

世界中にあるすべての核兵器を解体し、プルトニウムと高濃縮ウランを処理して非兵器級の物質に転換するために、1年間に7千億円を10年かかる。この金額は、①米国防総省が過去10年間に使った費用の半額に満たない。そしてその国防総省の支出費用とは、米国会計検査院によると、実際には計算ができないどこへ使われたか国防総省も把握していない。②世界の軍事支出の約0.09%である。③また、民間の防護、兵器や爆発物の探知機、ビデオ監視モニター、X線機器などの、「保安産業」に毎年使われる2兆8千億円の25%にあたる。

計画18「民主主義の建設」:

1年間に2千億円を10年かけて、次のプログラムにあてる。——有権者教育、および、民主主義への転換を行おうとしている国々の複数政党の選挙への財政的援助。世界中の人々が、重要な世界的課題についてどう考え感じているのかを確かめるような、世界的世論調査プログラム。現実の世界的な問題を解決する計画を提案し、開発し、判断するために、誰もがインターネットにアクセスできるようにするような、世界的問題解決シミュレーション機関。これら3つのプログラムにかかる金額は、1機のB-2爆撃機よりも低く、世界の1年間の軍事支出の0.025%にあたる。

主な参考文献:UNDP「人間の開発報告1996」、UNICEF「世界の子どもの状況1996、1995、1994」、同「子どもに未来を:世界子どもサミット」、UNHCR「難民II-95」、世界銀行「世界開発報告1996」、世界資源研究所「世界資源1995-96、1992-93」、世界監視研究所「生命のサイン1996」、同「世界の状況1988-96」、同「ホー・ピン:すべての人に食糧を」、同「エネルギー、地球そしてすべての人たち」

資料31 核軍縮:日本の成績表

2002年3月27日

核軍縮:日本の成績表・2002——NPT(13+2)項目に関する評価

NPT(13+2)措置	2002	2003	2004	2005
1 CTBT早期発効	D			
2 核爆発実験のモラトリアム	D			
3 CDでFMCTの5年以内妥結をめざす作業プログラム	B			
4 CDに核軍縮を扱う下部機関を設置する作業プログラム	C			
5 不可逆性の原則	E			
6 保有核兵器の完全廃棄の明確な約束	E			
7 ABM条約の維持強化とSTART過程の促進	E			
8 米・ロ・IAEA三者構想の完成と履行	D			
9 「国際的安定」と「すべてにとって安全保障が減じない原則」	D			
a 核兵器の一方向的削減	D			
b 透明性の増大	D			
c 非戦略核兵器の削減	D			
d 作戦上の地位の低減	D			
e 安全保障政策における核兵器の役割の縮小	E			
f 全核兵器国が参加する核兵器廃絶過程	D			
10 余剰になった軍用核分裂物質の国際管理と平和転用	D			
11 究極的目標としての全面かつ完全軍縮	E			
12 ICJ勧告を想起した核軍縮義務の履行に関する定期報告	D			
13 検証能力のさらなる開発	D			
+1 法的拘束力のある消極的安全保証	D			
+2 非核地帯の設立	D			

CTBT=包括的核実験禁止条約、CD=ジュネーブ軍縮会議、FMCT=兵器用核分裂物質生産禁止条約、ABM条約=対弾道ミサイルシステム制限条約、START=戦略兵器削減条約、IAEA=国際原子力機関、ICJ=国際司法裁判所

コメント

- 日本の核軍縮政策と言われているものが、「核軍縮」よりも「核不拡散」を向いていることに改めて印象づけられる。
- 日本自身が核兵器依存政策から脱却するかどうか、日本の努力が報われるかどうかの鍵を握っている。日本が核兵器に依存している限り、日本の行動は色眼鏡で見られるであろうし、日本が絶好の影響力を行使できる機会にも、なすべきことができないで終わってしまうおそれ大きい。
- 与野党を問わず、政治主導が問われている。官僚任せでは、米国依存は脱却できない。
- 国会論議の中で、評価のために参考になる討論がほとんどないことに気づかされた。被爆国の国会として、核軍縮に関するもっと真剣な討論が欲しい。
- 一方で、政治主導のもとで働く外務省の軍縮スタッフの数をもっと増やすべきである。軍縮庁設置を真剣に考えよう。
- 評点のDもEも日本政府の努力は落第点であったと考えるべきである。評点の全体評価は「D-」(Dマイナス)となり、やはり落第点である。

評点の説明

- A 「核兵器依存からの脱却」という日本にとって核心的課題にとり組んだ。あるいは、世界的な核軍縮に重要な貢献をした。
- B 「重要課題」(「(付)評価理由の説明」で下線を引いたもの)に意欲的に取り組んだ。
- C 「課題」の一部に取り組んだ。
- D 「課題」「重要課題」に取り組まなかったか、取り組みが極めて不十分であった。幸いにも、そのことが世界的な状況悪化の直接の要因にはならなかった。
- E 「重要課題」に取り組まなかった。一部に取り組んだとしても、被爆国として活かすべき貴重な機会を活かさなかった。

方法論

- ◆これは、2000年5月に核不拡散条約(NPT)再検討会議で全会一致で採択された最終文書の中の、NPT第6条(核軍縮義務)履行のための実際的措置13項目とNPT第7条で日本に深い関係の深い2項目を合わせた(13+2)項目について、2000年5月20日~2002年2月16日にわたる日本政府の履行努力について、市民の立場から評点を付けたものである。
- ◆各項目の履行に向けて、現在の状況が必要であり、日本にとって現実的に可能な「課題」を設定した。課題設定のしかたは、状況に応じて毎年変化する。課題のなかでとくに重要なものを「重要課題」とした。「重要」の判断は、核兵器廃絶の早期達成の観点、それに関する国際的政治局面の観点、日本の政治局面の観点から行われる。設定した課題にどれだけ取り組んだかを検討して、A~Eの評点を付けた。
- ◆A~Eの基準の説明は、右ページ成績表の下段に書いた通りである。
- ◆「(付)評価理由の説明」を添付し、課題設定と評点の根拠を示した。(大部なので本誌には掲載できないが、希望者はピースデポに注文して下さい。)
- ◆2005年の次回NPT再検討会議まで、成績表は毎年継続される。
- ◆評価は評価委員会によって行われた。委員会の構成メンバーは次の10名である。(50音順)
 梅林宏道(世話人、ピースデポ代表)、黒澤満(大阪大学)、竹村泰子(前参議院議員)、田中熙巳(日本被団協)、土山秀夫(元長崎大学学長)、都留康子(東京学芸大学)、仁木三智子(日本YWCA)、平岡敬(元広島市長)、前田哲男(東京国際大学)、森瀧春子(核兵器廃絶をめざすヒロシマの会)

<http://www.peacedepot.org/theme/npt/report.html>

資料32 核兵器・核軍縮関連年表

- 1945年7月16日 米国が世界最初の核実験(アラモゴルド)
- 8月6日 広島に原爆投下
- 8月9日 長崎に原爆投下
- 1949年8月26日 ソ連が最初の核実験
- 1952年10月3日 英国が最初の核実験
- 11月1日 米国が最初の水爆実験
- 1953年8月12日 ソ連が最初の水爆実験
- 1954年1月21日 世界最初の原子力潜水艦ノーチラス号進水
- 3月1日 米国のビキニ環礁水爆実験。第5福竜丸被爆
- 1955年7月9日 ラッセル・アインシュタイン宣言
- 1957年7月29日 IAEA(国際原子力機関)憲章発効
- 1957年8月27日 ソ連、大陸間弾道弾試射に成功
- 1957年10月4日 ソ連、世界初の人工衛星(スプートニク1号)打ち上げ
- 1959年6月9日 米、最初のボラリス弾道ミサイル原潜進水
- 1960年2月13日 フランスが最初の核実験
- 1962年10月 キューバ危機
- 1963年8月5日 部分的核実験禁止条約採択
- 1964年10月16日 中国が最初の核実験
- 1967年1月27日 宇宙条約署名
- 2月14日 ラテンアメリカ核兵器禁止条約署名
- 1968年7月1日 核不拡散条約(NPT)署名
- 1971年2月11日 海底核兵器禁止条約署名
- 1972年4月10日 生物兵器禁止条約(BWC)署名
- 5月26日 米ソ、戦略核兵器削減交渉(SALT)I諸条約署名
- 5月26日 米ソ、対弾道弾ミサイルシステム制限条約(ABM条約)に署名
- 1974年5月18日 インドが地下核実験
- 7月3日 米ソ、ABM条約議定書に署名
- 1978年5月23日～ 第1回国連軍縮特別総会
- 6月30日
- 1979年3月28日 米、スリーマイル島の原子力発電所事故
- 6月18日 米ソ、SALT II条約署名
- 1980年3月3日 核物質の防護に関する条約署名
- 1982年6月7日～ 第2回国連軍縮特別総会
- 7月10日
- 1983年3月23日 レーガン米大統領、戦略防衛構想(SDI)発表
- 1985年8月6日 南太平洋非核地帯条約署名
- 1986年4月28日 チェルノブイリ原発事故
- 1987年12月8日 米ソ、中距離核戦力(INF)条約署名

- 1989年11月9日 ベルリンの壁崩壊
- 12月2日 米ソ首脳会議(マルタ)、冷戦終結宣言
- 1990年10月3日 東西ドイツ統一
- 1991年1月17日 多国籍軍、イラクへの攻撃開始、湾岸戦争
- 7月31日 米ソ、第1次戦略兵器削減条約(START I)署名
- 12月17日 ソ連崩壊
- 1992年1月20日 朝鮮半島非核化共同宣言署名
- 1993年1月3日 米ロ、START II条約署名
- 1月13日 化学兵器禁止条約(CWC)署名
- 1994年7月25日 第1回ASEAN地域フォーラム(ARF)開催
- 9月22日 米、核兵器態勢見直し(NPR)発表
- 10月21日 米朝枠組み合意
- 1995年4月17日～ NPT再検討・延長会議開催
- 5月12日
- 5月11日 NPT無期限延長を決定
- 9月5日 フランス、核実験を再開
- 12月15日 東南アジア非核兵器地帯条約署名
- 1996年3月25日 英米仏、南太平洋非核地帯条約議定書署名
- 1996年4月11日 アフリカ非核兵器地帯条約署名
- 7月8日 核兵器の使用に関するICJ勧告的意見
- 8月14日 キャンベラ委員会、報告書発表
- 9月24日 包括的核実験禁止条約(CTBT)署名開始
- 1997年3月21日 米ロ、START IIIの枠組みに合意
- 5月15日 IAEAモデル議定書改正
- 7月2日 米国が初の未臨界核実験
- 9月26日 START II条約議定書署名
- 9月26日 ABM関係協定署名
- 12月3日 対地雷禁止条約署名
- 1998年4月6日 英仏、核兵器国ではじめてCTBT批准
- 5月11・13日 インドが地下核実験を実施
- 5月28・30日 パキスタンが地下核実験を実施
- 6月9日 新アジェンダ声明
- 7月8日 英国が「戦略国防見直し」を発表
- 1999年7月25日 東京フォーラム報告書発表
- 2000年4月24日～ 第6回NPT再検討会議
- 5月19日
- 2000年6月13日 南北朝鮮首脳会談
- 2001年12月13日 米、ABM条約脱退通告

資料33 2002年版に掲載されていない旧版の資料一覧

行の最後の数字は、98/99/2000/2001年版の資料番号を示す。

<98年版>

- ヘルシンキ米ロ・サミット「核戦力の将来的な削減指標に関する共同声明」(97年3月)(1)
- 第52回国連総会におけるマレーシア決議(97年12月)(4)
- マレーシア決議案、国連総会での投票結果(97年12月)(5)
- 未臨界実験米エネルギー省発表:第1回(97年7月)・第2回(97年9月)(6)
- 「ニューヨーク・タイムズ」論説「爆弾の改良は不必要」(97年8月)(9)
- NPT延長後の核軍縮セミナー・池田外務大臣挨拶・抜粋(96年12月)(11)
- マレーシア決議案への林暘軍縮大使の態度表明(97年11月)(12)
- 日本提案の「究極的核廃絶に向けた決議」(97年12月)(13)
- 各国の将軍と提督による核兵器についての声明、署名者一覧(96年12月)(14)
- 英国非核自治体連合のインド政府への要請文(98年3月)(20)

<99年版>

- 第53回国連総会における新アジェンダ決議(98年12月)(5)
- 第53回国連総会におけるマレーシア決議(98年12月)(6)
- 第53回国連総会本会議での投票結果(98年12月)(7)
- インド原子力省と国防研究開発機関との共同声明と一問一答(98年5月)(9)
- 未臨界実験米エネルギー省発表 第3回(98年3月)、第4回(98年9月)(10)
- 未臨界実験に関する欧州議会決議(98年2月)(12)
- 第53回国連総会での日本の軍縮方針演説(98年10月)(19)
- 第53回国連総会における日本提案・究極的核廃絶決議(98年12月)(21)
- カットオフ特別委に関する林軍縮大使演説(98年8月)(23)
- 核兵器に関する世界の文民指導者の声明(98年2月)(25)
- 「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」へのNGO国際レター(98年8月)(26)

<2000年版>

- 「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」参加者リスト(98年8月-99年7月)(4)
- 第3回NPT再検討会議準備委員会における新アジェンダ声明(99年5月)(7)
- NPT再検討会議におけるP5声明(00年5月)(9)
- NPT再検討会議P5声明への新アジェンダの反論(00年5月)(10)
- NPT再検討会議P5声明への非同盟運動の反論(00年5月)(11)
- NPT再検討会議における山本一太外務政務次官の演説(00年4月)(12)
- NPT再検討会議についての河野洋平外務大臣談話(00年5月)(15)
- 第54回国連総会における新アジェンダ決議(99年12月)(16)
- 第54回国連総会におけるICJフォローアップ決議(マレーシア決議)(99年12月)(17)
- 第54回国連総会本会議での投票結果(98年12月)(19)
- CTBT発効に必要な44カ国の批准状況(00年5月)(21)
- モンゴルの非核地位に関する国連総会決議(98年12月)(31)
- 日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会(00年3月)(32)
- 海外配備された米核兵器・国別リスト(51年~77年)(34)
- 「新アジェンダ決議」日本棄権の理由(98年11月、99年11月)(35)
- 高知県港湾非核化に関する資料(97年12月~99年3月)(36)
- 「アボリション2000」ミレニアム声明(99年12月)(41)
- 米バーモント州決議関連資料(99年3月~4月)(42)
- 「アボリション2000」の自治体宣言、米サンタバーバラ市(97年3月)(43)
- 核兵器禁止条約の2000年までの締結を求めている世界の自治体リスト(00年5月)(44)
- 広島市・長崎市の1999年平和演説(99年8月)(45)

<2001年版>

- キャンベラ委員会報告書・要旨(96年8月14日)(2)
- <http://www.dfat.gov.au/cc/cchome.html>

- 東京フォーラム主要勧告(99年7月25日)(3)
<http://serv.peace.hiroshima-cu.ac.jp/anew/tfhoukoku.htm>
- 非同盟28カ国提案「核兵器廃絶に向けての行動計画」(96年8月8日)
- 2000年NPT再検討会議における新アジェンダ作業文書(00年4月24日)(6)
- 2000年NPT再検討会議における日本の作業文書(00年4月24日)(7)
- 2000年NPT再検討会議最終文書(抜粋)(00年5月19日)(8)
- 第55回国連総会における新アジェンダ決議(00年11月20日)(9)
- 第55回国連総会におけるICJフォローアップ決議(マレーシア決議)(00年11月20日)(10)
- 第55回国連総会における日本決議(00年11月20日)(11)
- 第55回国連総会本会議での投票結果(00年11月20日)(12)
- 第54回国連総会における「究極的廃絶」日本決議(99年12月1日)(13)
- アナン国連事務総長の国連ミレニアム・サミットへの報告書(抜粋)(00年4月3日)(14)
- 国連ミレニアム宣言(00年9月8日)(15)
- CTBT発効に必要な44カ国と批准状況(01年5月31日)(16)
- CTBTに対する米国の保障措置(95年10月27日)(17)
- カナダ議会の勧告(98年12月10日)と政府回答(99年4月19日)(19)
- 英戦略国防見直し(SDR)・第4章(98年7月8日)(20)
<http://www.mod.uk/issues/sdr/> <http://www.acronym.org.uk/dd/dd28/28ext.htm>
- 米国の2001国防認可法の核態勢見直し(00年10月30日)(21)
- 巡航ミサイルトマホーク発射訓練データ(00年5月12日)(22)
- ロシアの新「安全保障概念」(抜粋)(00年1月10日)(24)
- ロシアの新「軍事ドクトリン」(00年4月21日)(25)
- NATOワシントン・サミット・コミュニケ第32節(99年4月24日)(26)
- NATO理事会外相会議コミュニケ(99年12月15日)(27)
- NATOの選択肢に関する報告(抜粋)(00年12月14日)(28)
- ラホール宣言とラホール了解覚書(99年2月21日)(29)
- インドの核兵器ドクトリン草案(99年8月17日)(30)
- 朝鮮半島「南北共同宣言」(00年6月15日)(31)
- 民主党の核政策「核の恐怖のない世界をめざして」(00年4月18日)(32)
- 社民党の「東北アジア安全保障機構」政策(抜粋)(01年5月2日)(33)
<http://www5.sdp.or.jp/central/timebeing/heiwakousou.html>
- 核兵器持ち込みに関する小樽市への回答(00年9月20日、9月22日)(34)
- 米国と日本:成熟したパートナーシップへ(抜粋)(00年10月11日)(35)
http://www.ndu.edu/inss/press/Spelrepts/SR_JAPAN.HTM
- ハーグ・アジェンダ「21世紀の平和と正義のための課題」(抜粋)(99年5月)(36)
- 「公正な世界秩序のための10原則」(99年5月14日)(37)
- 2000人アピール「核兵器の廃絶へ—日本の使命」(00年1月1日)(38)
- 「アボリション2000」声明(95年4月25日)(39)
<http://www.abolition2000.org/ablstate.html>
- モオレア宣言(97年1月25日)(40)
<http://www.abolition2000.org/resolutions/Moorea.html>
- 非核地帯に関するウプサラ宣言(00年9月4日)(41)
- インド「核軍縮と平和のための連合」の行動計画(00年11月13日)(42)
- NPT再検討会議における長崎市長の演説(00年5月3日)(44)
- 広島市・長崎市の2000平和宣言(00年8月6日、9日)(45)
- 長崎アピール(00年11月20日)(46)
http://www3.ocn.ne.jp/%7Egca.naga/appeal_j.html
- 日本の非核宣言自治体の活動と事業(01年5月)(47)

核軍縮と非核自治体●2002

2002年7月29日発行

監修: 梅林 宏道 / 前田 哲男

執筆: 市岡 真之 / 梅林 宏道 / 川崎 哲 / 黒崎 輝 / 小林 真樹 / 杉島 正秋
田辺 俊明 / 田巻 一彦 / 中原 聖乃 / 中村 桂子 / 東山 道 / 藤田 明史
前田 哲男 / 森口 貢 / 山口 響 / 湯浅 一郎 / ダグラス・ロウチ

編集: 梅林 宏道 / 川崎 哲 / 中村 桂子

製作: 秋山 祐子

発行: NPO法人 ピースデポ

〒223-0051 神奈川県横浜市港北区箕輪町3-3-1日吉グリュエネ102号

Tel:045-563-5101 Fax:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org

<http://www.peacedepot.org/>

頒価: 1,500円

郵便振替:00250-1-41182 加入者名:「特定非営利活動法人ピースデポ」

横浜銀行 日吉支店(普)1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」